

東京都地域防災計画

火 山 編
(令和 7 年修正)

[本冊]

素案

東京都防災会議

用 語 例

本計画で使用する用語等は、次による。

1 地域等の標記

	標 記	説 明
1	区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
2	区部	東京都の地域のうち、特別区の所在する地域をいう。
3	多摩地域	東京都の地域のうち、市及び郡部町村の所在する地域をいう。
4	島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
5	多摩島しょ地域	東京都の地域のうち、3及び4に属する地域をいう。

2 機関名等の標記

	標 記	機関等
1	都	東京都
2	都本部	東京都災害対策本部
3	都各局	東京都災害対策本部を構成する各局・本部、庁、行政委員会事務局、支庁
4	都〇〇局	東京都〇〇局
5	関東総合通信局	総務省関東総合通信局
6	関東財務局	財務省関東財務局
7	関東信越厚生局	厚生労働省関東信越厚生局
8	東京労働局	厚生労働省東京労働局
9	関東農政局	農林水産省関東農政局
10	関東森林管理局	農林水産省関東森林管理局
11	関東経済産業局	経済産業省関東経済産業局
12	関東東北産業保安監督部	経済産業省関東東北産業保安監督部
13	関東地方整備局	国土交通省関東地方整備局
14	関東運輸局	国土交通省関東運輸局
15	東京航空局	国土交通省東京航空局東京空港事務所
16	関東地方測量部	国土地理院関東地方測量部
17	東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
18	第三管区海上保安本部	海上保安庁第三管区海上保安本部

	標 記	機関等
19	関東地方環境事務所	環境省関東地方環境事務所
20	北関東防衛局	防衛省北関東防衛局
21	国立病院機構	独立行政法人国立病院機構
22	水資源機構	独立行政法人水資源機構
23	日赤東京都支部	日本赤十字社東京都支部
24	東日本高速道路	東日本高速道路株式会社
25	中日本高速道路	中日本高速道路株式会社
26	首都高速道路	首都高速道路株式会社
27	JR 東日本	東日本旅客鉄道株式会社首都圏本部
28	JR 東海	東海旅客鉄道株式会社新幹線鉄道事業本部
29	JR 貨物	日本貨物鉄道株式会社首都圏本部
30	NTT 東日本	東日本電信電話株式会社東京事業部
31	日本郵便	日本郵便株式会社
32	東京ガスグループ	東京ガス株式会社 東京ガスネットワーク株式会社
33	KDDI	KDDI 株式会社
34	NTT コミュニケーションズ	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社
35	NTT ドコモ	株式会社 NTT ドコモ
36	ソフトバンク	ソフトバンク株式会社
37	楽天モバイル	楽天モバイル株式会社
38	日本通運	日本通運株式会社首都圏支店
39	福山通運	福山通運株式会社
40	佐川急便	佐川急便株式会社
41	ヤマト運輸	ヤマト運輸株式会社
42	西濃運輸	西濃運輸株式会社
43	東京電力グループ	東京電力ホールディングス株式会社 東京電力パワーグリッド株式会社 東京電力エナジーパートナー株式会社 東京電力リニューアブルパワー株式会社
44	東武鉄道	東武鉄道株式会社
45	東急電鉄	東急電鉄株式会社
46	京成電鉄	京成電鉄株式会社
47	京王電鉄	京王電鉄株式会社
48	京急電鉄	京浜急行電鉄株式会社
49	西武鉄道	西武鉄道株式会社
50	小田急電鉄	小田急電鉄株式会社

	標 記	機関等
51	東京地下鉄	東京地下鉄株式会社
52	東京モノレール	東京モノレール株式会社
53	ゆりかもめ	株式会社ゆりかもめ
54	北総鉄道	北総鉄道株式会社
55	東京臨海高速鉄道	東京臨海高速鉄道株式会社
56	多摩都市モノレール	多摩都市モノレール株式会社
57	首都圏新都市鉄道	首都圏新都市鉄道株式会社
58	東海汽船	東海汽船株式会社
59	都トラック協会	一般社団法人東京都トラック協会
60	都医師会	公益社団法人東京都医師会
61	都歯科医師会	公益社団法人東京都歯科医師会
62	都薬剤師会	公益社団法人東京都薬剤師会
63	東京都立病院機構	地方独立行政法人東京都立病院機構
64	献血供給事業団	公益財団法人献血供給事業団
65	都獣医師会	公益社団法人東京都獣医師会
66	TBS ラジオ	株式会社 TBS ラジオ
67	文化放送	株式会社文化放送
68	ニッポン放送	株式会社ニッポン放送
69	ラジオ日本	株式会社アール・エフ・ラジオ日本
70	エフエム東京	株式会社エフエム東京
71	J-WAVE	株式会社 J-WAVE
72	日経ラジオ社	株式会社日経ラジオ社
73	interfm	株式会社 InterFM897
74	日本テレビ	日本テレビ放送網株式会社
75	TBS テレビ	株式会社 TBS テレビ
76	フジテレビジョン	株式会社フジテレビジョン
77	テレビ朝日	株式会社テレビ朝日
78	テレビ東京	株式会社テレビ東京
79	TOKYO MX	東京メトロポリタンテレビジョン株式会社
80	東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
81	東京ハイヤー・タクシー協会	一般社団法人東京ハイヤー・タクシー協会
82	都個人タクシー協会	一般社団法人東京都個人タクシー協会
83	日本エレベーター協会	一般社団法人日本エレベーター協会関東支部

3 法令・条例名等の標記

	標 記	説 明
1	本部条例	東京都災害対策本部条例(昭和 37 年都条例第 110 号)
2	本部規則	東京都災害対策本部条例施行規則(昭和 38 年都規則第 12 号)
3	本部運営要綱	東京都災害対策本部運営要綱 (昭和 38 年 4 月 8 日 38 総行災発第 12 号)

目 次

用 語 例

目 次

第1部 総 論	1
第1章 計画の目的及び前提	3
第1節 計画の目的.....	3
第2節 計画の前提.....	3
第3節 計画の構成.....	4
第4節 計画の習熟等.....	4
第5節 計画の修正.....	5
第2章 目指すべき到達目標の設定	7
第2部 島しょ火山編	9
第1章 総則	11
第1節 東京都の火山島分布.....	11
第2節 島しょの人口.....	12
第3節 島しょの地勢及び火山の概要.....	12
第4節 島しょの火山活動の概要及び状況.....	15
第5節 現状・課題.....	22
第6節 対策の方向性.....	23
第7節 都、区市町村及び防災機関の役割.....	24
第2章 災害予防計画	33
第1節 各防災機関の予防業務及び役割.....	33
第2節 火山観測.....	40
第3節 施設の整備.....	42
第4節 訓練及び防災知識の普及・啓発.....	49
第5節 住民等の防災行動力の向上.....	54
第3章 災害応急・復旧対策計画	63
第1節 初動態勢.....	63
第2節 情報の収集及び伝達.....	83
第3節 災害救助法の適用.....	104
第4節 応援協力・派遣要請.....	112
第5節 警備・交通規制.....	122
第6節 避難.....	127
第7節 救援・救護.....	147
第8節 船舶及び航空機の安全確保対策.....	165

第 9 節 ライフライン施設等の応急・復旧対策	167
第 10 節 公共施設等の応急・復旧対策	180
第 11 節 その他の応急対策	183
第 12 節 災害復旧対策	205
第 3 部 富士山噴火降灰編	215
第 1 章 総則.....	217
第 1 節 富士山の現況等	217
第 2 節 都・区市町村及び防災機関の役割	228
第 2 章 災害予防計画.....	237
第 1 節 各防災機関の予防業務及び役割	237
第 2 節 火山観測等.....	240
第 3 節 安全な交通ネットワーク等の確保	241
第 4 節 安全なライフライン等の確保.....	248
第 5 節 農林水産対策	252
第 6 節 訓練及び防災知識の普及・啓発	253
第 7 節 住民等の防災行動力の向上	260
第 8 節 通信の確保.....	271
第 9 節 物流・備蓄・輸送対策の推進.....	271
第 10 節 消防活動体制の整備	274
第 3 章 災害応急・復旧対策計画	275
第 1 節 応急活動体制	275
第 2 節 情報の収集及び伝達	286
第 3 節 応援協力・派遣要請	293
第 4 節 警備・交通規制	294
第 5 節 避難者等	295
第 6 節 消火・救助・救急.....	298
第 7 節 救援・救護.....	298
第 8 節 船舶及び航空機の安全確保対策	299
第 9 節 交通機関の応急・復旧対策	300
第 10 節 ライフライン等の応急・復旧対策.....	306
第 11 節 宅地等の降灰対策	323
第 12 節 火山灰の収集・運搬及び処分	326

第 1 部

総論

第 1 章 計画の目的及び前提

第 1 節 計画の目的

- この計画は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 40 条の規定に基づき、東京都防災会議が策定する計画である。
- 本計画の目的は、都、区市町村、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等が、持てる全機能を発揮し、都の地域における火山災害の予防、応急・復旧策を実施することにより、都民等の生命・身体及び財産の保護や都市機能の維持を実現するとともに、都民や事業者、地域の防災組織による自助・共助の取組や主体間の連携を促進することにより、東京の防災力の向上を図ることにある。

第 2 節 計画の前提

- 都の島しょ地域においては、過去にたびたび火山災害を経験している。昭和 58 年(1983 年)10 月には三宅島が噴火し、阿古集落の大部分が溶岩流により埋没した。昭和 61 年(1986 年)11 月には伊豆大島の外輪山外側での大規模な割れ目噴火により、全島民約 1 万人が島外避難をした。
- また、平成 12 年(2000 年)6 月には三宅島で群発地震が発生した。その後、山頂部で数度噴火し、全島民約 3,800 人が島外避難する事態となった。大規模噴火が収まった平成 12 年(2000 年)9 月以降、二酸化硫黄の大量放出により島外避難が長期化し、平成 17 年(2005 年)2 月に島民の帰島が実現した。
- 都防災会議は、昭和 61 年(1986 年)の伊豆大島での噴火の後、火山部会を設置し、伊豆諸島各島の火山に関する地質、噴火の特徴、活動状況等の調査研究を行った。調査研究は昭和 62 年度から平成元年度までの 3 か年にわたり実施され、各火山の特性、その対応策等について提言をまとめ、報告した。
- 伊豆諸島の火山にはそれぞれに特徴があり、その特徴に従った対策を島しょ町村で検討する必要があるが、万一、大規模な火山噴火が起きた場合には、島外避難に直結することが想定されることから、島しょ町村はもとより、都、関係防災機関が緊密に連携し、迅速に対応していくことが不可欠である。
- また、火山部会の提言及び過去の火山災害の経験を踏まえ、火山の観測・監視体制の維持、防災訓練の実施等の予防対策、島外避難を含めた避難体制の整備、島外からの救援・救護対策等、外海孤立離島という特質に即した応急対策を進めていく必要がある。
- 富士山については、平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月まで及び平成 13 年(2001 年)4 月から 5 月までの間に低周波地震が急増したものの、国の火山噴火予知連絡会は、地殻変動は見られないことから、直ちに噴火等の活発な火山活動に結びつくものではないとの見解を示している。一方、1707 年の宝永噴火から約 300 年が経過し、いつ大噴火が起こるとも知れない状況にある。令和 2 年 4 月に中央防災会議の大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループで公表された「大規

第1部

第1章 計画の目的及び前提

第3節 計画の構成

模噴火時の広域降灰対策について一首都圏における降灰の影響と対策― ～富士山噴火をモデルケースに～（報告）」によると、富士山が大噴火した場合、都内においても、降灰が大量かつ広域に及ぶことから、道路等の交通網の混乱や停電の発生など、首都機能の麻痺に直結する被害が生じ、社会経済活動に甚大な影響が生じることが想定されている。

- こうしたリスクに備え、平常時からの備えの強化により、降灰による被害を最小化するとともに、人口や交通網等が集中する東京の特性を踏まえ、都市活動を維持するための降灰対策を、ハード・ソフト両面から推進していく必要がある。
- なお、平成21年(2009年)2月に浅間山が噴火し、都にも降灰があったが、こうした他の火山の噴火に伴う対応についても本計画を準用する。

第3節 計画の構成

- この計画は、都及び防災機関が行うべき火山対策を予防、応急・復旧の各段階に応じて具体的に記載しており、その構成と主な内容は、次のとおりである。
- 第2部は、島しょ町村の区域を対象としており、第3部は、東京都全域を対象としている。

構成	主な内容
第1部 総論	○ 計画の目的及び前提、目指すべき到達目標 等
第2部 島しょ火山編	○ 島しょの地勢及び火山の概要等 ○ 現状・課題、対策の方向性 ○ 島しょ火山噴火に備え、都及び防災機関等が行う予防対策、住民及び事業者等が行うべき取組 ○ 火山災害発生後に都及び防災機関等がとるべき応急・復旧対策、災害救助法の適用等
第3部 富士山噴火降灰対策編	○ 富士山の現況、都・区市町村及び防災機関の役割 等 ○ 現状・課題、対策の方向性 ○ 富士山噴火に伴う降灰に備え、都及び防災機関等が行う予防対策、住民及び事業者等が行うべき取組 ○ 降灰後に都及び防災機関等が行う応急・復旧対策

第4節 計画の習熟等

- 各防災機関は、平素から危機管理の一環として、火山防災対策を推進する必要がある。このため、火山災害等に関する施策及び事業が本計画に合致しているかを点検し、必要に応じて見直しを行うとともに、火山に関する調査及び研究に努め、所属職員に対する災害時の役割等を踏まえた実践的な教育及び訓練の実施等を通して本計画を習熟し、火山災害への対応能力を高める。
- 男女双方の視点に配慮した防災を進めるため、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性の参画を拡大し、男女共同参画の視点を取り入れた防災体制を確立する必要がある。

第 5 節 計画の修正

- この計画には、毎年検討を加え、必要があると認めるときに修正する。
- 修正に当たっては、各防災機関は、関係のある事項について、計画修正案を都
防災会議に提出する。

第2章 目指すべき到達目標の設定

- 安心して暮らせる東京の実現に向けて、目指すべき到達目標を以下のとおり定める。

《島しょ火山対応》

	目指すべき到達目標
避難体制の整備	円滑な避難に向けた対策が講じられ、様々なリスクに柔軟に対応できる体制が整備されている
輸送体制	島民等が安全に避難できる輸送手段が確保され、避難者を受け入れる体制が整っている

《富士山噴火降灰対応》

	目指すべき到達目標
降灰状況の把握	降灰状況を一元的かつ迅速に把握できる体制が構築されている
交通インフラ対策	降灰の初期段階から効率的に除灰する体制が構築されている
ライフライン対策	ライフライン事業者による予防・応急復旧策が強化されている
火山灰処理	火山灰の収集から処分までの広域的な連携体制が構築され、仮置き場や処分先が確保されている
避難	多様なニーズに対応できる広域的な避難体制が構築されている
物資の供給	備蓄の促進と物資供給体制の構築により、災害時に自宅等で生活が維持できる環境が整っている

《共通》

	目指すべき到達目標
情報発信	都民や観光客等が災害を自分事と捉え、必要な情報にアクセスできる仕組みが構築されている
自助・共助の取組	自主防災組織やボランティア等の連携により、地域の防災力が強化されている

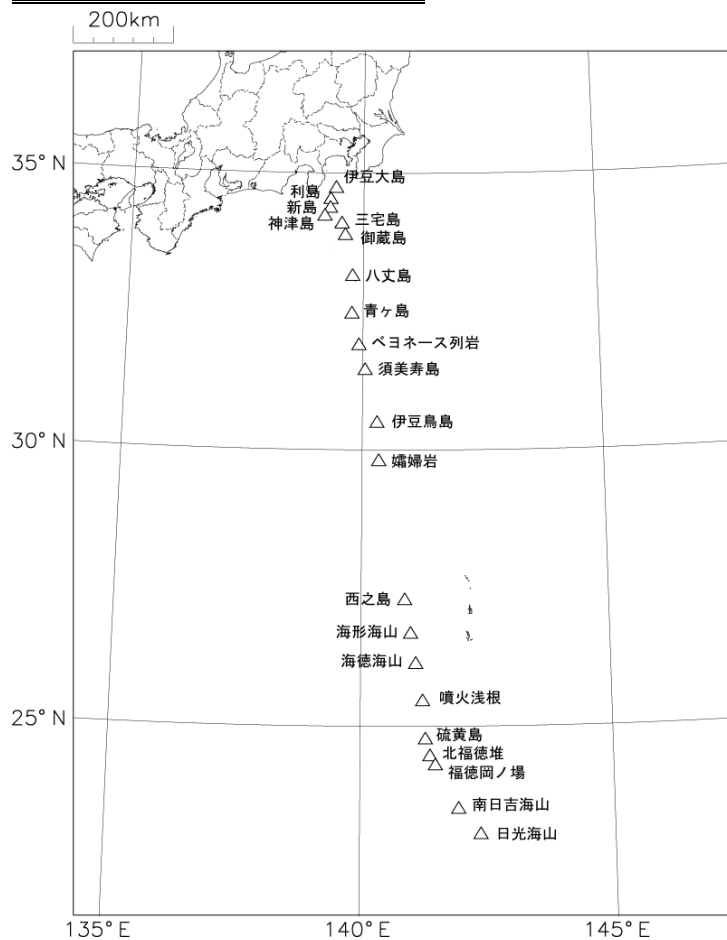
第2部

島しょ火山編

第1章 総則

- 東京湾から南方の太平洋上には、伊豆諸島及び小笠原諸島が連なっている。
- これらの地域の大部分は富士火山帯に属しているところから、多くの火山島及び海底火山が存在している。
- このうち、火山噴火予知連絡会が活火山と定義しているおおむね過去1万年以内に噴火した火山及び現在活発な噴気活動のある火山は21あり、伊豆大島、利島、新島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島、青ヶ島(以上住民居住)、ペヨネース列岩、須美寿島、伊豆鳥島、嬬婦岩、西之島(以上無人島)及び硫黄島(自衛隊駐屯地)、さらに、海底火山として海形海山、海德海山、噴火浅根、北福德堆、福德岡ノ場、南日吉海山及び日光海山が挙げられる。
- このように、都の地域における火山は全て島しょ地域に存在することから、本章においては、活動的な火山島を中心に、島しょの人口、地勢と火山の概要及び火山の活動状況を記載する。

第1節 東京都の火山島分布



第2節 島しょの人口

○ 火山の存在する島の人口、世帯等は次のとおりである。

区分	島名 (火山名)	支庁	町村名	人口 (人)	世帯数 (世帯)	面積 (km ²)
活動的火山が存在する島	伊豆大島	大島	大島町	7,150	4,402	90.73
	新島		新島村	2,021	1,087	22.97
	神津島		神津島村	1,813	924	18.24
	三宅島	三宅	三宅村	2,301	1,496	55.20
	八丈島	八丈	八丈町	7,053	4,201	69.12
	青ヶ島		青ヶ島村	168	117	5.95
その他の火山が存在する島	利島	大島	利島村	317	187	4.04
	式根島		新島村	474	241	3.67
	御蔵島	三宅	御蔵島村	292	164	20.36

- (注) 1 このほか、住民が居住していない活動的火山が存在する島として硫黄島(自衛隊駐屯地)がある。
- 2 人口及び世帯は、住民基本台帳人口(令和5年1月1日現在)による。
- 3 面積は、国土地理院「令和6年全国都道府県市区町村別面積調」(令和6年1月1日現在)による。
- 4 伊豆大島は火山名称

第3節 島しょの地勢及び火山の概要

- 伊豆諸島及び小笠原諸島は、東経136～154度、北緯20～35度の区域に散在している。その最北端に位置する伊豆大島は東京から南へ約109km、最南端に位置する沖の鳥島は東京から南へ約1,700kmであり、南北約1,600kmの間に島々が存在する。
- これら島しょのうち、火山が存在する島の地勢は次のとおりである。

1 活動的な火山が存在する島

(1) 伊豆大島

- 伊豆大島は、東京の南方海上約110kmに位置する東西9km、南北15km、周囲52km、面積90.73km²の伊豆諸島最大の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち最も北に位置する島である。島の中央には三原山(標高758m)がそびえ、南西部と北部から東部にかけては高さ最大350m(東部)に達する海食崖が発達しているが、西部は勾配の緩やかな平地である。

- 18世紀以降の噴火活動は三原山の火口で起こっていたが、昭和61年(1986年)11月の大噴火では、中央火口北側カルデラ内及び外輪山北側斜面に新たな割れ目噴火口が出現した。
- 島の東側は断崖絶壁であるが、西側は勾配が緩やかで、平地が開けている。中央火口原を除き、全島森林に覆われており、島内六つの集落は海岸に沿って発達している。
- 島の地形的特質は、溶岩流の繰り返しのある新火山地帯が露出していることと側火山の多いことである。

(2) 新島及び式根島

- 新島は、東京から南へ約160 kmに位置し、東経139度15分、北緯34度22分、面積は22.97 km²、南北11.5 km東西3.2 kmの二頭形台地状の島であり、富士山・箱根山から小笠原・マリアナ諸島に連なる活火山の一つである。南側には向山があり、300.8mの大嶺と坑火石を産出する石山等のピークがある。中央には本村集落、北には432mの宮塚山を境に若郷集落があり、トンネルで結ばれている。
- 島の最北部、新島山麓には、西海岸に面して若郷の集落があり、東海岸の羽伏浦は約7 kmの海岸線が白い砂と白い断崖で形成されている。
- 式根島は、新島の南西5.0 kmに位置し、東経139度13分、北緯34度19分、面積は3.67 km²、南北2.5 km東西2.9 kmで、周囲12.2 kmの海岸線は複雑に入り組んでいるが、島内は最も高い標高が100m程度と起伏の小さい台地状の地形となっている。島の東南部海岸には2か所で温泉が湧出している。集落は他島と異なり島内各地に点々と散在している。
- 地質は新島と同じく流紋岩で、島全体が1回の噴火で形成された単成火山と考えられるが、新島の単成火山群より噴出年代が古く、現在は溶岩流及び溶岩円頂丘しか残っていない。

(3) 神津島

- 神津島は、新島の南方約25 kmの海上、伊豆諸島のほぼ中央にある。東西約4 km、南北約6 km、周囲約22 kmで、面積は約18.24 km²である。
- 島の中央には天上山がきつ立し、それより南へ高処山・秩父山とらくだの背状に連なっている。天上山に源を発する神津沢は伊豆諸島中最大の沢で、普段は水が少ないが豪雨の際は濁流が氾濫することがある。その下流の海岸線は断崖で囲まれ、わずかに集落の前の海岸が開けているのみで、ここに岩礁を利用した神津島港がある。
- 地質は、新島と同じく流紋岩で、地形的特色も似ている。

(4) 三宅島

- 三宅島は、東京の南方海上約180 kmに位置する直径8 km、面積55.20 km²のほぼ円形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうちの一つである。

島の中央には雄山(標高 775m)がそびえ、南部には伊豆七島最大の火口湖である大
路池がある。

- 平成 12 年(2000 年)の噴火以前は、雄山は外輪山及び中央火口丘からなり、外輪
山の側面にある側火山は島の中央から放射線上に並ぶ割れ目噴火を起こし、流出
した溶岩は流動性に富み、海岸まで達しているという景観を呈していた。しかし、
平成 12 年(2000 年)7 月から 8 月までに発生した山頂部での大規模な噴火により、
直径約 1.6 km、深さ約 450m のカルデラが出現した。
- 島内に河川はなく、各所に清水の湧出を見る。
また、大久保浜、三池浜及び錆ヶ浜のように約 700m に及ぶ砂浜も有するが、海
岸沿いは断崖が多く、湾入部に乏しい。
- 集落は島内一円に点在し、大きくは五つの集落から形成されている。
- なお、三宅村では昭和 58 年(1983 年)の噴火に伴い、翌昭和 59 年(1984 年)5 月
に、阿古の 2 か所を建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 39 条の規定に基づき災
害危険区域に指定し、居住の用に供する建築物の建築制限を行っている。
- また、平成 12 年(2000 年)の噴火以降、山頂火口から火山ガスの噴出が継続して
いた時期については、安全確保のため、村条例により島内を 10 地区に分けて一部
地域への立入りを制限していた。村では常時島内 14 か所において火山ガス濃度を
監視しており、濃度レベルに応じて注意報又は警報を発令、防災行政無線等を通
じて島民に伝達し、一定濃度以上になれば、当該地区の島民が避難する体制が整
えられている。

(別冊資料第● 三宅村火山ガス関連資料 P●)

(5) 八丈島

- 八丈島は、東京の南方海上約 290 kmに位置する北西－南東 14 km、北東－南西
7.5 km、周囲 58.91 km、面積 69.12 km² のまゆ形の島であり、伊豆諸島からマリアナ
諸島へ連なる火山島のうちの一つである。島の北西部には円すい形の西山(別名：
八丈富士、標高 854.3m)が、南東部には複雑な地形の東山(別名：三原山、標高
700.9m)がそびえ、西山北西部沿岸及び東山沿岸は急しゅんであるが、西山と東山
の中間地帯は勾配の緩やかな平地である。
- 集落は、島の南東部に位置する三原山を中心とする檜立(かしたて)、中之郷(な
かのごう)及び末吉(すえよし)で形成される坂上地区と、島の経済活動の中心地で
ある、大賀郷(おおかごう)及び三根(みつね)で形成される坂下地区がある。

(6) 青ヶ島

- 青ヶ島は、東京の南方海上約 360 km に位置する南北約 3.5 km、東西 2.5 km、面
積 5.95 km² の卵形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうち
の一つである。島の南半分は、中央火口丘(丸山)を持つカルデラ(池の沢火口)で占め
られ、標高約 150～420m の外輪山でとり囲まれている。島の北半分は、北北西に
向かって傾斜した緩斜面で覆われている。島の周囲は海食崖であり、湾入部はな
い。

- また、海岸沿いには高さ 50m から 200m に及ぶ直立する海食崖が形成されている。一方、中央火口丘の丸山は、天明 5 年(1785 年)の噴火で形成された。
- 集落は、島の北側平坦地である休戸郷及び西郷地区に集中している。

2 その他の火山が存在する島

(1) 利島

- 利島は、伊豆大島の南方約 28 kmに位置し、面積 4.04 km²、周囲約 8 kmの小島で、海岸は断崖が続き平地はなく、中腹北西寄りに集落がある。
- 玄武岩質から成り立っているが、表土は伊豆諸島の中で最も地味が肥えており、全島ほとんどが椿に覆われている。

(2) 御蔵島

- 御蔵島は、三宅島の南方 18 kmに位置し、面積 20.36 km²、周囲約 16 kmで、中央に御山(851m)があり、ほぼ円形をなした鐘状の火山島である。
- 御山の周囲には、高峯が重畳し、傾斜が強く、御山に源を発する平清水川及び大島分川の 2 河川並びに東側に小河川がある。
また、御山東南の中腹には、最新の火山活動でできたツブネヶ森ーヤスカジヶ森溶岩ドーム群があり、周囲 400m の堰止湖の御代ヶ池がある。
- 地質は、玄武岩質から安山岩質溶岩の互層からなり、海岸沿いには海食による直立した断崖が多い。
- 集落は、島の北側比較的平坦な里地区 1 か所に集中している。

第4節 島しょの火山活動の概要及び状況

- 都の島しょ地域には、多くの活動的な火山島及び海底火山が存在する。昭和 50 年(1975 年)から令和 5 年(2023 年)までに、伊豆大島、三宅島、伊豆鳥島、西之島、硫黄島及び福德岡ノ場で噴火があった。

また、ベヨネース列岩(明神礁)、須美寿島、孀婦岩、海德海山、噴火浅根、北福德堆、南日吉海山及び日光海山は、火山活動に伴うと見られる変色水が認められた。

- 以下に、各火山の活動状況や主な噴火活動を示す。

1 伊豆大島(758m、34° 43′ N, 139° 24′ E 三原新山)

- 伊豆大島火山は、主に玄武岩から成る成層火山で、緩傾斜の主成層火山体と、北北西ー南南東方向の割れ目噴火により形成された多数の側火山から成る。頂上部には直径 3~4.5 kmのカルデラがあり、西半分はカルデラ壁が明瞭であるが、東半分は後の噴出物に埋められてははっきりしない。カルデラ内南部には直径約 800 mの山頂火口を持つ中央火口丘三原山があり、さらにその中央には直径約 300m の竪坑状火孔がある。
- 数万年前から活動をはじめ、約 1700 年前には山頂部で大規模な水蒸気噴火が発生し、陥没してカルデラを形成した。約 1500 年前にも大規模な噴火が起こり、山

頂部に相接して複数のカルデラが生じたと考えられている。その後の噴火による溶岩は、カルデラ底を埋積しながら北東方向に流下し、海岸に達した。

- カルデラ形成後、1回の噴出量が数億tの大規模噴火が10回発生し、最後の大規模噴火は1777年の噴火であった。噴出量数千万t程度の中規模噴火は、近年では1912年、1950年、1986年に発生しており、間隔は36～38年である。また、それらの間に20回以上の小規模噴火があった。大規模噴火の時には、初期にスコリア放出・溶岩流出、その後に火山灰の放出が長期間(10年程度)続いたと考えられている。中規模噴火はスコリア放出・溶岩流出、小規模噴火は噴石・火山灰を放出する。ストロンボリ式噴火が特徴であるが、マグマ水蒸気噴火も起きている。

- 1552～1974年の噴火は三原山火口か、その周辺のカルデラ底で発生したが、1986年噴火は三原山火口内(A火口)と割れ目火口(カルデラ底：B火口、カルデラ縁外側の北西山腹斜面：C火口)で起こった。噴火前兆あるいは活動と関係する地殻変動、地震・微動、地磁気、比抵抗、重力などの変化が観測されている。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE m³、40万DRE m³とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

(参考：日本活火山総覧(第4版)伊豆大島，P909，気象庁(2013))

○ 過去の主な噴火活動

684年 856年 1112年	天武13年 斉衡3年 天永3年	噴火
1338年	延元3年	三原山東山腹に噴石丘、北西麓に火口生成、溶岩流(元町溶岩流)
1421年	応永28年	大島南部に火口生成、溶岩流。別にカルデラを越流した溶岩は一部カルデラ北東側に流出
1552年	天文21年	カルデラを越流した溶岩は北東に流れ、海岸に達した。
1684年	貞享元年	カルデラを越流した溶岩は東部海岸にまで流出
1777 ～78年	安永6～7年	安永の大噴火といわれ、多量の溶岩を流出。南西方に流れたものは野増、差木地間の赤沢で止まり、北東方への溶岩はカルデラ床を埋め、さらに外輪山から東に流下して海に達した。スコリアが全島に降下。噴出物総量約6億5千万t。噴火活動は、消長をくり返しながら寛政4年(1792年)まで続いた。
1912 ～14年	明治45～ 大正3年	明治・大正噴火。噴出物総量約7,460万tに及び、安永噴火以来最大の噴火。噴石活動、溶岩流出
1950 ～51年	昭和25～26年	噴石丘形成、溶岩流がカルデラ床に流下。噴出物総量約5,880万t
1986年	昭和61年	7月から火山性微動。11月15日噴火、19日溶岩流がカルデラ床に流下。21日カルデラ床で割れ目噴火、溶岩噴泉、溶岩流。外輪山外側で割れ目噴火、溶岩流下。全島民約1万人島外に避難

2 新島(432m、34° 24′ N, 139° 16′ E)

- 新島では北部の宮塚山・阿土山等と南部の向山の二つの地域に十数個の溶岩ドーム群が形成されており、両者に挟まれた集落のある平地は9世紀の噴火に伴う火砕物の堆積により形成されている。これら火山は数万から約10万年前から噴火が始まったと考えられているが、一部火山の噴火年代が推定されたに過ぎず噴火史の詳細は明らかではない。また、これら二つの噴火中心のうち、10～5万年前は南部を中心とした活動を、4～1.5万年前には北部を中心として活動し、最新の向山噴火では再び南部に噴火活動が移動したと考えられている。
- 有史以降の噴火活動としては9世紀の一連の噴火活動がある。新島南部の向山(標高301m)は9世紀末の噴火により形成され、活動初期に爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こし、その後山体成長とともに火砕丘の形成から溶岩の流出へと噴火様式が推移した。また、これに先立つ9世紀中期には久田巻、阿土山でマグマ水蒸気噴火を起こし、後者はやや規模の大きな噴火とされている。
- 噴火間隔は長いが、噴火すれば激烈で、火砕サージ・火砕流を生じやすいと考えられる。火砕流や火砕サージが海面上を流走する可能性や、浅海域で噴火が始まった場合の小規模な津波発生についても注意が必要である。また、火砕流、溶岩流が海域に達した場合には、マグマ噴出口以外の地点で発生する二次爆発に注意が必要である。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE m³、40万DRE m³とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

(参考：日本活火山総覧(第4版)新島, P955, 気象庁(2013), 伊藤(1999), 吉田(1992))

○ 過去の主な噴火活動

886年	仁和2年	房総半島で黒煙、鳴響及び雷鳴を認めた。地震頻発、降灰砂多く牛馬倒死多数
------	------	-------------------------------------

3 神津島(571m、34° 13′ N, 139° 09′ E)

- 神津島は、利島—新島(式根島)—神津島と連なる火山列島のひとつである。
- 南北6km、東西4kmの島で流紋岩の溶岩ドーム群と火砕岩から形成されている。島の中央部に位置する主峰天上山は9世紀に生成した。流紋岩質マグマにより、火砕サージ・火砕流の発生や、火砕丘の形成等爆発的噴火のほか、溶岩ドームの形成等も認められる。現時点における噴気活動は観測されていないが、神津島の地下に現在もマグマの蓄積が進んでいる可能性を示唆する地殻変動が見られる。過去に、溶岩流が浅海域を覆った部分で、二次爆発が発生した痕跡が認められる。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE m³、40万DRE m³とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

(参考：日本活火山総覧(第4版)神津島, P967, 気象庁(2013), 谷口(1982))

○ 過去の主な噴火活動

838 年	承和 5 年	天上山生成。降灰、溶岩海に流入
-------	--------	-----------------

4 三宅島(※775m, 34.06' N139.32' E)

- 三宅島火山は、玄武岩～安山岩から成る成層火山である。中央部に直径約 3.5 km のカルデラ(桑木平カルデラ)があり、その内側には 2000 年噴火により生じた直径約 1.6 km のカルデラがある。山頂部の火口のほか、山腹には割れ目噴火による側火口が多く、海岸近くにはマグマ水蒸気噴火による爆裂火口(大路池(たいろいけ)等)が多数ある。
 - 15 世紀以降、中規模以上の噴火が 13 回発生しており、間隔は 17～69 年である。有史時代の活動は、山頂から北－東南東、西－南南西の方向の山腹の割れ目火口からの短期間の噴火であり、時に山頂噴火を伴う。スコリアの放出・溶岩流出のほか、割れ目火口が海岸近くに達したときは海岸付近では激しいマグマ水蒸気噴火が起こりやすい(1983 年噴火等)。
 - 噴火前後に地震活動を伴うが、地震活動域と噴火地点とは一致しないことがある。2000 年噴火では、島内で始まった地震活動が徐々に西方沖に移動して海底噴火に至り、その後山頂直下の地震活動が始まり、山頂噴火・カルデラ形成へと推移した。1983 年噴火では、前年から南方海域での群発地震活動等があり、噴火直前の地震活動は噴火開始の 1 時間半前からであった。1962 年噴火等、過去のいくつかの噴火では、噴火後に有感地震が頻発した。2000 年 6 月に始まった噴火活動では、山頂噴火が発生するとともにカルデラを形成し、さらに高濃度の二酸化硫黄を含む火山ガスが長期間にわたって大量に放出された。
- ※噴火の規模の表記は、噴出物量及び VEI(火山爆発指数)に基づき以下のとおり区分した。 ごく小規模： 10^4 ton 未満(VEI ではおおむね 0：非爆発的) 小規模： $10^4 \sim 10^6$ ton(VEI ではおおむね 1：小規模) 中規模： $10^6 \sim 10^8$ ton(VEI ではおおむね 2 と 3：中規模及びやや大規模) 大規模： 10^8 ton 以上(VEI ではおおむね 4 以上：大規模以上)

(参考：日本活火山総覧(第 4 版)三宅島，P976-977，気象庁(2013))

○ 過去の主な噴火活動

1643 年	寛永 20 年	溶岩は海中へ約 1 km 流出。阿古村(現在の位置とは異なる。)は全村焼失。旧坪田村は風下のため火山灰、焼石が多数降り、人家、畑を埋めた。
1712 年	正徳元年	山麓で噴火し、溶岩が海中にまで流出。阿古村では泥水の噴出で多くの家屋埋没。牛馬死亡
1763 年	宝暦 13 年	雄山山頂噴火、阿古村薄木でも噴火
1811 年	文化 8 年	北側山腹噴火
1835 年	天保 6 年	西山腹の笠地付近で噴火、噴石、溶岩流
1874 年	明治 7 年	神着村南方の山中で噴火。溶岩は北方に流れ海に約 5,000 m ² の新しい陸地をつくる。 人家 45 戸が溶岩に埋没。死者 1 名
1940 年	昭和 15 年	7 月 12 日北東山腹より噴火、溶岩流出。14 日から山頂噴火。多量の降灰、火山弾放出。死者 11 名、負傷 20 名、牛の被害 35 頭、全壊、焼失家屋 24 棟、その他被害大
1962 年	昭和 37 年	8 月 24 日北東山腹の海拔 200～400m 辺りから噴火。多数の火孔から溶岩を海中にまで流出。噴火は 30 時間で終了したが、終了後から有感地震頻発。焼失家屋 5 棟、山林耕地等に被害
1983 年	昭和 58 年	10 月 3 日南西山腹に生じた割れ目から噴火。溶岩噴泉、溶岩流。島の南部でマグマ水蒸気爆発が発生し、多量の岩塊が周辺に落下。溶岩流で阿古地区の住宅の埋没・焼失約 400 棟。山林耕地等にも被害。総噴出量 2000 万 t
2000 年	平成 12 年	6 月 27 日に西方海域で海底噴火、7 月 8 日、14～15 日、8 月 10 日、13～14 日、18 日、29 日、9 月 9 日に雄山山頂で噴火。山頂カルデラ内に直径約 1.6 km、深さ約 450m の陥没孔が出現。大量の降灰、噴石があり 8 月 18 日には溶岩も噴出した。低温の火砕流発生、降灰多量。火山性ガスの噴出は当初 1 日当たり数万トンに達した。その後、火山ガスの放出量は徐々に減少し、平成 29 年(2017 年)12 月現在では、1 日当たり数 10 トン以下で推移。山麓にごく微量の降灰をもたらす程度のごく小規模な噴火が時々発生

5 八丈島(854m、33° 08′ N, 139° 46′ E)

- 八丈島火山は、東山(別名：三原山)と西山(別名：八丈富士)の2火山が接合した火山である。東山は、玄武岩～デイサイトの成層火山で、浸食が進んだ地形をしている。少なくとも5万年前から約3700年前まで活動し、複数回のカルデラ形成があった。
- 西山は、約1万数千年前から活動を始めた玄武岩の新しい成層火山である。カルデラが伏在しており、その後の噴出物がカルデラ地形を覆ったものと考えられている。山頂に直径約500mの火口があり、その中に頂の平らな溶岩丘がある。南東側の山腹と山麓部、東山との接合部の低地に20以上の側火山(火砕丘)があり、海岸近くの低地にはマグマ水蒸気噴火によるタフコーン(火山灰丘：神止山等)がある。なお、西山北方を中心とした海底に多数の火口列が認められる。
- 有史以降、17世紀までに数回の活動記録があるが、噴火地点は不明、大規模な噴火ではなかったと考えられている。陸上での直近の噴火は、1605年に西山南東山腹で発生した中規模の割れ目噴火である。また、2002年には、西山直下にマグマが貫入したと推定される噴火未遂が発生した。噴火すればスコリア放出、溶岩流出等の活動が想定されるが、海岸近くの低地ではマグマ水蒸気噴火の可能性がある。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4,000万DRE m³、40万DRE m³とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

(参考：日本活火山総覧(第4版)八丈島, P1013, 気象庁(2013), Ishizuka et al(2008), 杉原(1998))

- 過去の主な噴火活動

長亨元年(1487年)～慶長10年(1605年)に5回の噴火記録がある。噴火規模等は不明である。
--

6 青ヶ島(423m、32° 27′ N, 139° 46′ E)

※参考：青ヶ島火山避難計画(R5.10)より

- 青ヶ島火山は、大きな海底火山の山頂部であり、玄武岩を主とし、少量の安山岩を含む成層火山で、主成層火山と北端部に残存するやや古い黒崎火山からなる。主成層火山の頂部には直径 1.5～1.7 km のカルデラ(池の沢火口)があり、その中に中央火口丘の丸山火砕丘がある。
- 主成層火山の活動の後期(3000～2000 年前頃)に、溶岩や降下スコリアの噴出を繰り返し、岩屑なだれの発生を経て、現在の池の沢火口が形成された。天明噴火(1781～1785 年)では、爆発的噴火による岩塊・スコリアが降下して池の沢火口内に丸山火砕丘を生成するとともに、池の沢火口内に溶岩が流出(いずれも安山岩)して、噴火前にあった大池・小池を埋めた。現在、池の沢火口内の丸山西側や火口壁直下のほか、島の北端部近くにも高温の噴気地帯がある。

(参考：日本活火山総覧(第4版)青ヶ島, P1027, 気象庁(2013), 高田ほか(1994))

○ 過去の主な噴火活動

1783 年	天明 3 年	3 月 26 日砂を噴出、4 月 10 日地震の後火口原に火孔生成、赤熱噴石を噴き上げ最大約 2 m 噴石島中に降り 61 戸焼失、死者 7 人。翌 11 日砂や泥土を噴出、15 日火炎、黒煙、噴石は火口原を埋めさらに高さ 100m 余りの二つの噴石丘を形成
1785 年	天明 5 年	4 月 18 日火口原から噴火を始め噴煙、赤熱噴石、泥土噴出、5 月頃まで続く。当時 327 人の居住者のうち 130～140 人が死亡と推定され、残りは八丈島に避難し、以後 50 余年無人島となる。

第5節 現状・課題

1 島しょ火山対策の現状

- 活動火山対策特別措置法に基づき、国から火山災害警戒地域に指定された6火山(伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島)について、平成28年4月に都及び関係町村が共同で火山防災協議会を設置した。
- 当該協議会における協議を経て、平成29年度に伊豆大島及び三宅島、令和元年度に八丈島及び青ヶ島、令和2年度に新島及び神津島の火山避難計画を策定し、本計画等をもとに、火山防災対策を推進している。

2 課題

避難体制の整備

- 島民等の避難誘導を円滑に行うためには、噴火時のタイムラインに応じた各機関の役割や、取るべき対応を明らかにしていく必要がある。
- 突発的な噴火や噴火レベルの急変、複合災害が発生した場合にも迅速に対応できるための備えの強化が必要である。

輸送体制の確保

- 避難のための交通アクセスが限られる中で、船舶等の輸送手段を確実に調達するため、関係機関との連携の一層の強化が必要である。
- 離島という性格上、東京港までの移送に時間を要するため、状況が逼迫した場合でも島民等が安全に避難できるための対策が必要である。

情報発信

- 島民や外国人を含めた観光客等に対し、発災時に必要な情報を確実に届けられる体制を整備していく必要がある。

自助共助の取組

- 発災時に島民等が適切な行動をとれるよう、火山噴火に対する意識を醸成し、自助の備えを強化するとともに、消防団や自主防災組織、ボランティア等が円滑に活動できるよう、活動体制を整える必要がある。

第6節 対策の方向性

警戒避難体制の整備	
○	島内避難から島外避難、避難者の受入れまでの各段階において、タイムラインごとの各機関の役割や業務の手順をあらかじめ取り決め
○	突発的な噴火や噴火レベルの急変、複合災害が発生した場合の対応策を避難計画に反映
○	ハザードマップの見直し、訓練を通じた検証、これらを踏まえた避難計画の見直し等を通じて、発災時の初動体制を一層強化
輸送体制の確保	
○	協定事業者や防災機関等との連携強化により、陸・海・空のあらゆる輸送手段を活用し、島民の円滑な島外避難を可能にするための輸送体制を強化
○	船舶等の保有台数や港等の係留施設の規模等に応じた輸送手段の配分方法をあらかじめ取り決め、避難計画に反映
○	状況が逼迫した場合に備え、島しょ間や周辺県との連携を一層強化し、避難者の一時収容等のための体制を構築
情報発信	
○	多様な媒体の活用や、国・報道機関との連携により、発災時に正確な情報を確実に届けられる体制を整備
○	外国人旅行者等に配慮した災害時の情報発信を推進
自助共助の取組	
○	動画等の啓発ツールやイベント等により、防災に関心のない人への普及啓発を充実し、災害リスクや必要な備えへの理解を促進
○	女性・青年も含めた防災人材の育成等を通じて、消防団等の活性化を促進するとともに、災害ボランティアの受入れ体制を整備

第2部

第1章 総則

第7節 都、区市町村及び防災機関の役割

第7節 都、区市町村及び防災機関の役割

1 東京都

- 1 東京都防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 5 政府機関、他府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 7 緊急輸送の確保に関すること。
- 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- 9 人命の救助及び救急に関すること。
- 10 消防及び水防に関すること。
- 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 12 外出者の支援に関すること。
- 13 応急給水に関すること。
- 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 17 公共施設の応急復旧に関すること。
- 18 災害復興に関すること。
- 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 21 事業所防災に関すること。
- 22 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

2 区市町村

- 1 区市町村防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 緊急輸送の確保に関すること。
- 5 避難指示等及び誘導に関すること。
- 6 消防(特別区を除く。)及び水防に関すること。
- 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 8 外出者の支援に関すること。
- 9 応急給水に関すること。
- 10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。

- 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 13 公共施設の応急復旧に関すること。
- 14 災害復興に関すること。
- 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 16 防災市民組織の育成に関すること。
- 17 事業所防災に関すること。
- 18 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

3 指定地方行政機関

名 称	内 容
関 東 総 合 通 信 局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 2 災害時テレコム支援チーム(MIC-TEAM)による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出し 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置(臨機の措置)の実施 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
関 東 財 務 局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督(災害時における緊急措置等を含む。)に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関 東 信 越 厚 生 局	1 被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
東 京 労 働 局	1 産業安全(鉱山保安関係を除く。)に関すること。 2 雇用対策に関すること。
関 東 農 政 局	1 農業関係、卸売市場、食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関 東 森 林 管 理 局	1 国有林野の保安林、保安施設(治山施設)等の維持、造成に関すること。 2 災害復旧用材(国有林材)の供給に関すること。
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関すること。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。

第2部
第1章 総則
第7節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
関東東北 産業保安監督部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安の確保に関すること。 2 鉱山における保安に関すること。
関東地方整備局	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 公共施設等の整備に関すること。 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 4 官庁施設の災害予防措置に関すること。 5 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達並びに災害対策の指導及び協力に関すること。 6 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等に関すること。 7 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 8 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 9 災害時における復旧資材の確保に関すること。 10 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急策及び復旧対策に関すること。
関東運輸局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保安に関すること。 4 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するための必要な措置に関すること。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関東地方測量部	1 災害時等における地理空間情報の整備及び提供 2 復旧及び復興のための公共測量に関する指導及び助言 3 地殻変動の監視
東京管区气象台 (気象庁)	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象(地震にあつては、発生した断層運動による地震動に限る)及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び、通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第三管区 海上保安本部	1 警戒宣言、津波情報等の伝達に関すること。 2 火山災害に関する情報の収集に関すること。 3 海難救助(人命救助、危険物流出対応、火災対応等)に関すること。 4 排出油の防除(調査及び指導、防除措置の指導等)に関すること。 5 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障害物の除去、危険物積載船の保安措置、工事作業等の再開、水路の検測、航路標識等の復旧)に関すること。 6 海上における治安の維持に関すること。 7 緊急輸送(人員及び救援・災害復旧資材の輸送)に関すること。 8 その他、火山災害応急対策に必要な事項
関東地方 環境事務所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情

名 称	内 容
	報収集 3 行政機関等との連絡調整及び被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
北 関 東 防 衛 局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

4 自衛隊

名 称	内 容
陸 上 自 衛 隊 (第 1 師 団)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与
海 上 自 衛 隊 (横須賀地方総監部)	
航 空 自 衛 隊 (作戦システム運用隊本部)	

5 指定公共機関

名 称	内 容
日 本 郵 便	1 郵便業務及び窓口業務の確保に関すること。 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関すること。 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関すること。
N T T 東 日 本	1 電気通信設備の建設、及び保全に関すること。 2 重要通信の確保に関すること。 3 気象予警報の伝達に関すること。 4 通信ネットワークの信頼性向上に関すること。 5 災害時の電気通信設備の復旧に関すること。
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	1 国内電話等の通信の確保に関すること。 2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
N T T ド コ モ	1 携帯電話等の移動通信施設の建設及びこれらの施設の保全に関すること。 2 災害時における移動通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関すること。
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日 赤 東 京 都 支 部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び死体の処理を含む。)の実施に関すること。

第2部
第1章 総則
第7節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
	2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関する事。 3 こころのケア活動に関する事。 4 赤十字ボランティアの活動に関する事。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関する事。 6 義援金の受付及び配分に関する事(原則として義援物資については受け付けない。)。 7 災害救援物資の備蓄及び配分に関する事。 8 日赤医療施設等の保全及び運営に関する事。 9 外国人の安否調査に関する事。 10 遺体の検案協力に関する事。 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関する事。
日 本 放 送 協 会	1 報道番組(気象予警報、被害状況等を含む。)に関する事。 2 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関する事。 3 放送施設の保全に関する事。
東 日 本 高 速 道 路	1 管理する道路、施設等の建設及び維持管理に関する事。
中 日 本 高 速 道 路	2 災害時の輸送路の確保に関する事。 3 管理する道路、施設等の災害復旧工事に関する事。
首 都 高 速 道 路	1 首都高速道路等の建設及び保全に関する事。 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事。 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事。
水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。)又は改築の実施に関する事。 2 水資源開発施設の保全(施設の管理)に関する事。
国 立 病 院 機 構	1 国立病院機構の医療の提供に関する事。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関する事。
K D D I	1 重要通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
楽 天 モ バ イ ル	1 重要通信の確保に関する事。 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事。
J R 東 日 本	1 鉄道施設等の工事計画、これらの施設等の保全に関する事。 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事。 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関する事。
J R 東 海	
J R 貨 物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事。
東 京 ガ ス グ ル ー プ	1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関する事。 2 ガスの供給に関する事。

名 称	内 容
日 本 通 運	1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資及び避難者等の輸送に関すること。
福 山 通 運	
佐 川 急 便	
ヤ マ ト 運 輸	
西 濃 運 輸	1 電力施設等の建設及び安全保安に関すること。 2 電力需給に関すること。
東 京 電 力 グ ル ー プ	

6 指定地方公共機関

名 称	内 容
東 武 鉄 道	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東 急 電 鉄	
京 成 電 鉄	
京 王 電 鉄	
京 急 電 鉄	
西 武 鉄 道	
小 田 急 電 鉄	
東 京 地 下 鉄	
東 京 モ ノ レ ー ル	
ゆ り か も め	
北 総 鉄 道	
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	
多 摩 都 市 モ ノ レ ー ル	
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	
東 海 汽 船	1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都 ト ラ ッ ク 協 会	1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都 医 師 会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
都 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること。
都 薬 剤 師 会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
東 京 都 立 病 院 機 構	1 所管する病院の医療救護活動に関すること。
献 血 供 給 事 業 団	1 血液製剤の供給に関すること。
都 獣 医 師 会	1 動物の医療保護活動に関すること。
T B S ラ ジ オ	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
文 化 放 送	
ニ ッ ポ ン 放 送	
ラ ジ オ 日 本	
エ フ ェ ム 東 京	
J ・ W A V E	
日 経 ラ ジ オ 社	
I n t e r F M	
日 本 テ レ ビ	
T B S テ レ ビ	

第2部

第1章 総則

第7節 都、区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
フ ジ テ レ ビ ジ ョ ン	
テ レ ビ 朝 日	
テ レ ビ 東 京	
T O K Y O M X	
東 京 バ ス 協 会	1 バスによる輸送の確保に関すること。
東 京 ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー 協 会	1 タクシー及びハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集及び伝達に関すること。
都 個 人 タ ク シ ー 協 会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること。
日 本 エ レ ベ ー タ ー 協 会 関 東 支 部	1 エレベーターの応急復旧に関すること。

7 住民等の役割

- 日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報、降灰予報等を理解しておく。
- 町村が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオ等非常持出用品の準備をしておく。
- マスクや目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- 降灰を屋内に侵入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット等で配信する降灰予報などの情報を確認する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を協力して行う。
- あらかじめ家族で災害時の連絡方法、避難場所及び避難経路の確認を行う。
- 都又は町村が行う防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- 町会、自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 要配慮者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報提供する。
- 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。）の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

8 事業所の役割

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
- 社屋内外の安全確保及び防災資器材、食料等の備蓄等の従業員及び来客の安全確保に努める。
- 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定及び早期復旧につながる。そのため、防災計画、事業継続計画(BCP)及び非常用マニュアルの整備等の

事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。

- 事業所の持つ資源及び特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災市民組織等との協力等、地域社会の安全性の向上に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務及び役割

1 目的

(1) 対策内容と役割分担

- 噴火に伴う被害をできるだけ軽減するため、火山災害の特性を踏まえ、災害予防計画を策定する。
- 発災時に適切かつ速やかに対応できるよう、平常時から各機関において予防計画に規定される訓練と合わせて、災害を想定した体制を組んでおく。
- 住民と各機関や団体が連携し、地域全体で火山災害に対処する体制を作り、維持することが重要であり、町村とともにこれらの進め方について検討していく。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 災害を想定した体制の構築 ○ 町村と連携した地域体制の構築

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

- 噴火に伴う被害をできるだけ軽減するため、火山災害の特性を踏まえ、災害予防計画を策定する。
- また、それとともに、発災時には適切で速やかな応急対策が展開できるよう、その活動体制をあらかじめ定め、立上げを準備しておくことが必要となる。そのためには、平常時から各機関において予防計画に規定される訓練と合わせて、災害を想定した体制を組んでおくことが必要である。
- 予防計画の実行に当たっては住民、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体や防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体などのつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、町村とともにこれらの進め方について検討していく。

2 警戒避難体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

- 国は、「活動火山対策特別措置法」に基づき、噴火の危険性が高く警戒避難体制を特に整備すべき地域を、火山災害警戒地域に指定している。都に関係する火山では、伊豆諸島の六つの地域が警戒地域に指定されている。
- 警戒地域に指定された地域の自治体は、火山ごとに、関係機関とともに火山防災協議会を組織する。都では、伊豆諸島の六つの火山について設置している。部会を設置する等、警戒避難体制の整備に努めるものとする。
- 火山防災協議会は、警戒避難体制の整備に必要な事項について協議する。協議

事項には、避難体制、避難施設、防災訓練、避難指示、警戒区域の設定に関する検討や助言、都町村防災会議からの意見聴取に関することなどがある。

- 火山防災機関構成機関は、火山防災協議会での検討を通じて避難計画の作成と住民への周知に努める。避難計画は、内閣府(防災担当)が取りまとめた「噴火時等の具体的で実践的な避難計画策定の手引き」を参考に作成する。
- 火山防災協議会は、最新の知見や状況等を反映し、前回の噴火から数十年が経過している伊豆大島、三宅島をはじめ、各島の火山ハザードマップ等の見直しを随時行い。警戒避難体制の強化を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
国	○ 火山災害警戒地域の指定
都	○ 火山防災協議会の設置及び運営
町 村	○ 火山防災協議会の設置及び運営 ○ 住民等の避難誘導體制の確立

(2) 詳細な取組内容

ア 火山災害警戒地域の指定

《国》

- 火山の爆発その他の火山現象により著しい被害を受け、又は受けるおそれがあると認められる地域等について、住民等の生命及び身体的安全並びに住民の生活及び農林漁業、中小企業等の経営の安定を図ることを目的とした、「活動火山対策特別措置法」(昭和48年法律第61号。以下「活火山法」という。)が制定されている。
- 活火山法に基づき、噴火の可能性が高く、人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域は、火山災害警戒地域(以下「警戒地域」という。)として指定される。
- 都に関係する火山で、警戒地域に指定されているのは、以下の地域である。

火山名	都道府県	区市町村
伊豆大島	東京都	大島町
新 島	東京都	利島村、新島村、神津島村
神津島	東京都	新島村、神津島村
三宅島	東京都	三宅村
八丈島	東京都	八丈町
青ヶ島	東京都	青ヶ島村

イ 火山防災協議会の設置

《火山防災協議会構成機関》

- 警戒地域の指定があったときは、当該警戒地域をその区域に含む都道府県及び市町村は、想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備に関し必要な

協議を行うための協議会(以下「火山防災協議会」という。)を火山ごとに組織するものとされている。

- 都では、令和6年5月現在、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島について火山防災協議会を設置している。
- 火山防災協議会は、都、町村、気象台、地方整備局、自衛隊、警察、消防機関、火山専門家、観光関係団体等により構成する。
また、必要に応じて、検討事項に応じた部会を設置する等、円滑な検討に資する体制整備に努めるものとする。

〈火山防災協議会の設置状況〉

火山防災協議会名	設置年月日	構成町村(※)
伊豆大島火山防災協議会	平成28年4月22日	大島町
新島火山防災協議会	平成28年4月22日	新島村、神津島村、利島村
神津島火山防災協議会	平成28年4月22日	神津島村、新島村
三宅島火山防災協議会	平成28年4月22日	三宅村
八丈島火山防災協議会	平成28年4月22日	八丈町
青ヶ島火山防災協議会	平成28年4月22日	青ヶ島村、八丈町

※構成町村のみ記載。国、都及びその他構成機関は省略

ウ 火山防災協議会における協議事項等

《火山防災協議会構成機関》

- 火山防災協議会では、警戒避難体制の整備に必要な事項について当該火山における統一的な防災体制を検討する観点から、以下の項目等について協議等を行い適切に見直していく。
 - (ア) 警戒避難体制の整備に関すること。
 - (イ) 避難施設の整備等に関すること。
 - (ウ) 防災訓練の実施に関すること。
 - (エ) 避難指示、警戒区域の設定等に関する検討及び島しょ町村への助言に関すること。
 - (オ) 活火山法第5条第2項の規定に基づく東京都防災会議からの意見聴取に関すること。
 - (カ) 活火山法第6条第3項の規定に基づく島しょ町村防災会議からの意見聴取に関すること。

エ 住民等の避難誘導体制

《火山防災協議会構成機関》

- 警戒地域においては、火山防災協議会における検討を通じて避難開始時期、避難対象地域、避難先、避難経路及び避難手段を定める具体的で実践的な避難計画の作成及び住民への周知徹底に努める。
- 避難計画の作成に当たって、内閣府(防災担当)が取りまとめた「噴火時等の具体

第2部

第2章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務及び役割

的で実践的な避難計画策定の手引き（第2版）」（令和3年5月）（以下「避難計画策定の手引き」という。）を参考にする。

（ア） 火山活動の状況に応じた避難

○ 避難は、気象庁が発表する「噴火警報・噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火、山腹噴火、マグマ噴火及びマグマ水蒸気噴火）」等に応じて行う。

ただし、次のことに留意する。

- ・ 火山活動は、噴火の規模、場所及び噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- ・ 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短く、迅速な避難が必要である。
- ・ 火山活動の状況によっては、事前に噴火警報の発表がなく、噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- ・ 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕、退避舎、堅牢な建物等の少しでも安全な場所への避難が必要である。
- ・ 島しょ部においては、島内避難のほか、船舶等を利用した島外避難が必要になることや、台風等の荒天等も考慮する必要がある。

（イ） 避難対象者に応じた避難

○ 避難対応を検討する際は、配慮等が必要な避難対象者を区分し、それぞれの区分に応じた避難支援、避難時期等について検討を行う。

- ・ 要配慮者について、避難対応、避難生活等において十分配慮を行う。
- ・ 避難行動要支援者について、町村、警察署、消防団等の避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから早い段階での避難準備又は避難を検討する。
- ・ 登山者、観光客等（以下「来島者」という。）については、住民よりも早い段階で避難を呼びかける等、住民と区分して対応を検討する。

（ウ） 町村が定める避難場所、避難所及び避難経路

a 避難場所及び避難所

○ 町村は、過去の災害の状況、新たな知見等を踏まえ、次の事項に留意し、地域の実情に応じた避難場所及び避難所を指定するとともにその整備に努める。

- ・ 避難場所は、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の影響を受けず住民等が短時間で避難が可能な場所とする。
- ・ 避難所は、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の影響を受けない場所とする。

b 避難経路

○ 町村は、過去の災害の状況、新たな知見等を踏まえ、以下の事項に留意し、地域の実情に応じた避難経路を指定する。

- ・ 住民等が速やかかつ安全に避難できるように、原則として噴石、降灰、土石流、

火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の危険性等を考慮して、できる限り影響を受ける部分を通過しない道路を避難経路として指定する。

- ・ 都及び町村の長は、交通規制の箇所、手段等について警察、消防等の関係機関と事前に十分な協議を行う。

3 予防業務

(1) 対策内容と役割分担

ア 避難施設緊急整備

- 国は、火山災害による被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を、避難施設緊急整備地域として指定できる。当該地域の知事は、避難施設緊急整備計画を作成し、道路や港湾、退避施設の整備などについて定める。この計画に基づく事業について、国は補助金の交付や起債の特例などの措置を講ずる。

イ 防災営農施設整備等

- 知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山災害による農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域について、防災営農施設整備計画等の計画を作成することができる。国は、この計画に基づく事業について、経費の一部補助などの措置を講じることができる。

機 関 名	対 策 内 容
国	○ 避難施設緊急整備
都 各 局	○ 避難施設緊急整備計画の作成
都 産 業 労 働 局	○ 防災営農施設整備等
町 村	○ 災害対策本部体制の整備 ○ 防災情報の収集体制の整備 ○ 防災訓練の実施 ○ 避難体制(島外避難)の整備

(2) 詳細な取組内容

ア 避難施設緊急整備

《国・都》

(ア) 避難施設緊急整備地域の指定

- 内閣総理大臣は、火山災害による被害を防止するための施設を緊急に整備する必要がある地域を、関係都道府県知事の意見を聴いて、避難施設緊急整備地域として指定することができる(活火山法第13条第1項)。

(イ) 避難施設緊急整備計画の作成

- 知事は避難施設緊急整備計画として、次に掲げる事項について定める(活火山法第15条)。
 - a 道路又は港湾の整備に関する事項
 - b 広場の整備に関する事項

- c 退避壕その他の退避施設の整備に関する事項
- d 学校、公民館等の不燃堅牢化に関する事項
- 避難施設緊急整備計画に基づく事業は、当該事業に関する法律(これに基づく命令を含む。)の規定に従い国、地方公共団体その他の者が実施するとされているものを除き、町村が実施する(活火山法第16条)。
- (ウ) 補助金の交付及び起債の特例
 - a 補助金の交付
 - 国は、避難施設緊急整備計画に基づく事業を実施する地方公共団体その他の者に対し、地方財政法(昭和23年法律第109号)第16条(補助金の交付)の規定に基づく補助金を交付し、必要な資金を融通し、又はあっせんし、その他必要と認める措置を講ずることができることとなっている(活火山法第17条第2項)。
 - b 起債の特例
 - 避難施設緊急整備計画に基づく事業で地方公共団体が実施するものにつき、必要とする経費については、地方財政法第5条(地方債の制限)各号に規定する経費に該当しないものについても、地方債をもってその財源とすることができることとなっている(活火山法第18条第1項)。

イ 防災営農施設整備等

《国・都》

(ア) 計画の作成(活火山法第19条)

- 知事は、避難施設緊急整備地域又はその周辺の地域で火山の爆発によって生ずる農林水産物の被害が経営に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる地域につき、当該農林水産物の被害を防除するために必要な施設の整備等に関する計画を作成することができる。
- 作成される計画は「防災営農施設整備計画」、「防災林業経営施設整備計画」及び「防災漁業経営施設整備計画」(以下「防災営農施設整備計画等」という。)である。

(イ) 補助等(活火山法第20条)

- 国は、防災営農施設整備計画等に基づく事業が円滑に実施されるように、予算の範囲内において当該事業の実施に要する経費の一部を補助し、その他必要と認める措置を講ずることができる。

ウ 各機関の予防業務

《都・町村・事業者》

- 各機関の主な予防業務は次のとおりである。

機関名	予 防 業 務
町 村 、 各 防 災 機 関 等	1 災害対策本部体制の整備に関すること。 2 防災情報の収集体制の整備に関すること。

機関名	予 防 業 務
	3 防災訓練に関すること。 4 避難体制(島外避難)の整備に関すること。
都 総 務 局	1 災害予防計画の調整、統括に関すること。 2 動員体制の整備に関すること。 3 災害通信体制の整備に関すること。 4 災害広報体制の整備に関すること。 5 避難体制(島外避難)の整備に関すること。 6 避難所管理運営体制の整備に関すること。 7 食料及び生活必需品の供給体制の整備に関すること。
都 政 策 企 画 局	1 災害広報体制の整備に関すること。
都 財 務 局	1 緊急輸送体制の整備に関すること。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	1 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 2 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。
都 環 境 局	1 火山性ガスの観測体制の整備に関すること。 2 ごみ等の処理体制の調整に関すること。
都 福 祉 局	1 避難所管理運営体制の整備に関すること。 2 要配慮者対策に関すること。
都 保 健 医 療 局	1 避難所管理運営体制の整備に関すること。 2 給水体制の調整に関すること。 3 医療救護体制に関すること。 4 防疫・保健衛生体制の整備に関すること。
都 産 業 労 働 局	1 食料供給体制に関すること。 2 事業資金の融資等に関すること。 3 労務供給体制の整備に関すること。
都 中 央 卸 売 市 場	1 食料供給体制に関すること。
都 住 宅 政 策 本 部	1 応急仮設住宅等の提供体制に関すること。 2 被災住宅の応急修理体制に関すること。
都 建 設 局	1 都市施設等の防災構造化及び復旧に関すること。 2 緊急輸送路確保のための体制の整備に関すること。 3 砂防事業に関すること。
都 港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、都営漁港施設及び都営空港施設の保全に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路等の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。
都 水 道 局	1 給水体制の調整に関すること。
都 教 育 庁	1 避難活動体制の整備に関すること。 2 防災教育に関すること。

機関名	予 防 業 務
報 道 各 社	1 災害報道体制に関すること。
N T T 東 日 本 N T T ド コ モ N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
K D D I	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
ソ フ ト バ ン ク	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
楽 天 モ バ イ ル	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東 京 電 力 グ ル ー プ	1 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。

第2節 火山観測

- 伊豆諸島の火山は、海中から続く火山体の山頂部分に住民が居住していることになり、火山が噴火した場合には、内陸の火山に比べ住民の生活に大きな影響を及ぼすこととなる。
- このため、観測機器を設置し、火山の活動状況を常時把握することにより、噴火時における災害発生の防止、被害の軽減、住民の避難対策等の火山噴火対策を推進する必要がある。
- 本節では、国及び都の火山観測体制について記載する。

1 国の火山観測体制

(1) 対策内容と役割分担

- 国の伊豆諸島における火山観測は、気象庁をはじめ複数の研究機関等が行っている。気象庁は、伊豆諸島の6火山を常時観測火山として、震動観測、地殻変動観測、遠望観測等を行っているほか、広域地震観測網や人工衛星等を利用して火山活動の監視を行っている。また、火山活動に異常があった場合等には、関係機関の協力の下、ヘリコプター等による観測を行うなど機動的な観測も行う。伊豆大島と三宅島には火山防災連絡事務所を設置し、定期的に機動観測を実施している。

機 関 名	対 策 内 容
気 象 庁	○ 気象庁本庁の火山監視・警報センターにおける、地震計、傾斜計、監視カメラ等の観測データ等の24時間体制の監視 ○ 火山活動に変化があった場合等の火山機動観測の実施

(2) 詳細な取組内容

- 国の伊豆諸島における火山観測は、火山活動の監視、噴火警報・予報の発表の責務を持つ気象庁をはじめ、国土地理院、国立研究開発法人防災科学技術研究所、東京大学地震研究所等の研究機関等が行っている。

《気象庁》

- 気象庁は、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島及び硫黄島を常時観測火山として位置付け、地震計、傾斜計、空振計、GNSS 観測装置、監視カメラ等の観測施設を整備し、関係機関からのデータ提供も受け、気象庁本庁の火山監視・警報センターにおいて、火山活動の推移を24時間体制で監視している。
また、広域地震観測網や人工衛星等を利用して、常時観測火山以外の火山も含めて火山活動の推移を監視している。
- さらに、火山活動に変化があった場合や、テレメータ観測では把握できない火山活動の状況を調査するため、定期的あるいは緊急的に火山機動観測班による、熱観測、火山ガス観測、関係機関の協力の下ヘリコプターによる機上観測等を行っている。
- 伊豆諸島においては、大島町には伊豆大島火山防災連絡事務所、三宅島村には三宅島火山防災連絡事務所をそれぞれ設置し、地元防災機関への火山活動の解説や火山観測等を実施している。
- 気象庁の実施する火山観測

区 分	内 容
震 動 観 測	○ 地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。 ○ 広域地震観測網により、火山周辺の地震活動を把握する。
地 殻 変 動 観 測	○ GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域での膨張や収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	○ 監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 ○ 空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
そ の 他 の 観 測	○ 磁力計により、マグマの活動等に伴う地磁気の変化を観測する。 ○ 温度計及び赤外熱映像装置により、噴気地帯の噴気温度及び地熱地帯の地表面温度分布を定期的に観測する。 ○ 火山ガスの放出量を定期的に観測する。 ○ 人工衛星により、噴火による噴煙や火山の表面温度などを観測する。

2 都等の火山観測体制

(1) 対策内容と役割分担

- 都は、国の観測体制が整備されている伊豆大島を除く8島に地震計や傾斜計などを設置し、各火山に適した観測、監視体制の整備を図っている。また、噴火予知が困難とされる三宅島では、ほぼ隔年で水準測量も行う。観測データは都防災専門員及び防災顧問が解析及び検討を行うほか、複数の研究機関等に提供している。
- 三宅島の火山ガス測定は、噴火した平成12年(2000年)に都が開始し、測定機器を三宅村に譲渡して以降は村が行っている。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 地震計、傾斜計等の観測機器の設置、水準測量等による火山観測・監視体制の整備
三 宅 村	○ 火山ガス観測

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

ア 火山活動

- 都防災会議火山部会は、平成4年(1992年)11月、「伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究」をまとめ、都防災会議に報告した。この報告の中で、火山による噴火の形態が異なることから、それぞれの火山の活動様式に適した観測、監視を行う必要があると提言した。
- この提言を受け、都は、火山噴火の予知研究及び火山噴火につながる異常現象を捉えることを目的に、島しょの関係町村の協力を得て、国の観測体制が整備されている伊豆大島を除く利島、新島、式根島、神津島、三宅島、御蔵島、八丈島及び青ヶ島に地震計、傾斜計等の観測機器を設置し、観測・監視体制の整備を図った。
- また、噴火の予知が困難といわれる三宅島については、ほぼ隔年で水準測量を行い、長期的な視点での火山活動の把握に努めている。
- なお、得られた観測データは、都防災専門員及び防災顧問が解析及び検討を行うほか、東京大学地震研究所に解析委託を行うとともに、気象庁及び防災科学技術研究所にも提供している。

イ 火山ガス

- 平成12年(2000年)に噴火した三宅島の火山ガスについて、都環境局は同年8月から島内5か所で測定を開始し、平成17年(2005年)9月28日に測定地点8地点の自動測定機器を三宅村に譲渡した。
- その後、三宅村による14地点の観測が実施されている。

第3節 施設の整備

- 港湾、道路、空港等の公共施設は、住民が生活を行う上で重要な役割を担っており、これらが被災した場合、日常生活はもとより、救急救助、救援救護活動等に重大な支障を及ぼすことになる。
- このため、これらの施設の整備を図るとともに、これらの施設を災害から守る砂防施設を整備することが重要である。
- 本節においては、港湾、道路、空港、学校及びその他の公共施設の整備について、それぞれの施策を定める。

1 港湾施設等

(1) 対策内容と役割分担

- 災害発生時において、港湾施設は、島民の生命を守る緊急避難、応急物資・復旧用資機材の輸送等に重要な役割を担っており、大離島は一島二港方式、小離島は一港二突堤方式で港湾整備を行っている。
- また、噴火により流れ出た溶岩、その後の降雨による泥流及び土石流から生命及び財産を守るため、溶岩導流施設及び砂防施設を整備して、火山災害の防止に努めている。
- 本項においては、港湾、漁港、海岸及び火山砂防の各施設について、それぞれの施策を定める。
- ※ 一島二港方式：就航率を上げるため、一つの島に2か所の港湾(漁港)を整備する(伊豆大島、新島、式根島、神津島、三宅島及び八丈島)。
- ※ 一港二突堤方式：岸壁自体が互いに防波堤の役割を果たすように、一つの港に平行して2か所の突堤式の岸壁を整備する(利島、御蔵島及び青ヶ島)。

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 海岸保全施設、港湾施設、漁港施設の整備推進 ○ 噴火避難用岸壁の確保・施設整備の推進
都 建 設 局	○ 砂防施設(砂防堰堤、流路、導流堤等)の整備推進 ○ 火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づく整備推進
関東地方整備局	○ 東京湾中央航路(開発保全航路)の保全・管理 ○ 東京湾内の海洋環境整備
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 船舶の安全対策推進(「船舶交通の制限又は禁止」や「危険物の海上への流出防止措置」等の指導等)

(2) 詳細な取組内容

ア 港湾

《都港湾局》

- 火山が噴火した場合、居住地への被害、溶岩等の流出等により外周道路の分断が想定されるため、島外避難に備え、現在建設中の施設の完成を図るとともに、港湾施設の整備を促進する。
 - 伊豆諸島では、船舶で島外へ避難することを対策の基本とし、伊豆大島及び三宅島において噴火避難用岸壁の確保及び同岸壁の静穏度向上のための施設整備の推進を図る。
- ＜火山噴火時避難用岸壁等(港湾)＞(「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針」(平成26年1月港湾局離島港湾部計画課)より)
- 伊豆大島：元町港(岸壁(-7.5m)、防波堤(西))、岡田港(岸壁(-7.5m))、波浮港(岸壁(-6.5m)、防波堤(東))
 - 三宅島：三池港(岸壁(-7.5m)、防波堤)
- ※ うち岡田港は整備済。

(ア) 施設の現況

- 都の地域における港湾は、東京港及び島しょの港湾 16 港(漁港を除く。)である。
 (別冊資料第● 東京港の現況 P●)
 (別冊資料第● 東京港港湾区域図及び京浜港(東京区)港域図 P●)
 (別冊資料第● 島しょ港湾(地方港湾)一覧表 P●)
 (別冊資料第● 伊豆諸島の港湾等位置図 P●)
 (別冊資料第● 小笠原諸島の港湾等位置図 P●)

(イ) 予防対策

- 各機関が実施する港湾施設の整備及び船舶安全対策は、次のとおりである。

機関名	内 容
都 港 湾 局	○ 船舶の安全確保 港内の静穏を図るための防波堤の整備、航行及び停泊のための航路、泊地、小型船だまりの整備、航路標識、無線等による船舶の避難誘導體制の整備を図る。 ○ 公共上屋への浸水防止 用地造成の際に高潮及び風波を考慮するとともに上屋の出入口に防波扉を設置する。 ○ ふ頭施設の損壊防止 各施設の設計時に風波を十分に検討し、特に岸壁クレーン等の倒壊又は逸走の予想されるものについては、固定用の器具及びストッパーを設置する。 ○ 事業計画 1 東京港 ○ ふ頭の整備に併せて航路、航路・泊地、泊地等を整備するほか、定期的に維持しゅんせつを行う。 2 島しょ港湾 (別冊資料第● 島しょ港湾(地方港湾)一覧表 P●)
関 東 地 方 整 備 局	○ 東京湾中央航路(開発保全航路)の保全・管理 東京湾中央航路の航路管理者として、同航路内の異常を把握するための監視パトロール、航路水深の確認等の保全・管理業務を実施する。 ○ 東京湾内の海洋環境整備 東京湾内一般海域の浮遊ごみ及び浮遊油を回収し、船舶航行の安全を確保する。

機関名	内 容
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 台風、異常気象その他により、港内における海難等の災害の発生が予想される場合、これを防止する対策を策定するため、台風等対策委員会を設ける。 ○ 東京港の安全等に関する事項を協議し、その対策を実施するため、東京港安全汚染防止対策協議会を設けている。 ○ 流出油事故防止や対策のために、東京港排出油防除協議会を設けている。 ○ 港内における危険物安全対策として、関係事業所の管理者、船舶所有者、代理店等に対して、災害を防止するため、次の措置を講ずるよう指導するほか、危険物積載船舶には、必要に応じ直接移動を命じ、若しくは航行の制限又は禁止を行う。 1 危険物専用岸壁における荷役の制限又は禁止 2 危険物の海上への流出防止措置及び応急対策

イ 漁港

《都港湾局、町村》

- 伊豆・小笠原諸島の漁港は、都営が21港、町営が2港あり、これらの整備及び維持管理は各々の管理主体である都又は町が実施している。
- 火山が噴火した場合、居住地への被害の恐れや、溶岩等の流出等により外周道路の分断が想定されるため、漁船等の利用を確保するため漁港の岸壁、防波堤等の施設整備を行う。
- 伊豆諸島では、船舶で島外へ避難することを対策の基本とし、伊豆大島及び三宅島において噴火避難用岸壁の確保や同岸壁の静穏度向上のための施設整備の推進を図る。
<火山噴火時避難用岸壁等(漁港)>「伊豆・小笠原諸島における港湾等防災対策基本方針」(平成26年1月港湾局離島港湾部計画課)より
- 三宅島：阿古漁港(-7.5m岸壁)、伊ヶ谷漁港(-7.5m岸壁、防波堤)
※ 阿古漁港、伊ヶ谷漁港ともに整備済。

ウ 海岸

《都建設局、都港湾局》

- 島しょ海岸においては、島民の生命及び財産を守るため、海岸保全施設の整備を進める。
(ア) 島しょの海岸保全事業
- 伊豆諸島は、台風、冬季の風浪等の厳しい自然条件にさらされている。
また、島しょ海岸は、個性的な自然環境を有するとともに、レジャー活動、研究、教育等に利用されている。このため、「防護」、「環境」及び「利用」の調和のとれた海岸保全施設(護岸、離岸堤等)の整備を推進していく。

- a 都港湾局所管の海岸保全施設の現況
(別冊資料第● 島しょ海岸保全施設の現況 P●)
- b 都建設局所管の海岸保全施設の現況
(別冊資料第● 島しょ海岸保全施設の現況 P●)

エ 火山砂防

《砂防管理者》

- 伊豆諸島の地形は急しゅんで、地質も降雨により崩れやすい火山噴出物から成っている。火山活動の活発化により噴出した溶岩及び降灰並びに火山性地震による傾斜崩壊により、降雨時に発生する泥流及び土石流から人命及び財産を守るため、砂防堰堤、流路、導流堤等の砂防施設を整備して、火山災害の防止に努める必要がある。
- 予測が困難な火山噴火に伴い発生する土砂災害に対して、迅速かつ効果的に被害を軽減するための「火山噴火緊急減災対策砂防計画」を、伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島、青ヶ島において、策定している。
- 策定した計画に基づき、火山噴火に伴って発生する可能性がある土砂災害に対して、緊急減災対策を迅速かつ効果的に実施して、被害をできる限り軽減する必要がある。
- 火山砂防事業を実施するに当たり、砂防指定地として溪流を指定している。各島における砂防指定溪流数は下表のとおりである。

各島における砂防指定溪流数(令和6年8月末現在)

市町村名	指定溪流数
大島町	14
新島村	4
神津島村	8
三宅村	51
八丈町	10

2 道路

(1) 対策内容と役割分担

- 島しょの道路は、円すい形の急しゅんな地形上を通っているため、火山噴火災害等により、斜面崩壊、落石、降灰等による災害を受けやすい。これらの道路が一度被災した場合、災害時の緊急避難や応急物資の輸送に支障を来すことになる。
- このため、予防対策として、落石防護柵の設置やコンクリート擁壁、ブロック積、法面防護工等を行い、被害の防止に努める。

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局	○ 落石防護柵、コンクリート擁壁、ブロック積、法面防護工等の設置

(2) 詳細な取組内容

ア 施設の現況

《都建設局》

(令和5年4月現在)

区分		延長(m)	内訳	
			都道(m)	町村道(m)
大島支庁管内	伊豆大島	499,551	60,326	439,225
	利島	27,706	8,803	18,903
	新島	142,788	16,408	126,380
	神津島	86,637	15,089	71,548
(小計)		756,682	100,626	656,056
庁管三宅支管内	三宅島	134,930	34,466	100,464
	御蔵島	21,353	14,993	6,360
(小計)		156,283	49,459	106,824
庁管八丈支管内	八丈島	482,292	53,667	428,625
	青ヶ島	37,140	6,367	30,773
(小計)		519,432	60,034	459,398
小笠原支庁管内		50,149	35,362	14,787
合計		1,482,546	245,481	1,237,065

3 空港

(1) 対策内容と役割分担

- 災害発生時、空港は、住民の生命を守る緊急避難、応急物資輸送等のための拠点として、重要な役割を担っている。
- このため、空港施設の整備及び維持管理を行うことにより、災害時における緊急空輸等の活用を図る。

(2) 詳細な取組内容

ア 施設の現況

(令和6年11月現在)

施設名	基本施設	付帯施設	供用開始
大島空港	滑走路 1,800m×45m 誘導路 95m×23m エプロン 20,885 m ²	ターミナルビル 1棟(2,643 m ²) 航空局庁舎 1棟(218 m ²) 夜間照明施設 一式 駐車場 (233 台)	供用開始 昭和39年6月 15日
新島空港	滑走路 800m×25m 誘導路 30m×9m エプロン 3,000 m ²	ターミナルビル 1棟(588 m ²) 照明施設(進入角指示灯滑走路末端識別灯)一式 駐車場 (62 台)	供用開始 昭和62年7月 2日

施設名	基本施設	付帯施設	供用開始
神 津 島 空 港	滑走路 800m×25m 誘導路 30m×9m エプロン 3,000 m ²	ターミナルビル 1棟(586 m ²) 照明施設(進入角指示灯滑走路末端識別灯)一式 道路及び駐車場 (44 台)	供用開始 平成 4 年 7 月 1 日
三 宅 島 空 港	滑走路 1,200m×30m 誘導路 80m×18m エプロン 10,312 m ²	暫定ターミナルビル 1棟(491 m ²) 夜間照明施設 一式 駐車場 (53 台)	供用開始 昭和 41 年 3 月 1 日
八 丈 島 空 港	滑走路 2,000m×45m 誘導路 85m×23m エプロン 15,300 m ²	ターミナルビル 1棟(3,975 m ²) 航空局庁舎 1棟(1,500 m ²) 夜間照明施設 一式 駐車場 (415 台)	供用開始 昭和 37 年 5 月 1 日

4 学校

(1) 対策内容と役割分担

- 災害発生時における児童、生徒等の安全確保を図るとともに、被災者の一時収容施設ともなるので、校舎等の耐震化を進める。

機 関 名	対 策 内 容
都 教 育 庁	○ 被災者の一時収容施設となり得る校舎等の耐震化 ○ 避難計画作成等の指導 ○ 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村の支援 ○ 都立高校体育館等の空調設備の整備推進
町 村	○ 災害発生時における児童、生徒等の安全確保 ○ 被災者の一時収容施設校舎等の耐震化

(2) 詳細な取組内容

《施設管理者》

- 災害発生時における児童、生徒等の安全確保を図るとともに、被災者の一時収容施設ともなるので、校舎等の耐震化を進める。

《都教育庁》

- 避難所となる都立学校においては、学校危機管理マニュアルにより安全確保のための状況把握に努めるとともに、区市町村と協力して迅速に応急危険度判定が行われるよう調整を図る。
- 災害状況に応じ、校長を中心に全校職員が協力して、児童生徒等の安全確保を図れるよう、次のとおり避難計画の作成等の指導を行う。

【児童生徒等の避難計画(教育庁)】

ア 計画の内容を、教職員に周知徹底するとともに、児童生徒等に対し基本的事項について反復指導、訓練を実施する。また、必要な事項について、保護者

に周知する。

- イ 避難所、避難経路及び保護者への引渡場所については、地元防災機関と連絡を密にし、当該地域の防災計画に即して選定する。
- ウ 避難時における指揮命令系統及び教職員の任務分担を明確にする。
- エ 避難計画は、始業時、授業時、休憩時、放課後、校外指導等それぞれの状況に応じた対策とし、学年や障害の程度等児童生徒の発達段階に配慮する。
- オ 校内放送、非常ベル等校内の通報連絡手段及び関係機関への連絡方法について、最悪の条件を想定し、代替手段を確保する。
- カ 児童生徒等の人員把握と、報告の方法を具体的に定める。
- 避難所となる公立学校のトイレの洋式化やマンホールトイレ等の災害用トイレ整備を行う区市町村を支援し、避難所機能の向上を図る。
- 都教育庁は、都立高校体育館等の空調設備の整備を推進し、避難所となった際の良好な環境の確保に資する。
- 避難所となる公立学校の体育館等へ空調設置の整備を行う区市町村を支援し、避難所機能の向上を図る。

5 その他の公共施設

(1) 対策内容と役割分担

- 公民館、診療所、福祉施設等の公共施設等の耐震・耐火構造化への促進を図る。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 今後建設する公共施設の耐震・耐火構造化 ○ 木造の施設の耐震・耐火構造化の促進

(2) 詳細な取組内容

《施設管理者》

- 公民館、診療所、福祉施設等の公共施設を今後建設する場合には、できる限り耐震・耐火構造とするとともに、現在、木造の施設については、逐次、耐震・耐火構造化への促進を図る。

第4節 訓練及び防災知識の普及・啓発

- 火山活動に対応できるよう、都及び防災機関はそれぞれの火山の特徴及び各島の状況を考慮して、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。
- 防災知識の普及及び訓練を実施する際に、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に配慮するとともに、防災市民組織の育成及び強化を図る際には女性参画の促進に努める。

1 防災訓練の充実

(1) 対策内容と役割分担

- 災害時における防災活動の円滑な実施を期するため、各防災機関相互及び住民との協力体制の確立に重点をおく総合防災訓練及び各個別訓練の実施方法等について、次のとおり定める。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 総合防災訓練の実施
支 庁	○ 通信手続・無線機の操作等、無線通信に関する無線訓練の実施 ○ 避難訓練の実施
町 村	○ 防災訓練に必要な組織及び実施方法に関する計画の策定及び訓練実施

(2) 詳細な取組内容

ア 総合防災訓練

《都》

機関名	内 容
都	○ 火山噴火により被害が発生したことを想定し、都、町村及び関係防災機関が住民と一体となって総合防災訓練を実施する。これによって各機関相互の緊密な協力体制を確立するとともに、防災技術の習熟及び住民の防災意識の高揚を図る。 1 参加機関 (1) 都 (2) 町村 (3) 防災機関等 (4) 住民 2 訓練項目 (1) 非常招集訓練 (2) 通信情報訓練 (3) 本部運営訓練 (4) 現地実働訓練

イ 支庁の訓練

《支庁》

機関名	内 容
支 庁 (大島・三宅・八丈)	1 無線訓練 ○ 災害時において有線通信系が不通となり、又は利用することが著しく困難な場合における無線通信系による通信の円滑な遂行を図るため、通信手続・無線機の操作等、無線通信に関する訓練を実施する。 (1) 参加機関 ア 支庁 イ 町村 ウ 関係防災機関

機関名	内 容
	(2) 実施方法 ○ 関係機関と協議し、計画を定め訓練を実施する。 2 避難訓練 ○ 噴火災害において、生命に危険が及ぶような場合には避難が必要である。そのためには、あらかじめ災害規模に応じた避難場所の確保、避難の方法、避難経路等を策定し、それに基づいて訓練を計画し実施するよう町村と調整を図る。

ウ 町村の訓練

《町村》

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、その地域における第一次防災機関として、防災活動の円滑を期するため、防災訓練に必要な組織及び実施方法に関する計画を定め、平常時からあらゆる機会を捉え、訓練実施に努める。

○ 都と町村との合同訓練の実施状況

訓練名	年月日	訓練内容	規模
東京都・大島町合同噴火災害総合防災訓練	平成 14 年 11 月 21 日	避難、給水、給食	6,300 名
東京都・大島町合同総合防災訓練	平成 18 年 11 月 21 日	火山噴火及び津波対策訓練	4,900 名
東京都・八丈町・青ヶ島村・合同総合防災訓練	平成 20 年 10 月 21 日	火山噴火及び津波対策訓練	4,000 名
東京都・新島村合同総合防災訓練	平成 22 年 10 月 16 日	地震及び津波対策訓練	2,637 名
東京都・神津島村合同総合防災訓練	平成 24 年 11 月 1 日	地震及び津波対策訓練	1,450 名
東京都・新島村合同総合防災訓練	平成 25 年 10 月 19 日	地震及び津波対策訓練	1,748 名
東京都・三宅村・御蔵島村合同総合防災訓練	平成 27 年 10 月 28 日	火山噴火、地震及び津波対策訓練	1,800 名
東京都・大島町・利島村合同総合防災訓練	平成 28 年 11 月 21 日	火山噴火、地震及び津波対策訓練	3,546 名
東京都・八丈町・青ヶ島村合同総合防災訓練	平成 29 年 11 月 5 日	火山噴火、地震及び津波対策訓練	3,487 名
東京都・神津島村合同総合防災訓練	令和 4 年 11 月 9 日	地震及び津波対策訓練	1,100 名

2 防災知識の普及・啓発

(1) 対策内容と役割分担

- 火山に関する知識の普及活動は、地域住民、事業所、学校、来島者等に対して、噴火警報や噴火時の避難方法等を広報誌やパンフレット、インターネット、SNS、展示等の様々な方法で伝えるものである。防災教育や防災管理指導も実施する。
- 火山災害に対する防災教育は、町村・都が、広報誌やパンフレット、講習会、研修会等を通じて行う。学校教育では、学習内容と防災教育教材との関連を図りながら、防災の基礎を指導する。事業所では、火山対策や降灰対策等の防災知識等の普及を図る。また、災害対策における男女平等参画の具体化に向け、区市町村に助言を行う。
- 来島者は火山知識が少ないため、宿泊施設や人が集まる場所で広報ポスターや掲示板等により、「火山活動の異常現象時の対応措置」及び「噴火時の対応措置」を伝える必要がある。また、外国人には多言語による情報提供が必要である。大島町では伊豆大島火山博物館等、三宅村では三宅島郷土資料館を通じて、啓発活動が観光資源の開発とともに行われている。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 防災広報による火山に関する知識の普及活動
都 教 育 庁	○ 防災教育による火山に関する知識の普及活動
町 村	○ 防災広報による火山に関する知識の普及活動 ○ 防災教育の実施 ○ 来島者に対する防災情報の提供 ○ 噴火時の避難方法等の周知徹底

(2) 詳細な取組内容

《町村》

ア 防災広報

- 平素から地域住民、各事業所及び学校の児童生徒を対象にそれぞれに適した方法により、火山に関する知識の普及活動を行う。

(ア) 各防災機関が行う広報内容の基準は、次のとおりとする。

- a 噴火警報、噴火警戒レベル等についての普及啓発
- b 各防災機関の火山対策
- c 火山活動の異常現象時の対応措置
- d 噴火時の対応措置
- e 降灰等に対する農作物の処置

(イ) 火山災害警戒地域に指定されている各町村は、火山避難計画及びそれぞれの火山の特色を記した火山防災マップの配布等を通じ、噴火時の避難方法等の周知徹底を図る。

- (ウ) 博物館、資料館等における展示等を通じて、火山に関する知識及び情報を広く来島者等に提供する。
- (エ) 「広報東京都」をはじめ都及び各防災機関の各種広告印刷物等により防災知識の普及を図る。
- (オ) 火山活動に関するパンフレットの配布、インターネット、SNS 等を通じて広く防災知識の普及に努める。

イ 防災教育

《町村・都》

- 広報誌、パンフレット等により行うほか講習会、研修会、現地でのイベント等を実施し、防災に関心のない人への普及啓発の充実を図る。
やさしい日本語や多言語化などを通じて、子供や外国人をはじめ、誰もが分かりやすい普及啓発を推進する。
- また、学校教育及び社会教育を通じて、防災知識等の普及を図る。特に、学校教育においては、小・中学校の理科・社会、高等学校の地学等の学習内容と防災教育教材「防災ノート～災害と安全～」の内容との関連を図りながら指導し、防災の基礎的事項についての理解を深める。
- 児童生徒、防災活動に携わる住民、事業所の防災担当者等を対象に、学校教育の場、講習会等において防災教育を推進し、防災知識の普及啓発及び実践的な防災行動力の向上に努めていく。
- 防火管理及び防災管理指導を通じて、事業所における火山対策、降灰対策等の防災知識の普及を図る。
- 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施する。

ウ 来島者に対する防災情報の提供

《町村・都》

- 来島者には事前の普及啓発活動が困難であり、住民と比較して火山に関する知識が少ない。そのため、宿泊施設に来島者向けの「火山活動の異常現象時の対応措置」及び「噴火時の対応措置」を示した広報ポスター等を掲示するなどの対応が必要である。
- また、来島者向けのチラシの配布、人が集まる場所への掲示板の表示等の措置も有効である。
- なお、外国人の来島者が増加していることから、外国人に対しても情報提供を行う必要がある。
- 大島町では、伊豆大島火山博物館における展示、ジオパーク活動等、三宅村では、三宅島郷土資料館を通じて火山に関する正確な情報を広く来島者に提供し、それによって、適切な避難行動に結び付けるなどの広報活動が観光資源の開発とともに行われている。

エ 登山者に対する防災情報の提供

《警視庁》《都》

- 登山計画書の効用及び警察等への提出の励行並びにその提出方法等について、登山者に対し、広報啓発活動を実施する。

第5節 住民等の防災行動力の向上

1 災害に強い社会づくり

(1) 対策内容と役割分担

- 住民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、住民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

機 関 名	対 策 内 容
住 民 等	○ 噴火警報、降灰予報等の情報収集・理解 ○ ハザードマップ、避難経路等の把握 ○ 非常持出用品の準備 ○ 防災訓練及び防災事業への積極的参加 ○ 要配慮者に関する情報提供
地 域 組 織 防 災 市 民 組 織	○ 情報伝達、救助、応急救護、避難等の各種訓練の実施 ○ 資器材等の整備及び保守並びに備蓄 ○ 災害時の支援体制の整備
都 総 務 局	○ リーダー育成講習会、防災講習会等の各種防災訓練の技術指導等に係る支援 ○ 地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で紹介するなど連携強化の促進支援
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成 ○ 都内の社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成
町 村	○ 防災市民組織の結成促進 ○ 活動用資器材の整備
関係 防 災 機 関	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進 ○ 合同防災訓練の実施 ○ 地区防災計画の作成の推進
事 業 者 等	○ 安全確保及び防災資器材、食料等の備蓄 ○ 防災計画、事業継続計画(BCP)及び非常用マニュアルの整備 ○ 地域活動への参加、防災市民組織等との協力

（２）詳細な取組内容

ア 住民等の役割（再掲）

- 日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報、降灰予報等を理解しておく。
- 町村が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の地理的特徴を把握しておく。
- マスクや目を守るゴーグル、水、食料、医薬品、衣料品、携帯ラジオ等非常持出用品や携帯トイレ・簡易トイレの準備をしておく。
- 降灰を屋内に侵入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット等で配信する降灰予報などの情報を確認する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を協力して行う。
- 保険・共済等の生活再建に向けた事前の備え当の家庭での予防・安全対策を行う。
- あらかじめ家族で災害時の連絡方法、避難場所及び避難経路の確認を行う。
- 都又は町村が行う防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- 町会、自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 要配慮者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報提供する。
- 登山者等は、自らの安全を確保するため、噴火のおそれに関する情報の収集、関係者との連絡手段の確保、登山届（登山届、登山計画書、登山カード等をいう。）の積極的な提出等の手段を講じるよう努める。
- 災害時に備え、避難所、避難場所及び避難経路等の確認・点検並びに適切な情報収集方法の確認を行う。
- 過去の災害から得られた教訓の伝承その他の取組により、防災に寄与するよう、努める。

イ 防災市民組織等の強化

災害の発生時において、被害を最小限に止めるためには、地域の事情に精通した防災市民組織等の活動が重要となる。

各機関は、防災市民組織に係る広報及び町会・自治会等の防災市民組織等の育成指導に力を入れ、防災市民組織の結成、都民の参加を推進し、災害時に自ら行動できる人材や周囲をけん引することのできる人材を育成していく。特に防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の推進に努めるとともに、女性や青年を含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施する。

第2部

第2章 災害予防計画

第5節 住民等の防災行動力の向上

《町村》

(ア) 防災市民組織等の役割

- 地域組織及び住民が自主的に結成した防災市民組織の役割及びとるべき措置は、次のとおりである。
 - a 防災に関する知識の普及
 - b 情報伝達、救出、救助、応急救護、避難等の各種訓練を実施
 - c 避難、救助、炊き出し資器材等の整備及び保守並びに非常食及び簡易トイレの備蓄
 - d 地域内の危険箇所を点検及び把握し、地域住民に周知
 - e 地域内の要配慮者及び避難行動要支援者の把握、災害時の支援体制の整備
 - f 地域内の企業及び事業所との連携・協力体制の整備
 - g 行政との連携・協力体制の整備

(イ) 防災市民組織の充実

- a 防災市民組織の結成促進
- 町村は、住民への積極的な指導及び助言により、防災市民組織の組織化を進める。
- 都は、町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細やかな指導及び助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう町村に働きかけていく。
- b 防災市民組織の活動環境の整備
- 町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。
- 都は、町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。
- c 防災市民組織の訓練用資器材整備
- 都は、町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導、実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材を整備していく。
- d 防災市民組織への支援
- 都は、町村と連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会等の各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。

ウ 事業所防災体制の強化

《事業所等》

(ア) 事業所の役割（再掲）

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - a 社屋内外の安全確保及び防災資器材、食料等の備蓄等の従業員及び来客の安全確保に努める。
 - b 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定及び早期復旧につな

がる。そのため、防災計画、事業継続計画(BCP)及び非常用マニュアルの整備等の事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。

- c 事業所の持つ資源及び特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災市民組織等との協力等、地域社会の安全性の向上に努める。

エ 行政・事業所・住民等の連携

《都・町村》

(ア) 相互に連携した社会づくり

- 行政、事業所、住民、地域コミュニティ、ボランティア等が、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成し、災害に強い社会を構築することが必要である。
- 都は、相互に連携協力し合うネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - a 自治体間の相互支援体制の強化
 - b 地域及び事業所と行政とが連携していく意識の醸成
 - c 火山災害に強い社会づくりをテーマとしたシンポジウム、講演会等の開催

(イ) 地域における防災連携体制の確立

- 町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。
 - a 連携・協力体制
- 地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置、情報連絡体制の確保等の協力体制の確立に努める。
- b 地域コミュニティの活性化
- 町会、自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。
- c 合同防災訓練の充実
- 地域住民、地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。

(ウ) 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

- 火山災害時の助け合いを推進するために、住民、町会、自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティア等の地域で活動している様々な団体等が従来の垣根を越えて連携及び協力することが求められている。
- そこで、都は、町村が行う地域相互支援ネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策を講じていく。
- 災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成を図る。

(エ) 地域と事業所との連携強化

- 都は、東京商工会議所等の協力により、防災について地域貢献の意志のある事

業者の紹介を受けたときは、町村を介して、事業者と地域との連携が図られるよう努める。

- 都は、地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で紹介するなどにより連携強化を図る。

2 消防団の活動体制の充実

(1) 対策内容と役割分担

消防団は、常備消防、区市町村をはじめとする行政機関と防災市民組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 市町村の消防防災施設の整備促進
町 村	○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 消防団資機材・分団本部施設等の整備 ○ 地域等と連携した防災対策の推進

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 消防団の存在と活動を知ってもらう広報や女性、学生、会社員などをターゲットにした消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団員の確保策をさらに推進する。
- 都消防協会が実施する消防操法大会の開催を支援するなど、消防団の教育訓練の充実を図り、人材育成面での支援を行う。
- 消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、新たな技術を使った技能の向上や女性消防団員同士の交流を深め、入団・定着促進等を行うことで人材を確保する取組など多面的に消防団の活動を支援し、その体制の強化を促進する。

《町村》

- 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。
- 各種資機材やマニュアル等を活用して地域特性に応じた教育訓練を実施し、災害活動能力及び安全管理能力の向上を図る。
- 教育訓練の推進による消防団員の応急救護技能の向上を図る。
- 新入団員への入団教育を充実させ、災害活動技能の早期習得を図る。
- 消防団員が有している重機操作、自動車等運転の各種資格を火山等の大規模災害時に有効に活用できるよう訓練を推進する。

- 消防団の活動等に係る自主学習用教材を活用するなど、団員の生活に配慮した訓練方法により、消防団員の仕事や家庭との両立を図る。
- 地域住民等に対する防火防災教育訓練を通じて消防団と地域住民等との連携を強化し、地域防災力の向上を図る。
- 消防団員への訓練に e-ラーニングを活用するなど、能力向上の促進を図る。

3 ボランティア等との連携

(1) 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、市町村との連携

《都・町村》

- 大規模災害における被災者のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

各 機 関	対 策 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○ 災害時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保
東 京 ボ ラ ン テ ィ ア ・ 市 民 活 動 セ ン タ	○ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施 ○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○ 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
区 市 町 村	○ 区市町村社会福祉協議会等との連携による区市町村災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施 ○ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

ア 登録ボランティア

《都》

(ア) 東京都防災ボランティア等との連携

- 都は、平成7年(1995年)5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習又は訓練を実施する登録制度を採用している。

a 東京都防災(語学)ボランティア

所 管	資 格	業 務 内 容
都生活文化スポーツ局	○ 防災(語学)ボランティア ※ 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	○ 大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援

b 被災宅地危険度判定士

所 管	資 格	業 務 内 容
都都市整備局	○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令第22条に規定する土木又は建築技術者	○ 災害対策本部が設置される規模の地震、降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施する。

(イ) 赤十字ボランティア

- 主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日赤東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援と被災地の復興支援を目的に行う。
- 日赤東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくりやボランティア養成計画などの整備を図る。

【赤十字ボランティアの概要】

機関名	要件	活動内容
日赤東京都支部	《東京都赤十字救護ボランティア》 災害時ボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修(赤十字災害救護ボランティア養成セミナー)を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション(帰宅困難者支援所)等において被災者等への支援活動
	《青年学生赤十字奉仕団》 都内 15 大学と支部に組織された奉仕団	平常時は各地域に根付いた活動を行い、国際活動や社会福祉施設等での奉仕を行う。 災害時には各地域で被災者のケア等に協力する。
	《特殊赤十字奉仕団》 特殊な技能を有した者で組織された奉仕団	災害時には各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び赤十字施設等に直接登録して活動するボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望等に応じて被災者等への支援活動を実施

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 初動態勢

- 伊豆諸島は、太平洋上に南北に長く連なる島々であり、伊豆大島をはじめとして富士火山帯に属する火山島となっている。
- これらの諸島で、噴火が発生した場合、東京都災害対策本部等を設置するとともに都、町村及びその他の防災機関は、島民の生命及び財産を守り、来島者の安全を確保するため、迅速な初動態勢により、応急活動を開始する。

1 東京都災害対策本部の組織及び運営

《都》

(1) 東京都災害対策本部の設置及び廃止

- 知事は、伊豆諸島において火山による災害が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関、他府県等の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行うための東京都災害対策本部(以下「都本部」という。)を設置する。

ア 都本部の設置

- 知事は、都の地域において大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため都本部を設置する。
- 本部長は、知事をもって充てる。
- 都本部を構成する局の局長(以下「局長」という。)又は地方隊長の職にある者は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- 危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。

イ 都本部設置の通知

- 本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長、地方隊長及び国(総務省消防庁)に通知する。

また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。

- (ア) 区市町村長
- (イ) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
- (ウ) 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊司令
- (エ) 厚生労働大臣及び国土交通大臣
- (オ) 隣接県知事

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 初動態勢

- 政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- 各局長及び地方隊長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- 都本部が設置された場合は、東京都防災センター又は適当な場所に「東京都災害対策本部」の標示を掲出する。

ウ 都本部の廃止

- 本部長は、都の地域において災害の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、都本部を廃止する。
- 都本部の廃止の通知は、都本部の設置の通知に準じて処理する。

(2) 都本部の組織

- 都本部は、本部長室、局及び地方隊をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部及び島しょに現地派遣所を置く。

(3) 本部長等の職務

- 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 本部員は、局長、危機管理監、危機管理副監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
- 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。
 - (ア) 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。
 - (イ) 本部の職員の動員に関すること。
 - (ウ) 本部における通信施設の保全に関すること。
 - (エ) 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。
 - (オ) 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。
 - (カ) 各局にまたがる事務及び各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。
- 危機管理副監は、危機管理監を補佐する。
- 地方隊長は、支庁長をもって充て、本部長の命を受け、地方隊の事務を掌理する。

エ 本部長室の所掌事務

- 本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。
 - (ア) 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - (イ) 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - (ウ) 避難の指示に関すること。
 - (エ) 災害救助法の適用に関すること。
 - (オ) 区市町村の相互応援に関すること。
 - (カ) 局長、地方隊長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。
 - (キ) 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
 - (ク) 政府機関、他府県、公共機関及び駐留軍に対する応援の要請に関すること。
 - (ケ) 公用令書による公用負担に関すること。
 - (コ) 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
 - (サ) 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

オ 本部派遣員

- 本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。
 - (ア) 指定地方行政機関
 - (イ) 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
 - (ウ) 区市町村
 - (エ) 指定公共機関又は指定地方公共機関
 - (オ) その他災害時における応急又は復旧業務を円滑に実施するため、本部長が特に必要と認める団体
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料及び情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

カ 本部連絡員

- 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。
- 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

キ 本部員代理

- 本部員代理は、局長が局に所属する者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示及び計画に基づく応急対策について職員を指揮する等、本部員の職務を代理する。

ク 各局等の分掌事務

局 名	分 掌 事 務
都 総 務 局	1 本部長室の庶務に関すること。 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。 3 区市町村の指導連絡に関すること。 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5 本部の職員の動員及び給与に関すること。 6 本部における通信施設の保全に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか災害対策の連絡調整に関すること。
都 政 策 企 画 局	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4 在京大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 その他特命に関すること。
都 財 務 局	1 災害対策関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章等の発行に関すること。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5 野外収用施設の建設工事に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
都 デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2 島しょ海底光ファイバーケーブルの保全、復旧及び調整に関すること。 3 基盤システムの維持に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。
都 主 税 局	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都 スタートアップ・国際金融都市戦略室	1 災害に関するスタートアップとの連携及び国際金融に係る情報収集・発信等に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	1 災害に関する被災者等からの相談業務に関すること。 2 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 3 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。

局 名	分 掌 事 務
	4 消費生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 5 私立学校との連絡調整に関すること。 6 文化施設及びスポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること。 7 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
都 都 市 整 備 局	1 都市の復興計画の策定に関すること。 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること。 3 災害時における他の局及び町村の応援に関すること。
都 住 宅 政 策 本 部	1 住宅の復興計画の策定に関すること。 2 被災者のための住宅の確保及び修理に関すること。 3 被災者が行う住宅等の建設、補修等のための応急融資に関すること。 4 災害時における他の局及び町村の応援に関すること。
都 環 境 局	1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5 被災建築物等からの石綿の飛散防止に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。
警 視 庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること(他の局に属するものを除く。) 2 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者の調査に関すること。 4 遺体の調査等及び検視に関すること。 5 交通の規制に関すること。 6 緊急通行車両確認標章の交付に関すること。 7 公共の安全と秩序の維持に関すること。
東 京 消 防 庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。 ※1、2、4は消防応援協定等に基づく活動
都 福 祉 局	1 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 2 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 3 避難者の輸送及び避難所の設営に関すること。 4 義援金品の受領及び配分に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、救助及び保護に関するこ

局 名	分 掌 事 務
	と。
都 保 健 医 療 局	1 医療及び防疫に関すること。 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 3 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること。(他の局に属するものを除く。)
都 産 業 労 働 局	1 救助物資の確保及び調達に関すること。 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 中 央 卸 売 市 場	1 生鮮食料品の確保に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 建 設 局	1 河川及び海岸保全施設の保全及び復旧に関すること。 2 砂防関係施設、高潮防御施設及び排水機場の保全及び復旧に関すること。 3 道路及び橋梁の保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川における流木対策に関すること。 6 河川、道路等における障害物の除去に関すること。 7 公園の保全、復旧及び震災時の利用に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。
都 港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、都営漁港施設及び都営空港施設の保全並びに復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路等の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5 港湾における流出油の防除に関すること。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。
都 会 計 管 理 局	1 災害対策に必要な現金・物品の出納及び保管に関すること。 2 災害救助基金の出納に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 交 通 局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 電車、地下高速電車、バス及び日暮里・舎人ライナーによる輸送の協力に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 水 道 局	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。

局 名	分 掌 事 務
	3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 下 水 道 局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。 3 災害時における他の局及び市町村の応援に関すること。
都 教 育 庁	1 被災児童及び生徒の救護及び応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。
都選挙管理委員会 事 務 局 都 人 事 委 員 会 事 務 局 都 労 働 委 員 会 事 務 局 都 監 査 事 務 局 都 収 用 委 員 会 事 務 局 都子供政策連携室	1 災害時における他の局の応援に関すること。

ケ 現地災害対策本部の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現地災害対策本部	1 構成員 ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。 イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 エ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 2 分掌事務 ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。 イ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 オ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 カ 各種相談業務の実施に関すること。 キ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。 3 設置場所 災害現場、区市町村庁舎等

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 初動態勢

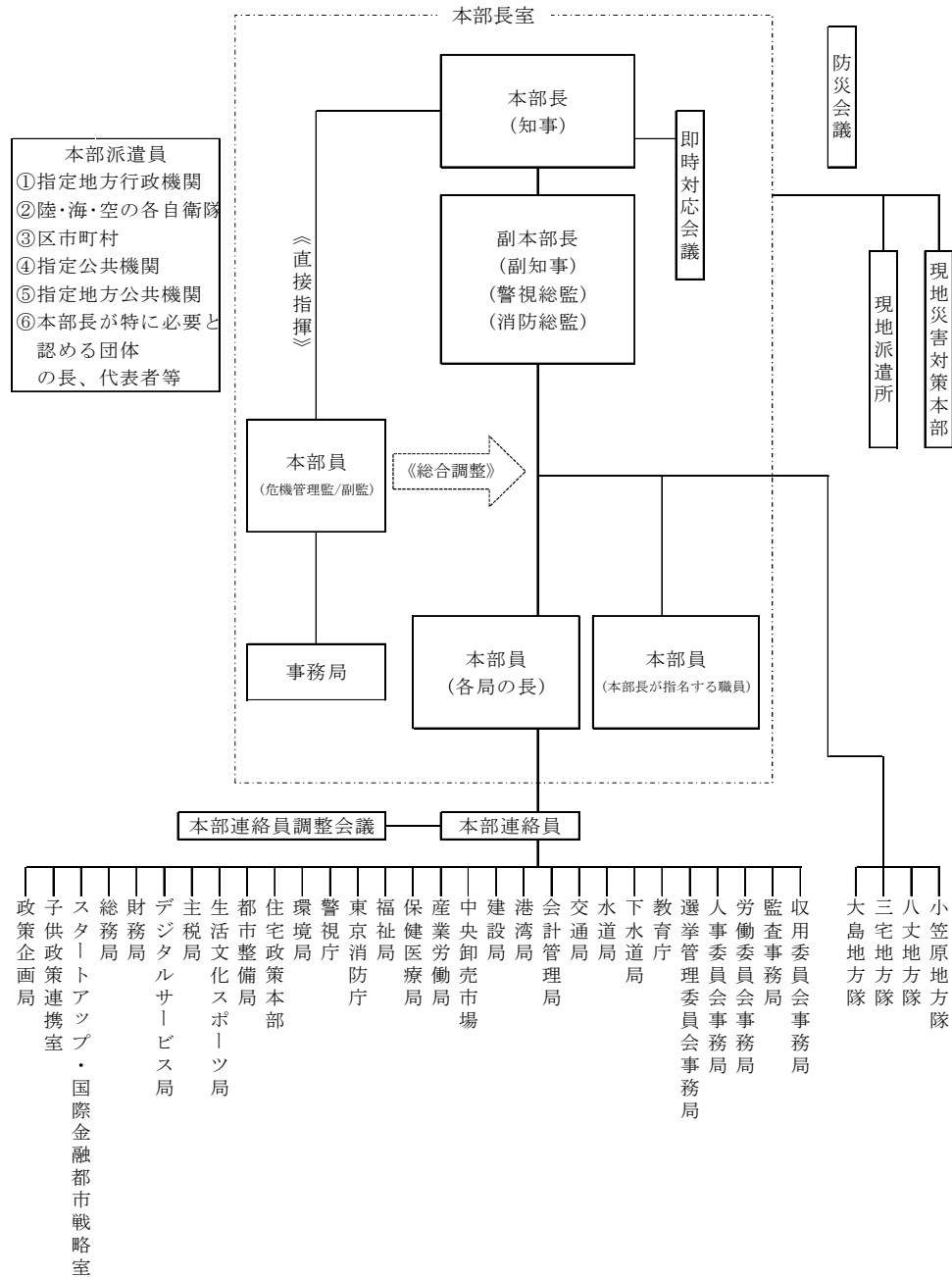
コ 地方隊の分掌事務

名 称	管 轄 区 域	分掌事務
大 島 地 方 隊	○ 大島支庁の管轄区域(大島町、利島村、新島村及び神津島村)	○ 地方隊は本部の事務を分掌する。
三 宅 地 方 隊	○ 三宅支庁の管轄区域(三宅村及び御蔵島村)	
八 丈 地 方 隊	○ 八丈支庁の管轄区域(八丈町及び青ヶ島村)	
小笠原地方隊	○ 小笠原支庁の管轄区域(小笠原村)	

サ 現地派遣所の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現 地 派 遣 所	1 構成 ア 現地派遣所長は、本部長が指名する本部職員とする。 イ 現地派遣員は、本部長が指名する者及び地方隊長が指名する地方隊の隊員とする。 2 分掌事務 ア 地方隊長が実施する災害対策の援助に関すること。 イ 本部長室及び局との連絡調整に関すること。 3 設置場所 災害現地、支庁庁舎等

＜都本部の組織図＞



シ 都本部の運営

(ア) 本部長室の運営

- 危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センターに直ちに本部長室を開設する。
- 危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。
- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に対し、本部長室への出席を求める。
- 局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

(イ) 本部連絡員調整会議

- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

(ウ) 即時対応会議

- 本部長は、人命の救助、首都機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとるため、副本部長、関係する本部員及び本部派遣員で構成する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。
- 即時対応会議は、本部長が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長、本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長に対して当該会議の開催を求めることができる。
- 総務局長及び危機管理監は協働し、必要な情報を即時対応会議に報告し、本部長の判断を仰ぐ。

(エ) 国の現地対策本部との連携

- 都は、国が緊急(非常)災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部又は火山災害現地連絡調整室を設置する場合、都本部は、現地対策本部との連携を密にし、協力して円滑な応急対策等の推進を図る。

(オ) 都本部と報道機関との連絡

- 都本部の報道機関に対する発表は、政策企画局が都庁記者クラブ又は臨時記者室において行う。

(カ) 都本部の通信

- 都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。
- 局長及び地方隊長は、都本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。

(キ) 本部長への措置状況等の報告

- 局長及び地方隊長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。

- a 調査把握した被害状況等
- b 実施した応急措置の概要
- c 今後実施しようとする応急措置の内容
- d 本部長から特に指示された事項
- e その他必要と認められる事項
- (ク) 本部長室の庶務
- 本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。

ス 都本部の運営を確保する施設

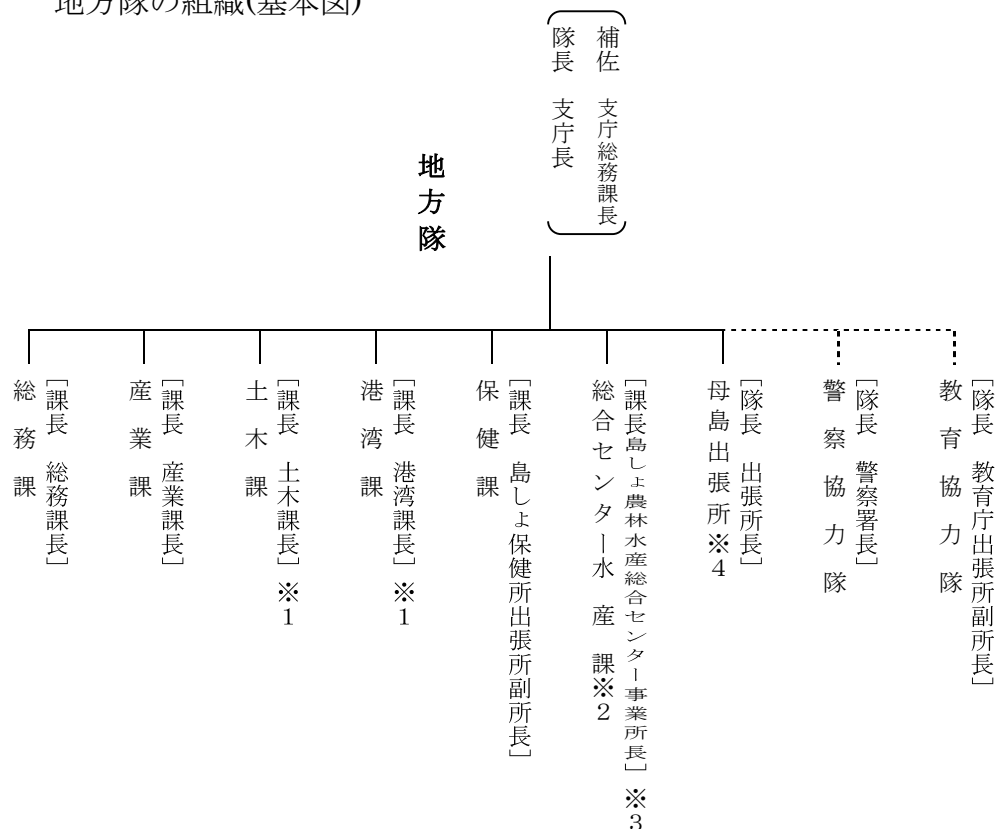
- (ア) 東京都防災センター
 - 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定及び指示を行う中枢の施設である。
 - 東京都防災センターは、次の機能を有する。
 - a 情報収集、蓄積、分析及び伝達機能
 - b 審議、決定及び調整機能
 - c 指揮、命令及び連絡機能
 - 総務局総合防災部は、防災センターの機能及び設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。
- (イ) 東京都立川地域防災センター
 - 東京都立川地域防災センターは、東京都防災センターの補完的役割を担うとともに多摩地域の現地災害対策本部及び都庁舎の代替拠点として、情報収集、連絡調整等の機能を有している。
 - 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
 - 立川広域防災基地には、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊、海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かして、地域の市町村、防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との連携を図る。

セ 地方隊

- 地方隊(支庁)は、管轄区域内に火山災害が発生し、又は発生のおそれがある場合には、都本部等の事務を包括的に分掌するとともに、町村の実施する災害予防及び応急対策を援助し、若しくは総合調整し、又は災害援助事務の補助執行を指導する。

(ア) 組織及び運営

a 地方隊の組織(基本図)



※1 三宅地方隊においては土木港湾課長

※2 大島・八丈地方隊のみ

※3 小笠原地方隊においては小笠原水産センター所長

※4 小笠原地方隊のみ

b 所掌事務

- (a) 都本部、町村及び防災機関との連絡及び調整
- (b) 被害状況及び対応状況の把握並びに被災住民への広報
- (c) 救助物資の確保、輸送及び配分
- (d) 被災者の救助及び避難
- (e) 医療及び防疫
- (f) その他災害対策に必要な事項

(イ) 設置及び廃止

- a 地方隊長は、地方隊が設置されたときは、直ちに管轄区域内の町村長及び地方隊協力機関の長に通知する。
- b 地方隊長は、現地災害対策本部を設置する必要があると認めたときは、都本部(知事)に現地災害対策本部の設置を要請する。
- c 都本部(知事)は、現地災害対策本部を設置したときは、直ちに地方隊長(支庁長)に通知する。

- d 地方隊長は、必要に応じ、管轄区域内の町村長又はその指名する職員に対し、地方隊長室の事務に協力するよう求める。
- e 地方隊は、当該災害に対する応急救助等の措置が終了し、都本部が廃止されたときは、廃止する。

(ウ) 動員態勢

- 地方隊別の配備人員は、次のとおりである。
- なお、本部長は、地方隊に対し、種別の異なる非常配備態勢の指令を発することができる。

(令和6年12月1日現在)

支 庁	非常配備態勢(人)				
	第1	第2	第3	第4	第5
大 島	46	81	104	142	183
三 宅	20	38	77	88	88
八 丈	48	93	117	117	117
小 笠 原	23	35	55	99	99

ソ 現地派遣所及び現地災害対策本部

(ア) 現地派遣所

- 都は、災害の状況により、地方隊の支援及び現地調整を行うため職員を派遣し、現地派遣所(本部設置前は現地連絡調整所)を設置する。現地派遣所は、都本部又は総務局総合防災部と常に連絡を取り、総合調整の事務を補完する。

(イ) 現地災害対策本部

- 知事は、本部設置後、被災の状況から応急対策の規模が増大する場合等必要に応じて、現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員の職にあるものを現地災害対策本部長に指名するとともに、関係機関に派遣員の派遣を指示又は要請する。
- 現地災害対策本部は、地方隊を支援するとともに、被災現地における応急対策(地方隊の事務を除く。)の全ての事務を分掌する。

タ 危機管理対策会議の開催

- 災害情報が発表され、応急対策を講じるための準備行動等を行う必要があると認める場合には、都は、危機管理対策会議を開催し、都各局及び各防災機関と連携をとり情報収集を行う。

チ 災害即応対策本部の設置

- 突発的又は局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間又は災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 初動態勢

- 災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。
 - (ア) 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。
 - (イ) 大規模事故、テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき。
 - (ウ) 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき。
- 災害即応対策本部の組織

本部長	構成員	設置要件	主な役割
危機管理監	○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	○ 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。 ○ 大規模事故、テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき。 ○ 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき。	○ 危機に対処するための対応策の策定 ○ 対応局役割分担の総合調整 ○ 災害情報の共有 ○ 他局又は区市町村の設置する本部等との連携 ○ その他必要な応急対策に関すること。

ツ 都本部(各局)の活動態勢

- 都は、噴火災害発生又はそのおそれがある場合に噴火警戒レベル等に応じて態勢表のとおり態勢をとり、迅速な応急対策の準備又は実施を図る。
- また、都本部設置前における応急対策の実施については、危機管理対策会議の合議に基づき、関係各局の判断で実施し、都本部設置後は、都本部が災害救助法、災害対策基本法、その他の関係法令に基づく必要な応急対策を実施する。

テ 応急対策本部の組織・運営

- 知事は、都災害対策本部が設置される前又は設置されない場合で、必要があるときは、応急対策本部(以下「応対本部」という。)を設置することができる。
- 応対本部の組織及び運営は、東京都応急対策本部運営要綱に定めるところによる。
 - (ア) 応急対策本部の設置
 - a 応対本部の設置
- 応対本部は、次の各号に該当する場合で知事が必要と認めたときに設置する。
 - (a) 暴風、大雨、津波、高潮又は洪水のいずれかの警報が発せられたとき。
 - (b) 利根川、荒川又は多摩川に洪水予報が発せられたとき。
 - (c) 水防警報が発せられたとき。
 - (d) 大雨、津波、高潮又は洪水の注意報が発せられた場合等で、災害の発生のおそれがあるとき。
 - (e) 局地的災害が発生したとき。

b 応対本部設置の通知

○ 応対本部設置の通知は、本章第1節1(1)イ「都本部設置の通知」(P63)に準じて処理する。

○ 応対本部が設置された場合は、東京都防災センター又は適当な場所に「東京都応急対策本部」の標示を掲出する。

c 応対本部の廃止

○ 応対本部は、都本部が設置された場合及び災害に係る応急対策が終了したとき、又は災害の発生するおそれがなくなったときに廃止する。

○ 応対本部の廃止の通知等は、本章第1節1(1)ウ「都本部の廃止」(P64)に準じて処理する。

(イ) 応急対策本部の組織

○ 応対本部には、本部長、副本部長、本部員その他の職員を置く。

a 本部長は、知事をもって充てる。

b 副本部長は、副知事をもって充てる。

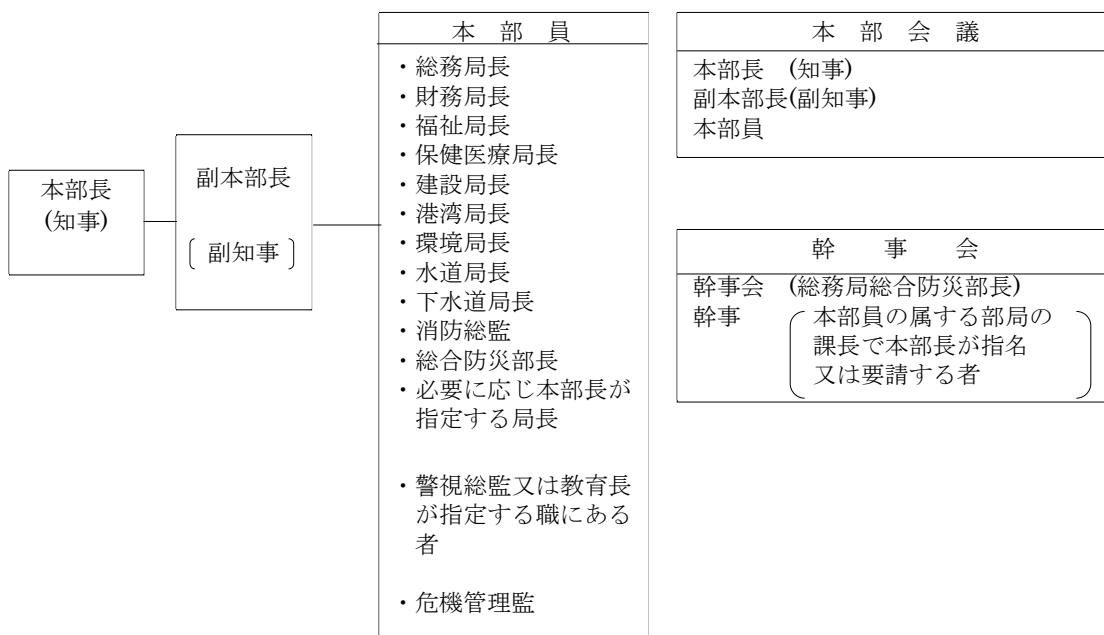
c 本部員は、次の職にある者をもって充てる。

(a) 総務局長、財務局長、福祉局長、保健医療局長、建設局長、港湾局長、環境局長、水道局長、下水道局長、消防総監及び総務局総合防災部長並びに知事が指定する局長

(b) 警視総監又は教育長が指定する職にある者

(c) 危機管理監

<応急対策本部の組織図>



第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 初動態勢

(所掌事務)

○ 応対本部の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- a 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- b 災害応急対策の実施に関すること。
- c 区市町村の実施する応急対策の調整に関すること。
- d 災害救助法の適用に関すること。

(本部長の職務)

○ 本部長の職務は、本部会議を主宰するほか、次の各号に掲げるとおりとする。

- a 災害救助法の適用を決定すること。
- b 都各局及び東京消防庁に対し必要な措置をとるべきことを指示すること。
- c 警視庁及び都教育庁に対し、必要に応じ応急措置を求めること。

(応対本部の運営)

a 本部会議の運営

- (a) 本部会議は、本部長(知事)、副本部長(副知事)及び本部員(知事が指名又は要請する局長等)をもって構成する。
- (b) 本部長は、災害対策上重要な事項について審議する等必要が生じた場合には、本部会議を開催する。

b 幹事会の運営

- (a) 幹事会は、都総務局総合防災部長及び関係都各局の課長級職員で構成する。
- (b) 幹事会は、応対本部等において収集した情報に基づき、所掌事務に関する災害対策を審議する。

(応対本部の職員配備態勢)

○ 各局の態勢は次のとおりとし、事態の進展に応じて適宜措置する。

a 情報連絡態勢

各局若干名とする。

b 応急配備態勢

局ごとに定める。

ト 噴火警戒レベル対応態勢表(令和7年●月現在)

＜噴火警戒レベル導入火山＞

対象 火山名	種別	名称	噴火警戒 レベル	総務局		関係局
				総合防災部	総合防災部 以外	
伊 豆 島 三 宅 島 八 丈 島 青 ケ 島 新 島 神 津 島	特別 警報	噴 火 警 報 (居 住 地 域)	レベル 5 (避難)	災害対策本部設置～応急対策本部		
			レベル 4 (高齢者等避難)	応急対策本部 ～ 災害即応対策本部 ～ 情報連絡態勢	各所管の支援態勢の確立	各所管の支援態勢の確立
	警報	噴 火 警 報 (火 口 周 辺)	レベル 3 (入山規制)	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢	必要により 総 務 ・ 人 事 ・ 行政各部の担当者の待機	必要により事業所との情報連絡及び支援担当者の待機
			レベル 2 (火口周辺規制)			
			予報	噴火予報		

第2部
第3章 災害応急・復旧対策計画
第1節 初動態勢

＜噴火警戒レベル未導入火山＞

対象 火山名	種別	名称	総務局		関係局
			総合防災部	総合防災部以外	
利島 御蔵島 伊豆島 西之島 硫黄島	特別 警報	噴火警報 (居 住 地 域)	災害対策本部設置		
			災害即応対策本 部 ～ 情報連絡態勢	各所管の支援態 勢の確立	各所管の支援態勢の 確立
	警報	噴火警報 (火 口 周 辺)	情報連絡態勢	必 要 に よ り 総 務 ・ 人 事 ・ 行 政 各 部 の 担 当 者 の 待 機	必要により事業所と の情報連絡及び支援 担当者の待機
			情報監視態勢		
	予報	噴火予報			

<海底火山>

対象火山名	種別	名称	総務局		関係局
			総合防災部	総合防災部以外	
ベヨネース列岩 須美寿島 燐婦岩 海形海山 海徳海山 噴火浅寝 北福徳堆 福徳岡ノ場 南日吉海山 日光海山	警報	噴火警報 (周辺海域)	情報連絡態勢	必要により総務・行政 部門の担当者の待機	必要により支 援担当者の待 機
	予報	噴火予報	情報監視態勢		

2 町村の活動体制

(1) 対策内容と役割分担

- 町村は、火山災害に対する第一次の防災機関として、法令及び各地域防災計画の定めるところにより、災害対策本部を設置して災害応急対策の実施に努める。
- 本項においては、災害対策本部の設置や報告、配備態勢、情報連絡体制などの町村の役割及び活動体制について必要な事項を定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 第一次の防災機関として、その有する全機能を発揮して災害応急対策を実施 ○ 災害対策本部(町村本部)の設置及びその報告 ○ 町村本部の設置基準及び配備態勢等の設定 ○ 夜間、休日等の勤務時間外を想定した情報連絡体制の確保 ○ 町村本部の設置前における四者連絡会等の開催 ○ 人命救助活動の円滑化を図るため、都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供

(2) 詳細な取組内容

《町村》

ア 役割

- 町村は、火山災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画及び島しょ町村地域防災計画の定めるところにより、都、他の区市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

イ 活動体制

- (ア) 町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部(以下「町村本部」という。)を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- (イ) 町村は、町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報する。
- (ウ) 町村は、町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止、非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置、服務等に関する基準を定める。
- (エ) 町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- (オ) 町村の地域に災害救助法が適用されたときは、町村長(町村本部長)は、知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- (カ) 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制を確保する。
- (キ) 災害が発生し、町村本部が設置されるまでは、町村長、支庁長、警察署長、気象庁火山防災連絡事務所長等からなる四者連絡会等を開催して災害情報の相互提供等を行う。
- (ク) 町村は、人命救助活動の円滑化を図るため、東京都へ安否不明者の氏名情報等の情報提供を行う

3 防災機関の活動体制

(1) 対策内容と役割分担

- 火山災害時において、指定地方行政機関等は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び町村が実施する応急対策業務に協力する。このため、その遂行に必要な組織を整備し、従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

機 関 名	対 策 内 容
指定地方行政機関 指 定 公 共 機 関 指定地方公共機関	○ 所管に係る災害応急対策の実施 ○ 災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準の設定

機 関 名	対 策 内 容
気 象 庁	○ 噴火警報等の発表 ○ 降灰予報の発表 ○ 火山ガス予報の発表 ○ 火山現象に関する情報等の発表

(2) 詳細な取組内容

《防災機関》

ア 責務

- 火山災害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

イ 活動体制

- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及びサービスの基準を定める。

第2節 情報の収集及び伝達

- 火山災害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、火山災害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。
- 本節では、噴火警報等の伝達、火山災害時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

1 噴火警報等の発表及び伝達

(1) 対策内容と役割分担

- 気象庁が発表する噴火警報等のうち、噴火警報は、居住地域又は火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。噴火予報は、火山活動が静穏である場合、噴火警報には及ばない程度と予想される場合に発表されるもので、噴火予報の発表により噴火警報は解除される。噴火警戒レベルは、火山活動の状況を危険範囲及び住民等の防災行動と合わせて区分したものであり、噴火警報及び噴火予報に含めて発表する。
- 降灰予報は、噴火後に、どこに、どれだけの量の火山灰が降るかについて、詳細な予測を発表するものである。降灰予報には3種類あり、住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に定期的に発表される「降灰予報(定時)」、0.1mm以上の降灰が予想される場合、噴火後直ちに発表される「降灰予報(速報)」、噴火後20～30分程度で発表される「降灰予報(詳細)」がある。
- 本項においては、噴火警報等の種類と発表、伝達経路について定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 火山活動に関する異常な現象について支庁、気象庁、島しょ所在の火山防災連絡事務所等に通報 ○ 火山活動に関する重要な情報の管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等への通報及び住民への周知 ○ 来島者への周知
支 庁	○ 火山活動に関する重要な情報について都総務局、管内町村、関係機関等へ通報
総 務 局	○ 火山活動に関する重要な情報について都各局、支庁、防災機関等へ通報
都 各 局	○ 火山活動に関する情報を関係する所属機関等へ通報 ○ 当該火山活動地域に所在する局施設は収集した情報を支庁に通報
警 視 庁	○ 火山活動に関する異常な現象について町村長へ通報 ○ 火山情報の収集 ○ 火山活動に関する重要な情報の住民への周知
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 火山活動に関する異常な現象についての船艇及び航空機により確認調査 ○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたとき、当該火山の周辺海域を航行中の船舶に航行警報の発令及び関係機関への通報
東 京 航 空 局	○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたとき、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関への情報を周知

（２）詳細な取組内容

ア 噴火警報等の種類と発表

《気象庁》

（ア） 噴火警報、噴火予報及び噴火警戒レベル

a 噴火警報及び噴火予報

（a） 噴火警報

- 気象業務法第13条の規定により、伊豆諸島においては、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、居住地域又は火口周辺に重大な影響を及ぼす噴火の発生が予想される場合に、予想される影響範囲を付した名称で発表する。

噴火警報は、活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報として取り扱う。

(b) 噴火予報

- 気象業務法第13条の規定により、伊豆諸島においては、気象庁地震火山部火山監視・警報センターが、火山活動が静穏(活火山であることに留意)な状態にある場合に発表する。

噴火予報の発表により、噴火警報は解除となる。

b 噴火警戒レベル

- 火山活動の状況を噴火時等の危険範囲及び住民等がとるべき防災行動を踏まえて5段階に区分したものであり、噴火警報及び噴火予報に含めて発表する。

c 噴火警戒レベル表

(a) 噴火警戒レベル導入火山

予報 警報	対象範囲を付した警報の名称	対象範囲	噴火警戒レベル (警戒事項等)	火山活動の状況
噴火 警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及びそれより火口側	レベル5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。
			レベル4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている。)
	噴火警報 (火口周辺)	火口から居住地域近くまで	レベル3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
		火口周辺	レベル2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。
噴火 予報	噴火予報	火口内等	レベル1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)

(b) 噴火警戒レベル未導入火山

警 予 報 報	対象範囲を 付した警報 の名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火 警報	噴火警報 (居住地域)	居住地域及 びそれより 火口側	居住地域又は 山麓及びそれ より火口側の 範囲において 厳重に警戒 (居住地域厳 重警戒)	居住地域に重大な被害を及ぼす 噴火が発生すると予想される。
	噴火警報 (火口周辺)	火口から居 住地域近く までの広い 範囲の火口 周辺	火口から居 住地域又は山麓 の近くまでの 広い範囲の火 口周辺におけ る警戒 (入山危険)	居住地域の近くまで重大な影響 を及ぼす(この範囲に入った場 合には生命に危険が及ぶ。)程 度の噴火が発生、あるいは発生 すると予想される。
		火口から少 し離れた所 までの火口 周辺	火口から少 し離れた所ま での火口周辺 における警戒 (火口周辺危 険)	火口周辺に影響を及ぼす(この 範囲に入った場合には生命に危 険が及ぶ。)程度の噴火が発 生、あるいは発生すると予想さ れる。
噴火 予報	噴火予報	火口内等	活火山である ことに留意	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口 内で火山灰の噴出等が見られる (この範囲に入った場合には生 命に危険が及ぶ。)

(c) 海底火山

予報 警報	対象範囲を 付した警報 の名称	対象範囲	警戒事項等 (キーワード)	火山活動の状況
噴火 警報	噴火警報 (周辺海域)	周辺海域	海底火山及びその 周辺海域で警戒 (周辺海域警戒)	海底火山及びその周辺海域に 影響を及ぼす程度の噴火が発 生、あるいは発生すると予想 される。
噴火 予報	噴火予報	直上	活火山であること に留意	火山活動は静穏。 活動の状態によって、変色水 等が見られることがある。

(イ) 降灰予報

- 気象庁は、火山噴火により降灰が予測される場合に、以下の3種類の降灰予報を提供する。
 - a 降灰予報(定時)
 - 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
 - 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
 - 18時間先(3時間ごと)までに噴火した場合に予想される降灰範囲や小さな噴石の落下範囲を提供
 - b 降灰予報(速報)
 - 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
 - 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供
 - c 降灰予報(詳細)
 - 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
 - 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火後20～30分程度で発表
 - 噴火発生から6時間先まで(1時間ごと)に予想される降灰量分布及び降灰開始時刻を区市町村を明示して提供

降灰量階級及び降灰の厚さ

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多 量	1 mm以上
やや多量	0.1 mm 以上 1 mm 未満
少 量	0.1 mm 未満

(ウ) 火山ガス予報

- 居住地域に長時間影響するような多量の火山ガスの放出がある場合に、火山ガスの濃度が高まる可能性のある地域を発表する予報

(エ) 火山現象に関する情報等

情報等の種類	概要及び発表の時期
噴火速報	○ 登山者や周辺の住民に対して、噴火の発生を知らせる情報 ○ 活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報として取り扱う
火山の状況に関する解説情報(臨時)	○ 噴火警戒レベルの引上げ基準に現状達していない、又は警戒が必要な範囲を拡大する状況ではないが、今後の活動の推移によってはこれらの可能性があると判断した場合、又は判断に迷う場合に、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等を伝えるための情報 ○ 活動火山対策特別措置法第12条第1項に規定される火山現象に関する情報として取り扱う
火山の状況に関する解説情報	○ 現時点では、噴火警戒レベルを引き上げる、又は警戒が必要な範囲を拡大する可能性は低い、火山活動に変化が見られるなど、火山活動の状況を伝える必要があると判断した場合に、適時発表する情報
火山活動解説資料	○ 写真や図表等を用いて、火山活動の状況や防災上警戒・注意すべき事項等について解説するため、随時及び定期的に公表する資料
月間火山概況	○ 前月1か月間の火山活動の状況等を取りまとめた資料
噴火に関する火山観測報	○ 噴火が発生したことや、噴火に関する情報(噴火の発生時刻・噴煙高度・噴煙の流れる方向・噴火に伴って観測された火山現象等)を知らせる情報

(オ) 情報の収集・伝達

- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、火山活動に関する異常な現象を発見した者、その発見者から通報を受けた警察官等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地域を管轄する支庁、気象庁、島しょ所在の火山防災連絡事務所等に通報する。 ○ 火山活動に関する重要な情報について、気象庁地震火山部、支庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、支庁、警察機関等の協力を得て住民に周知する。
都	○ 支庁 支庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、管内町村及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら収集するなどして知ったときは、直ちに都総務局、管内町村、関係機関等に通報する。 ○ 都総務局 都総務局は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁及び支庁その他関係機関から通報を受けたときは、直ちに関係する都各局、支庁、防災機関等に通報する。 ○ 都各局 都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報するとともに、当該火山活動地域に所在する局施設は、収集した情報を支庁に通報する。
警 視 庁	○ 警察署長は、火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちに地元町村長に通報するとともに、支庁長との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○ 警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象庁、都総務局及びその他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、住民に周知する。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 火山活動に関する異常な現象を発見した者から通報を受けたときは、直ちにその旨を東京都に通報するとともに、関係機関に連絡し、船艇及び航空機により確認調査を実施する。 ○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の周辺海域を航行中の船舶に航行警報を発し関係機関に通報する。
東 京 航 空 局	○ 気象庁等から噴火に関する通報を受けたときは、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関に情報を周知する。

(カ) 噴火警報等の伝達

- 噴火警報及び噴火予報は、以下の伝達系統図により各関係機関に伝達される。

第2節 情報の収集及び伝達

```

graph LR
    VMC[火山監視・警報センター]
    NHK[日本放送協会  
(NHK)]
    Media[報道機関]
    Mobile[携帯事業者]
    MPD[警視庁]
    MFD[総務省消防庁]
    NTT[NTT東日本又は  
NTT西日本]
    Tokyo[都]
    JCG[海上保安本部]
    DRG[防災関係機関]
    PS[警察署]
    PD[消防本部]
    FDC[消防団]
    TEF[東海汽船、東京電力、NTT サービスセンタ 等]
    AMO[空港管理事務所]
    TPFCL[東京都漁業用海岸局]
    FCO[漁業協同組合]
    SHCG[下田海上保安部]
    RS[関係船舶]
    RVI[住民・来島者]
    VLDO[火山防災連絡事務所]

    VMC --> NHK
    VMC --> Media
    VMC --> Mobile
    VMC --> MPD
    VMC --> MFD
    VMC --> NTT
    VMC --> Tokyo
    VMC --> JCG
    VMC --> DRG
    VMC -.-> VLDO
    VLDO -.-> PD
    VLDO -.-> TEF
    VLDO -.-> AMO
    VLDO -.-> TPFCL
    VLDO -.-> FCO
    VLDO -.-> SHCG
    MPD --> PS
    MFD --> PD
    Tokyo --> TEF
    Tokyo --> AMO
    Tokyo --> TPFCL
    Tokyo --> FCO
    JCG --> SHCG
    SHCG --> FCO
    SHCG --> RS
    PS --> RVI
    PD --> RVI
    FDC --> RVI
    TEF --> RVI
    AMO --> RVI
    TPFCL --> RVI
    FCO --> RVI
    SHCG --> RVI
    RS --> RVI
  
```

※ 「東京都漁業用海岸局」は、東京都島しょ農林水産総合センター所管の無線局であり、伊豆・小笠原諸島海域の漁船等船舶に情報伝達（無線交信）を行う。

※ NTT 東日本又はNTT 西日本の関係区市町村への伝達は、「噴火警報・予報」に限る。

※ 火山防災連絡事務所からの伝達は、伊豆大島及び三宅島に限る。

※ 降灰予報、火山ガス予報及び火山現象に関する情報等は、この伝達系統図に準じて伝達される。

※ 地域防災計画の記述は、基本的な伝達系統を示した図であり、各火山の避難計画で定められたものとは一部異なる。

伊豆大島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	○ 溶岩流が居住地域に接近 【安永大噴火(1778年)の事例】 11月14日又は15日：北東海岸に達する溶岩流下 ○ カルデラ外で噴火が発生し、居住地域に重大な被害が切迫している。 【1986年噴火の事例】 11月21日17時47分：C火口列噴火開始 ○ 居住地域に近い場所での噴火の可能性 【1986年噴火の事例】 11月21日19時頃以降：島南東部で地震多発 同日22時頃：島南東部で亀裂 ○ 大規模噴火の発生 【過去事例】 約1700年前のカルデラ形成噴火、安永大噴火等
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	○ カルデラ外へ溶岩が流下し、居住地域に到達する可能性が高まる。 【安永大噴火(1778年)の事例】 11月6日：間伏方面へ溶岩流下 ○ カルデラ内で割れ目噴火が開始し、噴火がカルデラ外に拡大する可能性がある。 【1986年噴火の事例】 11月21日16時15分頃：B火口列噴火開始 ○ カルデラ外の居住地域から遠い場所での噴火の可能性 ○ 大規模噴火の発生若しくはその可能性 【1986年噴火の事例】 11月21日：割れ目噴火により噴煙が海拔1万m以上に上昇
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止、入山規制等危険な地域への立入規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	○ 外輪山付近～カルデラ内で浅い地震が多発し、大きな噴石や溶岩流がカルデラ内や外輪山周辺に到達するような噴火の発生若しくはその可能性が予想される。 【1986年噴火の事例】 11月21日14時頃：カルデラ北部で地震多発 ○ カルデラ外に流出した溶岩が居住地域のない方向に流下 ○ カルデラ内に流下した溶岩が火口からおおむね1kmの範囲を超す、又は大きな噴石が頻繁に火口からおおむね1kmの範囲を超す。 【1950～1951年噴火の事例】 1951年：カルデラ底北西縁にまで溶岩原を形成 ○ 影響がカルデラ内にとどまるカルデラ内の噴火(三原山は除く。)

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第2節 情報の収集及び伝達

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	○ 三原山山頂火口で小規模の噴火が予想される。 【1986～1990年噴火の事例】 1986年9月：微動の振幅増大 同年10月下旬：火山性微動の連続化 同年11月12日：中央火孔内に新噴気出現 1987年11月13日：三原山直下で地震多発等 ○ 三原山山頂火口から噴火が発生し、おおむね1km以内に大きな噴石飛散 【1986～1990年噴火の事例】 1986年11月15日～12月、1987年11月、1988年1月、1990年10月の三原山の噴火
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏 火山活動の状況によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	状況に応じて火口内への立入規制等	○ 火山活動は静穏、状況により中央火孔から三原山山頂火口一周遊歩道に影響がない程度の噴出の可能性あり。

注)ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

三宅島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	○ 地震多発等により、居住地域に重大な被害を及ぼすおそれのある噴火の発生が切迫 【過去事例】 2000年6月26日19時30分頃～：島内で浅い地震が多発、傾斜変動 1983年10月3日13時58分頃～：島内で浅い地震が多発 1962年8月24日噴火の2時間前～：火山性微動発生、次第に振幅増大 1940年7月12日の噴火の数日前から地震発生 ○ 噴火が発生し、大きな噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいはそのような噴火が切迫、又は多量の火山ガス放出により、居住地域に重大な影響を与える状況が継続 【過去事例】 2000年9月中旬～2005年1月：多量の火山ガス放出継続 2000年8月29日：低温火砕流が島北部の居住地域に到達 2000年8月18日：山頂噴火により、居住地域まで大きな噴石飛散の可能性(その後の調査でレベル4に下げる) 1983年10月3日：15時23分頃、南西斜面で噴火 16時30分頃、新濤池、新鼻付近で噴火 17時15分頃、溶岩流が居住地域(阿古の都道)に到達 1962年8月24日：北東山腹で噴火、溶岩流が沿岸に到達 1940年7月12日：北東山腹で噴火、溶岩流が居住地域に到達
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難準備避難行動要支援者の避難等が必要	○ 山頂火口の噴火活動の高まりなどにより、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火に発展する可能性 【2000年噴火の事例】 8月10日：噴火
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	居住地域の境界から山頂側への立入規制等状況に応じて避難行動要支援者の避難準備が必要 住民は通常の生活	○ 山頂火口の噴火の拡大等により、居住地域近くまで大きな噴石を飛散させるような噴火に発展する可能性 【2000年噴火の事例】 7月14日～15日：噴火 ○ 山頂火口で、居住地域近くまで大きな噴石が飛散する噴火が発生 【過去事例】 明確な記録なし

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第2節 情報の収集及び伝達

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	○ 山頂火口で小噴火が発生する可能性 【過去事例】 2006年8月23日：ごく小規模噴火、流下火砕物あり ○ 山頂火口で、雄山環状線内側に大きな噴石が飛散する小噴火が発生 【過去事例】 1940年7月14日朝～：噴火
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏。 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	状況に応じて火口内及び近傍への立入規制等	○ 火山活動は静穏、状況により山頂火口内及び近傍に影響する程度の噴出の可能性

注)ここでの「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

八丈島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	○ 山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし ○ 山腹又は浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1605年：西山南東斜面で噴火、溶岩流
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	○ 山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕流が居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし ○ 山腹又は浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止、入山規制等、危険な地域への立入規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	○ 山頂火口からおおむね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし ○ 山頂火口からおおむね1km付近まで大きな噴石が飛散する噴火が発生 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	○ 火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし ○ 火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生 【過去事例】 有史以降の事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることを留意)	火山活動は静穏 火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等	○ 火山活動は静穏、山頂火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注)ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きさのものとする。

第2部
第3章 災害応急・復旧対策計画
第2節 情報の収集及び伝達

青ヶ島の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者、入山者等への対応	想定される現象等
特別警報	噴火警報(居住地域)	居住地域及びそれより火口側	5(避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要	○ 山頂で噴火が発生し、噴石、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1783～1785 年：マグマ噴火、大きな噴石が飛散 ○ 山腹又は浅い海域で噴火が発生し、噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし
			4(高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている。)	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要	○ 山頂で噴火が発生し、噴石、溶岩流が居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし ○ 山腹又は浅い海域で噴火が発生し、噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし
警報	噴火警報(火口周辺)	火口から居住地域近くまで	3(入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生すると予想される。	登山禁止、入山規制等、危険な地域への立入規制等 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要 住民は通常の生活	○ カルデラ縁付近まで影響を及ぼす山頂噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
		火口周辺	2(火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ。)噴火が発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等 住民は通常の生活	○ カルデラ縁内に影響を及ぼす山頂噴火の可能性 【過去事例】 有史以降の事例なし
予報	噴火予報	火口内等	1(活火山であることに留意)	火山活動は静穏	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等	○ 火山活動は静穏

注 1)ここでの噴石とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散する大きな噴石のことをいう。

注 2)ここでの山頂とは、丸山山頂も含めたカルデラ床のことをいう。

2 情報連絡体制

(1) 対策内容と役割分担

- 島しょの地域において、噴火等の火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集に当たる。

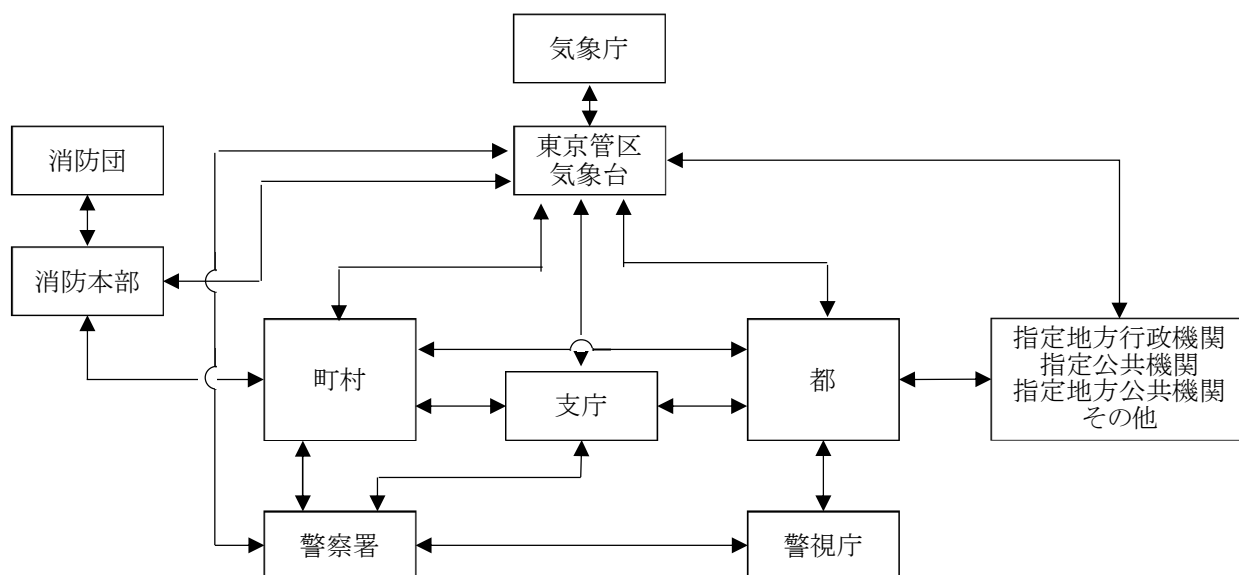
機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 都との情報連絡及び支庁への連絡 ○ 連絡系統の整備及び災害時の情報連絡態勢の確保 ○ 管内の警察署等の協力の確保 ○ NTT 及び各施設管理者の協力の確保 ○ 支庁等関係防災機関との連絡態勢の確保
支 庁	○ 都総務局、管内町村、都各局の出先機関、警察署及び防災機関との情報連絡
都 総 務 局	○ 町村、支庁、都各部局、警察等各防災機関との情報連絡 ○ 連絡態勢の確保
警 視 庁	○ 各方面本部、警察署及び各防災関係機関との情報連絡

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

ア 連絡系統

- 火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、原則として次の情報連絡体制により迅速かつ的確に情報の連絡を行う。



(別冊資料第● 東京都防災行政無線多重回線構成図 P●)

イ 通信連絡体制

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、都防災行政無線を活用して、都と情報連絡を行う。なお、併せて支庁にも連絡する。 ○ 町村は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、町村の各機関、都及び指定地方行政機関等の出先機関、管内の公共的団体並びにその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集、伝達を円滑に処理するため、管内の警察署等の協力を確保しておく。 ○ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常(緊急)通話又は非常(緊急)電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT 及び各施設管理者の協力を確保しておく。 (別冊資料第● 電報サービスの優先利用 P●) ○ 町村は、災害発生とともに、いつでも支庁等関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。
支 庁	○ 都防災行政無線、電気通信設備等の活用により、都総務局、管内町村、都各局の出先機関、警察署及び防災機関と情報連絡を行う。 (別冊資料第● 支庁を中心とした通信連絡系統 P●) 1 地方隊が設置されるまでの間、支庁の通信連絡は、特に定める場合を除き、総務課が担当する。 2 地方隊が設置された場合は、原則として総務課に情報を集約し、一元的に処理する。 3 情報は、町村、警察、都各局出先機関及び各防災関係機関を中心として収集する。 4 総務課は、状況に応じ、職員を直接現地に派遣して、情報を収集する。 5 収集した情報で重要な事項は、直ちに都総務局に報告する。
都 総 務 局	○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により町村、支庁、都各部局、警察等各防災機関と情報連絡を行う。 ○ 都総務局は、支庁及び気象庁からの通報に基づき、必要に応じ、連絡態勢を確保する。
警 視 庁	○ 無線、警察電話、防災行政無線等により、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。

3 被害状況等の調査報告

(1) 対策内容と役割分担

- 被害状況の迅速、的確な把握はあらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。
- 本項においては、町村をはじめ防災関係機関が、火山災害の発生時に調査・報告する被害状況等の内容及び報告先について定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 被害状況及び災害活動状況の報告
支 庁	○ 所管施設及び所管業務に関する被害状況並びに災害活動状況についての都総務局への報告 ○ 災害現地の実態調査
都 総 務 局	○ 被害状況及び災害活動状況を取りまとめ総務省消防庁に報告 ○ 他関係防災機関等に被害状況等を通報
警 視 庁	○ 各方面本部及び警察署からの報告を集約し都に通報
東 京 消 防 庁	○ 発電施設及び船舶、航空機、車両等の給油施設等の石油類の危険物施設の被害状況等の把握 ○ 必要に応じて職員を派遣し、危険物施設について被害状況等の調査
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 海上及び沿岸部における被害状況等の情報を収集し、海上保安庁の関係部署、都及び関係防災機関に通報
東 海 汽 船	○ 船舶への被害又は措置等の通報 ○ 海上保安部等関係機関への通報及び船舶への指示

(2) 詳細な取組内容

《町村・都》

- 被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、救援物資、資器材の調達、災害救助法適用の要否等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。
- 町村をはじめ防災関係機関は、火山災害の発生に際して、速やかに、管内の被害状況及び所管業務に関する被害状況等を迅速かつ的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、火山活動による災害が発生したときから当該災害に関する応急対策が完了するまで、被害状況及び災害活動状況を、都に報告する。 ○ なお、家屋の倒壊及び火災が多発する災害が発生した場合並びに災害対策基本法第 53 条に基づく被害状況を都に報告できない場合には、国(総務省消防庁)に報告する。
支 庁	○ 支庁は、所管施設及び所管業務に関する被害状況並びに災害活動状況を、都総務局に報告する。 ○ 支庁は、状況により必要がある場合は調査班を編成し、災害現地の実態を調査する。
都 総 務 局	○ 都総務局は、町村、支庁、都関係局、警視庁及び関係防災機関からの報告に基づき、被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条及び災害対策基本法第 53 条に基づき国(総務省消防庁)に報告するほか、他関係防災機関等に被害状況等を通報する。
警 視 庁	○ 各方面本部及び警察署からの報告を集約し、都に通報するとともに、関係機関と情報交換を図る。 ○ なお、主な情報収集事項は、次のとおりとする。 1 被害状況、治安状況、救助及び部隊活動の状況 2 交通機関の運行状況及び交通規制の状況 3 犯罪の防止に関する事項 4 その他必要な事項
東 京 消 防 庁	○ 東京消防庁は、発電施設及び船舶、航空機、車両等の給油施設等の石油類の危険物施設を有する事業所より、当該危険物施設の被害状況等を把握するとともに、災害規模等により必要に応じて職員を派遣し、危険物施設について次の事項を調査する。 1 被害状況 2 火災、危険物流出等二次災害発生危険の有無 3 点検及び応急措置の実施状況 4 施設再開時の点検及び改修状況
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、巡視船艇、航空機の使用又は関係機関との緊密な連絡により、次の情報を収集し、海上保安庁の関係部署、都及び関係防災機関に通報する。 1 船舶、海洋施設及び港湾施設の状況 2 水路及び航路標識の異常の有無 3 航路障害物の状況 4 危険物施設の状況 5 沿岸付近における火災等の状況 6 海上における遭難者の状況及び海浜地区における避難者等の状況 7 被災地周辺海域における船舶交通の状況 8 関係機関等の対応状況

機関名	内 容
東 海 汽 船	○ 火山活動により、船舶に被害を受けたとき又は必要な措置を講じたときは、船長は、直ちに運航管理者等に通報する。 ○ 通報を受けた運航管理者は、直ちにその旨を海上保安部等関係機関に通報するとともに、当該船舶に対し必要な指示を行う。

4 災害時の広報

(1) 対策内容と役割分担

- 火山災害時には、当該火山地域の住民に対し、町村をはじめ都、関係防災機関が、国や報道機関とも連携しながら、一体となって速やかに正確な情報を提供することで、適切な行動を促す。
- また、災害時の情報発信にあたっては、防災行政無線やエリアメール等の多言語化を図るとともに、国の **Safety tips** の活用を促進するなど、外国人の来島者が災害情報を入手できる環境を整備する。
- 本項においては、災害時に関係防災機関が行う広報について定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 火山の活動状況及び避難に関する広報
支 庁	○ 必要な事項の広報 ○ 必要な事項の要請
都 本 部	○ 都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請
都 政 策 企 画 局	○ 都本部から指示があったときに報道発表の実施 ○ 政策企画局の広報媒体を最大限に活用した広報活動 ○ 災害発生時における被害地の状況を撮影と提供
都 総 務 局	○ 迅速な初動対応や外出者の帰宅支援を目的とした災害情報提供システムによる情報提供
都 デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	○ 東京都公式ホームページ等へのアクセス集中対策の実施
警 視 庁	○ 火山の活動状況及び警備活動等に関する広報活動
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 航行船舶に対し船舶交通及び漂流物の状況等の広報活動
東 京 空 港 事 務 所	○ 航空会社等関係機関に対する空港閉鎖、航行援助施設の運用停止等の情報提供
東 海 汽 船	○ 旅客等への正確な運航情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導 ○ 各種情報の整理及び関係機関への情報伝達
気 象 庁	○ 火山活動の監視、噴火警報等の発表及び適切な情報提供

(2) 詳細な取組内容

《町村・都》

- 火山災害時には、当該火山地域の住民に対し、速やかに正確な情報を提供することにより、混乱を防止し、適切な行動がとれるようにすることが必要である。
- このため、町村、支庁、都各局及び関係防災機関が国や報道機関とも連携しながら一体となって、災害時の広報を実施する。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、その区域内に火山活動にかかる災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、直ちに、支庁、警察署及びその他現地の関係機関と密接な連携の下、必要な広報を行う。 1 火山噴火時の広報 (1) 噴火の規模及び状況 (2) 避難場所の所在地 (3) 避難誘導路の周知 (4) その他必要な事項 2 被災者に対する広報 (1) 被害情報 (2) 食料及び物資の配給状況 (3) 医療機関の診療状況 (4) デマ情報の防止 (5) 通信及び交通機関の復旧状況 (6) その他必要な事項
支 庁	○ 支庁は、管内の町村に火山災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、町村、警察署及びその他関係機関と協力し、保有する広報媒体を最大限に活用して、必要な事項を広報する。 ○ 支庁は、状況により広報活動が十分でないとき、都本部に対し、必要な事項の要請を行う。
都	○ 都本部は、区市町村から広報に関する応援要請を受けたとき、又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局その他の関係機関に対し、放送要請手続をとるよう指示するなど、必要な指示又は要請を行う。 ○ 都政策企画局は、都本部から指示があったとき、又はその他の状況により、報道機関に対して発表を行う。 ○ 都総務局は、携帯電話による利用も可能なホームページ(災害情報提供システム)及び防災 X (旧 Twitter)、東京都防災アプリ、Lアラートなどのあらゆる情報提供ツールを活用し、住民に対して、被害情報、鉄道運行状況、道路情報等の提供を行い、災害発生時の迅速な初動対応や外出者の帰宅を支援する。 ○ 都デジタルサービス局は、東京都公式ホームページ等に対してCDNを導入し、災害等によるアクセス集中時においても、都民への安定的な情報提供が行える仕組みを整備している。 ○ 都政策企画局は、都総務局からの指示又はその他の状況により必要と認めるときは、都政策企画局の広報媒体を最大限に活用して、広報活動を実施する。 ○ 都政策企画局は、災害発生時における被害地の状況を撮影し、広報活動等の資料として活用する。

機関名	内 容
警 視 庁	○ 災害発生時には、各方面本部及び警察署からの報告に基づき、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、適時活発な広報活動を実施する。 1 火山の活動状況 2 被害状況、治安状況、救助活動及び警備活動の状況 3 交通規制の状況 4 犯罪の防止に関する事項 5 その他必要な事項
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、船舶交通の安全のため火山災害に関する安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送及び巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し、次の事項について広報を行う。 1 船舶、海洋施設及び港湾施設の状況 2 水路及び航路標識の異常の状況 3 航路障害物の状況 4 海上交通、海上交通規制等の状況 5 その他必要な事項
東 京 空 港 事 務 所	○ 火山活動により、空港閉鎖、航行援助施設の運用停止等を行ったときは、航空会社等関係機関に対し情報提供を行う。
東 海 汽 船	○ 旅客等への正確な運航情報の周知及び状況に即した適切な旅客の誘導を講ずる。 ○ 各種情報を収集及び整理し、関係機関へ情報を伝達する。
気 象 庁	○ 気象庁は、火山活動を監視し、噴火警報等の発表のほか、適時適切な情報提供に努める。

5 災害時の放送要請及び報道要請

(1) 対策内容と役割分担

- 都が行う災害応急対策等について、都が放送要請・報道要請を行う場合、協定及び協定実施細目に基づき速やかに行う。
- 本項においては、災害時に都が行う放送要請及び報道要請について定める。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 災害応急対策等についての放送要請の実施
都 本 部	○ 放送要請の要請文の決定 ○ 報道要請の要請文の決定
都 政 策 企 画 局	○ 放送要請の要請文の作成 ○ 報道要請の要請文の作成
都 総 務 局	○ 各放送機関への放送要請の要請文の無線一斉通報

(2) 詳細な取組内容

《都》

ア 放送要請

- 都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての放送要請は、「災害時等における放送要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 放送要請については、都政策企画局が都総務局と協議の上、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、総務局が各放送機関へ無線一斉通報(音声及び FAX)にて伝達する。

なお、その他については、「災害時等における放送要請に関する協定」及び同協定実施細目の定めるところにより行う。

イ 報道要請

- 都が災害対策本部を設置した場合又はこれに準ずる態勢をとった場合は、都が行う災害応急対策等についての報道要請は、「災害時等における報道要請に関する協定」に基づき速やかに行う。
- 報道要請については、都政策企画局が都総務局と協議の上、要請文を作成した後、本部長(知事)が決定し、各報道機関へ要請する。

なお、その他については「災害時等における報道要請に関する協定」の定めるところにより行う。

第3節 災害救助法の適用

- 災害が発生し、町村単位の被害が一定以上で、かつ応急的な救助を必要とする場合、災害救助法(昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。)の適用による救助を行うことにより、被災者の保護と社会の秩序の保全を図る。
- 災害救助法施行令(昭和 22 年政令第 225 号。以下「救助法施行令」という。)第 1 条第 1 項第 1 号から第 3 号までが適用される災害については、住家に被害を生じた場合を想定して設けられている。火山災害時に同項第 4 号が適用されるのは、火山噴火により人的及び住家の被害が僅少であっても、離島であることから災害が拡大し、多数の者の生命若しくは身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合である。
- 火山災害については、救助法施行令第 1 条に基づき法の適用を決定したときは、内閣総理大臣に情報を提供する。

1 災害救助法の適用

(1) 対策内容と役割分担

- 救助法の適用基準に該当する被災者に対して、知事は救助を実施し、町村長は知事を補助する。知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を町村長に委任する。

- 救助法の適用基準は、救助法施行令に定めるところによるが、都においては、本項に示す基準に該当する場合にも救助法を適用する。
- 本項においては、救助法の適用基準、被災世帯の算定基準、救助法の適用手続及び救助の種類について定める。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 被災者の保護及び社会秩序の保全を目的として救助を実施 ○ 知事は、災害救助法の適用について、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡 ○ 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て災害救助法の適用を決定。災害救助法適用の際には速やかに公布
町 村	○ 町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施 ○ 災害救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、直ちにその旨を知事に報告

(2) 詳細な取組内容

《都・町村》

ア 災害救助の実施機関

- 都の地域に災害が発生し、救助法の適用基準に該当する被害が生じた場合、知事は救助法第2条の規定に基づき、被災者の保護及び社会秩序の保全を目的として救助を実施する。
- 町村長は、救助法に基づき知事が救助に着手したときは、知事を補助し、被災者に対して必要な救助を実施する。
また、知事は、救助を迅速に行う必要があるときは、救助に関する職権の一部を町村長に委任する。
- なお、災害の事態が急迫し、知事による救助法に基づく救助の実施を待つことができないときは、町村長は、救助に着手し、その状況を直ちに知事に報告するとともに、その後の処理について知事の指示を受ける。

イ 救助法の適用基準

- 救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、都においては、次のいずれか一つに該当する場合、救助法を適用する。
 - (ア) 町村の区域内の人口に応じ、住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第1に定める数以上であること。
 - (イ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第2に定める数以上あって、町村の区域内の住家のうち滅失した世帯の数が救助法施行令別表第3に定める数以上であること。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第3節 災害救助法の適用

- (ウ) 都の区域内で住家が滅失した世帯の数が救助法施行令別表第4に定める数以上の場合又は災害が隔絶した地域で発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したと。
- (エ) 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと。

ウ 被災世帯の算定基準

(ア) 被災世帯の算定

- 住家が滅失した世帯の数の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

(イ) 住家の滅失等の認定

- a 住家が滅失したもの
 - 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの
- b 住家が半壊又は半焼する等著しく損傷したもの
 - 住家の損壊又は焼失した部分の床面積が、その住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの
- c 住家が床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの
 - a及びbに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のもの、又は土石、竹木等の堆積等により一時的に居住することができない状態となったもの

(ウ) 世帯及び住家の単位

- 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位をいう。
- 住家とは、現実に住居のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって、1住家として取り扱う。

(エ) 救助法の適用手続

- 災害に際し、町村における災害が、前記の救助法の適用基準のいずれかに該当し、又は該当する見込みがあるときは、当該町村長は、支庁長を経由して、直ちにその旨を知事に報告しなければならない。
- 知事は、町村からの報告又は要請に基づき、救助法を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の実施について、当該町村及び都各局に指示するとともに、関係指定地方行政機関等、内閣総理大臣に通知又は報告する。

- 救助法を適用したときは、速やかに、次により公布する。

公告 ○月○日発生の○○災害に関し○月○日から○○区市町村の区域に 災害救助法により救助を実施する。 ○年○月○日 東京都知事 ○○○○	
---	--

- 知事は、救助法を適用しようとするときは、事前に内閣総理大臣にその旨を連絡する。
- 都本部が設置されている場合は、本部長室の審議を経て救助法を適用する。

(オ) 救助の種類

- 救助法に基づく救助は、被災者が現に応急的救助を必要とする場合に行われるものであり、次のような種類の救助がある。
 - a 避難所及び応急仮設住宅の供与
 - b 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - c 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
 - d 医療及び助産
 - e 被災者の救出
 - f 被災した住宅の応急修理
 - g 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - h 学用品の給与
 - i 埋葬
 - j 死体の捜索及び処理
 - k 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- 救助は、現物によって行うことが原則であるが、知事が必要と認めた場合は、救助を必要とする者に対し、金銭を給付することができる。
- 救助の程度、方法及び期間については、内閣総理大臣が定める基準に基づき知事が定め、町村ほか関係機関に通知する。

2 救助実施体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

- 都は、円滑に救助業務を実施するため、救助法実施組織として活用できるよう災害対策本部の拡充整備を図るとともに、要員の事前研修実施などを通じて、救助業務の習熟に努める。
- 都は、被害状況を迅速かつ正確に把握するため、調査・報告体制の整備に努める。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第3節 災害救助法の適用

- 都は、救助の実施ごと作成する関係帳票について、事前に整備し、作成方法等について習熟しておく。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 救助実施体制の拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟の推進 ○ 被害状況等の調査体制及び報告体制の整備 ○ 救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟

(2) 詳細な取組内容

〈都〉

ア 救助実施体制の整備

- 救助の万全を期し、円滑に救助業務を実施するためには、事前に強力な救助実施組織を確立することが必要である。
- そのため、都は、災害対策本部の組織を救助法適用後、救助法実施組織として活用できるよう、拡充整備を図るとともに、要員に対する事前研修を実施するなど、救助業務の習熟に努める。

イ 被害状況調査体制の整備

- 救助法を適用するに当たっては、被災地の被害状況を迅速かつ正確に把握する必要があるため、被害状況等の調査、報告体制の整備に努める。

ウ 救助の実施に必要な関係帳票の整備

- 救助の実施に当たっては、救助ごとに帳票の作成が必要となる。
- 災害時に遅滞なく救助業務を実施できるよう、救助関係帳票を事前に準備するとともに、作成方法等について習熟しておく。

3 救助の実施方法等

(1) 対策内容と役割分担

- 町村は、救助法に基づく「災害報告」を、発生・中間・決定の3段階で知事に報告する。これらの報告は、救助用物資及び義援金の配分等の基礎になる。
- 救助種目別の実施状況を日々知事に報告する。
- 救助の基準額は災害救助法施行細則により改定する。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告及び決定報告の実施

（２）詳細な取組内容

《町村》

ア 災害報告

- 救助法に基づく「災害報告」には、災害発生の時間的経過に併せ、発生報告、中間報告及び決定報告の３段階がある。
- これらの報告は、救助用物資及び義援金の配分等の基礎になるほか、各種の対策の基礎資料となる。このため、迅速かつ正確に被害状況を収集把握して、速やかに知事に報告する。

イ 救助実施状況の報告

- 災害直後における当面の応急措置及び災害救助費国庫負担金の精算事務に必要なとなるため、各救助種目の救助実施状況を初期活動から救助活動が完了するまでの間、日ごとに記録、整理し、知事に報告する必要がある。

ウ 救助の程度・方法及び期間

- 基準額については、災害救助法施行細則(昭和 38 年東京都規則第 136 号)により適宜改定を行う。

4 従事命令等

（１）対策内容と役割分担

- 知事は、迅速な救助業務を遂行するため、災害救助法第 7 条に基づき、従事命令等の権限が付与されている。従事命令等には、従事命令の他、協力命令、管理、使用、保管命令及び収用が含まれる。知事に付与されている従事命令等の権限について、次のとおり定める。

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 迅速な救助業務遂行のための従事命令等

（２）詳細な取組内容

《都》

ア 従事命令等の種類

- 迅速な救助業務を遂行するために必要な人員、物資、施設等を確保する手段として、知事に次のような権限が付与されている。
- （ア） 従事命令
- 一定の業種のものを、救助に関する業務に従事させる権限
（例） 医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、土木技術者、建築技術者、大工、左官、とび職等

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第3節 災害救助法の適用

(イ) 協力命令

- 被災者その他近隣のものを、救助に関する業務に協力させる権限

(例) 被災者を炊き出しに協力させる等

(ウ) 管理、使用、保管命令及び収用

- 特定の施設を管理し、土地、家屋及び物資を使用し、特定の業者に対して物資の保管を命じ、又は物資を収用する権限

a 管理

- 救助を行うため特に必要があると認めるとき、知事が病院、診療所、旅館、飲食店等を管理する権限

b 使用

- 家屋を収容施設として用いるような場合で、管理と異なり土地、家屋及び物資を物的に利用する権限

c 保管

- 災害の混乱時に、放置すれば他に流れてしまうおそれのある救助その他緊急措置に必要な物資を、一時的に業者に保管させておく権限

d 収用

- 災害の際、必要物資を多量に買いだめし、売り惜しみしているような場合は、その物資を収用する権限
- なお、収用は、特定業者に限らず、一般人等何人に対してもなし得る。

イ 従事命令を受けた者の実費弁償

区分	範囲	令和5年度費用(日当)の限度額	期間	備考
実費弁償	救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	1人1日当たり 医師……………22,200円以内 歯科医師……………21,300円以内 薬剤師……………18,400円以内 保健師、助産師及び看護師・17,300円以内 准看護師……………14,200円以内 診療放射線技師、臨床検査技師及び臨床工学技士……………15,300円以内 歯科衛生士……………14,900円以内 救急救命士……………17,700円以内 土木技術者及び建築技術者…16,600円以内 大工……………28,800円以内 左官……………30,800円以内 とび職……………31,200円以内	救助の実施が認められる期間内	時間外勤務手当及び旅費は別途東京都規則で定める額

5 災害救助基金の運用

(1) 対策内容と役割分担

- 都は、災害救助法に基づき、応急救助費用の財源として災害救助基金を積み立てている。
- 災害救助基金は、預金又は公社債のほか、発災時に緊急に必要とする給与品の購入に充てている。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 災害救助基金の積立及び運用

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

ア 災害救助基金の積立

- 災害救助法に基づく応急救助の実施に要する費用については、緊急時に相当の額を必要とするので、都はその財源に充てるため災害救助基金を積み立てている(災害救助法第22条)。
- 令和6年(2024年)4月1日における積立額は、168億7,388万9,614円であり、110億9,394万4,828円の現金と、57億7,994万4,786円相当の給与品で構成されている。
- (注) (ア) 法定積立最小額は、当該年度の前年度前3か年間における地方税法に定める普通税収入額の決算額の平均年額の1,000分の5相当額である。
- (イ) 令和6年度法定必要額は、167億7,705万6,280円である。

イ 災害救助基金の運用

- 災害救助基金は、預金又は公社債として運用しているほか、発災時に緊急に必要なとする食料、生活必需品等の給与品の事前購入に充てている。

(令和6年4月1日現在)

区 分	金 額	備 考
積立金	1,6873,889,614 円	
内 公社債等	11,093944828 円	定期預金、割引債券等
訳 給与品	5,779,944,786 円	

第4節 応援協力・派遣要請

- 火山の噴火、その他の火山現象により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は一致協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。
- 本節では、これら各防災機関等の行う応援協力及び自衛隊災害派遣計画について、必要な事項を定める。

1 応援協力

(1) 対策内容と役割分担

- 災害に備えて、町村長は知事に応援やあつせんを求めることができる。その際には必要な事項を都総務局に連絡する。島しょ町村は、町村間での相互応援協定や、東京消防庁との消防応援協定を結んでいる。
- 防災機関は、災害時に都に応援要請やあつせん依頼をする際には、都総務局に必要な事項を連絡する。都は、日赤東京都支部、東京都医師会等と協定の締結又は事前協議により協力体制を確立している。また、防災機関相互間でも応援協力の体制を整えている。
- 都は、災害時に他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、他の地方公共団体と協定を締結し、協力体制を確立している。
- 都、区市町村及び関係防災機関は、災害時に民間団体と協力するために協定を結んでおり、協力業務や協力方法を定めている。
- 区市町村は、区域内における公共的団体の防災組織が、災害時に十分に機能を発揮できるよう、態勢を整備する。これらの団体の協力業務及び協力方法は、区市町村地域防災計画で明確にし、周知徹底を図る。
- 区市町村又は都が、災害時に他の機関から職員の派遣を受ける場合、その給与や経費の負担方法は、災害対策基本法施行令による。
- 各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集及び提供を円滑に行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせん ○ 他の地方公共団体・全国知事会・九都県市との応援協力について実施
都 総 務 局	○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う
町 村	○ 知事に応援又は応援のあつせんを求める ○ 町村間相互の応援協力について実施 ○ 町村域内の応援協力について実施
防 災 機 関	○ 知事に応援又は応援のあつせんを求める ○ 防災機関相互の応援協力について実施 ○ 在住外国人及び外国人旅行者に対する情報の提供

(2) 詳細な取組内容

ア 町村の応援協力

《町村・都》

- 被災町村長は、知事に応援又は応援のあつせんを求めるなどして災害対策に万全を期する。
- 知事は、災害を受けた町村が応急対策を円滑に実施できるようにするため、他の区市町村に対し応援すべきことを指示し、又は防災機関の応援をあつせんする。
- 町村長が知事に応援又は応援のあつせんを求める場合、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭又は電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - (ア) 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)
 - (イ) 応援を希望する機関名
 - (ウ) 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
 - (エ) 応援を必要とする場所、期間
 - (オ) 応援を必要とする活動内容
 - (カ) その他必要な事項

項 目	内 容
島しょ町村の相互応援に関する協定	○ 島しょ町村においては、その区域で災害が発生し、被災町村独自では応急措置ができない場合に、他の町村が、友愛精神に基づき相互に応援協力し、応急対策及び応急復旧を円滑に遂行するよう「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」を締結している。
東京消防庁による消防応援協定	○ 消防組織法第39条に基づき、東京消防庁と島しょ町村(大島町、新島村、八丈町、利島村、神津島村、三宅村、御蔵島村及び青ヶ島村)との間において、噴火、風水害等の大規模災害等による被害を最小限に防止することを目的に消防応援協定を締結している。

イ 防災機関等の応援協力

《防災機関》

(ア) 防災機関の応援要請

- 防災機関の長又は代表者は、都に対し応急措置の実施を要請し若しくは応援を求めようとするとき、又は区市町村、他の防災機関等の応援のあつせんを依頼しようとするときは、都総務局(総合防災部防災対策課)に対し、次に掲げる事項についてまず口頭、電話等をもって要請し、後日文書により改めて処理する。
 - a 災害の状況及び応援を求める理由(災害の状況及びあつせんを求める場合はその理由)
 - b 応援を希望する機関名

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第4節 応援協力・派遣要請

- c 応援を希望する人員、物資、資材、機械、器具等の品名及び数量
- d 応援を必要とする場所及び期間
- e 応援を必要とする活動内容
- f その他必要な事項
- (イ) 都と防災機関との応援協力
 - 災害時において、他機関の円滑な協力が得られるよう、都においては日赤東京都支部、東京都医師会等と協定を締結し、又は事前協議を整え、協力態勢を確立している。
 - (ウ) 防災機関相互間の応援協力
 - a 応援協力の実施
 - (a) 各機関は、他の機関から応援を求められた場合は、自らの応急措置の実施に支障のない限り、協力又は便宜を供与する。
 - (b) 各機関の協力業務の内容は、第1部第3章に定める範囲とし、協力方法は各計画に定めるところによる。
 - (c) 各機関相互の協力が円滑に行われるよう、必要に応じ事前に協議を整える。
 - (d) 都総務局は、各機関の間にあって相互協力のあっせんをする。
 - b 東京海上保安部と日赤東京都支部との応援協力
 - 東京海上保安部と日赤東京都支部とは、昭和41年(1966年)10月、救護班の派遣、罹災者用救助物資の輸送等災害時の救護活動について協定を締結し、締結した協定に基づき活動を実施する。
 - c 電力会社相互間における応援協力
 - (a) 非常災害対策用資機材の広域運営

東京電力グループは、非常災害対策用資機材の備蓄を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、復旧用資材の規格の統一を電力会社間で進めるほか、電力広域的運営推進機関の「防災業務計画」に基づき、他事業者と非常災害対策用資機材の相互融通体制を整えている。

ウ 地方公共団体との広域的な応援協力

《都》

- 災害時において他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう、都においては他の地方公共団体と協定を締結し、協力体制を確立している。
- (別冊資料第● 都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表) P●)
- (別冊資料第● 震災時等の相互応援に関する協定・実施細目 P●)
- (別冊資料第● 21大都市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 P●)
- (別冊資料第● 九都県市との災害時相互応援に関する協定・実施細目 P●)

エ 民間団体との応援協力

《都・市区町村》

- 都、区市町村及び関係防災機関は、その所掌事務に関する民間団体に対し災害時に積極的協力が得られるよう、協力体制の確立に努める。このため、都では都と他の地方公共団体との広域的な相互応援協力等(総括表)のとおり民間団体と協定を結び災害時の協力業務及び協力方法を定めている。

(別冊資料第● 災害時における応急対策業務に関する協定 P●)

(別冊資料第● 災害時における応急復旧業務に関する協定 P●)

(別冊資料第● 災害時における救助・救急業務に関する協定 P●)

(別冊資料第● 関東旅客船協会との協定・実施細目(都港湾局) P●)

(別冊資料第● 日本外航客船協会との協定・実施細目(都港湾局) P●)

(別冊資料第● 日本船主協会との協定・実施細目(都港湾局) P●)

(別冊資料第● 日本内航海運組合総連合会との協定・実施細目(都港湾局) P●)

(別冊資料第● 災害時における応急対策業務に関する協定(都港湾局) P●)

オ 公共的団体等との応援協力体制の確立

《区市町村》

- 区市町村は、区域内における公共的団体の防災に関する組織の充実を図るとともに、相互の連絡を密にし、その機能を災害時に十分発揮できるよう態勢を整備する。
- 区市町村は、住民の相互助け合いの精神に基づく自発的な防災組織に対しても、組織の充実及び連帯協力の強化を図る。
- これらの団体の協力業務及び協力方法については、区市町村地域防災計画の中で明確化し、災害時における活動が能率的に処理できるようその内容の周知徹底を図る。
- これら団体の協力業務として考えられるものは、次のとおりである。
 - (ア) 異常現象、災害危険箇所等を発見した場合に、区市町村その他関係機関に連絡すること。
 - (イ) 災害に関する予警報その他情報を区域内住民に伝達すること。
 - (ウ) 災害時における広報広聴活動に協力すること。
 - (エ) 避難誘導及び避難所内被災者の救助業務に協力すること。
 - (オ) 被災者に対する炊き出し、救助物資の配分等に協力すること。
 - (カ) 被災状況の調査に協力すること。
 - (キ) 被災区域内の秩序維持に協力すること。
 - (ク) 罹災証明書交付事務に協力すること。
 - (ケ) その他の災害応急対策業務に協力すること。
- (注1) 公共的団体とは、地域赤十字奉仕団、医師会、歯科医師会、薬剤師会、農業協同組合、漁業協同組合、森林組合、商工会議所、青年団、婦人会、母の会等をいう。

(注2) 防災組織とは、町会、自治会等を主体に結成された地域の防災活動を担う組織である防災市民組織、事業所の防災組織等をいう。

カ 各機関の経費負担

《都・市区町村》

- 国から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法並びに他府県又は他市町村から区市町村又は都に派遣を受けた職員に対する給与及び経費の負担方法は、所定の方法による(災害対策基本法施行令(昭和 37 年政令第 288 号)第 18 条)。

キ 外国人の情報収集等に係る支援

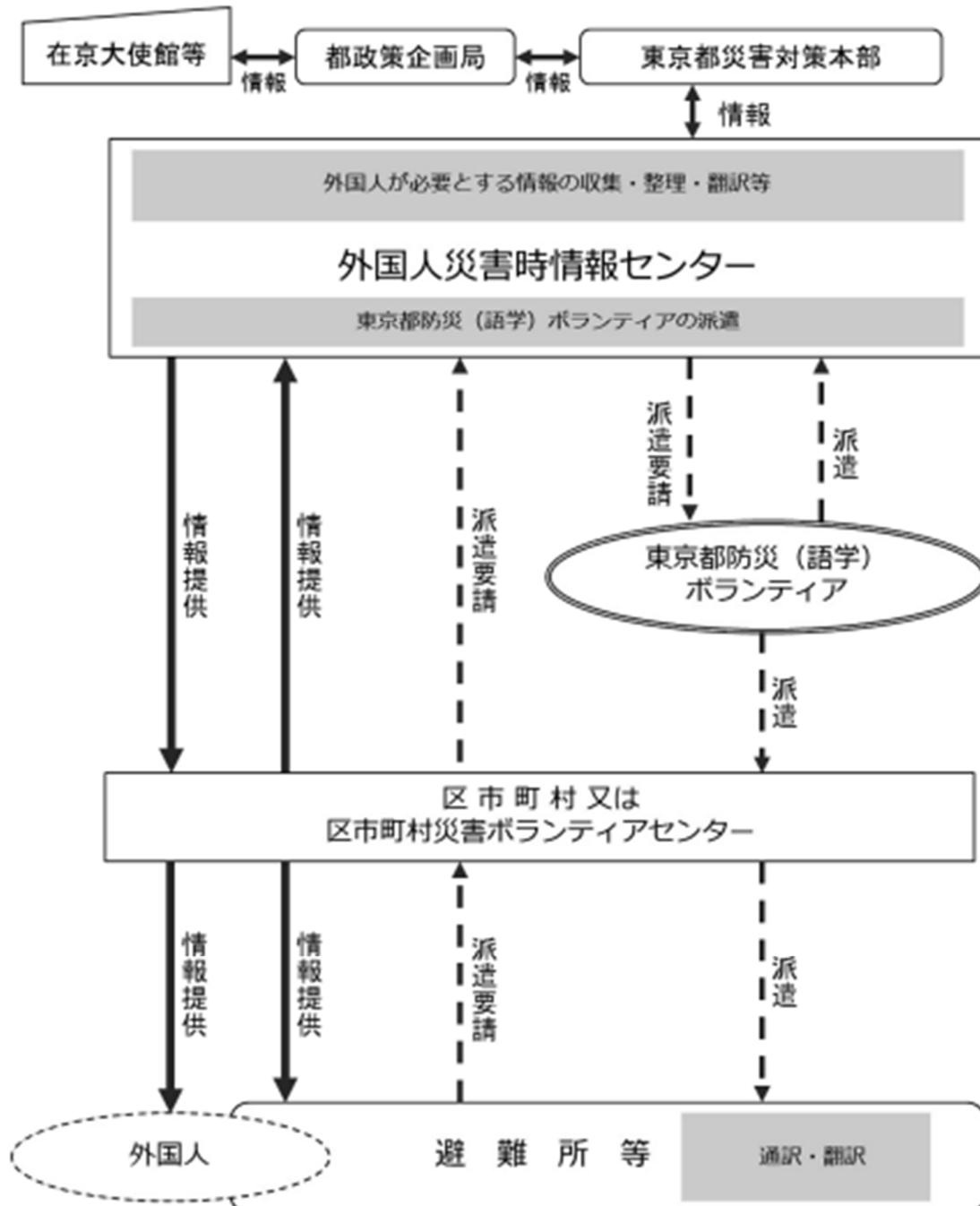
《都・市区町村》

(ア) 対策内容と役割分担

- 各機関は、在住外国人及び外国人旅行者に対し、必要とする情報の収集及び提供を円滑に行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 政 策 企 画 局	○ 大使館等との連絡調整
都 総 務 局	○ 東京都防災ホームページ、東京都防災アプリを介して、多言語等での災害情報の発信等を行う。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 外国人災害時情報センターの業務の実施 災害時の被災外国人への対応として、外国人災害時情報センターを開設し、(公財)東京都つながり創生財団と連携して、次の業務を実施 ・ 外国人が必要とする情報の収集・整理・翻訳等 ・ 区市町村等が行う外国人への情報提供に対する支援 ・ 東京都防災(語学)ボランティアシステムを活用し、東京都防災(語学)ボランティアを派遣 ○ (公財)東京都つながり創生財団と連携して、他道府県等の地域国際化協会などから広域支援の受入れ等を実施
都 産 業 労 働 局	○ 外国人旅行者に対する情報提供への協力 ・ 東京観光情報センター、都が設置・提供するデジタルサイネージ、東京の観光公式サイト「GO TOKYO」等を活用した情報提供
区 市 町 村	○ 在住外国人への情報提供 ○ 外国人災害時情報センターとの情報交換
観 光 関 連 事 業 者 等	○ 各施設等を利用数する外国人旅行者の案内、誘導及び情報提供

(イ) 業務手順
【外国人災害時情報センター】



2 派遣要請

(1) 対策内容と役割分担

- 知事は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認めた場合、若しくは町村から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

- 事態の推移に応じ、要請しないと決定した場合は、直ちにその旨を連絡する。

機 関 名	対 策 内 容
知 事	○ 自衛隊への災害派遣要請 ○ 他の災害救助復旧機関との競合重複の調整 ○ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報 ○ 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議 ○ 派遣地域が複数に及び経費の負担割合の協議結果によりがたい場合、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊司令等と協定を締結
町 村	○ 知事に対する自衛隊への災害派遣要請 ○ 知事に連絡がつかない場合における自衛隊への被災状況の通知
自 衛 隊	○ 部隊を派遣した場合は、知事に派遣部隊の指揮官の官職・氏名その他必要事項を通知
防 災 機 関	○ 他の災害救助復旧機関との競合重複の調整 ○ 作業計画及び資器材の準備 ○ 活動拠点及びヘリポート等使用の通報 ○ 知事に連絡がつかない場合における自衛隊への被災状況の通知
都 総 務 局	○ 災害が発生、又は発生するおそれがある場合の自衛隊との情報交換 ○ 連絡班の相互派遣 ○ 東京都防災センター内での自衛隊連絡所の設置 ○ 作業計画及び資器材の準備

(2) 詳細な取組内容

ア 災害派遣の範囲

《都》

- 自衛隊の災害派遣には、災害の様相等に対応して、次のような方法がある。
- (ア) 知事の要請による災害派遣
- 災害が発生し、知事が人命又は財産の保護のため必要があると認めて自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - 災害に際し、被害が正に発生しようとしている場合で、知事が予防のため自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
 - 災害が発生し、又は正に発生しようとしている場合で、町村長が応急措置を実施するため必要があると認めて、知事に対して災害派遣を要請するよう求め、これを受けて知事が自衛隊に災害派遣要請をした結果、派遣される場合
- (イ) 知事が要請するいとまがない場合における災害派遣

- a 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- b 災害に際し、通信の途絶等により、知事との連絡が不能である場合に、部隊による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合
- c 災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が情報収集を行う必要があると認められる場合
- d 災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められる場合
- e 災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、知事からの災害派遣要請を待ついとまがないと認められる場合
- f 庁舎、営舎その他の防衛省の施設又はこれらの近傍に災害が発生し、自衛隊が部隊等を派遣する場合

イ 災害派遣要請の手続等

《都・町村》

(ア) 要請者

知事

(イ) 要請手続

- a 都が行う要請手続
 - 知事は、次に掲げる事項を明らかにした文書をもって要請する。ただし、緊急を要する場合にあっては、電話又は口頭をもって要請し、事後速やかに文書を送達する。
 - (a) 災害の情况及び派遣を要請する事由
 - (b) 派遣を希望する期間
 - (c) 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (d) その他参考となるべき事項
- b 町村長の通報
 - 町村長は、当該町村の地域に災害が発生し、知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに知事に通知する。
- c 防災機関が行う要請手続
 - 災害派遣の対象となる事態が発生し、防災機関の長(東京海上保安部長及び東京空港事務所長を除く。)が自衛隊の災害派遣を依頼しようとするときは、(2)アに掲げる事項を明らかにし、電話又は口頭をもって都総務局(総合防災部防災対策課)に依頼する。
 - 緊急避難又は人命救助の場合で事態が急迫し、知事に要請するいとまがない場合は、直接関係部隊等に通報するものとし、事後所定の手続を速やかに行う。
- d 自衛隊が災害派遣する場合の知事への通知

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第4節 応援協力・派遣要請

- 知事の派遣要請又は自衛隊の自主的決定により、部隊を派遣した場合は、速やかに知事に派遣部隊の指揮官の官職、氏名及びその他必要事項を通知する。
- (ウ) 自衛隊との連絡
 - a 情報の交換
 - 都総務局及び自衛隊は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、各種情報を迅速、的確に把握し、相互に絶えず情報の交換をする。
 - b 連絡班の相互派遣
 - 都総務局は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、陸上自衛隊第1師団司令部、海上自衛隊横須賀地方総監部及び航空自衛隊作戦システム運用隊本部に対し、都本部への連絡班(員)の派遣を要請する。
 - 都は自衛隊の要求により、自衛隊の主要な活動地区へ都の連絡班(員)を派遣し、派遣要請等の接受及び資器材等の迅速な措置がなされるようにする。
 - c 連絡所の設置
 - 都総務局は、自衛隊災害派遣業務を調整し、又は迅速化を図るため、東京都防災センター内に自衛隊連絡所を設置する。
- (エ) 災害派遣部隊の受入体制
 - a 他の災害救助復旧機関との競合重複の調整
 - 知事及び各防災機関の長は、自衛隊の活動が他機関と競合重複しないよう重点的・的確・効率的な作業分担となるよう調整する。
 - b 作業計画及び資器材の準備
 - 各防災機関の長は、いかなる状況において、どのような分野(救助、救急、応急医療、緊急輸送等)について、派遣要請を行うのか、平常時より計画しておくとともに、必要な資器材を準備し、又は施設の使用に際して管理者の了解を得る。
 - 救助・救急部隊が使用する重機類等に不足が生じる場合は、都総務局は建設業者等の協力を得て、確保に努める。
 - c 活動拠点及びヘリポート等使用の通報
 - 知事及び各防災機関の長は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動ができるよう、自衛隊の活動拠点、ヘリポート、宿舎等の必要な施設について、地元町村及び関係機関と協議の上、使用調整を実施し部隊に通報する。
- (オ) 災害派遣部隊の撤収要請を行う場合の協議
 - 知事は災害派遣部隊の撤収要請を行う場合は、民心の安定及び民生の復興に支障がないよう各機関の長及び派遣部隊の長と協議を行う。
- (カ) 経費の負担
 - 自衛隊の救援活動に要した次に列挙する経費は、原則として派遣を受けた機関が負担するものとし、2以上の地域にわたって活動した場合の負担割合は、関係機関が協議して定める。これによりがたい場合には、知事は、陸上自衛隊第1師団長又は海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊司令等と協定を締結する。

- a 派遣部隊が救援活動を実施するため必要な資器材(自衛隊装備品を除く。)等の購入費、借上料及び修繕費
- b 派遣部隊の宿営に必要な土地、建物、岸壁等の使用及び借上料
- c 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱水費、電話料等
- d 天幕等の管理換に伴う修理費
- e 島しょ部に係る民間航空機及び船舶を使用した場合の輸送料等
- f その他救援活動の実施に要する経費で、負担区分に疑義ある場合は、自衛隊と派遣を受けた機関が協議する。

ウ 災害派遣部隊の活動内容

《自衛隊》

区 分	活 動 内 容
被害状況の把握	○ 車両、航空機等の手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立ち退き等が行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。
避難者等の捜索援助	○ 行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸等の決壊に対しては、土のうの作成、運搬、積み込み等の水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具(空中消火が必要な場合は航空機)をもって、消防機関に協力して消火に当たる(消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用)。
道路又は水路の障害物除去	○ 道路若しくは水路が損壊し、又は障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護及び防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護及び防疫を行う(薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用)。
人員及び物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊等の支援を実施する。
救援物資の無償貸付又は譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」(昭和33年総理府令第1号)に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付又は譲与する。
危険物の保安及び除去	○ 能力上可能なものについて火薬類、爆発物、有毒ガス等危険物の保安措置及び除去を実施する。

区 分	活 動 内 容
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条第3項、第64条第8項から第10項まで及び第65条第3項に基づき、町村長、警察官又は海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

エ 災害基礎資料の調査及び収集担任(陸上自衛隊第1師団)

《自衛隊》

都担当	地区担任部隊		担 当 地 域
第1師団長 (練馬)	島しょ部	師団直轄	大島町、利島村、新島村、神津島村、三宅村、御蔵島村、八丈町、青ヶ島村及び小笠原村

第5節 警備・交通規制

- 火山災害発生時には、様々な社会的混乱、交通の混乱等の発生が予測される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持に万全を期することが必要である。
- 本節では、これら警備、交通規制等についての施策を定める。

1 警備

(1) 対策内容と役割分担

- 本節においては、警備態勢及び警備活動について定める。
- 警視庁は各級警備本部を設置し、警備体制の確立、交通規制などを行う。
- 第三管区海上保安本部は、巡視船艇及び航空機を配備し、警戒区域周辺に関する情報提供、警戒を行う。

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 警備態勢の確立 ○ 警備活動(被災者の救助及び被害の拡大防止) ○ 警戒区域の設定(町村長が現場にいない場合など) ○ 災害応急活動に関する町村に対する協力 ○ 装備資機材の調達及び備蓄
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 対策本部の設置 ○ 巡視船艇及び航空機の配備 ○ 警備活動(海上における船舶交通の安全確保及び治安維持)

(2) 詳細な取組内容

《警視庁・第三管区海上保安部》

ア 警備態勢

機関名	内 容
警 視 庁	○ 大規模な災害が発生した場合は、関係機関と緊密な連携を保持しながら、総合的な災害対策活動を推進するとともに、早期に警備態勢を確立して、情報の収集、避難誘導、救出救助等の活動を行うほか、関係機関の活動に協力する。 ○ なお、災害が発生した場合は、災害の規模等に応じて、各級警備本部を設置して警備に当たる。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部に設置した対策本部、関係海上保安部に設置した現地対策本部の指揮の下、火山災害発生場所付近の海域に巡視船艇及び航空機を配備し、海上における犯罪の予防及び鎮圧、海上における人命及び財産の保護等の業務を統一的かつ強力に推進する。

イ 警備活動

機関名	内 容
警 視 庁	○ 災害の発生に際しては、的確な状況把握と適正な判断により、速やかに初動態勢を確立し、関係機関との緊密な連携の下、被災者の救助及び被害の拡大防止に当たる。 ○ 警察活動は、おおむね次のとおりとする。 1 被害実態の把握及び各種情報の収集 2 交通規制 3 被災者の救出救助 4 被災者の避難誘導 5 行方不明者の捜索及び調査 6 遺体の調査等及び検視 7 公共の安全及び秩序の維持
第 三 管 区 海上保安本部	○ 海上における船舶交通の安全確保及び治安を維持するため、次に掲げる措置を講ずる。 1 水路通報、航行警報等船舶交通の安全に必要な情報提供を実施し、必要に応じて船舶交通の整理及び指導を行う。 2 特に必要が認められるときは、災害対策基本法に基づき警戒区域を設定し、区域外への退去及び入域の制限又は禁止の指示を行う。 3 必要に応じて周辺海域において船舶への立入検査を実施する等、犯罪の予防及び取締りを行う。 4 警戒区域及び重要施設周辺海域の警戒を行う。

ウ その他

機関名	内 容
警 視 庁	1 警戒区域の設定 ○ 災害現場において、町村長若しくはその職権を行う町村の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があって防災上必要と認めるときは、警戒区域を設定するとともに、直ちにその旨を町村長に通知する。 2 町村に対する協力 ○ 町村長から災害応急措置の必要により警察官の出動を求められた場合は、避難誘導、人命救助等の警備活動に支障のない限り警備部隊を応援出動させる。 ○ なお、要請がない場合においても、事態が急を要するときは積極的に災害応急活動を実施する。 ○ 町村の緊急通行車両については、優先通行等の便宜を供与し、災害対策活動が迅速に行えるよう努める。 ○ 被災者等に対する救助業務については、災害の初期において可能な限りこれに協力することとし、状況に応じて逐次警察本来の活動に移行する。 3 装備資機材の調達及び備蓄 ○ 警視庁本部や各警察署、機動隊に装備資機材を保有しておく。 ○ 災害発生時に不足する装備資機材については、別途、他県警察本部の応援及び民間業者からの借り上げにより調達する。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 装備の保有 警備救難活動に必要な船艇等を保有している。

2 交通規制

(1) 対策内容と役割分担

- 火山災害時における道路交通の確保は、救援活動及び救護活動のため、極めて重要である。
- 本項においては、警視庁が実施する交通規制について定める。
- 警視庁は、交通情報の収集に努め、速やかに道路障害の実態を把握し、知事に通報する。
- 都公安委員会は、災害応急対策のため必要があると認めるときは、緊急交通路を指定し、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止・規制する。
- 災害対策基本法に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止又は制限され、災害対策基本法施行令に定める緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。
- 緊急通行車両等として認められるか否かの確認は、警察等が行う。

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	○ 交通情報の収集と交通統制 ○ 交通規制 ○ 車両検問 ○ 緊急通行車両の確認
都 財 務 局	○ (下記4機関を除く)都関係車両等の確認
交 通 局	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等の確認
水 道 局	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等の確認
下 水 道 局	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等の確認
東 京 消 防 庁	○ 緊急通行車両(所管関係車両)等の確認

(2) 詳細な取組内容

《警視庁》

ア 交通情報の収集と交通統制

- 交通情報の収集に努めるとともに、道路障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。

イ 交通規制

- 被災地を管轄する警察署長は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第5条第1項に基づき、被災地及びその周辺道路における危険防止、交通の安全及び交通の円滑を図るため、通行禁止、一方通行等の交通規制を実施する。
- 都公安委員会は、必要により災害対策基本法第76条第1項に基づき、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、道路の区間を指定して緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。

ウ 車両検問

- 住民の緊急避難及び応急物資、応急復旧工作資材等の緊急通行を確保するため、他の一般車両の通行を禁止又は制限して、災害の拡大防止及び迅速な復旧の実効を図る。

エ 緊急通行車両の確認

- 災害対策基本法第76条第1項に基づく交通規制が実施された場合、一般車両の通行が禁止又は制限され、災害対策基本法施行令第32条の2に定める緊急通行車両(以下「緊急通行車両等」という。)を優先して通行させる。
- 緊急通行車両等の確認は、警察署長、交通機動隊長等が警視庁本部、警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊の隊本部並びに車両検問場所で行う。都においては、緊急通行車両等の確認事務処理要領、緊急通行車両等の確認事務及び交通規制対象除外車両の認定に係る事務の処理要領のとおり行う。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第5節 警備・交通規制

(ア) 緊急通行車両等の種類

- a 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に使用されるもの
- b 消防、水防その他応急措置に使用されるもの
- c 被災者の救難、救助その他の保護に使用されるもの
- d 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に使用されるもの
- e 施設及び設備の応急の復旧に使用されるもの
- f 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他生活環境の保全及び公衆衛生に使用されるもの
- g 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に使用されるもの
- h 緊急輸送の確保に使用されるもの
- i その他災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に使用されるもの

(イ) 確認機関

- a 知事

(a) 都財務局

都所有の車両、雇上車両及び業務の委託並びに協定等に伴い必要となる車両(以下「関係車両」という。)のうち(b)に規定するもの以外の確認は、財務局長が行う。

(b) 交通局、水道局、下水道局及び東京消防庁

所管関係車両の確認を行う。

b 都公安委員会(警視庁)

- a を除いた車両について、確認を行う。

(ウ) 確認手続等

a 緊急通行車両の確認

災害時に緊急通行車両として使用される計画がある車両については、災害が発生し、又は正に発生しようとしている時より前においても緊急通行車両の確認を行うことができる。

申請者は緊急通行車両確認申出書(以下「申出書」という。)と疎明資料(契約書、協定書、伝票等)を作成し、確認機関に提出する。確認機関による審査の結果、緊急通行車両等に該当すると認められるものについては、「標章」及び「緊急通行車両確認証明書」(以下「標章等」という。)を申請者に交付する。

b 届出済証の交付を受けている車両の確認手続

緊急通行車両等事前届出済証の交付を受けている車両については、届出済証の提出により申出書を作成させるが審査は省略し、標章等を交付する。

(エ) 規制除外車両

- 緊急通行車両のほか、民間事業者等による社会経済活動のうち大規模災害発生時に優先すべきものに使用される車両であって、都公安委員会が決定するものについては、通行禁止の対象から除外する。

第6節 避難

- 火山災害時には、噴石、火山礫の落下、溶岩の流出等により、広範囲にわたり、住民の生命に危険を及ぼす事態が発生することが予想される。
- したがって、迅速かつ的確な避難対策を講じ、住民等の生命及び身体の安全を確保する必要がある。
- 本節においては、避難の指示、避難誘導、避難所の指定・開設・管理運営及び他地区への移送について、必要な事項を定める。

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は始まってからの推移を予測するのが難しく、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが増加することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する場合があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、退避壕・退避舎や堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者および入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活などにおいて十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、町、支庁（出張所）、警察署（駐在所）、消防団などの避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備または避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

・要配慮者

高齢者、障害者、難病患者、妊産婦、乳幼児、外国人等、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者

・避難行動要支援者

要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者

（３）島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。（青ヶ島においては、一般住民については、避難対象地域が一部でも居住地域に及ぶ場合等は「島外避難」とする。）
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

2 火山活動が活性化した場合の対応

（１）防災関係機関の活動体制

- 町村、支庁、警察署、消防本部、消防団、都等は、火山避難計画に基づき、噴火警戒レベルに対応して、活動態勢をとる。

（２）共同検討体制

ア 平常時

- 町村、支庁、警察署等は、火山活動が活性化した場合の対応について協議体を開催し、連携のとれた対応が図れるよう努める。

イ 火山活動が活性化した場合

町村は、アの協議体において、避難対応に係る協議等を行う。

また、協議の内容等について、防災関係機関合同対策会議や火山防災協議会等を活用し、防災関係機関等と調整や情報共有等を行う。

ウ 合同会議

町村は、避難対応に係る協議等を行う体制としてよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。合同会議の構成機関や運営体制等は、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容等を踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

エ 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測等の助言を求める場合は、火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

（３）国の現地対策本部等との連携

都及び町村は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

3 避難態勢

(1) 対策内容と役割分担

- 火山の噴火時には、噴石、火山礫の落下、溶岩の流出等から住民等の生命及び身体の安全を確保するため、立入規制等、避難の指示が必要である。
- 本項においては、立入規制等、避難の指示、避難誘導について、必要な事項を定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 避難対象地域の登山者、地域住民等に対する「高齢者等避難」又は「避難指示」の発令 ○ 避難のための立ち退き先や屋内での退避等の安全確保措置の指示の発令及び都総務局への報告 ○ 警戒区域の設定及び都総務局等関係機関への報告 ○ 警戒区域への立入りを制限若しくは禁止及び退去の指示 ○ 船客待合所、空港等に表示板の設置及びチラシの掲示や防災行政無線、ホームページ等の活用による、住民及び来島者への周知 ○ 避難経路の指定 ○ 住民の避難所への誘導 ○ 避難経路途中の危険箇所における標示の設置及び誘導員の配置 ○ 避難所への職員派遣の実施を通じた避難所開設の円滑化 ○ 島外避難の際の集合位置、移動手段、携行品の制約等に関する情報提供
都	○ 水防法又は地すべり等防止法に基づく避難の指示 ○ 当該町村長の代替業務としての立ち退きの指示
警 視 庁	○ 場合により居住者等に避難の指示及び町村長への通知 ○ 避難所等への避難誘導 ○ 避難経路の事前調査及び検討 ○ 誘導員の配置 ○ 照明資材の活用による避難誘導の適正化 ○ 避難の指示に従わないものの説得
都 教 育 庁	○ 児童及び生徒の避難誘導 ○ 学校が避難所となった場合の災害対策への協力

(2) 詳細な取組内容

ア 立入規制等、避難の指示

《町村》

- 火山の噴火時には、噴石、火山礫の飛散、溶岩の流出、降灰による泥流、火山ガスの放出等のおそれがあるため、迅速な避難の指示が必要となる。
- このため、立入規制等、避難の指示について必要な事項を定める。

(ア) 警戒区域の設定

- a 町村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民及び来島者の生命又は身体に対する危険を防止するため、噴火警戒レベル導入火山においては噴火警戒レベルで定める区域を基本として、特に必要があると認めるときは、気象庁（東京管区気象台、火山防災連絡事務所等）もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長等と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定し、立入規制、登山規制、高齢者等避難または避難指示等を行う。
- b 町村長は、前項の措置をとった場合、直ちに支庁長を経由の上、都総務局(総合防災部防災対策課)に報告するとともに、関係防災機関に通知する。
- c 町村長は、気象庁発表の噴火警報、火山ガス予報等により、火口周辺への立入りに注意が必要なときは、火口周辺、登山道等での注意看板の掲示、放送等により、登山者及び付近住民に注意を喚起する。

また、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命ずる。さらに、支庁と連携し、船客待合所、空港等に表示板を設置する。

また、防災行政無線、エリアメール、ホームページ等のほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、宿泊施設等でのチラシの掲示により、住民及び来島者に広く周知を図る。

(イ) 避難の指示

機関名	内 容
町 村	○ 町村長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、住民等及び来島者の生命、身体を災害から保護するとともに、その他の災害の拡大を防止するため、特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長及び消防本部消防長等と協議の上、避難対象地域の住民等に対して、「高齢者等避難」又は「避難指示」を発令し、速やかに、都総務局(総合防災部防災対策課)に報告する。 なお、「避難指示」を発令する場合において、必要があると認めるときは、避難のための立ち退き先を定めて発令する。また、避難のための立ち退きを行うことによりかえって生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ事態に照らし緊急を要すると認める場合は、緊急安全確保措置の指示を発令する。この場合、町村長は、速やかに、都総務局(総合防災部防災対策課)に報告する。
都	○ 知事は、水防法(昭和 24 年法律第 193 号)又は地すべり等防止法(昭和 33 年法律第 30 号)に基づく避難の指示を行うほか、災害の発生により町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立ち退きの指示に関する措置の全部又は一部を当該町村長に代わって実施する。
警 視 庁	○ 危険が切迫した場合において、町村長が避難の指示をすることができないと認めるとき、又は町村長から要求のあったときは、警察官が居住者等に避難の指示を行う。この場合、警察官は、直ちに町村長に通知する。

(ウ) 発令基準

a 「高齢者等避難」の発令基準

- 「高齢者等避難」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。
- なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域近くまで重大な影響を及ぼす噴火が発生又は発生する可能性がある場合には、「高齢者等避難」の発令の有無にかかわらず、「高齢者等避難」を伝達する。

b 「避難指示」の発令基準

- 「避難指示」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、又は住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。
- 島外避難は、「島内全域における生命・身体への危険」及び「島内避難が困難・島外避難への影響」の観点から総合的に判断する。

(エ) 避難情報の伝達基準

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- ・避難の理由、可能性のある現象
- ・避難対象地域
- ・立入規制範囲
- ・避難の切迫性
- ・避難先
- ・避難方法
- ・携行品・服装の留意点
- ・電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ・動物の同行避難についての留意事項
- ・近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(オ) 火山専門家等からの意見聴取

- 避難指示等の火山活動への対応をより一層適切に行うため、気象庁のほか、火山専門家等からの意見を聴取する。
 - a 都防災専門員及び都防災顧問
- 都防災専門員及び都防災顧問から助言を受ける。
 - b 東京大学地震研究所
- 都が伊豆諸島に設置している火山観測機器から得られるデータの解析を委託している東京大学地震研究所から意見を聴取する。
 - c 火山防災協議会(伊豆大島、新島、神津島、三宅島、八丈島及び青ヶ島)
- 火山防災協議会委員である火山専門家から意見を聴取する。

(カ) 火山活動の急変や複合災害等が発生した場合の対応

- 火山活動が急変した場合や、噴火レベルが引き上げられないまま噴火が発生した場合等で、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある、または噴火が発生したと気象庁等が発表した場合、火山専門家の意見を踏まえ、通常の避難指示の発令基準によらず、早い段階で避難指示を行う。また、火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表された場合においても、円滑な避難の実施等のため、火山専門家等の意見を踏まえた早期の避難指示について検討する。具体的な対応手順や役割分担等については、火山防災協議会において検討し、火山避難計画に反映する。
- また、台風が発生し、船舶での島外避難が困難になる場合や地震や津波等などの発生原因が異なる自然災害と偶然重なった場合、噴火による降灰後の降雨による土石流の危険性が高まった場合等の複合災害が見込まれる場合に 火山専門家の意見も踏まえ、より早い段階での避難指示を行う。具体的な対応手順や役割分担等については、火山役割分担防災協議会において検討し、火山避難計画に反映する。

イ 避難誘導

機関名	内 容
町 村	○ 避難の指示をした場合は、住民等が速やかかつ安全に避難できるように、原則として噴石、降灰、土石流、火砕流、溶岩流、火山ガス等の火山現象の危険性等を考慮して、できる限り影響を受ける部分を通過しない道路を避難経路として指定し、地元警察署、消防本部等の協力を得て、なるべく地域又は町会・自治会単位に、避難所に誘導する。 ○ 避難経路については、事前に検討し、危険箇所には標示等をするほか、要所に誘導員を配置するなど、事故防止に努める。 ○ 避難所に職員を派遣するか又は避難所の管理責任者と連絡を密にし、避難所開設を円滑に行えるようにする。 ○ 町村職員、警察官、消防団員は避難誘導を行うとともに、残留者の確認を行う。 ○ 島外への避難を行う場合は、集合位置、移動手段、携行品の制約等について具体的な情報提供を行う。
都 教 育 庁	○ 町村から避難指示が出された場合、校長は、地域の防災機関と連絡を取り、計画に従い避難誘導を行い、児童及び生徒の安全を図る。 ○ 校長は、学校が避難所となった場合、災害対策に協力する。
警 視 庁	○ 避難の指示が出された場合には、町村に協力し、指定された避難所等へ避難誘導する。 ○ 避難経路については、事前に調査検討してその安全を確認しておく。 ○ 避難路等の要点に誘導員を配置するなどして避難誘導に当たる。 ○ また、夜間の場合は、照明資材を活用して誘導の適正を期する。 ○ 避難の指示に従わないものについては、極力説得して避難するよう指導する。

4 避難所の指定、開設及び管理運営

(1) 対策内容と役割分担

- 高齢者等避難の発令や避難指示を行った際には、避難者等を安全な場所に収容し、保護する必要がある。
- 本項においては、避難所の指定、開設及び管理運営について必要な事項を定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 指定された避難所及び福祉避難所についての住民への周知 ○ 指定した避難所の所在地等基本情報の関係機関への連絡及び東京都災害情報システム(DIS)への登録 ○ 避難所に指定した建物の耐震診断等の実施又は消防用設備等の点検 ○ 避難所に指定した建物での食料の備蓄、必要な資器材、台帳等の整備等避難所機能の強化 ○ 避難所に指定した建物の建物、備蓄物資等のチェック及び職員等の訓練 ○ 自宅又は避難所で生活している要配慮者に対する福祉避難所の指定 ○ 指定した福祉避難所の所在地等情報の都福祉局への報告及び東京都災害情報システム(DIS)への登録 ○ 民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保の推進 ○ 「避難所管理運営マニュアル」の作成及び周知 ○ 避難所及び福祉避難所を開設についての連絡・報告及び東京都災害情報システム(DIS)への入力 ○ 避難所の管理責任者の任命 ○ 避難者への情報提供を目的とした広報ツールの整備 ○ 避難所の運営における女性の参画の推進及びプライバシーの確保 ○ 避難所における衛生管理対策 ○ 被災者に対する炊き出しその他食品、生活必需品等の給与の実施及びそれに関する応援要請 ○ 避難者に対する健康相談の実施 ○ 避難所におけるトイレ機能の確保 ○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備 ○ 福祉避難所の運営支援及び避難所から福祉避難所への移送手段の確保 ○ 消毒の確認、消毒薬の配布及び消毒方法についての住民への指導 ○ 公衆浴場の営業状況、仮設浴場及びシャワー施設の設置状況の把握及び公衆浴場の確保 ○ 避難者リストの作成及び共有
支 庁	○ 避難所の選定における管内町村への指導 ○ 避難住民の健康管理、避難所の食品衛生及び環境衛生等の監視点検（島しょ保健所） ○ 避難所の開設運営の応援
都	○ 避難所の過密状況、衛生状態等に関する情報収集及び提供

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 住民への避難所等についての周知 ○ 避難所の所在地の把握 ○ 町村が避難所管理運営の指針(区市町村向け)に沿ってマニュアル等を作成するよう促進 ○ 避難所管理運営に関する指針
都 福 祉 局	○ 避難所及び福祉避難所の開設状況の把握 ○ 福祉避難所の所在地等の把握 ○ 福祉避難所への指定について条件整備 ○ 生活必需品等の配分について町村から要請があった場合に対応
都 保 健 医 療 局	○ 町村の避難住民に対する健康相談支援 ○ 飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 環境衛生指導班の編成 ○ 消毒用器材の備蓄及び消毒薬の配布、室内環境調査用の測定器の配備 ○ 食品の安全確保 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いについての指導 ○ 町村の衛生管理対策支援
都 教 育 庁	○ 都立学校への小規模応急給水槽、ろ水器及び救急箱の設置 ○ 校長は、教職員の役割分担及び初動体制等の計画を策定 ○ 避難所開設の応援依頼への協力 ○ 避難所の管理運営への協力及び援助

(2) 詳細な取組内容

ア 避難所の指定、開設及び管理運営

《町村・都》

(ア) 避難所の指定

○ 各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	1 各町村の地域防災計画において、あらかじめ避難所及び福祉避難所を指定し、住民に周知する。 2 指定した避難所の所在地等については、警察署等関係機関に連絡するとともに、都総務局に報告する。また、併せて東京都災害情報システム (DIS)への入力により、情報の登録、更新等を行う。 3 避難所の指定基準は、おおむね次のとおりとする。 (1) 避難所は、原則として町会、自治会又は学区を単位として指定する。 (2) 避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造を備えた公共建物等(学校、公民館等)を利用する。

機関名	内 容
	(3) 避難所に受け入れる被災者数は、おおむね居室 3.3 m²当たり二人とする。 4 避難所に指定した建物については、早期に耐震診断等を実施し、又は消防用設備等の点検を確実に行う等、安全性の確認及び確保を行うとともに、性別を含めた避難者のプライバシーの確保及び生活環境を良好に保つよう努める。 5 避難所に指定した建物については、食料の備蓄、必要な資器材、台帳等を整備するなど、避難所機能の強化を図る。 6 避難所に指定した建物については、平常時より、町村職員等の中から担当者を割り当て、建物、備蓄物資等のチェックを行うとともに、災害時には管理責任者として適切かつ迅速に行動できるように訓練を行う。 7 自宅又は避難所で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療、介護等の必要なサービスを提供するため、社会福祉施設等を福祉避難所として指定する。 8 福祉避難所は、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリーを備えた建物を指定する。 9 指定した福祉避難所の所在地等については、様式に基づき都福祉局に報告する。 また、併せて東京都災害情報システム(DIS)への入力により、情報の登録、更新等を行う。 10 避難所が不足する場合等に備え、民間施設等と協定を結ぶなど、避難所の確保に努める。 11 避難所の管理運営が混乱なく円滑に行われるよう、事前に「避難所管理運営マニュアル」を作成し、関係機関へ周知する。
支 庁	○ 避難所の選定について、管内町村を指導する。 ○ なお、島しょ保健所は、避難住民の健康管理、避難所の食品衛生及び環境衛生等の監視点検を行い、必要に応じて助言を行う。
都 総 務 局	○ 避難所等を住民等に周知する。 ○ 東京都災害情報システム (DIS)又は町村からの報告に基づき、避難所の所在地等を把握する。 ○ 町村が避難所を管理運営する際の指針として、「避難所管理運営の指針(区市町村向け)」を平成 30 年 3 月に改定している。今後は、町村がそれぞれの地域の実情に応じたマニュアル等を作成するよう働きかけていく。
都 福 祉 局	○ 東京都災害情報システム (DIS)又は町村からの報告に基づき、福祉避難所の所在地等を把握する。
都 教 育 庁	○ 都立学校に小規模応急給水槽、ろ水器及び救急箱を設置し、避難所機能を強化する。 ○ 都教育庁は平成 8 年(1996 年)に都立学校の避難所指定に関する要綱を策定し、避難所指定に当たり必要な事項を明確にしている。

機関名	内 容
	○ 避難所に指定されている学校の校長は、町村職員との役割分担について協議し、教職員の役割分担、初動体制等の計画を策定するものとする。

(イ) 避難所の開設及び管理運営

○ 各機関の対応は次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 避難所及び福祉避難所を開設したときは、速やかに警察署等関係機関に連絡するとともに、開設の日時、場所、避難者数、開設予定期間等について都福祉局に報告する。 ○ なお、東京都災害情報システム (DIS)への入力も行う。 ○ 避難所の開設期間は、災害発生の日から7日以内とし、状況により期間を延長する必要がある場合には、知事の事前承認(内閣総理大臣の承認を含む。)を受ける。 ○ 避難所を開設した場合は、管理責任者を置く。管理責任者は、避難者数、被害状況、要配慮者の状況、必要物資等を速やかに把握し、関係機関との連絡に努める。 ○ 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受入れる。 ○ 避難所に避難した避難者に対し、正確かつ迅速な情報提供を行うため、テレビ、ラジオ等の設置、臨時広報誌の発行、インターネット、ファクシミリ等の整備を行う。 ○ 避難所の運営において管理責任者に女性を配置するなど女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い、プライバシーの確保等に配慮する。 ○ 特に、女性専用の物干し場、更衣室及び授乳室の設置並びに生理用品及び女性用下着の女性による配布、避難所における安全性の確保等、女性及び子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努める。 ○ 避難所運営組織の中に衛生管理担当を設置するなど、避難所の衛生管理対策を促進する。 ○ 可能な限り町会又は自治会単位に避難者の集団を編成し、防災市民組織等と連携して班を編成の上、受け入れる。 ○ 被災者に対する炊き出しその他食品、生活必需品等の給与の実施が困難な場合は、炊き出し等について都に応援を要請する。 ○ 避難者に対する健康相談を実施する。 ○ 避難所における衛生的なトイレ環境を確保する。 ○ 都、関係団体等と協力した動物救護体制の整備を行う。 ○ 福祉避難所の運営については、障害特性に応じて支援を行う。 ○ また、避難所から福祉避難所への移送手段の確保に努める。 ○ 栄養バランスを満たした温かい食事を提供できるよう努める。

機関名	内 容
支 庁	○ 避難所の開設運営について、町村から応援要請があったときは、速やかに協力し、さらに応援を必要とするときは、都福祉局に要請する。
都 総 務 局	○ 避難所管理運営に関する支援
都 福 祉 局	○ 東京都災害情報システム (DIS) 又は町村からの報告に基づき、避難所及び福祉避難所の開設状況を把握する。 ○ 避難所管理運営に関する支援 ○ 生活必需品等の配分について町村から要請があった場合、都福祉局は、都本部に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。
都保健医療局	○ 町村の避難住民に対する健康相談支援 ○ 飲料水の安全等環境衛生の確保 ○ 食品の安全確保 ○ 避難住民に対する食品の衛生的な取扱いについての指導 ○ 町村の衛生管理対策支援 ○ 生活必需品等の配分について町村から要請があった場合、都保健医療局は、都本部に応援を依頼するとともに、日赤東京都支部に対して赤十字ボランティア等の応援要請等の措置を講じる。
都 教 育 庁	○ 都福祉局から避難所開設の応援依頼を受けた場合は、町村教育委員会と連絡を取り、開設に協力する。 ○ 都立学校は、避難所の管理運営について、協力及び援助を行う。

イ 衛生管理対策の支援

《町村・都》

(ア) 飲料水の安全等環境衛生の確保

- a 都は、避難所の過密状況、衛生状態等に関する情報を集約し、町村に提供することにより、避難所間及び各町村間において適切な受入体制等が確保できるよう支援する。
- b 都は、「環境衛生指導班」を編成し、避難所における飲み水の安全確保及び避難所の環境整備に対応する。

また、水の消毒薬及び消毒効果を確認するための器材を備蓄し、町村からの要請に応じて消毒薬の配布を行うとともに、室内環境を調査するための測定器を保健所に配備する。

環境衛生指導班は、以下の活動を行う。

- ・ 飲料水が塩素で消毒されているかの確認
- ・ 住民(避難所管理者等)への消毒薬及び簡易残留塩素検出紙の配布
- ・ 住民(避難所管理者等)への消毒の実施方法及び残留塩素の確認方法の指導
- ・ 避難所の過密状況及び衛生状態について調査及び確認
- ・ 室内環境の保持や寝具類の衛生確保のための助言及び指導

- ・トイレ及びごみ保管場所の適正管理、ハエ及び蚊の防除方法についての助言及び指導
- c 町村は、避難所での飲料水の安全を確保するため、都が編成する「環境衛生指導班」の協力を得て、消毒の確認を行うとともに、住民が自主的に消毒を行えるように消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を住民に指導する。
- (イ) 公衆浴場の確保
- a 町村は、都と連携して公衆浴場の営業状況、仮設浴場及びシャワー施設の設置状況を把握する。
- b 都は、避難住民に対してその情報を提供するとともに、浴場等の確保に努め避難所の衛生管理を支援する。

5 要配慮者の安全確保

(1) 対策内容と役割分担

- 要配慮者の安全確保については、都及び町村の防災担当部門と福祉担当部門とが連携し、防災知識の普及及び啓発、地域の協力及び連携体制の充実等に努める。
- 都は、広域的な立場から要配慮者の安全体制の確保、社会福祉施設等の安全対策等、要配慮者の安全確保を図る。
- 町村は、要配慮者への避難支援対策と対応した高齢者避難を発令するとともに、迅速かつ確実な避難指示等の伝達体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 要配慮者対策に係る指針の改定 ○ 避難行動要支援者の把握、名簿の整備、個別避難計画の作成等要配慮者対策の強化の支援 ○ 要配慮者に対する災害対応訓練の実施等防災行動力の向上を図る取組 ○ 緊急時に消防本部等に通報できるシステムの活用の促進 ○ 社会福祉施設等の安全設備の充実 ○ 社会福祉施設等における災害時応援協定締結の促進 ○ 自衛消防訓練等の活用を通じた防災訓練内容の充実 ○ 都福祉局内における「要配慮者対策総括部」の設置 ○ 透析患者及び在宅難病等専門医療を必要とする患者に対応する医療体制の強化 ○ 精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応、支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保 ○ お粥やアレルギー対応食、調製粉乳等の要配慮者のニーズに対応した食品の確保 ○ 福祉機器の調達先、輸送体制等に関する情報の連絡調整 ○ 必要に応じ高齢者世帯及び障害者世帯に配慮した設備及び構造の仮設住宅の建設

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ マニュアルの作成及び防災知識等の普及啓発活動の実施 ○ 「要配慮者対策班」の編成 ○ 社会福祉施設等を福祉避難所とした活用及びサービスの提供 ○ 福祉機器の確保

（２）詳細な取組内容

ア 地域における安全体制の確保

《都・町村》

（ア） 「要配慮者対策に係る指針」等の普及

- 町村は、都と連携して、災害時における要配慮者の安全確保に努めるとともに、都の作成した指針を参考に、地域の実情に応じたマニュアルを作成し、防災知識等の普及啓発に努める。

（イ） 避難支援の取組の強化

- 都は、要配慮者対策に係る指針を改定し、避難行動要支援者の把握、名簿の整備、個別避難計画の作成、避難生活等における要配慮者等のニーズに対応した対策を働きかけるなど、区市町村における要配慮者対策の強化を支援する。

（ウ） 防災行動力の向上

- 都は、町村等と共同して、防災市民組織を中心とした要配慮者に対する災害対応訓練を実施するなど、防災行動力の向上に努めていく。

（エ） 緊急通報システムの整備

- 都は、65歳以上の病弱な一人暮らし等の高齢者及び18歳以上の一人暮らし等の重度身体障害者の安全を確保するため、緊急時に消防本部等に通報できるシステムの活用を促進する。
- また、近隣又は地域住民との日常的なふれあいを基盤とした地域協力体制に対する指導の充実を図る。

イ 社会福祉施設等の安全対策

《都》

- 社会福祉施設等の防災対策として、初期消火、消防機関への早期通報、避難誘導、搬送等が極めて重要であることから、都は、これまで、高齢者及び障害者を対象とする施設等に、スプリンクラーの設置、消防機関と直結する火災通報装置（ホットライン）の設置、避難路となるバルコニー等を含め床の段差及び傾斜の解消等に努めてきた。
- 今後も、次のような施策の推進に努めるとともに、自衛消防隊等による防災行動力の向上及び地域との連携を図る。
- （ア） 社会福祉施設等と地域の連携
- 都は、事業所、町会、自治会等と社会福祉施設等との間及び社会福祉施設等相互間で災害時応援協定を締結するよう促進を図る。

(イ) 避難行動の習得

- 都は、総合防災訓練の実施に際し、社会福祉施設等における訓練項目を設け、地域住民等の協力による避難活動などを実施している。今後、各施設における自衛消防訓練等の機会をとらえて、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努める。

ウ 要配慮者の安全対策

《都・町村》

(ア) 「要配慮者対策班」等の設置

- 町村は、関係機関、防災市民組織、地域住民等の協力を得て、要配慮者個々人に対応する窓口となる「要配慮者対策班」を組織し、安否確認を含む状況の把握、サービスの提供等に取り組む。

また、町村の災害対策本部に要配慮者対策の担当部門を設置し、要配慮者対策班等から情報を一元的に収集するなど、総合調整を図る。

- 都は、町村における要配慮者対策班の活動状況の把握及び町村への支援を行うため、「要配慮者対策総括部」を都福祉局に設置し、町村の要配慮者対策担当部門、近隣縣市等と連絡調整を図る。

(イ) 福祉避難所の活用

- 町村は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅及び避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療、介護等の必要なサービスを提供する。

(ウ) 医療等の体制

- 透析患者及び在宅難病等専門医療を必要とする患者への対応として、都は、情報の収集及び提供を行い、町村、関係機関、近県等との連携による医療体制の強化に努める。
- 町村の編成する保健活動班による避難所、仮設住宅等への巡回健康相談体制の確保の支援、災害派遣精神医療チーム(東京 DPAT)等による精神科医療機関の機能補完、一般住民への対応、支援者への支援等メンタルヘルスケア体制の確保を図ることにより、被災地における心身の健康維持及び在宅療養者等への対応を行う。

(エ) 食料等の確保

- 都は、主食については、クラッカー、アルファ化米、即席めんのほか、お粥やアレルギー対応食、調製粉乳等の要配慮者のニーズに対応した食品を確保する。

(オ) 福祉機器等の確保

- 町村は、要配慮者が避難所等で生活する上で、必要な福祉機器の確保に努める。
- 都は、福祉機器の調達先、輸送体制等について、情報の連絡調整を図る。

(カ) 仮設住宅

- 都は、仮設住宅を建設するに当たり、必要に応じ高齢者世帯及び障害者世帯に配慮した設備及び構造の住宅とする。
- 町村は、入居者の選定に当たっては、都が策定する選定基準に基づき、要配慮者の優先に努める。

島内避難のタイムラインのイメージ※詳細は島により異なる

噴火警戒レベル	都体制	都本部	都各局	支庁	島しょ町村	輸送機関等	警察署 消防本部/団
Lv 1・2	情報監視態勢 ～ 情報連絡態勢	○ 噴火警報の受信		○ 噴火警報の受信・伝達 ○ 入山者の避難誘導（以降随時）			
Lv 3		○ 自衛隊への災害派遣要請（状況に応じて） ○ 警戒区域の設定、島外避難の要否等について、火山防災協議会（火山専門家）に助言を受ける。		○ 避難行動要支援者の島内避難準備の決定を都総務局へ報告 ○ 都道・港・空港の確保、防災機能等、避難経路等の確保	○ 都に対し自衛隊の災害派遣を要請（状況に応じて） ○ 島内避難準備の決定と報告 ○ 島内関係機関、社会福祉施設等へ島内避難準備の決定を伝達 ○ 避難行動要支援者へ島内避難準備の決定を伝達 ○ 避難者数の把握（避難者リストの作成・共有） ○ 島内の避難経路・方法の検討		
Lv 4	情報連絡態勢 ～ 災害即応対策本部 ～ 応急対策本部	○ 避難情報の発令報告受理 ○ 島内避難の決定の報告の受理（以降随時）		○ 島内避難の決定を都総務局へ報告 ○ 避難者リストの把握 ○ 島内の移送経路・方法の検討 ○ 島内での避難支援 ○ 島内の避難状況の確認（以降随時）	○ 避難情報の発令及び報告 ○ 島内避難または島外避難の決定及び報告 ○ 島内関係機関及び社会福祉施設等への島内避難の決定の伝達 ● 避難準備の決定 ○ 住民への避難準備の伝達（広報車による巡回） ○ 避難経路・方法の検討 ○ 島内移送機関への配車要請 ○ 島内避難所開設・点検 ○ 避難支援 ○ 避難者数の把握（避難者リストの作成・共有） ○ 避難対応準備の要請 ○ 避難状況の確認（以降随時）	○ 避難対応準備（島内移送機関） ○ 島内輸送（島内移送機関）（以降随時）	○ 住民への避難準備の伝達（広報車による巡回） ○ 被害者総数の把握、共有（以降随時）
Lv 5	応急対策本部 ～ 災害対策本部				● 島内避難の決定 ※山腹噴火の場合は特に、短時間で居住地域に影響が及ぶため、迅速な避難が必要 ○ 避難誘導者の配置 ○ 避難誘導 ○ 残留者の確認 ○ 避難完了の確認		○ 避難誘導者の配置・誘導 ○ 残留者の確認 ○ 避難完了の確認

●：一般住民のみに関する事項
○：避難行動要支援者に関する事項
○：一般住民及び避難行動要支援者に関する事項

6 島外への避難

（１）対策内容と役割分担

- 都の地域における火山は、全て島しょ地域に存在しているため、火山災害の状況によっては、島外への避難が必要となることが予想される。
- 本項においては、避難者の島外への移送及び受入れについて、必要な事項を定める。
- 船舶やヘリコプター、バス等の保有台数や島しょごとの港の規模や運営状況、輸送ルート等の被害状況等に応じて、輸送手段の配分方法をあらかじめ検討し、島しょごとの火山避難計画に反映するとともに、陸・海・空のあらゆる手段を活用し、円滑な島外避難に向けて、輸送体制を強化していく。
- また、噴火レベルが急変し、東京港までの輸送に十分な時間を確保できないなど、状況が逼迫した場合に備え、必要に応じて、「島しょ町村災害時相互応援に関する協定」や「震災等の相互応援に関する協定」を活用するとともに、島しょ間や周辺県との連携を一層強化し、避難者の一時収容や船舶のあっせん等を可能とするための体制を構築していく。

機 関 名	対 策 内 容
被 災 町 村	避難者の島外への移送について支庁長に要請 避難者の船舶への誘導と移送に係る調整 ○ 移送先の避難所運営への協力 ○ 島外避難の決定及びその報告 ○ 避難港の決定 ○ 避難者リストの作成及び共有 ○ 避難誘導者の配置 ○ 島内残留者の確認及び島内の避難完了の確認 ○ 避難先別の避難者振り分け
区 市 町 村	○ 受入れ態勢の整備 ○ 避難所の運営
支 庁	○ 知事(都総務局)への避難者の移送の要請
都	○ 避難所の開設の指示要請 ○ 避難者の受入れ態勢の整備
都 総 務 局	○ 避難者の移送先の決定及び連絡 ○ 避難者の海上移送に使用可能な民間船舶の把握の要請 ○ 避難者の海上移送に使用する船舶の決定及び東京港内の係留可能場所の照会
都 財 務 局	○ 本土における避難者移送用のバスの手配
都 福 祉 局	○ 避難者の陸上移送の実施 ○ 避難行動要支援者の移送手段の協議と手配 ○ 社会福祉施設及び福祉避難所における福祉専門職の確保
都 保 健 医 療 局	○ 必要に応じて都医療救護班を派遣
都 港 湾 局	○ 移送に利用可能な民間船舶の確保 ○ 東京港内の係留可能場所について都本部(都総務局)に報告
第 三 管 区 海上保安本部	○ 巡視船艇及び航空機による避難者の島外への移送
東 海 汽 船	○ 都港湾局から依頼があった場合、船舶の提供

(2) 詳細な取組内容

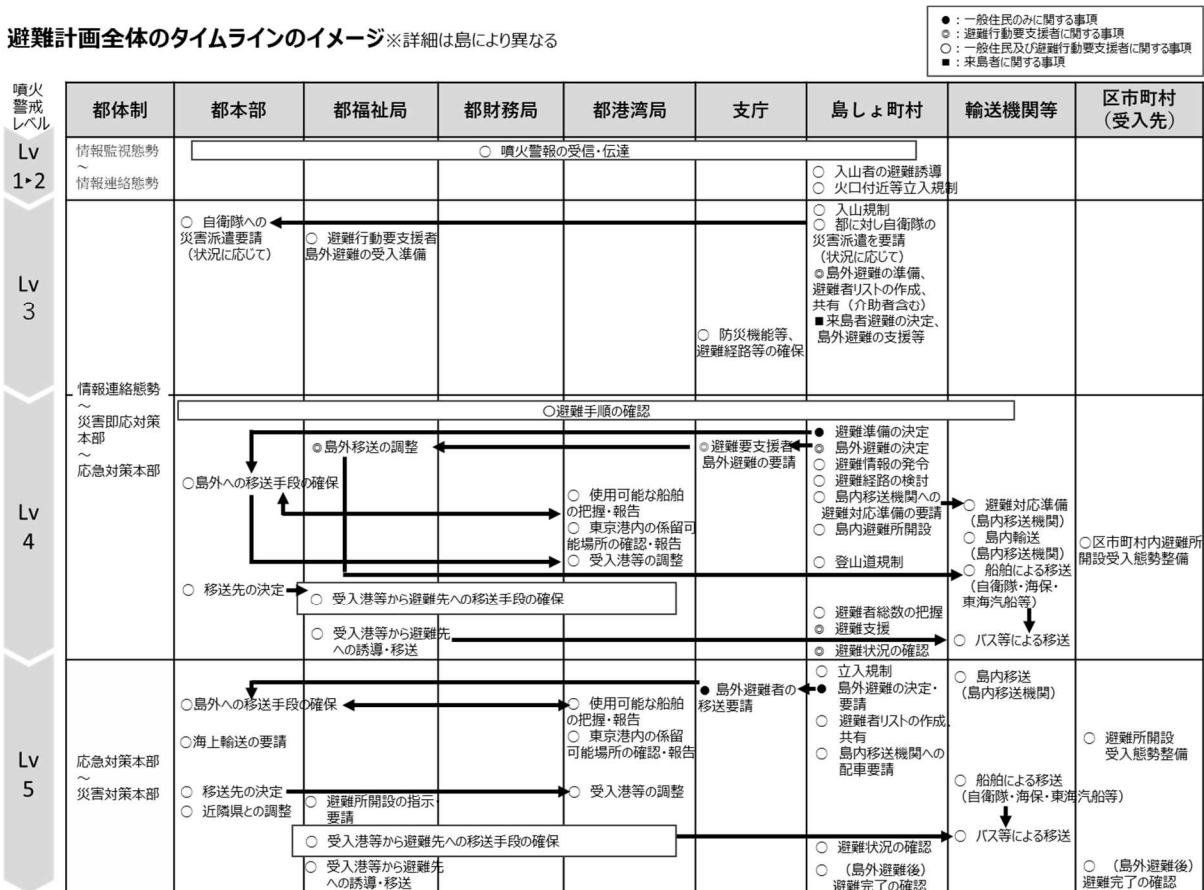
《町村・都》

機関名	内 容
被 災 町 村	○ 被災地区の町村の避難所において避難者を収容できないとき、又は被災地にとどまることが危険である場合、当該町村長は避難者の島外への移送について支庁長に要請する。この場合、あらかじめ移送港を選定し、支庁長に報告する。 ○ 避難者の島外への移送を要請した町村長は、支庁、消防団等の協力を得て船舶に誘導するとともに、所属職員の中から移送先における避難所管理者を定め、移送先の区市町村に派遣するとともに

機関名	内 容
	に、移送に当たっては引率者を添乗させる。 ○ 移送された避難者の避難所の運営は原則として受入側の区市町村が行い、移送元の町村は運営に積極的に協力する。 ○ 来島者に対して、観光協会、宿泊施設などを通じ、島外避難を呼びかける。 ○ その他、必要事項については区市町村防災計画に定める。
区 市 町 村	○ 都から避難者の受入れを指示された区市町村長は、受入れ態勢を整備する。
支 庁	○ 支庁長は、知事(都総務局)に避難者の移送を要請する。
都 総 務 局	○ 被災地の支庁長から避難者の移送の要請があった場合、都総務局は警視庁と協議の上、受入港からの距離、避難者数等を踏まえ、都各局等と調整し、避難者の移送先を決定し、都福祉局に連絡する。 ○ 避難者の海上移送に当たり、都本部は、都港湾局に対し、使用可能な民間船舶の把握を要請する。 ○ なお、状況がひっ迫している場合は、海上保安本部及び海上自衛隊に対し、海上移送を要請する。 ○ 都本部(都総務局)は、都港湾局からの使用可能な民間船舶の報告、海上保安庁等による海上移送の協力の内容を踏まえ使用する船舶を決定し、都港湾局に使用船舶を連絡するとともに東京港内の係留可能場所を照会する。
都 福 祉 局	○ 知事は、移送先決定後、直ちに移送先の区市町村長に対し避難所の開設を指示要請し、避難者の受入れ態勢を整備させる。 ○ 陸上移送については、都財務局調達のバス等を中心に、区市町村、都交通局、警視庁及び東京消防庁の協力を得て実施する。 ○ 避難行動要支援者の移送手段については、当該町村と協議の上、最適な手段により実施することとし、都総務局と連携し、関係機関に移送を要請する。 ○ 高齢者、障害者等の要配慮者については、福祉タクシー等を利用して移送する。 ○ 東京都災害福祉広域支援ネットワーク等の協力を得ながら、社会福祉施設及び福祉避難所における福祉専門職の確保に努める。
都保健医療局	○ 移送に際して付添人が必要な要配慮者のうち、家族、かかりつけの医師等の付き添いが困難な者に対しては、必要に応じて都医療救護班を派遣する。
都 港 湾 局	○ 東海汽船及び協定締結団体から使用可能な民間船舶を把握し、都本部(都総務局)へ報告する。 ○ 東海汽船及び協定締結団体から船舶を調達するとともに、不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっせんを要請し、所要数を調達するよう努める。 ○ 東京港内の係留可能場所について都本部(都総務局)に報告する。

機関名	内 容
自 衛 隊	○ 都からの要請に基づき、避難者の島外への移送を行う。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、都からの要請に基づき、巡視船艇及び航空機により避難者の島外への移送を行う。
東 海 汽 船	○ 東海汽船は、都港湾局から依頼があった場合は、船舶の提供を行う。

避難計画全体のタイムラインのイメージ※詳細は島により異なる



7 島内避難及び島外避難における輸送ルートの確保

- 被害の状況により通常の輸送ルートが寸断された場合に備え、火山防災協議会において代替ルート（船舶等の他の輸送手段の活用を含む）を検討し、火山避難計画に反映する。

8 住民の自主避難

(1) 対策内容と役割分担

機関名	内 容
被 災 町 村	○ 避難所の開設・周知 ○ 避難時の注意喚起

(2) 詳細な取組内容

ア 島内での自主避難

町は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品などを携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

イ 島外への自主避難

町は、住民に対して、島外の親戚、知人宅などに自主避難する場合には、町および自主防災組織役員に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。

町は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

9 避難に際し住民のとりべき対応

避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯ラジオ等の非常用持ち出し品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、しょう員）及び自主防災組織役員等の引率者の指示に従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、町役場および自主防災組織役員等に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置しないこと。
- 動物と同行避難する場合は、以下の留意事項を守ること。
 - ・ 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに収容すること。
 - ・ 動物用の餌、水、食器、トイレ用品などの動物用品を携行すること。
 - ・ 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
 - ・ 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。

- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

第7節 救援・救護

- 災害時における救援・救護対策は、災害対策の重要な施策の一つである。
- 火山等により災害が起こった場合、災害を最小限に防御し、人命の安全を図るためには、救援・救護活動を迅速かつ円滑に実施することが肝要である。
- 本節では、発災後の被災者に対する救助、医療救護、水、食料等の供給等について定める。

1 救助・救急

(1) 対策内容と役割分担

- 火山災害時には、局地的に多数の救助・救急を必要とする事象の発生が予想される。
- このため、初動態勢を確立するとともに関係機関との協力体制を確保し、迅速かつ的確な対応により救助・救急活動の万全を期する必要がある。各機関の対応は次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 救助・救急業務の実施 ○ 災害事故現場における傷病者の救出作業及び応急措置等、救助・救急活動の実施 ○ 担架隊による傷病者の搬送 ○ 被災者の救出 ○ 町村職員による救出班の編成及び救出活動
支 庁	○ 救助又は救急に関し町村から要請があった場合は、関係機関に依頼
警 視 庁	○ 救出救助活動
東 京 消 防 庁	○ 町村との消防応援協定等に基づき出動した場合、次の活動を行う。 1 組織的な救助・救急活動の実施 2 傷病者の救護 3 傷病者の島外への搬送
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 火山災害等により発生した遭難船舶、遭難者、海上への避難者等の捜索及び救助
都 産 業 労 働 局	○ 島しょ農林水産総合センターの漁業指導船を転用することによる操業漁船の遭難事故対策

(2) 詳細な取組内容

《町村・警視庁・東京消防庁》

機関名	内 容
町 村	1 町村長は、救助・救急業務の実施に当たり、関係機関と情報の

機関名	内 容
	交換その他緊密な連携を図る。 2 町村長は、被害その他の状況により、必要があると認めたときは、支庁を経由して都本部及び関係機関に対し、応援を要請する。 3 災害事故現場における救助・救急活動の内容は、次のとおりである。 (1) 傷病者の救出作業 (2) 傷病者に対する応急措置 (3) 傷病者の担架搬送及び輸送 (4) 緊急医療品、資器材、医療班(医師及び看護師)等の緊急輸送 (5) 救護所等より常設医療機関への輸送 (6) 重症者等の緊急避難、輸送 4 救助・救急の実施要領は、次のとおりである。 (1) 障害物のため自力で脱出できない傷病者について、各種救助用資器材と人員を活用し、その危難を排除し生命身体を確保する。 (2) 傷病者に対して止血、鎮痛処置、創症部位の保護、気道の確保、呼吸の維持、人工呼吸等の応急処置を実施する。 (3) 救出された傷病者及び応急処置を施した傷病者を担架隊により救護所への搬送を行う。 5 消防職員、団員は警察官と相互に連絡及び協力し、又住民の協力を得て被災者の救出に努める。 6 町村長は、必要に応じ、職員による救出班を編成し救出活動に当たる。
支 庁	○ 救助又は救急に関し町村から要請があった場合は、関係機関に対し依頼する。
警 視 庁	1 救出救助は、他の活動に優先して行う。 2 救出した負傷者は、応急措置を施した後、現場救護所又は医療機関に引き継ぐ。 3 救出救助活動は、保有する資器材を有効に活用する。 4 関係機関と積極的に協力し、負傷者等の救出救助の万全を期する。 (別冊資料第● 警視庁の車両及び資器材 P●)
東 京 消 防 庁	町村との消防応援協定等に基づき出動した場合、次の活動を行う。 1 災害に対応した救助・救急資器材を活用して、組織的な救助・救急活動を行う。 2 救助・救急活動に当たっては、行政機関、医療機関、東京DMAT等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護に当たる。 3 傷病者の島外への搬送は、ヘリコプター等を活用し、重症者を最優先として迅速に行う。 (別冊資料第● ヘリコプター性能諸元 P●)

機関名	内 容
第三管区海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、火山災害等により発生した遭難船舶、遭難者、海上への避難者等の捜索及び救助に当たる。
都産業労働局	○ 火山災害等による操業漁船の遭難事故対策については、主として海上保安部の巡視船による海難救助活動によるが、都としては島しょ農林水産総合センターの漁業指導船を転用することにより対処する。

2 医療救護

(1) 対策内容と役割分担

- 火山の噴火、その他の火山現象による災害では、噴出物による家屋の倒壊、火災、地割れ、土砂崩れ等により、人的被害が発生することが考えられる。また、昭和58年(1983年)、平成12年(2000年)の三宅島、昭和61年(1986年)の伊豆大島の火山噴火災害に見られるように、被災者が相当の期間にわたり避難生活となる場合には、多数の被災者が適切な医療が受けられないおそれがある。
- このため、都、町村及び防災機関は、相互に連携し、被災者の医療救護に万全を期することが重要である。
- 本項では、医療救護班の編成及び活動、重症患者等の取扱い、医薬品等の調達について必要な事項を定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 医療救護班の編成 ○ 医療救護活動 ○ 患者の島外への搬送を都本部へ要請 ○ 医薬品及び医療資器材の供給についての要請
支 庁	○ 医療救護に関する要請について都（島しょ保健所）を通じ、都（保健医療局）に応援または患者の島外への搬送を要請する。 ○ 患者の島外への搬送手段及び収容施設の確保等についての要請
都	○ 医療救護班の編成 ○ 医療救護活動(総合的な指揮命令・連絡調整含む) ○ 島外避難先での医療救護活動に係る協力要請 ○ 医薬品及び医療資器材の調達及び輸送体制及び供給体制の確保
都 総 務 局	○ 被災地から島外医療機関までの患者の搬送及び収容に係る業務
都 保 健 医 療 局	○ 医療救護活動についての島しょ保健所出張所長への指示 ○ 被災地から島外医療機関までの患者の搬送及び収容に係る業務

機 関 名	対 策 内 容
日 赤 東 京 都 支 部	○ 積極的な医療救護活動等への協力 ○ 都医療救護班として医療及び助産救護活動の実施 ○ 血液救護班の設置及び輸血用血液製剤の供給業務の実施 ○ dERU(国内型緊急対応ユニット)の搬入及び開設及び医療救護活動の実施
都 医 師 会	○ 都医療救護班としての活動等の要請
都 歯 科 医 師 会	○ 都歯科医療救護班としての活動等の要請
都 薬 剤 師 会	○ 都薬剤師班としての活動等
都 看 護 協 会	○ 医療救護所等における看護業務
都柔道整復師会	○ 応急救護の実施、衛生材料の提供等の医療救護活動への協力
献血供給事業団	○ 医療救護活動等への協力 ○ 血液製剤等の供給要請への協力

(2) 詳細な取組内容

《町村・都》

ア 医療救護班等の編成

- 災害時における医療救護は、医療救護班等の編成により、一次的に町村が実施する。
- 都は、町村から要請があった場合、又は都において医療救護の必要があると認めた場合に、町村が設置する医療救護所等へ都医療救護班等を派遣し、医療活動を実施する。
- 都は、都立病院機構のほか、都医師会、日赤東京都支部及び災害拠点病院に都医療救護班を、都歯科医師会に都歯科医療救護班を、都薬剤師会に都薬剤師班の派遣をそれぞれ要請し、派遣する。

(ア) 都医療救護班 (計 223 班)

- a 都立病院機構 26 班(医師 1 名、看護師 1 名は必須とするが、業務調整員は職種不問とし、5 名編成とする。)
- b 都医師会 96 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)
- c 日赤東京都支部 32 班(医師 1 名、看護師 3 名、事務その他 2 名)
- d 災害拠点病院 69 班(医師 1 名、看護師 1 名、事務その他 1 名)

(イ) 都歯科医療救護班

都歯科医師会 110 班(歯科医師 1 名、歯科衛生士又は歯科技工士 1 名、事務その他 1 名)

(ウ) 都薬剤師班

都薬剤師会 200 班(薬剤師 3 名で 1 班)

- 都は、災害時における迅速な医療活動を確保するため、都医師会の都医療救護

班等に災害時医療従事者登録証を事前に発行している。

イ 医療救護活動

- 町村長及び都は、医療救護の必要を認めた場合には、医療救護班等を編成し医療救護活動を実施する。

(別冊資料第● 島しょ医療機関一覧 P●)

(ア) 機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
町 村	○ 医療救護の必要を認めたときは、管内で開業又は勤務する医師等の協力を得て医療救護班を編成し、医療救護活動を実施する。 ○ 被災町村の能力では医療救護活動が十分でないと認められるときは、支庁を経由して都に応援を要請する。
支 庁	○ 支庁は、町村長から医療救護に関する要請があったときは、都（島しょ保健所）を通じ、都（保健医療局）に連絡する。
都 保 健 医 療 局	○ 島しょ保健所出張所長(大島、八丈、三宅及び小笠原)は、その所在する町村区域内で災害が発生したときは、都保健医療局長の指示を受け、災害発生直後から町村長と協力して、医療救護活動を実施する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都からの要請又は自主的な判断に基づき、積極的に医療救護活動等に協力する。 ○ 医療救護班は、都と締結した「災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約」に基づき、都医療救護班として医療及び助産救護活動等を行う。 ○ 血液救護班を編成し、災害時の救護活動における輸血用血液製剤の供給業務を実施する。 ○ 日赤医療救護班は dERU(デルー：国内型緊急対応ユニット(※))を被災地域に迅速に搬入及び開設し、積極的に医療救護活動を行う。 ※dERU(domestic Emergency Response Unit) 日本赤十字社の緊急仮設診療所設備(大型テントや医療資機材等)とそれを輸送するための車両及び訓練された要員、そしてそれらを円滑に運用するためのシステムの総称(都内2基、その他全国に17基)
都 医 師 会	○ 都から「災害時の医療救護活動についての協定」に基づく医療救護班の派遣要請があった場合は、地区医師会に対し、都医療救護班としての活動等を要請する。 ○ 災害の状況により、自主的な判断に基づき、要請を待たずに医療救護活動を実施する。
都 歯 科 医 師 会	○ 都から「災害時の歯科医療救護活動についての協定」に基づく歯科医療救護班の派遣要請があった場合は、地区歯科医師会に対し、都歯科医療救護班としての活動等を要請する。

機関名	活 動 内 容
都 薬 剤 師 会	○ 都から「災害時の救護活動に関する協定」に基づく薬剤師の派遣要請があった場合は、都薬剤師班を編成・派遣。
都 看 護 協 会	○ 都から「災害時の救護活動についての協定」に基づく看護師の派遣要請があった場合は、医療救護所等における看護業務を行う。
都柔道整復師会	○ 都から「災害時における応急救護活動についての協定」に基づく協力要請があったときは、応急救護の実施、衛生材料の提供等の医療救護活動等に協力する。 ○ 救護所において行う応急処置は、医師の指示により実施する。
献血供給事業団	○ 都から「災害時における血液製剤の供給業務に関する協定書」に基づく血液製剤等の供給要請があった場合は、東京都血液センター等と協力して行う。 ○ 都外から血液製材の輸送要請があった場合、東京都赤十字血液センター等と協力して行う。

(別冊資料第● 都医師会等との協定 P●)

(イ) 医療救護班等の活動場所

- 医療救護班等は、町村長が設置した医療救護所において医療救護活動を実施することを原則とする。

(ウ) 島外避難先での医療救護活動

- 被災者が、都内又は近県の施設へ島外避難した場合には、知事は、必要に応じて避難先県等の協力を求めて、医療の確保に万全を期する。

(エ) 医療救護班等の活動内容

a 医療救護班

- 傷病者に対するトリアージ
- 傷病者に対する応急処置及び医療
- 傷病者の収容機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
- 死亡の確認及び遺体の検案への協力
- 助産救護

b 歯科医療救護班

- 歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
- 後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
- 避難所内における転送困難な患者及び軽症患者に対する歯科治療及び衛生指導
- 検視及び検案に際しての法歯学上の協力

c 薬剤師班

- 医療救護所等における傷病者等に対する調剤及び服薬指導
- 傷病者に対するトリアージの協力
- 医療救護所、医薬品の集積場所等における医薬品の仕分け及び管理
- 一般用医薬品を活用した被災者の健康管理支援

- 避難所の衛生管理・防疫対策への協力
 - (オ) 総合的な指揮命令及び連絡調整
- 都は、医療救護に関する総合的な指揮命令及び連絡調整を行う。

ウ 重症患者等の取扱い

- 島しょの火山災害時に、島内の医療機関において対応困難な重症患者等が発生した場合、都は、町村及び関係防災機関との密接な連携により、患者を島外の医療機関に搬送する。

(ア) 機関別活動内容

機関名	内 容
町 村	○ 被災地の町村長は、医療救護活動に従事する医師等の要請に基づき、支庁を経由して都本部に患者の島外への搬送を要請する。
支 庁	○ 支庁は、町村長から患者の島外への搬送を要請されたときは、搬送手段及び収容施設の確保等について、都（島しょ保健所）を通じ、都（保健医療局）に要請する。
都保健医療局 都 総 務 局	○ 都は、被災地から島外医療機関までの患者の搬送及び収容を担当する。都保健医療局及び都総務局は、支庁から被災町村の患者搬送等に関する要請を受けた場合、次のように対応する。 1 航空又は海上輸送手段を有する関係防災機関の出動を要請し、迅速かつ的確な患者搬送を実施する。 2 必要に応じて添乗医師を確保する。 3 収容先医療機関を確保する。

エ 医薬品及び医療資器材の備蓄及び供給体制

- 医療救護班が使用する医薬品及び医療資器材は、都及び町村がそれぞれ備蓄しているものを優先使用する。
- 町村長は、医薬品及び医療資器材の不足により医療救護活動に支障を来すと認めた場合は、支庁を通じ都本部に供給を要請する。
- 都は、医薬品及び医療資器材に不足が生じた場合、供給協定を締結している関係団体等から調達するとともに、関係防災機関の協力を得て、迅速な輸送体制及び供給体制を確保する。

（別冊資料第● 災害救助又はその応援の実施に関する業務委託契約書 P●）

3 防疫

(1) 対策内容と役割分担

- 防疫班、隔離消毒班及び環境衛生指導班を編成し、相互に緊密な連携をとりながら防疫活動を実施する。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 防疫活動の実施

機 関 名	対 策 内 容
	○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定
都 保 健 医 療 局	○ 防疫活動の実施 ○ 防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定
都 医 師 会	○ 防疫活動の協力

(2) 詳細な取組内容

《町村・都》

ア 防疫活動

(ア) 役割分担

機関名	内 容
町 村	○ 災害の種類及び程度に即応した防疫活動として、飲料水の消毒、避難所及び患者発生時の消毒、ねずみ族・昆虫駆除等を行う。 ○ 災害により防疫活動を必要とする場合は、防疫班及び消毒班を編成し、出動させる。 ○ 被災戸数及び防疫活動の実施について、都保健医療局に対し、迅速に連絡する。 ○ 防疫活動実施に当たって町村の対応能力では十分でないと認める場合は、都保健医療局又は地区医師会に協力を要請する。 ○ 都が活動支援、指導又は町村調整を行う場合に協力する。 ○ 被災地及び避難所における感染症発生状況の把握
都保健医療局	○ 町村の防疫活動の支援及び指導 ○ 都医師会、都薬剤師会等に町村の防疫活動に対する協力を要請 ○ 他縣市を含め被災地以外の自治体に対して防疫活動への応援要請及び連絡調整を実施 ○ 被災地及び避難所における感染症発生状況の把握及び情報提供 ○ 町村の衛生管理対策の支援及び指導 ○ 町村における保健活動班の活動の支援
都 医 師 会	○ 都保健医療局長(都が設置する保健所の長)から防疫に関する協力の要請があった場合は、協力する。 ○ 防疫活動の業務内容については、保健所長に協議の上行う。

(イ) 防疫班等の編成

- 区市町村は、状況に応じて防疫班及び消毒班を編成する。
- 都は、状況に応じて防疫に関する区市町村の活動に対する支援や指導及び調整を行う。

(ウ) 防疫業務の実施基準

- a 健康調査、健康相談等
- 防疫班は、医療救護班、保健活動班等と緊密に連携をとりながら、被災住民の健康調査を行い、患者の早期発見に努め、被災地の感染症発生状況を把握すると

ともに、必要に応じて応急治療、感染拡大防止等を行う。

b 消毒

- 消毒班は、防疫班と緊密に連携をとりながら、患者発生時の消毒の実施及び指導並びに避難所の消毒の実施及び指導を行う。

c 避難所の防疫措置

- 町村は、避難所開設後トイレ、ごみ保管場所等の要消毒場所の消毒を適宜実施する。
- 防疫班は、避難所開設後速やかに医療救護班、保健活動班等と協力して、健康調査及び健康相談を行う。
- 防疫班は、給食施設、トイレ等の生活施設の衛生的管理及び消毒、手洗いの励行等の感染症の発生予防のための広報及び健康指導を行う。
- 都は、区市町村が行う避難所での消毒活動を支援するとともに、必要に応じて、他県市の消毒班の出動を要請し、その連絡調整を行う。
- 都は、インフルエンザ、麻しん等の流行状況を踏まえ、町村に対し予防接種の実施に関する指導及び調整を行う。
- 避難所の感染症流行状況を把握し、感染拡大を防止する。

d 消毒とその確認

- 町村においては、環境衛生指導班が、飲用に供しようとする水等が塩素剤等で消毒されているか確認を行う。それ以後は、住民が自主的に消毒を行えるように環境衛生指導班が住民に消毒薬を配布し、消毒方法及び消毒の確認方法を指導する。

e 感染症予防のための広報及び健康指導

- 防疫班は、健康調査及び健康相談の実施と並行して、食品衛生監視員、環境衛生監視員等の協力を得て、広報及び健康指導を行う。
- 実施に当たっては、区市町村と協力してポスターの掲示、ビラの配布、拡声器等により周知の徹底を図る。
- 都は、被災地及び避難所における感染症の発生状況を把握し、評価及び分析した情報を提供するとともに、必要に応じて感染症拡大防止に向けた注意喚起を実施する。

イ 防疫用資器材の備蓄及び調達

- 区市町村は、防疫用資器材の備蓄及び調達・配布計画を策定しておく。
- 区市町村が実施する初期防疫活動において防疫用資器材が不足したときは、都保健医療局において調達する。
- 都保健医療局は、施設倒壊等により薬品等が不足した場合に備え、民間薬品会社からの受入・調達計画及び他県市等からの受入・調達計画を策定する。

4 飲料水の供給

(1) 対策内容と役割分担

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第7節 救援・救護

- 町村は、災害時の応急給水のため給水計画を策定し、住民の飲料水の確保に努めるものとする。
- 都は、関係機関と連携しながら、町村の要請に対し、必要な応援給水を実施する。
- 本項においては、給水体制及び被災者への給水について、必要な事項を定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 災害時の給水の実施 ○ 給水計画の策定 ○ 飲料水の確保
支 庁	○ 給水用資材の調達、供給の応援及び都総務局との連絡調整 ○ 資器材等の輸送
都 水 道 局	○ 必要量の飲料水の確保 ○ 都水道局が保有する資器材による応援態勢
都 総 務 局 都 福 祉 局	○ 必要量の飲料水の調達 ○ 輸送に必要な船舶、ヘリコプター等について関係機関に要請
都 保 健 医 療 局	○ 環境衛生指導班の編成 ○ 飲料水の消毒の確認及び飲料水の安全確保についての町村長への助言

（２）詳細な取組内容

《町村・都》

ア 応急給水活動

（ア） 給水体制等

- 飲料水の確保のための機関別対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町村	○ 災害時の給水は、原則として町村が実施する。このため、給水計画を策定し、飲料水の確保を図る。 ○ 都に給水、資器材等の応援を要請する場合は、支庁を経由する。
支庁	○ 町村の要請に応じ、町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都総務局との連絡調整を行う。 ○ 被害状況に応じ、資器材等の輸送を行う。
都水道局	○ 災害発生に伴い支庁を経由の上、都総務局又は都福祉局からの応援要請があった場合は、必要量の飲料水を確保するとともに、都水道局が保有する資器材等により応援態勢をとる。

（イ） 被災者への給水

- a 給水は、次のとおり行う。

- (a) 町村が被災者に給水を行う場所は、給水拠点とする。
- (b) 給水拠点は、町村役場又は町村各出張所とする。
- (c) 給水の基準は、生命維持に必要な最小量の飲料水(一人1日3リットル)とする。
 - b 水の輸送は、給水車、ポリタンク等により行う。
 - c 支庁は、町村より給水状況の報告を求め、原水の確保ができない等の状況が生じたときは、都水道局へ連絡し、水の確保に万全を期する。

イ 検水体制の整備

- 検水のための機関対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
都保健医療局	○ 状況に応じて、環境衛生指導班を編成する。 ○ 環境衛生指導班は、島しょ保健所長の指揮の下に、飲料水の消毒の確認等を行い、使用の適否を判定するとともに、飲料水の安全確保につき、町村長に助言する。

5 食料・生活必需品等の供給

(1) 対策内容と役割分担

- 火山の噴火等による災害により、避難所で生活をする被災者に対して、速やかに食料・生活必需品等の配布ができるよう、平素から食料・生活必需品等を備蓄するほか、緊急に食料・生活必需品等を調達し得る措置を講じておき、食料・生活必需品等の確保に努める必要がある。
- 都は、物資の調達、保管、搬送等の物資対策全般を一体的に運用するため、関係機関と連携しながら、町村の要請に対し、必要な食料・生活必需品等を調達する。
- 本項においては、これら食料の供給について必要な事項を定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 食品の給与、生活必需品等の給(貸)与のための調達計画の策定 ○ 食料及び物資の調達についての都福祉局への要請又は現地調達の実施 ○ 備蓄物資の輸送 ○ 食料・生活必需品等の地域内輸送拠点を選定し支庁へ報告 ○ 島内の輸送手段となる車両の調達先及び調達予定数の事前検討及びあっせん ○ 被災者に食料の給与、生活必需品等の給(貸)与の配分方法等の事前検討 ○ 災害時における被災者への食料の給与、生活必需品等の給(貸)与の実施

機 関 名	対 策 内 容
	○ 食料の給与、生活必需品等の給(貸)与の応援要請 ○ 備蓄食料又は備蓄物資の配分について承認を受ける
支 庁	○ 備蓄食料・生活必需品等の放出について、都福祉局の承認を受ける ○ 町村の選定した地域内輸送拠点の把握 ○ 物資の運搬に必要な車両、船舶等の調達 ○ 食料の給与、生活必需品等の給(貸)与の応援要請への協力
都 総 務 局 都 福 祉 局	○ 必要に応じ物販事業者(小売事業者等)に物資の調達の要請 ○ 各局の用途別必要船舶数の把握 ○ 輸送に必要な船舶、ヘリコプター等について関係機関に要請 ○ 都備蓄倉庫及び協定に基づき確保している食料・生活必需品等の放出 ○ 食料が不足する場合は直ちに所要量を調達 ○ 都総務局、都生活文化スポーツ局、都産業労働局、中央卸売市場及び公益財団法人塩事業センターへの食料調達の依頼 ○ 備蓄調製粉乳等の放出 ○ 食料・生活必需品等の輸送に関し関係団体及び協定団体へ要請 ○ 受入れ場所(広域輸送基地)の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業についての要請 ○ 生協が調達した応急生活物資を輸送する場所を指定 ○ 都協力局等に対する応援依頼 ○ 日赤に対して地域赤十字奉仕団、東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請 ○ 調製粉乳等の給与に関する調整
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 東京都生活協同組合連合会に応急生活物資の調達を要請
都 産 業 労 働 局	○ 食料及び調味料の調達依頼への協力 ○ 給食用米穀の調達及びとう精及び輸送の依頼
都中央卸売市場	○ 生鮮食料品の調達 ○ 調達した物資の輸送及び引渡し
農 林 水 産 省 農 産 局 貿 易 業 務 課	○ 米穀の放出要請の処理
関 東 農 政 局	○ 調達困難な食品等の出荷要請への措置
都 港 湾 局	○ 受入れ場所(広域輸送基地)の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体及び協定団体に協力要請
関東地方整備局	○ 緊急輸送に必要な船舶の情報収集
関 東 運 輸 局	○ 災害時における輸送用船舶のあっせん

(2) 詳細な取組内容

ア 食料・生活必需品等の備蓄・調達体制

《町村・都》

○ 機関別の食料・生活必需品等の備蓄・調達体制は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村は、災害時において町村が実施する被災者に対する食品の給与、生活必需品等の給(貸)与のための調達(備蓄を含む。)計画を策定する。 ○ 調達計画は、食料・生活必需品等の調達数量、調達先その他調達に必要な事項について定める。 ○ 町村長は、災害救助法の適用後、食料の給与、生活必需品等の給(貸)与の必要が生じたときは、状況により食料及び物資の調達を都福祉局に要請する。ただし、被災の状況により、現地調達が適当と認められる場合については、町村長が現地調達する。 ○ 町村は、都（福祉局）に食料及び生活必需品等の調達を要請する。
支 庁	○ 町村長からの要請により、支庁に保管してある備蓄食料・生活必需品等を放出する場合は、都福祉局長の承認を得る。 ○ 地域内輸送拠点への移送については、町村及び輸送関係機関と密接な連絡を取り対処する。

機関名	内 容
都 総 務 局 都 福 祉 局	○ 都総務局長は、都福祉局長から食料・生活必需品等の調達の依頼があった場合は、直ちに、あらかじめ協力を依頼している物販事業者(小売事業者等)に物資の調達を要請する。 (別冊資料第●、● 災害時における物資の調達支援協力に関する協定(都総務局) P●、●) (別冊資料第● 災害時における物資の調達支援協力に関する協定書(都総務局) P●) ○ 災害救助法の適用後、町村長から支庁を経由して調達の要請があった場合又は都福祉局長が被害状況等から必要と認めたときは、都備蓄倉庫及び協定に基づき確保している食料・生活必需品等を放出する。 (別冊資料第● 都備蓄倉庫一覧 P●) (別冊資料第● 食料等の備蓄状況 P●) (別冊資料第● 災害時における食料品調達業務に関する協定 P●) ○ 食料が不足する場合は、直ちに所要量を調達し、放出する。なお、食料については、都総務局及び都生活文化スポーツ局に調達を依頼する。 また、米穀、乾パン、副食品(漬物及びつくだ煮類)及び調味料(味噌及び醤油)の調達については都産業労働局に依頼する。 ○ 生鮮食料品については、中央卸売市場に調達を要請する。 ○ 食塩については、公益財団法人塩事業センターに調達を要請する。 (別冊資料第● 食塩調達経路図 P●) ○ 都福祉局長は、町村長から調製粉乳等の調達依頼があったときは、都福祉局保有の備蓄調製粉乳等を放出する。 (別冊資料第● 調製粉乳等備蓄等一覧 P●)
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 都生活文化スポーツ局長は、都福祉局長から食料・生活必需品等についての調達の依頼があった場合は、直ちに東京都生活協同組合連合会に調達を要請する。 (別冊資料第● 東京都生活協同組合連合会との協定 P●)
都 産 業 労 働 局	○ 都福祉局長から食料(米穀及び乾パンを除く。)及び調味料についての調達依頼があったときは、副食品(漬物及びつくだ煮類)及び調味料(味噌及び醤油)を調達する。 ○ 上記で不足する場合は、業界等との協定及び他府県からの応援により必要量を調達する。 (別冊資料第● 米穀の調達先一覧表 P●) (別冊資料第● 米穀等の調達経路 P●) (別冊資料第● 米穀卸売事業者等名簿一覧表 P●) (別冊資料第● 副食品及び調味料の調達(予定)一覧表 P●)
都中央卸売市場	○ 都福祉局長から生鮮食料品の調達について依頼があった場合は、卸売業者、仲卸業者及び関連業者から、入荷物品及び在庫品のうち必要な量を買上げる。

機関名	内 容
農 林 水 産 省 農 産 局 貿 易 業 務 課	○ 都産業労働局長から、米穀の放出要請を受けたときは、米穀の買入れ・販売等に関する基本要領に定める災害救助法又は国民保護法(平成 16 年法律第 112 号)が発動された場合の特例により処理する。
関 東 農 政 局	○ 都から調達困難な生鮮食料品、米麦加工食品(精米、小麦粉、乾・生めん、即席めん、パン及びビスケット)、加工食品(缶詰、レトルト食品及び漬物)及び調味料(味噌及び醤油)等の出荷要請を受けたときは、速やかに管内の需給動向を把握し、農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

イ 食料・生活必需品等の配布

《町村・都》

(ア) 輸送

○ 機関別の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村長は、町村の備蓄・調達(都の事前配置分を含む。)する食料・生活必需品等の輸送及び配分の方法について定める。 ○ 都総務局が町村に事前配備している備蓄物資で、都総務局長の承認を得て、町村が使用するものについては、当該町村が輸送する。 ○ 交通及び連絡に便利な避難(場)所、公共施設、公園広場等を災害時における食料・生活必需品等の地域内輸送拠点として選定し、支庁に報告する。 ○ 島内の輸送手段について、車両の調達先及び調達予定数を定めておくとともに、災害時において車両が調達できない場合は、支庁に対し調達、あつせんを要請する。
支 庁	○ 町村の選定した地域内輸送拠点を把握する。 ○ 町村から食料・生活必需品等の受入れについて支援要請があった場合、支庁倉庫等を活用する。 ○ 運搬に必要な車両、船舶等を調達する。 ○ 町村からの要請も含め輸送手段の確保が困難な場合は、都総務局に要請する。
都 総 務 局	○ 各局の用途別必要船舶数を把握する。 ○ 輸送に必要な船舶、ヘリコプター等について関係各局及び関係機関に要請する。
都 港 湾 局	○ 受入れ場所(広域輸送基地)の開設、支援物資の受入れ・荷さばき等作業を関係団体及び協定団体に要請する。

機関名	内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局 都中央卸売市場	○ 都生活文化スポーツ局が東京都生活協同組合連合会に要請した応急生活物資は、当該連合会から要請を受けた各生協が、都福祉局が指定する場所に輸送し、引き渡す。都中央卸売市場は、調達した生鮮食料品を、調達業者等の協力を得て、支庁倉庫又は町村の集積地まで輸送し、引き渡す。
都 産 業 労 働 局	○ 都産業労働局は、米穀卸売業者から給食用米穀を調達し、とう精及び輸送を依頼し、町村に引き渡す。
関東地方整備局	○ 緊急輸送に必要な船舶の情報を収集する。
関 東 運 輸 局	○ 災害時における輸送用船舶のあつせんを行う。

(イ) 被災者への給与

- 機関別の実施計画及び対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村長は、被災者に食料の給与、生活必需品等の給(貸)与を実施する場合、その配分方法等について定めておく。 ○ 町村長は、災害時における被災者への食料の給与、生活必需品等の給(貸)与を実施する。 ○ 被災した町村において、食料の給与、生活必需品等の給(貸)与の実施が困難な場合は、当該町村長は、支庁を経て知事に応援要請する。 ○ 備蓄食料又は備蓄物資として町村に事前に配置してあるものは、都総務局長の承認を得て被災者に配分する。
支 庁	○ 町村長から被災者に対する食料の給与、生活必需品等の給(貸)与の応援要請があったときは速やかに協力する。
都 福 祉 局	○ 被災地区の町村長から支庁を経て炊出しの要請があり、都福祉局のみでは実施が困難であるときは、都福祉局長は、都協力局等に対して応援を依頼し、日赤に対して地域赤十字奉仕団や、東京都赤十字救護ボランティア等の応援要請等の措置を講ずる。 ○ 被災地以外の避難所に避難した被災者に対する炊き出しは、避難先区市町村において救援に協力するよう連絡する。 ○ 被災乳幼児に対する調製粉乳等の給与に関する調整は、子供・子育て支援部家庭支援課が行う。

6 輸送車両の確保

- 災害時に救援、救護等の応急対策活動を実施するために必要な人員及び物資の輸送は、応急対策活動の基幹であり、車両、船舶等を迅速かつ円滑に確保し、運用しなければならない。
- 本項及び次項においては、これらの輸送活動の確保に必要な車両等の調達、配車、緊急車両の確認等について定める。

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 物資等の輸送に必要な車両を調達する。
都 各 局	○ 独自に調達計画を立てる。
支 庁	○ 支庁において、車両等については、原則として支庁保有の車両を第一次的に使用し、不足を生ずる場合は、町村の調達計画に競合しないように独自の調達計画を策定する。 ○ 町村から要請があった車両の確保については、必要に応じ都本部に要請する。
関 東 運 輸 局	○ 都本部の要請に基づき、車両の調達あっせんを行う。
町 村	○ 町村は、調達先及び調達予定数を地域防災計画において明確にしておくとともに、災害時において町村の所要車両が調達できない場合は、支庁に対し、調達あっせんを要請する。

(2) 業務手順

- 都各局において車両を必要とするときは、車種、乗車人員数又は積載トン数、台数、引渡場所、日時を明示の上、都本部に要請する。
- 都本部は所要車両を調達し、用途別必要量に応じて、都各局に対して適宜配分する。

(3) 詳細な取組内容

《都本部》

- 都各局は、原則として保有する車両を第一次的に使用し、不足が生じる場合は都本部(物資・輸送調整チーム)が集中的に調達する。
- なお、車両の調達に当たっては、原則として運転手を含め、運行できる体制とする。
 - ・ 乗用車
都各局の不足分は、都本部(物資・輸送調整チーム)がレンタカー会社から調達する。
 - ・ 貨物自動車
都トラック協会、日本通運等協定締結先から優先調達する。
 - ・ 乗合自動車
東京バス協会等協定締結先から優先調達する。
- 他道府県及び関係防災機関から車両の供与があったときは、集中受入れを行う。
- 車両調達数に不足を生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力し、必要に応じ関東運輸局長と協議の上、従事命令又は輸送命令を発し、緊急輸送に必要な車両を確保する。
- 災害復旧計画に必要な車両についても、都各局の要請を踏まえ、所要車両を調達し、輸送力を確保する。

7 輸送船舶の確保

(1) 対策内容と役割分担

- 火山災害の場合は、島の特殊事情から、船舶の確保が大切である。

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 船舶必要数を調達し、都港湾局へ調達を指示する
都 各 局	○ 都本部へ、物資の輸送及び人員の搬送等のため、必要船舶を請求する。
支 庁	○ 被災者の島外避難、物資の輸送等に必要な漁船については、島内漁業協同組合所属の漁船を調達する。 ○ 被災者の島外避難及び物資輸送に必要な船舶は、都本部に要請する。
都 港 湾 局	○ 船舶を調達・配分し、要請局へ回答する。 ○ 使用可能な船舶を都本部に報告する。
関 東 運 輸 局	○ 都港湾局の要請により、船舶を調達あっせんする。
関東地方整備局	○ 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶を確保されるよう努める。

(2) 詳細な取組内容

ア 調達

《都》

- 都港湾局は、東海汽船や協定締結団体から使用可能な船舶を把握し、都本部へ報告する。
- 都本部は、他道府県及び関係防災機関から船舶の供与があったときは、船舶の把握を行う。また、都各局は、他から船舶の供与があった場合は、都本部へ報告する。
- 都港湾局は、協定締結団体から船舶を調達するとともに、不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっせんを要請し、所要数を調達するよう努める。
- 都港湾局は、船舶に不足が生ずる場合は、関東運輸局のあっせんにより、所要数を調達するよう努力する。
- 支庁は、船舶の確保に当たっては、島内漁業協同組合所属の漁船を活用する。

《関東運輸局》

- 都本部の指示に基づいた都港湾局の要請により、船舶の調達あっせんを行う。

《関東地方整備局》

- 港湾関係者と連携し、緊急輸送に必要な船舶が確保されるよう努める。

イ 配分

《都各局》

- 都各局は、保有の船舶を使用するほか、船舶の必要が生じる場合には、都本部に対し、船の用途、総トン数、隻数、船舶使用責任者の氏名、使用開始希望場所、日時等を明示の上、必要船舶を請求する。

《都本部》

- 調達した船舶数及び各局の用途別配分船舶数を都港湾局に通知するとともに、各局への配分を指示する。
- 他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都本部が都港湾局へ指示し、配分させる。

《都港湾局》

- 都本部の指示に基づき、船舶を各局へ配分し、調達した船舶名、運行事業者、使用開始場所等を要請局に回答する。
- 他道府県及び関係防災機関から都に供与された船舶についても、都港湾局が配分する。

ウ 荷役の確保

- 都港湾局は、支援物資受入れのため必要な船舶荷役態勢の確保を、関係団体及び協定団体に依頼する。
- 依頼を受けた関係団体及び協定団体は、災害発生時より、ふ頭の状況を把握し、その情報を都港湾局に提供するとともに、都港湾局が指定する受入場所において、船舶荷役に必要な態勢を整える。
- 都港湾局は、船舶荷役に必要な態勢を確保するために必要な港湾荷役災害対策拠点の設置・運営について、関係団体及び協定団体に協力する。

第8節 船舶及び航空機の安全確保対策

- 船舶及び航空機は、島しょと都内を結ぶ交通手段であり、島しょの生活上重要な役割を果たしている。
- また、災害時における救援物資及び人員の輸送のため、欠かせないものである。
- このため、火山災害時において被害を防止し、船舶及び航空機の安全の確保を図る必要がある。
- 本節においては、船舶及び航空機の安全確保対策について必要な事項を定める。

1 船舶

(1) 対策内容と役割分担

- 船舶は、一度に大量の人員及び貨物を輸送しており、火山(海底火山を含む。)の噴火により被害を受けた場合、人命に多大な危険が生じるのみならず、島しょ住民の生活に大きな影響を与えるおそれがある。
- このため、本項においては、各機関の船舶(漁船を含む。)の安全確保対策について定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 停泊中の船舶に対する港外への退避等の措置の実施
支 庁	○ 漁業無線等の活用による火山情報の伝達、港外への退避等の措置の実施 ○ 海底火山の噴火が予想される場合の危険区域からの早期避難の勧告
第 三 管 区 海上保安本部	○ 港内又は沿岸付近にある船舶に対する港外又は沖合等の安全な海域への避難勧告 ○ 火山島の周辺海域の船舶の交通規制 ○ 船舶の入港制限
東 海 汽 船	○ 海上保安部及び都、支庁等から勧告への対応

(2) 詳細な取組内容

《町村・都・輸送機関》

機関名	内 容
町 村	○ 港湾又は漁港において、災害が発生するおそれがある場合は、停泊中の船舶に対して、港外への退避等の措置をとる。
支 庁	○ 火山の異常変化(地震、噴気、湧水、地温上昇等)が認められ、災害の発生が予想される場合及び噴火警報等が出された場合、警察署、町村、漁業組合等と連絡を密にし、漁業無線等を活用し、火山情報の伝達、港外への退避等の措置をとる。 ○ また、海底火山の噴火が予想される場合は、危険区域からの早期避難を勧告する。
第 三 管 区 海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、船舶の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講ずる。 1 火山活動により、災害の発生が予想される場合は、港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等の安全な海域への避難を勧告する。 2 火山島の周辺海域の船舶交通の規制を行う。 3 船舶の入港を制限する。
東 海 汽 船	○ 海上保安部及び都、支庁等から勧告があった場合、それに従って対処する。 ○ 事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保及び損害の極限防止を図る。 (別冊資料第● 船舶の運航基準 P●)

2 航空機

(1) 対策内容と役割分担

- 航空機は、高速で多数の人々を輸送しており、万一災害が発生した場合、直接人命にかかわる被害を生ずるおそれがある。
- このため、航空機の安全確保に関し、各機関がとるべき措置を定める。

機 関 名	対 策 内 容
支 庁	○ 飛行場の使用の一時停止措置及び関係者の避難勧告等の判断 ○ 速やかな航空情報(ノータム)の提供及び航空機への注意を呼びかけ
東京空港事務所	○ 当該火山の上空及び周辺を航行中の航空機に対する情報提供及び安全確保のための指示 ○ 火山活動に伴う空港の閉鎖、航行援助施設の運用停止等に関する情報の周知徹底及び航行の安全に必要な措置の実施

(2) 詳細な取組内容

《都・東京航空事務所》

機関名	内 容
支 庁	○ 支庁長は、噴火等による危険が切迫しているとは判断したときは、飛行場の使用の一時停止措置をとるとともに、関係者に対し、早急に避難するよう勧告する。 ○ 空港管理者として、都本部又は気象庁発表の噴火警報等に基づき、速やかに航空情報(ノータム)を提供し、航空機に注意を呼びかける。
東京空港事務所	○ 気象庁等から噴火に関する通報を入手したときは、速やかに当該火山の上空及び周辺を航行中の航空機に対し情報を提供し、必要に応じ安全確保のための指示を行う。 ○ また、火山活動に伴い、空港の閉鎖、航行援助施設の運用停止等の事態が発生したときは、飛行中の航空機及び関係機関に対し、情報の周知徹底を図るとともに、航空機の航行の安全のため、必要な措置をとる。

第9節 ライフライン施設等の応急・復旧対策

- 電気、水道、電話等の施設は、日常生活の根幹をなすものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。
- 電気、上下水道、電話等の施設の早期復旧に向けては、道路管理者との連携が必要となるため、道路啓開が必要な路線等の情報共有を図る。
- 本節においては、これらの施設の応急・復旧対策について定める。
- なお、島しょ部に都市ガス施設はない。

1 電気施設

(1) 対策内容と役割分担

- 東京電力グループは、災害発生時に非常災害対策本(支)部を設置し、要員の確保、情報の収集及び応急対策を実施する。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第9節 ライフライン施設等の応急・復旧対策

- 東京電力グループ非常災害対策本(支)部は、応急対策として、資材の調達・輸送、危険予防措置、応援の組織・運営、応急工事、発電車の配置などを実施する。
- 復旧対策については、災害復旧を原則とするが、被害状況等に応じて仮復旧工事も施す。各設備の復旧は、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

機 関 名	対 策 内 容
東 京 電 力 グ ル ー プ	○ 非常災害対策本(支)部を設置 ○ 要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成 ○ 被害支部から諸情報を収集 ○ 被害支部は現地の被害状況を収集 ○ 第一線機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、資材を速やかに確保 ○ 非常災害対策用資機材の輸送の実施 ○ 車両、船艇等の調達 ○ 送電停止等の適切な危険予防措置の実施 ○ 災害時における応援の組織・運営 ○ 復旧応援隊の編成の要請及び出動 ○ 応急工事の実施 ○ 発電車の配置 ○ 仮復旧工事の実施

(2) 詳細な取組内容

《東京電力グループ》

ア 活動態勢

(ア) 非常災害対策本(支)部の設置

- 災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本(支)部を設置する。
- 本部は、本社、総支社に設置する。
- また、支部は、各島しょ事務所である第一線機関に設置する。
- 夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法等につき検討し、適切な活動組織を編成する。

(イ) 要員の確保

- 災害が発生したとき、非常災害対策本(支)部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- 非常災害対策本(支)部長は、当該本(支)部編成のため必要とする要員について、その出動を指示する。
- その他の社員は、非常災害に対する安全対策を実施し、可能な限り通常の業務に従事する。

- 非常態勢が発令された場合、非常災害対策本(支)部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。
- (ウ) 情報連絡活動
- 本社本部は、定期的に諸情報を被害支部から収集する。
- 被害支部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

イ 応急対策

- (ア) 資材の調達・輸送
 - a 資材の調達
 - 第一線機関においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。
 - (a) 第一線機関相互の流用
 - (b) 本社本部に対する応急資材の請求
 - b 資機材の輸送
 - 非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。
 - 輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。
- (イ) 災害時における危険予防措置
- 円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。
- (ウ) 災害時における応援の組織・運営
- 本社本部及び支部は、被害が多大な被災地の第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他事業所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害及び復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。
- (エ) 応急工事
- 応急工事の実施に当たっては、原則的に人命に関わる箇所、復旧対策の中核となる官公庁(署)、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど災害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。
- (オ) その他
- 災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお、応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の協力を要請する。
- なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

ウ 復旧対策

- 災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

2 水道施設

(1) 対策内容と役割分担

- 災害時における飲料水の確保及び被害施設の応急復旧に対処するため、町村は、これに必要な人員、車両及び資器材の確保、情報の収集連絡体制等を確立し、実情に即した判断の下に、緊急配水調整を行い、断水区域を限定した上、応急・復旧対策を実施する。
- 各機関の対策は、次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 水道の施設を災害から防護 ○ 災害発生の場合は速やかに応急復旧を実施
支 庁	○ 町村に対する給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡 ○ 被害状況に応じた資機材の輸送
都保健医療局	○ 職員の派遣及び水道の応急復旧工事に関する技術的支援、指導 ○ 飲料水の衛生管理指導

(2) 詳細な取組内容

《町村・都》

機関名	内 容
町 村	○ 水道の施設を災害から防護し、又災害発生の場合は速やかに応急復旧を行い、その機能を維持する。
支 庁	○ 町村の要請に応じ、町村に対して給水用資材の調達、供給等の応援及び都本部との連絡に当たる。 ○ 被害状況に応じ、資機材の輸送を行う。
都保健医療局	○ 必要に応じ、職員を派遣し、水道の応急復旧工事に関する技術的支援、指導に当たる。 ○ 状況に応じて、飲料水の衛生管理指導を行う。

3 通信施設等

(1) 対策内容と役割分担

- 災害時には、各通信事業者は各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。各社の災害対策本部は、被害状況や通信状況を把握し、重要通信の確保や応急復旧対策、広報、関係防災機関との連絡などを行う。
- 各通信事業者は、各社の災害対策本部の指示の下、通信回線の確保や通信の途絶防止等の応急対策を行う。
- 各通信事業者は、各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として復旧工事を実施する。
- 各機関の対策は、次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
各 通 信 事 業 者	○ 災害対策本部の設置 ○ 応急対策の実施 ○ 復旧対策の実施
日 本 郵 便	○ 非常災害対策本部等の設置 ○ 応急対策の実施(郵便物の送達の確保、窓口業務の維持等) ○ 復旧対策の実施

(2) 詳細な取組内容

ア 活動態勢

《通信事業者》

- 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、各社の規定に基づき災害対策本部を設置する。
- 各社の災害対策本部は、被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集を行い、重要通信を確保し応急復旧対策、広報活動その他の業務を行う。
- また、都本部、国等の関係防災機関との連絡及び調整を行う。
- 各機関の災害時の活動態勢は、次のとおりである。

機関名	内 容
N T T 東 日 本 N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ N T T ド コ モ	1 災害対策本部の設置 ○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部又はこれに準ずる機関を設置する。 ○ 災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況等及び重要通信並びに災害時用公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。 2 社員の動員計画 ○ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。 (1) 社員の非常配置 (2) 社員の非常招集方法 (3) 初動時の駆けつけ要員の確保 (4) グループ各社間相互の応援要請方法 3 情報連絡活動 ○ 災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。 ○ なお、気象業務法に基づき、気象庁から FAX による伝達予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。
K D D I	1 災害対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合、又は発生するおそれがある場合において必要と認められるときは、対策本部を設置する。 (2) 同本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 社内外の連絡及び調整を行う。 2 災害対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所要員を非常招集する。 (2) 招集された要員は、災害対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 3 情報連絡活動 (1) 被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2) 社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等を使用するが、併せて都の防災行政無線、内閣府の中央防災無線等も利用する。
ソフトバンク	1 対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、被害状況に応じた対策本部を設置する。 (2) 対策本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策

機関名	内 容
	等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 社内外の連絡及び調整を行う。 2 対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定められた所定要員を非常招集する。 (2) 招集された要員は、対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 3 情報連絡活動 (1) 被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2) 社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、電話、インターネット等を用いて行う。
楽天モバイル	1 対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、被害状況に応じた対策本部を設置する。 (2) 対策本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 社内外の連絡及び調整を行う。 2 対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定められた所定要員を非常招集する。 (2) 招集された要員は、対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 3 情報連絡活動 (1) 被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2) 社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等を用いて行う。
日本郵便	1 非常災害対策本部等の設置及び活動 (1) 業務運営に重大な影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると認められる災害等の緊急事態が発生した場合には、非常災害対策本部又はそれに準ずる対策機関を設けて、当該緊急事態に的確に対応する。 (2) 非常災害対策本部等においては、関係行政機関等又は関係事業者と密接な連絡及び協力を行い、迅速かつ的確に被災現地の状況を把握し、適切な災害応急対策及び災害復旧活動を行う。 2 災害に関する情報の収集及び伝達 災害発生時においては、災害の状況を的確に把握し、災害応急対策を迅速かつ適切に講じ得るよう、災害に関する情報の収集及び伝達を行う。特に、災害発生直後においては、郵便局等における被害状況、ライフライン被害等の関連情報の収集に当た

機関名	内 容
	る。 3 通信手段の確保 災害発生後は、直ちに災害情報連絡のための通信手段を確保する。 4 施設及び設備の応急復旧活動 災害発生後は、災害の種類及び被害状況に応じ、専門技術を持つ社員等を活用して施設及び設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、応急復旧を速やかに行う。 5 災害時における広報活動 災害時においては、業務に係る当該災害による被害、応急対策の措置状況、事業の運営状況、その見通し等について、適切かつ効果的な広報活動を行う。 6 その他の活動 災害が発生した場合は、速やかに社員の非常参集、情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとる。また、総務省、内閣府その他の関係行政機関等との間において、緊密な連携の確保に努める。

イ 応急対策

《通信事業者》

- 非常召集された対策要員が、災害対策本部の指示の下災害対策用機材、車両等を確保し、各社の規定に基づき対策組織を編成し、通信回線の確保、通信の途絶防止等の応急対策を行う。
- 各機関の応急対策は、次のとおりである。

機関名	内 容
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	1 通報及び連絡、各対策組織相互の通報及び連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2 情報の収集及び報告 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡及び周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼動状況 (6) その他必要な情報 3 警戒措置 災害予報が発せられた場合、報道された場合、又はその他の事

機関名	内 容
	由により災害の発生が予想されるときは、その状況に応じて、次に掲げる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備の把握、各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検、出動準備、非常配置及び電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 (7) その他、安全上必要な措置を講ずること。 4 重要通信の疎通確保 災害等に際し、次により臨機に措置を取り、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときは、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常・緊急通話又は非常・緊急電報は電気通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法施行規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者、防災行政無線等との連携をとること。 5 災害時用公衆電話の設置 被災救助法が適用された場合等には避難場所に、被災者が利用する災害時用公衆電話の設置に努める。 6 携帯電話の貸出し 被災救助法が適用された場合等には避難場所、現地災害対策本部機関等への携帯電話の貸出しに努める。 7 災害用伝言ダイヤル等の提供 地震等の災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第9節 ライフライン施設等の応急・復旧対策

機関名	内 容
K D D I	○ 災害等により通信の疎通に異常が発生した場合は、必要な応急対策を実施するとともに、被害の規模に応じて、次の対策を実施する。 1 通信疎通の管理、制御等 通信の疎通状態を 24 時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのうち回措置、代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急を実施する。 2 災害用伝言板の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板の運用を行う。 3 災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として、緊急連絡用設備、災害対策用車両、車載型基地局及び移動電源車等を配備しているほか、緊急輸送用ヘリコプターの準備、対策要員の活動のための装備品、備蓄食糧等を貯蔵しているのでこれらを使用して対応する。 4 通信サービスの利用制限 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 5 携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、貸出し用の携帯電話、衛星携帯電話等の貸出しに努める。
ソフトバンク	○ 災害等により通信の疎通に異常が発生した場合は、必要な応急対策を実施するとともに、被害の規模に応じて、次の対策を実施する。 1 通信疎通の管理、制御等 通信の疎通状態を 24 時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのうち回措置、代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急を実施する。 2 災害用伝言板等の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板等の運用を行う。 3 災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として、移動基地局車、移動電源車、可搬型移動基地局等のほか、対策要員の活動のための装備品等を使用して対応する。 4 通信サービスの利用制限 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 5 携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、貸出し用の携帯電話等の貸出しに努める。

機関名	内 容
楽天モバイル	○ 災害等により通信の疎通に異常が発生した場合は、必要な応急対策を実施するとともに、被害の規模に応じて、次の対策を実施する。 1 通信疎通の管理、制御等 通信の疎通状態を 24 時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートのうち回措置、代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急を実施する。 2 災害用伝言板等の運用 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板等の運用を行う。 3 災害対策資機材の利用 災害対策用資機材として、移動基地局車、移動電源車、可搬型移動基地局等のほか、対策要員の活動のための装備品等を使用して対応する。 4 通信サービスの利用制限 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 5 携帯電話等の貸出し 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、貸出し用の携帯電話、衛星携帯電話等の貸出しに努める。
日 本 郵 便	1 郵便物の送達の確保 郵便の送達を確保するため、次の措置を講ずる。 (1) 被災地における郵便物の運送及び集配の確保又は早期回復を図るため、災害の態様及び規模に応じて、運送又は集配の経路若しくは方法の変更、郵便物の区分方法の変更、臨時運送便又は臨時集配便の開設等機宜の応急措置を講ずる。 (2) 郵便物の運送又は集配の委託を受けた者が運送又は集配に当たって災害に遭遇した場合は、その業務の継続又は郵便物の保全等のために必要な措置をとるよう、指示を行う。 (3) 重要な郵便物の送達の確保又は交通の途絶のため、やむを得ないと認められる場合は、災害の規模及び施設の被災状況に応じ、地域及び期間を限って郵便物の運送若しくは集配便を減便し、又は運送業務若しくは集配業務を休止する。また、郵便の利用を制限し、又は郵便の業務の一部を停止する措置をとる。 2 窓口業務の維持 被災地における郵便局の窓口業務の維持を図るため、被災により業務継続が不能となった郵便局について、仮局舎急設による窓口業務の迅速な再開、臨時窓口の開設、窓口取扱時間、取扱日の変更等の措置を講ずる。 3 その他 郵便業務の確保を図るため、社員の非常サービス体制の確立、滞留郵便物の配送処理等のために必要な要員の確保、郵便物等の応急

機関名	内 容
	保全、郵便機械類の応急復旧、事業用品の応急調達、緊急輸送等の災害応急対策に関する措置をとる。

ウ 復旧対策

《通信事業者》

- 各社の災害対策本部の計画に基づき、通信の確保を重点として応急復旧工事、現状復旧工事及び本復旧工事の順で復旧工事を実施する。
- 各機関の復旧対策は、次のとおりである。

機関名	内 容						
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	○ NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ及びNTT ドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧について、恒久的復旧工事との関連及び情勢の緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。 1 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。 2 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。 3 復旧に当たっては、行政機関及びライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。 4 災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。 <table border="1"> <tr> <th>順位</th><th>修理又は復旧する電気通信設備</th></tr> <tr> <td>1</td><td> ○ 気象機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの </td></tr> <tr> <td>2</td><td> ○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に関わるもの </td></tr> </table>	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	○ 気象機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの	2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に関わるもの
順位	修理又は復旧する電気通信設備						
1	○ 気象機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 水防機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 消防機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 災害救助機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 警察機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 防衛機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 電力の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの						
2	○ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 選挙管理機関との電話サービス契約に関わるもの						

機関名	内 容				
	<table border="1"> <tr> <td></td><td>○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 国又は地方公共団体の機関との電話サービス契約に関わるもの(第1順位となるものを除く。)</td></tr> <tr> <td>3</td><td>○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの</td></tr> </table>		○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 国又は地方公共団体の機関との電話サービス契約に関わるもの(第1順位となるものを除く。)	3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの
	○ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に関わるもの ○ 国又は地方公共団体の機関との電話サービス契約に関わるもの(第1順位となるものを除く。)				
3	○ 第1順位及び第2順位に該当しないもの				
K D D I	○ 災害により被災した通信設備等の復旧は、次により実施する。 1 復旧工事の計画 (1) 応急復旧工事 被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。 (2) 原状復旧工事 被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧する工事を実施する。 (3) 本復旧工事 被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な復旧工事を実施する。 2 復旧の順位 復旧工事に際しては、通信の確保を重点とし、応急復旧、原状復旧及び本復旧工事の順で実施する。				
ソフトバンク	○ 災害により被災した通信設備等の復旧は、次により実施する。 1 復旧工事の計画及び設計 (1) 応急復旧工事 被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。 (2) 本復旧工事 被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧工事を実施するほか、被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な本復旧工事を実施する。				
楽天モバイル	○ 災害により被災した通信設備等の復旧は、次により実施する。 1 復旧工事の計画及び設計 (1) 応急復旧工事 被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。 (2) 本復旧工事 被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧工事を実施するほか、被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な本復旧工事を実施する。				

機関名	内 容
日 本 郵 便	○ 物資及び資材の調達計画、人材の広域応援等に関し、迅速かつ円滑に復旧作業を実施する。 ○ なお、被災施設の復旧に当たっては、原状復旧を基本にしつつも、再度、災害防止等の観点から可能な限り改良復旧を実施する。

第10節 公共施設等の応急・復旧対策

- 道路、港湾、空港、砂防等の公共施設は、島民が生活を行う上で重要な役割を担っており、これらが被災した場合、救急救助及び救援救護活動に支障を来す。
- このため、災害が発生した場合、速やかに応急措置を行い、復旧を図る必要がある。
- 本節においては、道路、港湾、空港、砂防等の公共施設の応急・復旧対策について定める。

1 公共土木施設等

(1) 対策内容と役割分担

- 道路管理者は、災害による道路被害の調査と広報を行い、噴火活動の終息及び安全の確認後、道路上の障害物除去や損傷箇所の復旧などの応急活動を実施する。
- 港湾及び漁港管理者は、災害による施設の被害を調査し周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。
- 海岸保全施設及び砂防施設の管理者は、被害状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。
- 本項においては、道路、港湾、漁港、海岸保全施設及び砂防施設の応急・復旧対策について定める。

(2) 詳細な取組内容

ア 道路

- 災害により道路が被害を受けた場合、道路管理者は、速やかに被害状況を調査し、道路状況の広報活動を迅速に行う。
- 噴火活動の終息及び安全を確認した後は、道路交通の確保を図るため、次のような応急活動を実施し、被害箇所を復旧する。
 - (ア) 降灰、山腹斜面の崩土、落石等の道路上の障害物除去
 - (イ) 路面の陥没、決壊、亀裂等の損傷、溶岩流及び泥流による道路埋没の復旧

イ 港湾

《支庁、都港湾局》

- 災害により、港湾施設が被害を受けた場合、港湾管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。

- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。
 - (ア) 係留施設の被害で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
 - (イ) 臨港交通施設の被害でこれによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
 - (ウ) 港湾の埋塞で船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
 - (エ) 外郭施設の被害でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

ウ 漁港

《支庁、都港湾局、町村》

- 災害により、漁港施設が被害を受けた場合、漁港管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。
 - (ア) 係留施設の被害で漁船の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
 - (イ) 輸送施設の被害でこれによって当該輸送施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
 - (ウ) 漁港の埋塞で漁船の出入又は停泊に重大な支障を与えているもの
 - (エ) 外郭施設の被害でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

エ 海岸

《支庁、都建設局、都港湾局》

- 海岸法で定めた海岸保全施設の管理者は、火山噴火に伴う溶岩流及び火山泥流の発生により被災した海岸保全施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。
 - (ア) 海岸護岸の施設機能が著しく低下しており、決壊又は倒壊のおそれがあるもの
 - (イ) 溶岩流及び火山泥流により、護岸前面が埋塞又は洗堀され、これを放置すると越波や波浪浸食により護岸背後地の保全施設に著しい被害を与えるおそれがあるもの
 - (ウ) その他、新たな被害発生の要因となるおそれがあるもの

オ 火山砂防

- 砂防施設管理者は、火山噴火に伴う溶岩流及び火山泥流の発生により被災した溶岩導流施設及び砂防施設について、速やかにその被災状況を調査し主管部署へ報告するとともに、直ちに被災施設の復旧を行う。特に、次の施設については、緊急施工により応急対策を行う。

- (ア) 被災した流路及び砂防ダムのうち、施設機能が著しく低下しており、決壊又は倒壊のおそれがあるもの
- (イ) 溶岩流及び火山泥流に伴う流木により埋塞した流路又は砂防ダムのうち、放置すると下流家屋等に著しい被害を与えるおそれがあるもの
- (ウ) その他、新たな被害発生の要因となるおそれがあるもの

2 空港施設

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
支 庁 都 港 湾 局	○ 空港施設の被災状況の調査及び結果の報告 ○ 空港施設の復旧
東 京 航 空 局 (東京空港事務所)	島しょ空港（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島）を対象として ○ 航空保安無線施設、管制施設等の被災状況の調査及び結果の報告 ○ 航空保安無線施設、管制施設等の復旧
東京管区气象台	○ 気象施設の被災状況の調査及び結果の報告 ○ 気象施設の復旧

(2) 詳細な取組内容

《支庁、都港湾局》

- 災害により、空港施設（大島、新島、神津島、三宅島、八丈島）が被害を受けた場合、空港管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、公共の安全を確保するため、復旧を図る。

特に、滑走路・着陸帯・誘導路・駐機場・照明施設などの基本施設が破壊されて、航空機の離着陸に重大な支障を与えているものについて、速やかに応急復旧を実施する。

《東京航空局（東京空港事務所）》

- 災害により、航空保安無線施設、管制施設等が被害を受けた場合、速やかに被害を調査し、関係機関に周知する。また、航空機の離着陸に重大な支障を与えているものについて、速やかに応急復旧を実施する。

《東京管区气象台》

- 災害により、気象施設が被害を受けた場合、東京管区气象台は速やかに被害を調査し、関係機関に周知する。また、航空機の離着陸に重大な支障を与えているものについて、速やかに応急復旧を実施する。

第11節 その他の応急対策

- 本節においては、降灰の除去、遺体の捜索及び検案並びに応急仮設住宅及び応急教育について必要な事項を定める。

1 降灰除去等

(1) 対策内容と役割分担

- 火山噴火は、多くの場合、溶岩、火山砕屑物、降灰、有毒ガス等を噴出する。
○ このうち、降灰は、広範囲かつ長期間続き、島しょの産業に少なからぬ影響を与えるため、その対策が重要となってくる。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 降灰予報及びその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 ○ 土壌改良の指導及び代替作物の選定 ○ 除灰作業の指導 ○ 農協及び漁協との連絡 ○ 町村道の降灰除去 ○ 降灰予報及びその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置及び測定 ○ 被害額の算定及び報告 ○ 降灰の運搬
支 庁	○ 町村並びに都産業労働局及び都港湾局との連絡 ○ 町村に対する技術的指導 ○ 道路被害状況の調査及び緊急物資等の輸送路の確保 ○ 都道の降灰除去及び降灰の集積場所の確保
都産業労働局	○ 農家及び農業団体の指導 ○ 島しょ農林水産総合センターは支庁と連携し地区内の災害による被害状況等について調査し、支庁に報告 ○ 農業振興課は、農業振興事務所へ連絡し、当事務所技術総合調整担当は、技術対策を講じるとともに、島しょ農林水産総合センターに対し指導 ○ 農業振興事務所は大学、試験研究機関等における災害研究成果を把握し、普及指導員に対し技術援助を実施 ○ 農業振興課は、気象庁発表の長期、短期予報その他予想される被害に関する情報、資料等を収集 ○ 農業振興課は、家畜経営指導、家畜衛生技術指導の実施及び災害地域における飼料の確保、それに伴う全国農業協同組合連合会等との情報交換連絡並びに飼料対策の措置の実施 ○ 島しょ農林水産総合センターへの指示 ○ 病害虫の防除 ○ 病害虫の情報の整理及び報告
関 東 農 政 局	○ 降灰による農作物等の被害に対する各種技術対策の指導及

機 関 名	対 策 内 容
	び被害の状況を把握の上必要な措置の実施
都 建 設 局	○ 道路被害の状況把握及び支庁に対する助言指導
国 土 交 通 省 都 市 局	○ 降灰による宅地の被害状況等の報告に基づいた復旧対策の助成措置等の実施

(2) 詳細な取組内容

ア 農水産施設

《町村・都》

- 火山活動が活発化し、大噴火を起した場合、これらの島々は、降灰により、農作物、温室、パイプハウス等の施設に被害が及ぶおそれがある。
- 農作物に対する少量の降灰は、払い落とし、土壌の中和を図る等当面の対策を取る一方、降灰に強い代替作物の選定、土壌の改良が長期的には必要となる。
- 一方、水産施設においては、降灰の除去等により、機能の回復を図る。
- 各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 降灰予報及びその他火山情報に注意し、状況に応じた指導 ○ 土壌改良の指導及び代替作物の選定 ○ 除灰作業の指導 ○ 農協及び漁協との連絡
支 庁	○ 町村並びに都産業労働局及び都港湾局との連絡 ○ 町村に対する技術的指導
都産業労働局	○ 支庁及び島しょ農林水産総合センターを直接現地指導の拠点として、農家及び農業団体の指導を行う。
関 東 農 政 局	○ 降灰による農作物等の被害に対して、各種技術対策(土壌、農作物、施設等)を指導するとともに、被害の状況を把握し、農林水産本省と情報共有を図り、必要な措置を講ずる。

イ 営農指導

《都》

- 火山等による被害(病害虫を含む。)に対する対策については、都産業労働局農業振興事務所の技術総合調整担当及び島しょ農林水産総合センターの普及指導員が中心となって技術指導に当たり、各種農産物生産と農業経営の安定を期する。
- このため、島しょ農林水産総合センターの普及指導員が直接現地指導の中心的役割を果たし、当該地区内の農家及び農業団体の指導を行う。

機関名	内 容
都産業労働局	1 事業計画 (1) 島しょ農林水産総合センターは、常時管内の災害に対する技術指導を行うとともに、各種の災害が発生した場合は、地区内の被害状況等について支庁と連携し、調査の上速やかに支庁に集約するものとする。支庁にて被害状況を取りまとめの上都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告するものとする。農業振興課は、農業振興事務所へ連絡し、当事務所技術総合調整担当は、この報告に基づき各専門項目について技術対策を講じるとともに、島しょ農林水産総合センターに対し適切な助言指導を行うものとし、必要により直接現地指導を行うものとする。 (2) 農業振興事務所は、常時それぞれの専門項目について、大学、試験研究機関等における災害研究成果を把握し、普及指導員に対し適切な技術援助を行う。 (3) 農業振興課は、気象庁発表の長期、短期予報その他予想される被害(病虫害を含む。)に関する情報、資料等の収集を行う。また、農業振興課は、家畜経営指導、家畜衛生技術指導の実施及び災害地域における飼料の確保、それに伴う全国農業協同組合連合会等との情報交換連絡並びに飼料対策を講じるとともに、島しょ農林水産総合センターに対し適切な指示を与える。 2 病虫害予防対策計画 (1) 火山噴火等を原因として病虫害が多発生した場合、病虫害防除所は、関係機関から提供される情報に基づき、東京都病虫害防除指針(各病虫害に対しての防除指針)に沿い、関係機関と密接な連携を図り、関係機関を指導するとともに病虫害の防除等に当たる。 (2) 病虫害防除所は提供された情報を取りまとめ、都産業労働局（農林水産部食料安全課）に報告する。

ウ 道路

《町村・都》

- 火山噴出物を早急に除去し、道路の機能を維持するため、降灰等の除去を行う。
このため、資器材及び降灰集積場の確保が必要となる。
- 機関別の対策は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 町村道の降灰除去を行う。

機関名	内 容
支 庁	○ 道路被害状況の調査及び緊急物資等の輸送路の確保に努める。 ○ 機械等により迅速に都道の降灰除去を行う。このため、地理条件を勘案し、降灰の集積場所を確保する。 ○ なお、泥灰が泥流となって道路に流入しないよう関係機関に対策を申し入れる。 ○ 各関係機関との連絡を図る。
都 建 設 局	○ 道路被害の状況を把握するとともに、支庁に対し助言指導を行うものとし、必要に応じ直接現地指導を行う。 ○ 各関係機関との連絡を図る。

エ 宅地の降灰除去等

《町村・都》

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動や市民の社会生活に著しい障害をもたらし、地域の活力を失うこととなる。
- このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。
- 各機関の対応は、次のとおりである。

機関名	内 容
町 村	○ 降灰予報及びその他火山情報の把握 ○ 測定機器の設置及び測定 ○ 被害額の算定及び報告 ○ 降灰の運搬
総 務 局	○ 降灰予報及びその他火山情報の把握
都 都 市 整 備 局	○ 測定機器の設置、測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。
国 土 交 通 省 都 市 局	○ 都及び町村からの降灰による宅地の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

2 遺体の搜索、収容等

(1) 対策内容と役割分担

- 災害に際し、行方不明者又は死亡者が発生したときは、搜索、遺体の処理、埋葬等の各段階において、都各局、町村、関係機関等の相互の連絡を密にし、これを遅滞なく処理し、人心の安定を図ることが必要である。
- 遺体の搜索、処理、埋葬等の実施は町村が行うが、災害救助法が適用された場合は、町村は知事の補助機関として実施する。都は、各町村が実施する諸活動を調整し、援助するとともに、災害救助法が適用された場合は、関係機関の協力を得て実施していく。

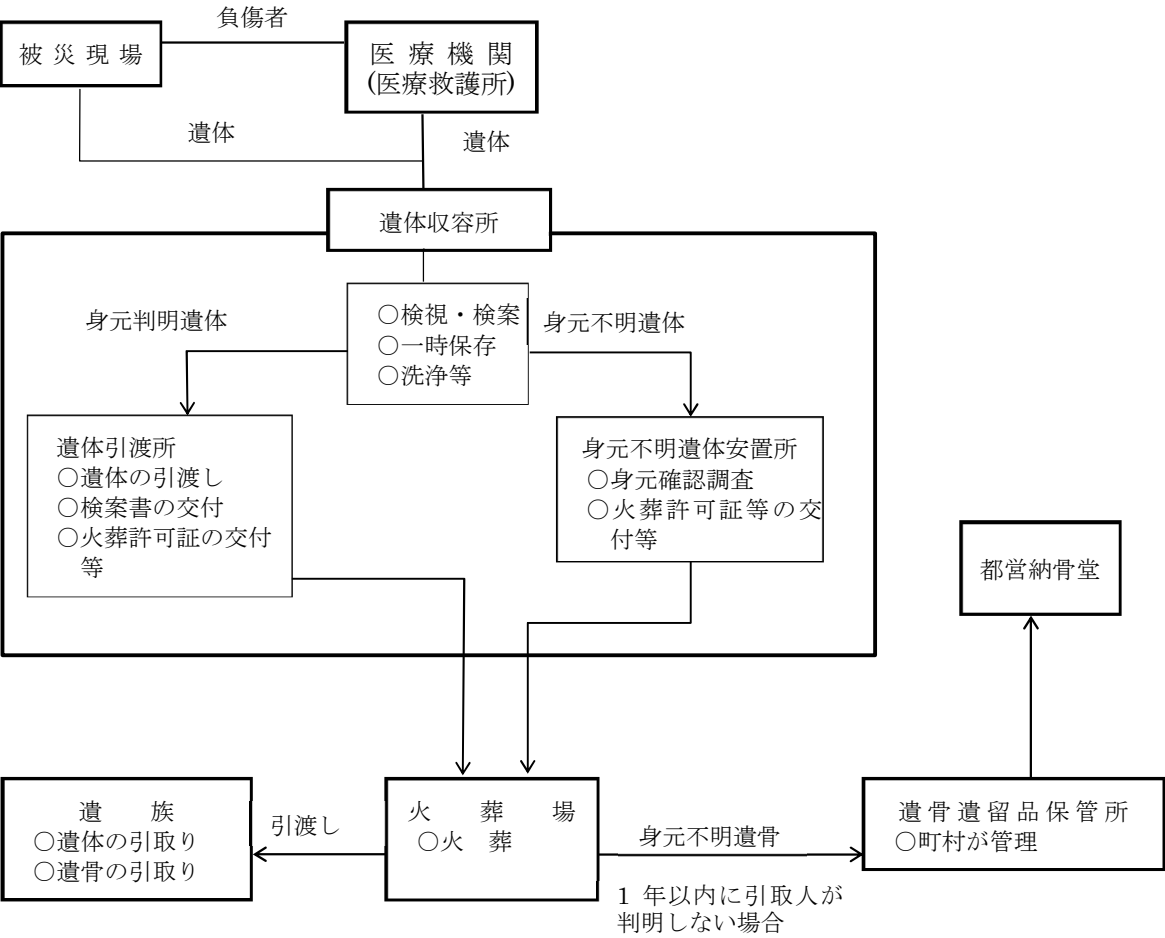
○ 本項においては、遺体の搜索、収容等について、必要な事項を定める。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 遺体収容所の設置支援 ○ 死亡者に関する情報提供を行う体制の確立
都 総 務 局	○ 遺体の搜索に係る関係機関との連絡調整 ○ 死亡者に関する情報の提供 ○ 遺体の搬送要請
警 視 庁	○ 遺体の搜索及び収容に関する協力 ○ 行方不明の届出について情報収集及び調査の実施 ○ 身元不明遺体に関する遺品の保存及び身元確認 ○ 遺体の引渡し ○ 検視班の編成及び遺体収容所等への派遣 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況の集約 ○ 遺体の検視
町 村	○ 遺体の搜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容 ○ 遺族等による搬送が困難な遺体の搬送 ○ 遺体発見者、遺体発見日時等の確認 ○ 遺体収容所の管理者の指定等の管理全般に関する事項等に関する条件整備 ○ 遺体収容所の指定・公表 ○ 遺体収容所の開設及び周知 ○ 遺体収容所に管理責任者を配置 ○ 遺体収容所における検視・検案業務等の体制整備 ○ 遺体の腐敗防止 ○ 身元不明者の周知及び身元不明遺体の保管について周知 ○ 遺体の引渡し ○ 死亡届の受理、火葬許可証等の発行
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 遺体の搜索 ○ 発見及び収容した遺体の検視
都 保 健 医 療 局	○ 監察医等による検案班の編成及び遺体の検案 ○ 関係機関等への応援要請
監 察 医 務 院	○ 検案班の編成及び遺体収容所等への派遣 ○ 日本法医学会等との連絡調整
都 医 師 会	○ 都の要請により、遺体の検案への協力
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視への協力 ○ 身元確認班(歯科医師班)の編成及び派遣 ○ 身元確認作業
日 本 歯 科 医 学 会 東 京 都 支 部	○ 都の要請により、遺体の検案への協力
国 立 病 院 機 構	○ 都の要請により、遺体の検案への協力

(2) 詳細な取組内容

《町村・都・警視庁》

ア 遺体の取扱いの流れ



イ 捜索、収容等

(ア) 遺体の捜索

a 機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
都 総 務 局	○ 関係機関との連絡調整に当たる。
警 視 庁	○ 救助・救出活動に伴い発見及び収容した遺体を適切に取り扱う。 ○ 町村が実施する遺体の捜索及び収容に協力する。 ○ 各警察署において、行方不明の届出受理の適正を期するとともに、情報の入手に努め、調査を実施する。 ○ 身元不明遺体については、人相、所持品、着衣、特徴等の写真撮影及び指紋・DNA 型鑑定資料を採取するとともに、遺品を保存して身元の確認に努める。
町 村	○ 関係機関と連携し、遺体の捜索及び発見した遺体の遺体収容所への収容を行う。

機関名	活 動 内 容
第三管区海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、関係機関から要請があった場合は、状況に応じ遺体の捜索を行い、発見及び収容した遺体は検視(見分)後、町村に処理を引き継ぐ。

※ 行方不明者には、周囲の事情から既に死亡していると推定される者を含む。

b 捜索の期間等

区 分	内 容
捜索の期間	○ 災害発生の日から 10 日以内とする。
期間の延長 (特別基準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を捜索する必要がある場合は、捜索の期間内(10 日以内)に下記の事項を明らかにして、内閣総理大臣(町村長の場合は知事)に申請する。 ア 延長の期間 イ 期間の延長を要する地域 ウ 期間の延長を要する理由(具体的に記載すること。) エ その他(延長することによって捜索されるべき遺体数等)
国庫負担	対象となる経費 ○ 船舶その他捜索に必要な機械器具等の借上費又は購入費で、直接捜索の作業に使用したものに限り、その使用期間における借上費又は購入費 ○ 捜索のために使用した機械器具の修繕費 ○ 機械器具を使用する場合に必要なガソリン代、石油代、捜索作業を行う場合の照明用の灯油代等
	費用の 限度額 ○ 金額の多寡にかかわらず「真にやむを得ない費用」の範囲
	その他 ○ 捜索に要した人件費及び輸送費も国庫負担の対象となる。 ○ いずれも経理上、捜索費から分け、人件費及び輸送費として、各々一括計上する。

(イ) 遺体の搬送(遺体収容所まで)

機関名	活 動 内 容
都総務局	○ 町村、関係機関等との連絡調整を行い、状況に応じて、陸上自衛隊第1師団に対して遺体の搬送要請を行う。
町村	○ 遺族等による搬送が困難な遺体を遺体収容所に搬送する。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関への協力依頼を行う。 ○ 遺体発見者、遺体発見日時、発見場所、発見時の状況、遺体の身元認知の有無等について確認する。

(ウ) 遺体収容所の設置とその活動

a 遺体収容所の設置に関する事前準備

機関名	活 動 内 容
町 村	○ 遺体収容所の設置等に関し、次の事項について、あらかじめ、関係機関と協議を行い、条件整備に努める。 ア 遺体収容所の管理者の指定等の管理全般に関する事項 イ 遺体の捜索及び遺体収容所までの遺体搬送に関する事項 ウ 検視・検案未実施遺体の一時保存等の取扱いに関する事項 エ 遺体収容所設置等に供する資器材の確保、調達、保管及び整備に関する事項 ○ 遺体収容所は、死者への尊厳、遺族感情及び効率的な検視、検案及び身元確認の実施に資するよう、次の条件を満たす施設を、努めて事前に指定・公表する。 ア 屋内施設とする。 イ 町村ごとに、1 か所から4 か所程度に限定する(少ない箇所数が望ましい。) ウ 避難所、医療救護所等、他の用途と競合しない施設とする。 エ 想定される死者発生数に対応できる広さを有する施設とする。 オ 身元不明遺体安置所として使用可能な施設とする。 カ 水、通信等のライフライン及び交通手段の確保を考慮する。

b 遺体収容所の設置

機関名	活 動 内 容
都	○ 町村長の要請に基づき、必要な支援措置を講ずる。
町 村	○ 災害発生後速やかに遺体収容所を開設し、都及び警視庁(各所轄警察署)に報告するとともに、住民等への周知を図る。 ○ 状況に応じて、都及び関係機関に応援を要請する。

c 遺体収容所での活動

機関名	活 動 内 容
町 村	○ 遺体収容所に管理責任者を配置し、連絡調整等にあたらせる。 ○ 都及び警視庁(各所轄警察署)と連携の上、遺体収容所における検視・検案業務等を迅速かつ適切に行える体制を整備する。 ○ 遺体の腐敗防止に努める。

d 遺体処理の期間等

区 分	内 容
遺 体 処 理 の 期 間	○ 災害発生の日から10日以内とする。

区 分	内 容
期 間 の 延 長 (特 別 基 準)	○ 災害発生の日から 11 日以上経過してもなお遺体を処理する必要がある場合は、期間内(10 日以内)に内閣総理大臣(町村長の場合は知事)に申請する。
国庫負担の対象となる経費 及 び 限 度 額	○ 遺体の一時保存のための経費 ア 既存建物を利用する場合 借上費は通常の実費 イ 既存建物を利用できない場合 一体あたり 5,500 円以内 ○ 遺体の洗浄、縫合及び消毒の処理等のための費用 一体あたり 3,500 円以内(令和 6 年度基準)

ウ 検視、検案、身元確認等

○ 検視及び検案は原則として同一場所で集中的に実施することとし、都、町村及び警視庁は、必要な体制を確立する。

(ア) 検案医の養成

○ 都保健医療局は、東京都医師会、公的医療機関等と連携し、検案医養成のための研修体制を整備する。

(イ) 検視及び検案に関する機関別活動内容

機関名	活 動 内 容
都保健医療局	○ 監察医務院長に命じ、監察医等による検案班を編成させ、遺体収容所等に派遣し、速やかに遺体の検案及びこれに必要な措置を講ずる。 ○ 検案態勢が都の対応能力のみでは十分でないと認める場合は、必要に応じて関係機関等に応援を要請するとともに、東京都の委嘱等、これに必要な措置を講ずる。
監 察 医 務 院	○ 警視庁遺体取扱対策本部長(刑事部長)と調整の上、速やかに検案班を編成し、遺体収容所等に派遣する。 ○ 検案班は、警視庁検視班等と協力し、遺体の検案、死体検案書の発行及びその他必要な措置を講ずる。 ○ 日本法医学会等との連絡調整を図る。 ○ 大規模災害時には、監察医制度の施行区域(区部)にかかわらず、東京都全域において、監察医務院長が統一して検案班の編成、派遣等を行う。
警 視 庁	○ 検視班等を編成し、遺体収容所に派遣する。 ○ 各遺体収容所等における遺体の収容状況を集約し調整の上、監察医務院長に検案を要請する。 ○ 検視班は、検視規則、死体取扱規則等に基づき、遺体の検視及びこれに必要な措置を講ずる。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第11節 その他の応急対策

(ウ) 検視及び検案に関する機関別協力内容

機関名	協 力 内 容
都 医 師 会	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
都 歯 科 医 師 会	○ 都及び警視庁の要請に基づき、必要に応じて遺体の検視に協力する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。
国立病院機構	○ 都の要請により、遺体の検案に協力する。

- 関係機関が協力する検視・検案活動は、都保健医療局(監察医務院)の検案責任者の指揮に基づいて行う。

(エ) 検視班等の編成及び出動

- 検視班の指揮者(警察署長等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と協議及び調整の上、検視活動を進める。

(オ) 検案班の編成及び出動

- 都保健医療局(編成責任者は監察医務院長)は、検案要請の状況を勘案し、警視庁と必要人員、派遣地域等を調整の上、必要に応じて日本法医学会、都医師会等の応援を得て検案班を編成し、出動を発令する。
- 検案班の指揮者(監察医務院長が指定した監察医等)は、遺体収容所等で業務を行う各関係機関と調整した後、検案活動を進める。

(カ) 検視、検案及び身元確認活動の場所

- 検視及び検案は、町村が設置する遺体収容所において行う。ただし、遺体の搬送が困難な場所等、遺体収容所以外において検視及び検案を行う必要が生じた場合には、医療機関等の死亡確認現場において行う。

(キ) 住民への情報提供

- 都は、町村等関係機関と連携し、死亡者に関する情報提供を行う体制を確立する。

(ク) 資器材等の備蓄及び調達

- 都及び警視庁は、検視及び検案に必要な資器材等について、適正な品目及び数量を備蓄するとともに、不足した場合には調達により確保する。

(ケ) 遺体の身元確認

- 時間帯によっては外出者等の身元不明遺体が多く発生すると予想されることから、各機関が協力し、効率的に実施する。

機関名	活 動 内 容
警 視 庁	○ 「身元確認班」は、DNA 採取用器具等を活用し、効率的な証拠採取に努める。身元が判明したときは、着衣及び所持金品と共に「遺体引渡班」に引き継ぐ。 ○ おおむね2日間身元確認調査を行っても身元が判明しない場合は、所持金品と共に遺体を町村長に引き継ぐ。
町 村	○ 身元不明者の周知及び身元不明遺体の保管について周知する。
都歯科医師会	○ 警視庁から身元確認作業の協力要請があった場合は、速やかに1班につき歯科医師2名以上で構成する身元確認班(歯科医師班)を編成し、派遣する。身元確認班(歯科医師班)は、警視庁の検視責任者の指示に基づき、必要な身元確認作業に従事する。

(コ) 遺体の遺族への引渡し

- 遺体の引渡し業務は、原則として警視庁(各所轄警察署)及び町村が協力して行う。
- 町村職員が遺体の引渡し業務に従事する場合、警視庁「身元引渡班」の指示に従う。

(サ) 死亡届の受理、火葬許可証等の発行等

機関名	活 動 内 容
都	○ 必要な支援措置を講ずる。
町 村	○ 遺族等引き渡された検視及び検案を終えた遺体について、収容所等において死亡届を受理する。 ○ 死亡届を受理した後、速やかに火葬許可証又は特例許可証を発行する。

3 火葬等

(1) 対策内容と役割分担

- 町村は、必要に応じて、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を発行する。
- 町村は、火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援及び協力を要請する。
- 都は、広域火葬が必要と判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、広域火葬体制を整備する。町村は、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。
- 警視庁は身元不明遺体の遺体引取人を調査する。町村は身元不明遺体の保管、火葬を行う。
- 死亡者に関する情報について、都は、関係機関等と連携し、住民に速やかに提供する。町村は、都及び各所轄警察署と連携を保ち、地域住民等への情報提供等を行う体制の条件整備に努める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 特例許可証の発行 ○ 火葬場の被災状況の把握 ○ 都に広域火葬の応援及び協力の要請 ○ 広域火葬体制の周知 ○ 遺体輸送用車両の確保 ○ 身元不明遺体の保管及び火葬 ○ 身元不明遺体の遺骨の保管 ○ 死亡者に関する広報
都 保 健 医 療 局	○ 広域火葬体制の整備 ○ 広域火葬の実施の決定 ○ 関係機関への応援及び協力の要請
警 視 庁	○ 身元不明遺体の遺体引取人の調査
都 建 設 局	○ 管理する火葬場や都納骨堂での受入れを実施 ○ 火葬体制の整備

(2) 詳細な取組内容

ア 火葬許可の特例

《町村》

- 町村は、通常の手続が困難な場合には、緊急時の対応として、迅速かつ的確な処理を期すため、火葬許可証に代わる証明書として「特例許可証」を必要に応じて発行する。

イ 広域火葬の実施

《町村・都》

- 都は、町村からの応援及び協力の要請があり、広域火葬が必要であると判断した場合には、「東京都広域火葬実施計画」に基づき、都本部(保健医療局)に広域火葬の対策に専従する班を編成し、広域火葬体制を整備する。
- 町村は、都内で広域火葬が実施される場合に、都と調整を図り、広域火葬の円滑な実施に努める。

機関名	活 動 内 容
都保健医療局	○ 町村からの応援要請及び協力要請に基づき、広域火葬の実施を決定し、速やかに全区市町村及び関係団体に周知し、近隣県に今後の応援及び協力の必要性を含めて通知する。 ○ 対応可能な都内の火葬場に対し、応援及び協力を要請し、広域火葬の受入れについての報告を求める。 ○ また、都内で対応が困難な場合には近隣県に対し、応援及び協力を要請する。 ○ 各火葬場の受入可能数に応じ、各区市町村に割り振るとともに、当該火葬場及び当該区市町村に対し協力を依頼する。

機関名	活 動 内 容
	○ 火葬場経営者からの応援要請に基づき、区市町村、近隣県等に火葬要員の派遣を要請する。 ○ 遺体の搬送について町村から要請を受けた場合は、輸送車両等の確保について、関係機関等へ協力要請する。
区 市 町 村	○ 平常時に使用している火葬場の被災状況を把握し、状況に応じて、都に広域火葬の応援及び協力を要請する。 ○ 住民に対し、都内全域が広域火葬体制にあることを周知する。 ○ 都の調整により割り振られた火葬場に、火葬に必要な事項を確認する。 ○ 遺体の搬送に必要な車両を確保する。交通規制が行われている場合には、緊急自動車により行う。 ○ また、遺体収容所から受入火葬場まで遺体搬送のための措置を講じ、区域内で対応できない状況となった場合には、都に対して遺体搬送手段の確保を要請する。

ウ 身元不明遺体の取扱い等

《警視庁・町村》

機関名	活 動 内 容
警 視 庁	○ 警視庁は、区市町村と協力して身元不明遺体の遺体引取人を調査する。
町 村	○ 警視庁(身元確認班)より引き継いだ身元不明遺体の適正な保管に努め、一定期間(おおむね1週間程度)を経過した身元不明遺体を火葬する。 ○ 身元不明遺体の遺骨を遺留品とともに遺骨遺留品保管所に保管し、1年以内に引取人が判明しない場合は、身元不明者扱いとし、都営納骨堂等に保管する。 ○ また、引取人のない焼骨については、火葬場から引き取り、引取人が現れるまでの間、保管する。

エ 死亡者に関する広報

《都・町村》

- 大規模災害発生時における遺体の引渡し等を円滑に実施するため、都は、警視庁、町村、関係機関等と連携し、都内の広域的な死亡者に関する情報を住民に速やかに提供する。
- 町村は、大規模災害に伴う死亡者に関する広報に関して、都及び警視庁(各所轄警察署)と連携を保ち、庁舎、遺体収容所等への掲示、報道機関への情報提供、問合せ窓口の開設等、地域住民等への情報提供等を行う体制の条件整備に努める。

4 応急住宅対策

(1) 対策内容と役割分担

- 都は、災害救助法適用地域において災害により住宅を失った被災者に対し、公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ、仮設住宅の建設により応急仮設住宅等を供給する。
- 都は、災害救助法適用地域の住宅に、居住性維持のための応急修理を行う。
- 都は、被災した小笠原住宅について応急修理に当たる。
- 都は、建設型応急住宅の建設用地、建設資材の確保等について検討、要請を行う。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 建設型応急住宅の建設候補地の決定 ○ 入居者に対する防火安全対策の指導 ○ 応急仮設住宅等入居者の募集及び選定 ○ 入居者の管理及び帳票の整備 ○ 被災住宅の応急修理の募集・受付・審査等の実施 ○ 被災住宅の応急修理を行う業者の選定・周知 ○ 応急修理後の帳票の整備
関東森林管理局	○ 国有林材の供給
都住宅政策本部	○ 小笠原住宅の応急危険度判定 ○ 住宅種別毎に募集計画等の策定 ○ 都営住宅等の空き住戸の確保 ○ 応急仮設住宅等供給方針を作成・公表 ○ 建設型応急住宅の供与に係る建設業務 ○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請 ○ 応急修理の実施に係る方針の決定 ○ 応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持 ○ 小笠原住宅の応急修理

(2) 詳細な取組内容

ア 応急仮設住宅等の供給

《都》

機関名	内 容
都 住 宅 政 策 本 部	○ 災害救助法が適用された地域において、災害により住家を滅失し、自己の資力によっては居住する住家を確保できない被災者に、応急的に仮設住宅を供給する。

(ア) 供給の実施

- 都は、被害状況に応じて、都営住宅等の公的住宅の活用、民間賃貸住宅の借上げ及び仮設住宅の建設により応急仮設住宅等を迅速かつ的確に供給する。都内において、十分な戸数を確保できない場合は、速やかに他道府県に対し、応急仮設住宅等の供与について協力要請を行う。

(イ) 公的住宅等の活用による一時提供型住宅

- 都は都営住宅等の空き住戸を確保するとともに、独立行政法人都市再生機構、東京都住宅供給公社及び区市町村等に空き住戸の提供を求め、被災者に供給する。

(ウ) 民間賃貸住宅を活用した賃貸型応急住宅

- 都は、関係団体と協力し、借上げにより民間賃貸住宅を被災者に提供する。

(エ) 建設型応急住宅

- 都は、関係団体と協力して仮設住宅を建設し、被災者に提供する。

a 建設候補地の確保

- 町村は、あらかじめ次の点を考慮の上、建設候補地を定める。

(a) 接道及び用地の整備状況

(b) ライフラインの状況

(c) 避難場所等の利用の状況

- 都は、常に最新の建設候補地の状況を把握しておくために、年1回町村から報告を求める。

- 都住宅政策本部は、町村から建設候補地の報告を受けた際、消防本部等に情報を提供する。

b 建設地

- (a) 都は建設候補地の中から建設地を選定する。建設に当たっては、二次災害の危険がないよう配慮する。

- (b) 選定に当たり、各町村の行政区域内の用地だけでは必要戸数の確保が困難な場合には、町村相互間での融通を行う。

- (c) 都住宅政策本部は、建設地及び建設計画が決定した際、消防本部等に必要な情報を提供する。

c 構造、規模等

- (a) 平屋建て・2階建ての軽量鉄骨系プレハブ、木質系プレハブ、木造又はユニットを標準とし、必要に応じ、その他構造を選定する。

- (b) 必要に応じて、集会所設置やバリアフリー対応など、被災者コミュニティや高齢者・障害者世帯に配慮した設備・構造の住宅とする。

- (c) 1戸当たりの規模は、国の定めに基づき地域の実情、世帯構成等に応じて、都が設定する。

- (d) 1戸当たりの設置に係る費用については、国の定めによる。

- (e) 都住宅政策本部は、建設する仮設住宅の標準仕様書について、消防本部等、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会及び一般社団法人日本木造住宅産業協会等と協議を行い、防火

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第11節 その他の応急対策

安全対策を講じる。

d 建設工事

- (a) 災害発生の日から20日以内に着工する。
- (b) 都は、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があつせんする建設業者に建設工事を発注する。
- (c) 必要に応じ、他の建設業者にも発注する。
- (d) 工事の監督は、都が行う。ただし、これにより難い事情がある場合には、町村等に委任する。
- (e) 都住宅政策本部は、建設工事が終了し、使用が開始されることについて、消防本部等に情報を提供する。

e その他

- 町村は、消防本部等が策定する防火安全対策について、入居者に対し指導する。

(オ) 入居資格

- 次の各号の全てに該当する者のほか、知事が必要と認める者とする。

- a 住家が全焼、全壊又は流失した者
- b 居住する住家がない者
- c 自らの資力では住家を確保できない者

- 使用申込みは1世帯1箇所限りとする。

(カ) 入居者の募集・選定

- 都は、応急仮設住宅等の入居者の募集計画を策定し、町村に住宅を割り当てるとともに、入居者の募集及び選定を依頼する。
- 割当てに際しては、原則として当該町村の行政区域内における必要戸数の確保が困難な場合を想定し、都が町村との調整を踏まえ、広域的に割り当てる。
- 住宅の割当てを受けた町村は、当該町村の被災者に対し募集を行う。
- 入居者の選定基準は都が策定し、それに基づき町村が入居者の選定を行う。

(キ) 応急仮設住宅等の管理及び入居期間

- 応急仮設住宅等の管理は原則として、供給主体が行う。
- 町村は、入居者の管理を行うとともに、必要な帳票を整備する。
- 応急仮設住宅等の入居期間は、内閣総理大臣が定める基準に従い、あらかじめ、知事が定める。

イ 被災住宅の応急修理

《都》

機関名	内容
都住宅政策本部	○ 災害救助法が適用された地域において、応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。

(ア) 応急修理（緊急の修理）

- a 応急修理の目的
 - 災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、住家の被害の拡大を防止するため緊急の修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
 - 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。
- b 対象者
 - 災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
- c 対象者の調査及び選定
 - 町村長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該町村が募集・受付・審査等の事務を行う。
- d 修理
 - 都が、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、一般社団法人災害復旧職人派遣協会（現：一般社団法人全国災害復旧職人派遣協会）及び公益社団法人東京中小建築業協会と調整のうえ、応急修理を行うことが可能な業者のリストを作成し、町村はリストも踏まえて業者を選定し、緊急の修理を行う。
- e 経費
 - 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。
- f 期間
 - 原則として、災害発生の日から10日以内に完了する。
- g 帳票の作成
 - 住宅の応急修理を実施した場合、都及び町村は、必要な帳票を整備する。

(イ) 応急修理（必要最小限の修理）

- a 応急修理の目的
 - 災害救助法が適用された地域内において、災害により住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受けた場合、居住に必要な最小限の応急修理を行い、被災した住宅の居住性を維持する。
 - 取壊しに伴う災害廃棄物の発生や応急仮設住宅の需要の低減を図る。
- b 対象者
 - 災害のため住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理ができない者及び大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
- c 対象者の調査及び選定
 - 町村による被災者の資力その他生活条件の調査及び町村長が発行するり災証明書に基づき、都が定める選定基準により、都から委任された当該町村が募集・受付・審査等の事務を行う。
- d 修理

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第11節 その他の応急対策

- 都が、一般社団法人東京建設業協会、全国建設労働組合総連合東京都連合会、一般社団法人災害復旧職人派遣協会（現：一般社団法人全国災害復旧職人派遣協会）及び公益社団法人東京中小建築業協会と調整のうえ、応急修理を行うことが可能な業者のリストを作成し、町村はリストも踏まえてより業者を選定し、居室、炊事場、トイレ等生活上欠くことのできない部分の修理を行う。

e 経費

- 1世帯当たりの経費は、国の定める基準による。

f 期間

- 原則として、災害発生の日から3か月以内に完了する（国の災害対策本部が設置された災害においては6か月以内に完了）。

g 帳票の作成

- 住宅の応急修理を実施した場合、都及び町村は、必要な帳票を整備する。

ウ 小笠原住宅の応急修理

《都》

機 関 名	内 容
都 住 宅 政 策 本 部	○ 小笠原住宅について、応急修理に当たる。

- 都は、応急危険度判定後、危険防止等のため応急的な修理が必要な小笠原住宅について、応急修理に当たる。

エ 建設資材等の調達

《都》

(ア) 応急仮設住宅資材等の調達

機 関 名	内 容
都 住 宅 政 策 本 部	○ 応急仮設住宅資材等の調達及び要請を行う。

- 資材等は、一般社団法人プレハブ建築協会、一般社団法人東京建設業協会、一般社団法人全国木造建設事業協会又は一般社団法人日本木造住宅産業協会があっせんする建設業者を通じて調達する。

- 必要に応じて国の関係省庁に対して、資材等の調達を要請する。

- 仮設住宅の早期建設に向け、建設用地及び建設資材の確保等について検討を行う。

(イ) 災害復旧用材(国有林材)の供給

- 農林水産省（関東森林管理局）は、被災者の救助、災害の復旧及び木材需給の安定のため、災害復旧用材（国有林材）の供給を行う。

- 災害復旧用材の供給は、知事、町村長等からの要請により行う。

5 応急教育

(1) 対策内容と役割分担

- 各学校は、都が策定した「学校危機管理マニュアル」を活用し、防災訓練や安全指導を行い、地域の実情を勘案した防災体制を整える。
- 本項においては、応急教育について必要な事項を定める。

機 関 名	対 策 内 容
町 村	○ 学用品の給与 ○ 学校納付金等の減免についての計画策定
都	○ 都内学校間の教職員の応援体制について、町村教育委員会と調整 ○ 学用品の調達(災害救助法が適用された場合)
施 設 管 理 者 (学 校 長 等)	○ 児童・生徒の保護及び安全な引渡し ○ 臨時休校等の適切な措置 ○ 学校の避難所としての開放 ○ 応急教育計画の作成 ○ 学校の復旧計画の策定 ○ 担当職員及び指導主事の決定 ○ 指示事項伝達の徹底 ○ 応急教育計画に基づいた児童、生徒の保護及び指導
町村教育委員会	○ 学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知 ○ 連絡網の確立
都 教 育 庁	○ 授業料等納付の延期及び免除の措置

(2) 詳細な取組内容

ア 学校危機管理マニュアルの活用

《都・町村》

- 都は、学校の防災体制に関する標準的な事項を整理した「学校危機管理マニュアル」を策定している。
- 各学校において、日頃の防災訓練、安全指導及び防災に関する研修に、各種マニュアルを活用し、地域の実情を勘案した学校の防災体制の充実を図る。

イ 応急教育の実施

《都・町村》

(ア) 事前準備

＜都立学校及び町村立学校の学校長並びに保育園の園長(以下、本項においては「学校長等」という。)の役割＞

- a 学校(園)等の立地条件などを考慮した上で、災害時の応急教育計画、指導の方法等について、あらかじめ適正な計画を立てる。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第11節 その他の応急対策

- b 児童、生徒等の避難訓練を実施するほか、町村が行う防災訓練に教職員、児童、生徒等も参加し、協力する。
- c 在校中、休日等の部活動等、児童、生徒等が学校の管理下にある場合及びその他教育活動の多様な場面において災害が発生した際に、適切な緊急避難等の指示が行えるよう避難計画を策定し、教育計画に位置付ける。
- d 登下校時に災害が発生した場合に備え、通学路や通学経路の安全性等を把握し、緊急時に適切な行動がとれるよう避難計画を策定し、周知徹底を図る。
- e 教育委員会、警察署及び消防署(団)への連絡網並びに協力体制を確立する。
- f 勤務時間外における教職員の連絡・参集体制、役割分担等の計画を策定し、教職員に周知する。
- g 児童、生徒等の安全確保を図るため、保健室の資器材を充実するよう努める。
- h 学校医、地域医療機関等との連携を図る。

(イ) 災害時の対応

<学校長等の役割>

- a 児童、生徒等が在校中、休日等の部活動等、学校の管理下にあるときに災害が発生した場合、安全確認ができるまでの間、児童、生徒等を校内に保護し、安全確認ができた場合又は確実に保護者等への引渡しができる場合には、児童、生徒等を帰宅させる。
- b 保護者に対しては、避難計画に基づいて、児童、生徒等の安全な引渡しを図る。
- c 災害の規模並びに児童、生徒、教職員等及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、当該教育委員会へ報告する。
- d 状況に応じ、当該教育委員会と連絡の上、臨時休校(園)等の適切な措置を取る。
- e 応急教育計画に基づき、災害状況に即した応急の指導を行う。
- f 学校が避難所となる場合は、教育活動再開のための場所の確保を図るほか、避難所として開放できる部分を指定し、住民の協力が得られるよう努める。
- g 応急教育計画を作成したときは、当該教育委員会に報告するとともに、決定次第、速やかに保護者、児童、生徒等に周知徹底を図る。

(ウ) 災害復旧時の対応

<学校長等の役割>

- a 教職員を掌握するとともに、児童、生徒等の安否や被災状況を調査し、教育委員会に連絡する。
- b 学校長からの校舎等の被害報告に基づき復旧計画を策定し、速やかに復旧する。
- c 被災学校(園)ごとに担当職員及び指導主事(都立学校においては、管轄の学校経営支援センター経営支援室。以下同じ。)を定め、情報及び指令の伝達について万全を期する。また、担当指導主事は、被災学校(園)の運営について助言及び指導に当たる。
- d 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。
- e 応急教育計画に基づき、学校(園)に収容可能な児童、生徒等を保護し、指導する。指導に当たっては、健康、安全教育及び生活指導に重点を置くようにするとともに

に、心のケア対策も十分留意する。

- f 教育活動の再開に当たっては、児童、生徒等の安否確認並びに通学路及び通学経路の安全確認を行い、教育委員会に報告する。
- g 他の地区に避難した児童、生徒等については、教職員の分担を定め、地域ごとに実情の把握に努め、避難先を訪問するなどして、(3)オに準じた指導を行うように努める。
- h 避難所等として学校を提供したことにより、長期間学校が使用不可能となる場合には、教育委員会に連絡するとともに、他の公共施設の確保を図り、早急に授業の再開に努める。
- i 災害の推移を把握し、当該教育委員会と緊密な連絡を図るとともに、平常授業(保育)に戻すよう努める。また、平常授業に戻す時期については、早急に保護者に連絡する。

＜町村教育委員会の役割＞

- a 教育活動再開のために、学校間の教職員の応援体制について調整を行う部署をあらかじめ定め、関係機関に周知しておく。
- b 連絡網の確立を図り、指示事項伝達の徹底を期する。

＜都の役割＞

- a 都は、都内学校間の教職員の応援体制について、町村教育委員会と必要な調整を行う。

ウ 学用品の調達及び給与(支給)

《都・町村》

(ア) 給与(支給)の対象

- 災害により住居に被害を受け、学用品を損失又はき損し、就学上支障の生じた小中学校の児童及び生徒(私立学校を含む。以下本項において同じ。)に対し、被害の実情に応じ、教科書(教材を含む。)、文房具及び通学用品を給与(支給)する。

(イ) 給与(支給)の時期

- 教科書については災害発生日から1か月以内、その他については15日以内とする。
- 交通、通信等の途絶により学用品の調達及び輸送が困難と予想される場合には、知事が内閣総理大臣に協議をして、必要な期間を延長する。

(ウ) 給与(支給)の方法

- 災害救助法が適用された場合に行う学用品の調達は、原則として知事が一括して行い、小中学校の児童及び生徒に対する給与(支給)は、町村が行う。
- 学用品の給与(支給)を迅速に行うために知事が職権を委任した場合は、町村長が当該教育委員会、学校長等の協力を得て、調達から給与(支給)までの業務を行う。

(エ) 費用の限度

- a 教科書
支給する教科書(教材を含む。)の実費

- b 文房具及び通学用品
災害救助法施行細則で定める額

エ 授業料等の免除

《都・町村》

機関名	内 容
都 教 育 庁	○ 災害救助法が適用された場合は、都立学校生徒の被災の程度に応じて、東京都立学校の授業料等徴収条例施行規則(昭和38年東京都教育委員会規則第13号)第4条の措置を、次により考慮する。 1 一時的事由により所定の期限内に授業料を納付することが困難な者に対しては、納付期限を延期する。 2 家庭調査の結果、授業料納付期限を延期してもなお納入困難と認められるときは、免除する。
町 村	○ 被災した児童生徒等に対する学校納付金等の減免について、必要な計画を策定しておく。

6 動物救護

(1) 対策内容と役割分担

- 都は、危害防止及び動物愛護の観点から、負傷又は放し飼い状態の動物の保護や適正な飼育に関し、町村等関係機関及び都獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

(別冊資料第● 災害時における動物保護体制(48時間から72時間後までの応急体制) P●)

(別冊資料第● 災害時における愛護動物の救護活動に関する協定書 P●)

機 関 名	対 策 内 容
都 保 健 医 療 局	○ 被災動物の保護 ○ 関係団体等との連絡調整 ○ 関係団体等との協働による「動物救援本部」の設置 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等
町 村	○ 同行避難動物の飼養場所等の確保 ○ 避難所等における動物の飼養状況の把握及び都・関係団体への情報提供 ○ 避難所等における動物の適正飼養の指導等
都動物愛護相談センター	○ 「動物保護班」及び「動物医療班」の配置

（２）詳細な取組内容

ア 被災地域における動物の保護

《都・町村》

- 都は、町村、都獣医師会等の関係団体をはじめ、動物救護ボランティア等と協力し、飼い主の分からない負傷又は放し飼い状態の動物等の保護を行う。

イ 避難所における動物の適正な飼養

- 町村は、避難所敷地内又は近傍に飼養場所を確保するとともに、都と協力し、動物の所有者に適正飼養を指導する。
- 都は、町村と協力して、飼い主とともに避難した動物について、以下の取組を行い、適正飼育を指導する。
 - （ア） 各地域の被害状況、避難所における動物飼育状況の把握、資材の提供、獣医師の派遣等
 - （イ） 避難所から保護施設への動物の受入れ、譲渡等の調整
 - （ウ） 他縣市への連絡調整及び要請

ウ 動物救護の活動方針

- 都及び都獣医師会等の関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。
- 都は、「動物保護班」及び「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物援護に関する情報の提供、被災動物の保護、搬送及び応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。
- 都は、「動物救援本部」を支援するため、情報の提供、「動物保護班」及び「動物医療班」による応援及び活動拠点の提供を行う。

エ 「動物保護班」及び「動物医療班」の編成

- 発災直後には、都動物愛護相談センターに「動物保護班」及び「動物医療班」をそれぞれ2班を配置し、発災後72時間を目途に班の充実を図る。

第12節 災害復旧対策

1 生活安定のための緊急対策

（１）対策内容と役割分担

- 都、警視庁及び町村は臨時相談所を開設し、被災者の生活相談に応じる。
- 都及び町村は、災害により死亡した住民の遺族に災害弔慰金を、災害により著しい障害を受けた者に災害障害見舞金を支給する。
- 都及び町村は、災害により家財等に被害があった者に、災害援護資金又は生活福祉資金を貸し付ける。
- 都は、自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。
- 町村は、被災者生活再建支援金等の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に被災者に災証明書を交付する。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第12節 災害復旧対策

- 町村は被災者の職業のあっせんに必要な計画を策定する。東京労働局は公共職業安定所や他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。
- 被災者に対する租税及び保険料の徴収猶予、減免、その他通信費等の支払免除等の措置を講ずる。

機 関 名	対 策 内 容
各 局	○ 臨時相談窓口及び個別相談窓口の開設
警 視 庁	○ 臨時相談所の設置
町 村	○ 相談所の設置 ○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付 ○ り災証明書の交付 ○ 職業のあっせん ○ 租税の徴収猶予、減免等
都 総 務 局	○ り災証明書の交付に関する町村支援
東 京 労 働 局	○ 職業のあっせん ○ 租税の徴収猶予、減免等 ○ 雇用保険の失業給付に関する特別措置 ○ 労働保険料等の徴収の猶予
都 福 祉 局	○ 災害弔慰金等の支給 ○ 災害援護資金の貸付
都 主 税 局	○ 租税の徴収猶予、減免等
関東森林管理局	○ 国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等
日 本 郵 便	○ 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
日 本 放 送 協 会	○ 被災者の各種相談等の実施及び医療団及び防災班の派遣等の奉仕 ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により避難所へ受信機の貸与
N T T 東 日 本 N T T コ ミ ュ ニ ケー シ ョ ン ズ N T T ド コ モ K D D I	○ 料金等の減免の周知 ○ 料金等の支援措置の周知

(2) 詳細な取組内容

《都各局》

ア 生活相談

機関名	内 容
各 局	○ 臨時相談窓口及び個別相談窓口を開設し、被災者の生活に関する相談、要望、苦情等の早期解決に努める。 ○ 男女平等参画の視点からの相談支援等を実施する。
警 視 庁	○ 警察署、交番その他必要な場所に、臨時相談所を設置して、警察関係の相談に当たる。
町 村	○ 被災者のための相談所を設け、苦情又は要望事項を聴取しその解決を図るほか、その内容を関係機関に連絡して対応を要請する。

イ 災害弔慰金等の支給

- 都福祉局及び町村は、災害により死亡した住民の遺族に対して災害弔慰金の支給を、又災害により精神的又は身体に著しい障害を受けた者に対して、災害障害見舞金を支給する。

(別冊資料第● 災害弔慰金等の支給 P●)

ウ 災害援護資金の貸付

- 都福祉局及び町村は、災害により家財等に被害があった場合、生活の立て直し、自立助長の資金として、災害救助法の適用時は災害援護資金を、同法の適用に至らない小災害時には低所得世帯に生活福祉資金を対象に貸し付ける。
- 都福祉局及び町村は、住宅に災害を受けた者に対して、住宅の建設又は補修に必要な資金を貸し付ける。

(別冊資料第● 災害援護資金、住宅資金等の貸付 P●)

エ 被災者生活再建支援金の支給

- 自然災害により、その生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援する。

(別冊資料第● 被災者生活再建支援金の支給 P●)

オ り災証明書の交付

- 町村は、被災者生活再建支援金の支給その他の支援措置が早期に実施されるよう、発災後早期に住家被害認定調査及びり災証明書交付の体制を確立し、被災者にり災証明書を交付する。

カ 職業のあっせん

機関名	内 容
町 村	○ 被災者の職業のあっせんについて、都に対する要請措置等の必要な計画を策定する。
東 京 労 働 局	○ 災害による離職者の把握に努めるとともにその就職については、町村の被災状況等を勘案の上、都内各公共職業安定所(17 か所)と緊密な連絡を取り、公共職業安定所を通じ速やかに、そのあっせんを図る。 ○ 他府県への就職希望者については、総合的雇用情報システムの活用等により、他府県と連絡調整を行い雇用の安定を図る。 ○ 災害により離職を余儀なくされた者の早期再就職を促進するため、被災地域を管轄する公共職業安定所の長を通じ、次の措置を講ずる。 ア 被災者のための臨時職業相談窓口の設置 イ 公共職業安定所に出向いて行くことの困難な地域における臨時職業相談所の開設又は巡回職業相談の実施

キ 租税の徴収猶予、減免等

機関名	内 容
都 主 税 局	○ 被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対し、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)又は東京都都税条例(昭和 25 年条例第 56 号)により、都税の納税緩和措置として、期限の延長、徴収猶予、減免等それぞれの事態に対応して、適時、適切な措置を講ずる。
町 村	○ 町村は、被災者に対する町村税の徴収猶予、減免等の納税緩和措置に関する計画を策定する。
東 京 労 働 局	○ 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を納付することが困難となった場合、被災した労働保険適用事業主に対し、その申請に基づき 1 年以内の期間に限り、労働保険料の納入期限の延長措置を講ずる。

ク その他

機関名	内 容
東 京 労 働 局	1 雇用保険の失業給付に関する特別措置 ○ 災害により、失業の認定日に出向いて行くことのできない受給資格者に対して、事後に証明書により失業の認定を行い、失業給付を行う。 2 労働保険料等の徴収の猶予 ○ 被災した労働保険適用事業主に対し、関係法令に基づき、労働保険料の納入期限の延長等の措置を講ずる。 ア 納期限の延長 災害により、労働保険適用事業主が納期限内に労働保険料を

機関名	内 容
	納付することが困難となった場合、その申請に基づき1年以内の期間に限り、納期限を延長する。 イ 制度の周知徹底 町村、労働保険事務組合等の関係団体に対して、該当適用事業主に対する制度の周知を要請する。
関東森林管理局	○ 知事等から被災地等における木材の需給安定等について要請があった場合、その必要があると認めるときは、国有林材の供給の促進、輸送販売の実施、木材関係団体等への要請等に努める。
日 本 郵 便	○ 災害の態様並びに被災者及び被災地の実情に応じ、次のとおり、郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策を実施する。 - 被災者に対する郵便葉書等の無償交付 - 被災者が差し出す郵便物の料金免除 - 被災地宛て救助用郵便物の料金免除 - 被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
日 本 放 送 協 会	○ NHK 厚生文化事業団との協力により、被災者の各種相談等の実施、また、医療団及び防災班の派遣等の奉仕を図る。 ○ 被災者の受信料免除 ○ 状況により避難所へ受信機の貸与
N T T 東 日 本 NTT コミュニ ケーションズ N T T ド コ モ	○ 災害が発生し又は発生するおそれがあるときは、臨時に料金又は工事に関する費用を減免することがある。料金等の減免を行ったときは、関係の電話サービス取扱所、各社ホームページ、テレビ、ラジオ及び新聞への掲示等の方法により、その旨を周知する。
K D D I	○ 災害の態様並びに被害者及び被災地の実情に応じ、通信料金などの支援措置を行うことがある。支援措置を行ったときは、ホームページへの掲載等の方法により、その旨を周知する。

2 義援金の配分

(1) 対策内容と役割分担

- 都、町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。義援金の募集、受入、配分等における役割分担について定める。
- 都と町村は、個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは負担になるとの報告に基づき、状況に応じてその必要性を踏まえ、受付、問合せ先を広報する。

機 関 名	対 策 内 容
都 福 祉 局 都 総 務 局	○ 義援金の募集の検討、義援金の広報 ○ 東京都義援金配分委員会の設置、義援金の配分 ○ 義援金の管理 ○ 義援物資の要否の決定
町 村	○ 義援金の募集の検討、募集及び受付 ○ 義援金の配分及び受入れ ○ 義援金の支給 ○ 義援物資の要否の決定
日 赤 東 京 都 支 部	○ 義援金の募集の検討・決定 ○ 受領した義援金の一時保管 ○ 義援金の受付状況の報告 ○ 義援金を都委員会へ送金

(2) 詳細な取組内容

ア 義援金の募集の検討

《都・町村》

- 都、町村、日本赤十字社各機関は、被害の状況等を把握し、義援金の募集を行うか否かを検討し決定する。

イ 義援金の募集・受付・配分

《都・町村・日本赤十字社》

機関名	内 容
都 福 祉 局 都 総 務 局	1 東京都義援金配分委員会の設置 ○ 義援金の募集を決定次第、あらかじめ選任された委員により、都本部に東京都義援金配分委員会(以下「都委員会」という。)を設置する。 2 義援金の管理 ○ 都福祉局は、義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、預り金として都委員会が指定する方法で管理する。 ○ 国又は地方公共団体からの知事宛ての見舞金は、都本部(総務局)において受け付ける。 3 義援金の配分 ○ 都委員会の開催 義援金の募集開始後、都委員会を開催し、以下の事項を審議及び決定する。 ・被災町村への義援金の配分計画の策定 ・義援金の受付及び配分に係る広報活動 ・その他義援金の受付及び配分に関して必要な事項 ○ 義援金の送金 決定した配分計画に基づき義援金を、町村に送金する。

機関名	内 容
	4 義援金の広報 ○ 都福祉局において、募集口座を開設するとともに、ホームページに掲載する等により、広く周知を図る。
町 村	1 義援金の募集及び受付 ○ 義援金の募集を行う場合は事前に定めた内容により、適切に取り扱う。 ○ 都の義援金募集に協力して受け付けた義援金については、都委員会に報告するものとし、都委員会の指定する口座に送金する。 ○ なお、送金するまでの間は、預り金として銀行口座で一時保管する。 2 義援金の配分及び受入れ ○ 都委員会から配分される義援金を受け入れるため、銀行等に普通預金口座を開設し、都に報告する。 3 義援金の支給 ○ 被災区市町村は、都委員会から送金された義援金を配分計画に基づき、速やかに被災者に支給する。 ○ 被災区市町村は、被災者への義援金の支給状況について、都委員会に報告する。
日 赤 東 京 都 支 部	○ 日赤東京都支部事務局、都内日赤施設及び各地区において受付窓口を開設し、直接義援金を受け付けるほか、郵便局・銀行に災害名を冠した義援金受付専用口座を開設、期間を定めて振込による義援金を受け付ける。 ○ 受領した義援金は、都委員会に送金するまでの間、支部長名義の口座を開設し、預り金として一時保管する。 ○ 災害の状況により、都内他の場所又は都外においても、日赤本社、全国の日赤支部・日赤各施設及び地区に設置した受付窓口等で受け付ける。 ○ 受領した義援金については、寄託者に受領書を発行する。ただし、前記の口座振込による場合は、振込用紙をもって受領書の発行に代えることができる。 ○ 義援金の受付状況について都委員会に報告するものとし、受け付けた義援金は、都委員会の指定する口座に送金する。

ウ 義援物資の取扱い

《都・町村》

- 平成 24 年 7 月 31 日に発表された、中央防災会議防災対策推進検討会議の最終報告では、「個人が被災地に小口・混載の支援物資を送ることは、被災地において内容物の確認、仕分け等の作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、特定個人向けのものであって配送も可能な場合は除き、抑制を図るべきである。」とされている。

第2部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第12節 災害復旧対策

- 福祉局及び町村は、義援物資の取扱いについて、上記の報告内容及び生活必需品等の受給状況等を踏まえ、適宜その要否を検討の上決定し、受付、問合せ先等を広報するなど迅速に対応していく。

3 激甚災害の指定

(1) 対策内容と役割分担

- 大規模な自然災害が発生した場合には、知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。
- 激甚災害及び局地激甚災害の指定基準は中央防災会議で定められている。内閣総理大臣は、都知事等の報告と中央防災会議の答申に基づいて、激甚災害として指定するかどうか判断する。
- 本項では激甚災害の指定に関する対策内容と役割分担、業務手順と取組内容について定める。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 激甚災害に関する調査報告
都 関 係 局	○ 特別財政援助等の申請手続等
区 市 町 村	○ 激甚災害に関する調査報告 ○ 特別財政援助等の申請手続等

(2) 詳細な取組内容

ア 対策内容と役割分担

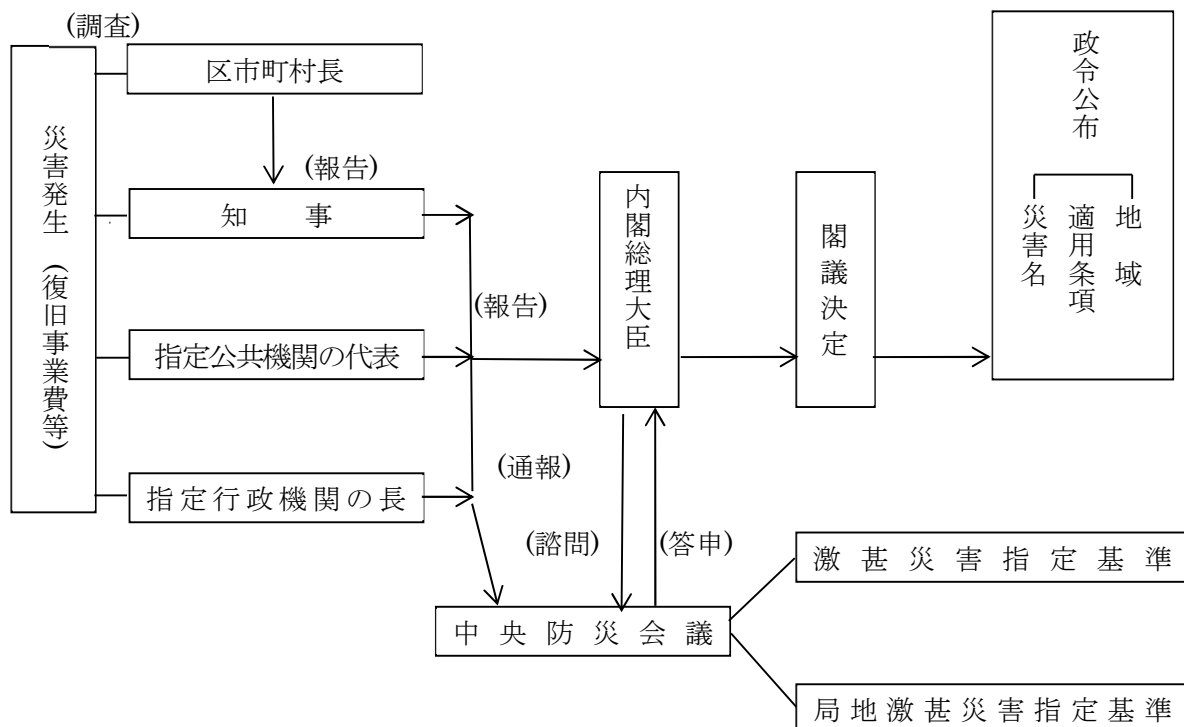
《都・町村》

- 大規模な自然災害が発生した場合には、知事は、区市町村の被害状況を踏まえ、激甚災害の指定を受ける必要があるか調査を実施し、内閣総理大臣に報告する。

機 関 名	対 策 内 容
総 務 局 都 関 係 局	○ 激甚災害に関する調査報告 ・ 都内に大規模な災害が発生した場合、知事は、区市町村の被害状況等を検討の上、激甚災害の指定を受ける必要があると思われる事業について、関係各局に必要な調査の実施を指示する。 ・ 局地激甚災害の指定は関係各局が翌年当初に必要な調査を実施する。 ・ 関係各局は、施設その他の被害額、復旧事業に要する負担額及びその他激甚災害法に定める必要な事項を調査し、都総務局に提出する。 ・ 都総務局長は各局の調査を取りまとめ、激甚災害の指定に関して都本部に付議する。 ・ 知事は、区市町村長の報告及び前記各局の調査結果を取りまとめ、内閣総理大臣に報告する。 ○ 特別財政援助等の申請手続等 ・ 都関係局は、激甚災害法に定められた事業を実施する。 ・ 激甚災害の指定を受けたときは、都関係局は、事業の種別ごとに激甚災害法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助等を受けるための手続その他を実施する。
区 市 町 村	○ 激甚災害に関する調査報告 区市町村長は、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準を十分に考慮して、災害状況等を調査し、知事に報告する。 ○ 特別財政援助等の申請手続等 激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書等を作成し、都各局に提出する。

イ 業務手順

《都・町村・国》



ウ 詳細な取組内容

《国》

- 激甚災害の指定は、昭和37年12月7日中央防災会議が決定した指定基準があり、国が特別の財政援助等の措置を行う必要がある事業を種類別に定めている。
- 局地激甚災害の指定は、市町村段階の被害の規模で捉え、その指定基準は、昭和43年11月22日中央防災会議で定めている。
- 大規模な災害が発生した場合、内閣総理大臣は、都知事等の報告に基づき、中央防災会議の意見を聞いて、激甚災害として指定すべき災害かどうか判断する。
- 中央防災会議は、内閣総理大臣の諮問に対し、激甚災害指定基準又は局地激甚災害指定基準に基づいて、激甚災害として指定すべき災害かどうかを答申する。

エ 激甚法に定める事業及び関係局

(別冊資料第●● 激甚法に定める事業及び関係局 P●●)

第 3 部

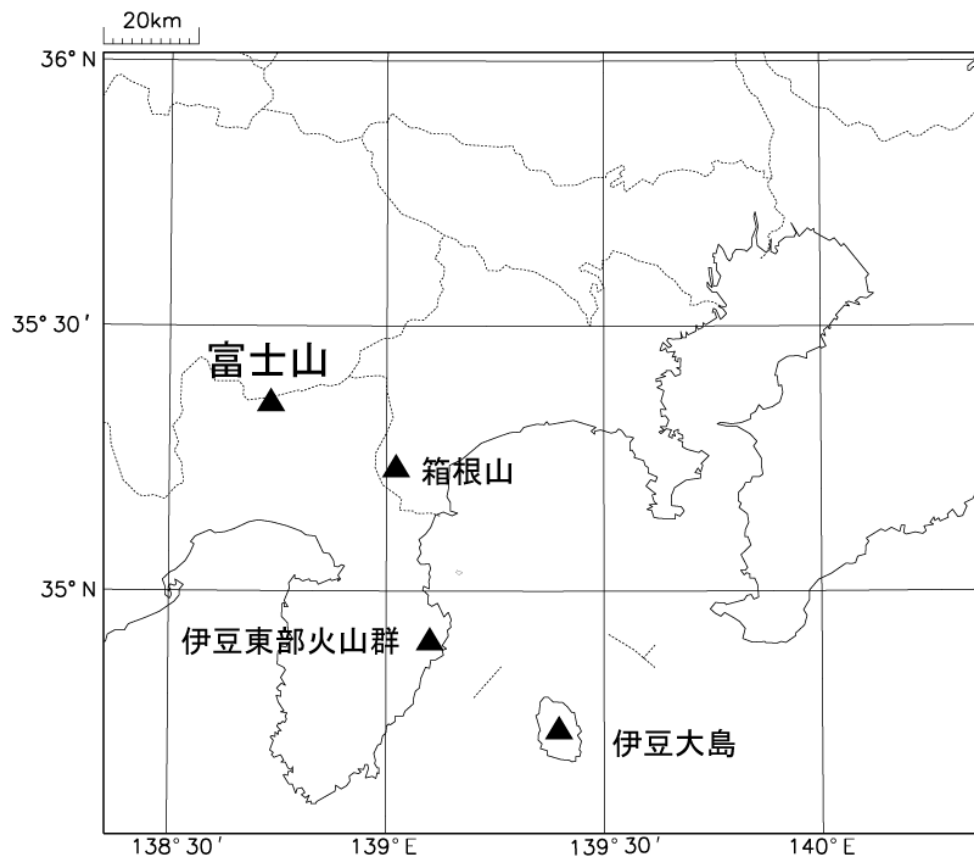
富士山噴火降灰編

第1章 総則

第1節 富士山の現況等

1 富士山の概要

- 富士山は、我が国に 111 存在する活火山の一つで、フィリピン海プレート、北米プレート及びユーラシアプレートが接する地域に、静岡県及び山梨県の二県にまたがって位置しており、富士火山帯に属する玄武岩質の成層火山である。
- 標高は 3,776m で我が国の最高峰であり、山体の体積は約 500 km³で我が国の陸域で最大の火山である。
- 山腹斜面の勾配は、標高 1,000m 以下では 10 度未満と緩いが、標高が高くなるに従い傾斜は急になり、山頂近くでは 40 度近くとなっている。
- 都内からは、丹沢山地の後背に山頂部を望むことができ、都内各所に富士見坂などの地名が残っている。富士山山頂火口から都内までの距離は、最も近い檜原村の山梨県境まで約 47 km、新宿区の都庁まで約 95 km、最も遠い葛飾区の千葉県境まで約 115 kmとなっている。



2 富士山の活動史

- 富士山は今から約 70 万～20 万年前に活動を開始し、噴火を繰り返すことで約 1 万年前に現在のような美しい円すい形の火山となったと考えられている。
- それ以降も活発な火山活動を繰り返しており、過去の噴火で流れ出た溶岩が多く見つかっており、古文書等の歴史資料にも富士山の噴火の記述がある。

(1) 富士山の成り立ち

- 富士山は、約 10 万年から 1 万年前まで活動した“古富士火山”と、それ以降、現在まで活動を続ける“新富士火山”に区分されている。
- “古富士火山”は、それ以前からあった小御岳火山の南斜面で噴火を開始し、爆発的噴火を繰り返すとともに、活動末期には複数回の山体崩壊(表層の崩壊ではなく深部に至る崩壊)が発生した。
- “新富士火山”は、山頂火口及び側火口(山頂以外の山腹等の火口)からの溶岩流及び火砕物(火山灰、火山礫等の砕けた形で噴出されるもの)の噴出によって特徴付けられ、噴火口の位置及び噴出物の種類等から五つの活動期に分類できる。

〈新富士火山の主な噴火活動期〉 ※宮地(1988)に基づく

活動期	年代	主な噴火口の位置	噴火の特徴
I	約 11000 年前 ～約 8000 年前	山頂、山腹等	多量の溶岩流の噴出 噴出量は、新富士火山全体の 8 ～ 9 割に及ぶ。
II	約 8000 年前 ～約 4500 年前	山頂	溶岩流の噴出はほとんどなく、 間欠的に比較的小規模な火砕物 噴火
III	約 4500 年前 ～約 3200 年前	山頂、山腹等	小・中規模の火砕物噴火及び溶 岩流噴火
IV	約 3200 年前 ～約 2200 年前	山頂	比較的規模の大きい火砕物噴火 が頻発
V	約 2200 年前以降	山腹等	火砕物噴火及び溶岩流噴火

(2) 歴史資料上の噴火

歴史資料で確認できる噴火は下表のとおりである。1707 年の宝永噴火を最後に、これまでの約 300 年間、富士山は静かな状態が続いている。

年 代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
781 年(天応元年)	山麓に降灰、木の葉が枯れた。	
800～802 年(延暦 19～21 年)	大量の降灰、噴石	延暦(エンリョク)噴火

年 代	火山活動の状況	特に名前が付いた噴火
864～866 年(貞観 6～7 年)	溶岩流出(青木ヶ原溶岩)。溶岩により人家埋没。湖の魚被害	貞観(ジョウガン)噴火
937 年(承平 7 年)	噴火	
999 年(長保元年)	噴火	
1033 年(長元 6 年)	溶岩流が山麓に達した。	
1083 年(永保 3 年)	爆発的な噴火	
1511 年(永正 8 年)	噴火	
1560 年(永禄 3 年)	噴火	
1707 年(宝永 4 年)	噴火前日から地震群発、12 月 16 日から 2 週間にわたって爆発的な噴火。江戸にも降灰	宝永(ホエイ)噴火

(3) 最近の活動

- 平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月まで及び翌年 4 月から 5 月までの間にかけて、富士山直下の深さ 15 km 付近を震源とする低周波地震の多発が確認された。これより浅い地震活動や地殻変動等の異常は観測されず、直ちに噴火の発生が懸念されるような活動ではなかった。

3 富士山における噴火の特徴

- これまでに分かっている“新富士火山”の噴火の主な特徴は、次のとおり。
- 噴火のタイプは、火砕物噴火、溶岩流噴火及びこれらの混合型の噴火で、少数であるが火砕流の発生も確認されている。
- 山頂火口では繰り返し同一火口から噴火しているが、側火口では同一火口からの再度の噴火は知られていない。
- 噴火の規模は、小規模なものが圧倒的に多く、約 2200 年前以降で最大の火砕物噴火は宝永噴火であり、最大の溶岩流噴火は貞観噴火である。
- 古文書等の歴史的資料には、確かな噴火記録だけでも 781 年以降 10 回の噴火が確認されている。

4 ハザードマップの検討経緯

- 平成 12 年(2000 年)10 月から 12 月まで及び翌年 4 月から 5 月までには富士山直下の深さ 15km 付近を震源とする低周波地震の多発が観測され、改めて富士山が活火山であることが認識された。仮に噴火した場合には、他の火山とは比較にならない広範かつ多大な被害や影響が生じるおそれがあるため、平成 13 年(2001 年)7 月に、国、関係する県及び市町村により「富士山火山防災協議会」が設立(後に東京都も参加)され、火山防災対策の確立のため、平成 16 年(2004 年)6 月に富士山ハザードマップが作成された。

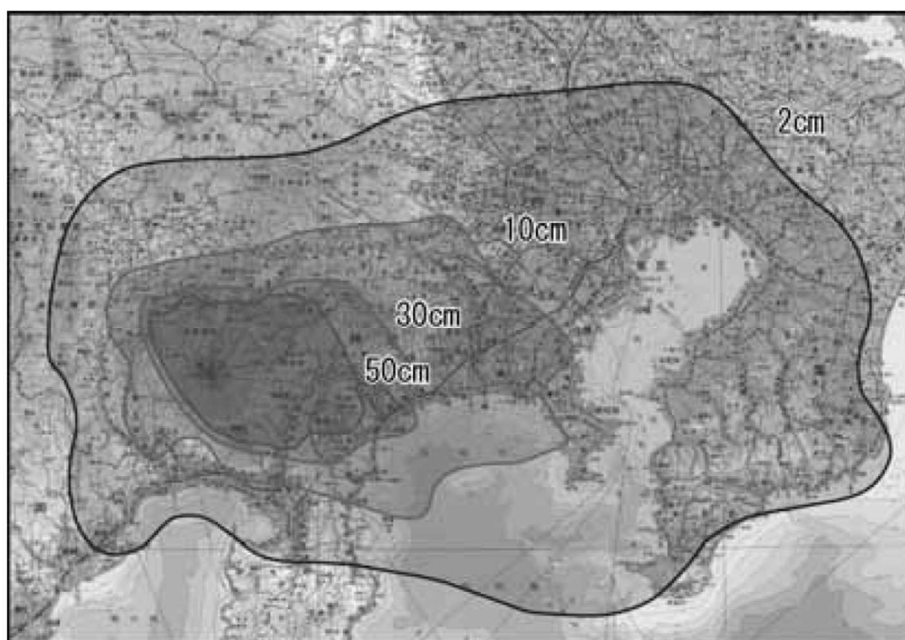
- ハザードマップの作成においては、過去 3200 年間の噴火活動の実績を踏まえて、火口範囲の想定、溶岩流、火砕流、融雪型火山泥流、降灰、噴石、土石流等の各現象について数値シミュレーション等により到達範囲等が求められた。
- 富士山の噴火に伴う被害として想定されたものには、次のようなものがある。

火山活動に起因する現象	溶岩流、噴石、降灰、火砕流、火砕サージ、水蒸気爆発、岩屑なだれ、融雪型火山泥流、噴火に伴う土石流、噴火に伴う洪水、火山性地震(地殻変動)、津波、空振及び火山ガス
火山活動に起因しない現象	斜面表層崩壊、豪雨等に伴う土石流、豪雨等に伴う洪水、雪泥流、岩屑なだれ及び落石

- 平成 16 年(2004 年) 6 月には、同協議会において、同ハザードマップを基に、国、関係する県及び市町村が役割分担を明確にした上で互いに協働して行う広域的な防災対策、並びに富士山が日本でも有数の観光資源であることに配慮した防災対策について具体的な検討を行うこととなり、平成 17 年(2005 年) 9 月に「富士山火山広域防災対策」として取りまとめられ、中央防災会議に報告された。
- この「富士山ハザードマップ検討委員会報告書」に示された被害想定では、東京都は、富士山山頂火口から距離があるため、溶岩流、火砕流等の被害を受けることはなく、広範囲な降灰に起因する被害が想定される。
- なお、実際の降灰範囲は、噴火のタイプ、火口の出現位置、噴火規模、噴火の季節等の様々な条件によって変化する。
- 噴火の規模及び被害の概要は次のとおり。

	内 容	
噴 火 の 規 模 等	規 模	宝永噴火と同程度
	継 続 期 間	16 日間
	時 期	①梅雨期 ②その他の時期
被 害 の 原 因	降灰	
被 害 の 範 囲	都内全域	
被 害 の 程 度	八王子市及び町田市の一部	10cm 程度
	その他の地域 (具体的範囲は別図のとおり)	2～10cm 程度
被 害 の 概 要	降灰に伴うもの	健康障害、建物被害、交通・ライフライン・農林水産業・商工業・観光業への影響
	降灰後の降雨等に伴うもの	洪水、泥流及び土石流に伴う人的・物的被害

○ 降灰予想図(降灰の影響がおよぶ可能性の高い範囲)



出典：富士山火山広域防災対策基本方針より

- 富士山火山防災対策協議会は、令和3年（2021年）3月に富士山のハザードマップを改定したが、降灰については、平成16年（2004年）版を再掲している。

5 国による降灰対策の検討

（1）大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ

- 平成30年（2018年）に大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方を検討するため、中央防災会議 防災対策実行会議に「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が設置された。
- 本ワーキンググループでは、国や指定公共機関、地方公共団体等が首都圏における大規模噴火時の降灰対策の検討を行う際の前提となるよう、まずは大規模噴火降灰時に降灰によりどのようなことが起こるのかを検討し、これを基に大規模噴火時の広域降灰対策の基本的な考え方について検討を行った。
- 検討においては、過去に首都圏に大量の降灰をもたらした実績があり、過去の噴火実績が比較的解明されていることを踏まえ、富士山をモデルケースに用いることとした。
- 検討の結果、令和2年（2020年）4月に「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策― ～富士山噴火をモデルケースに～（報告）」が公表された。
- 本報告書では、大規模噴火時における降灰による影響や対策の検討の留意事項等がとりまとめられている。

(2) 首都圏における広域降灰対策検討会

- 関係省庁及び地方公共団体等関係機関が連携した対策を進めていくにあたり、広域降灰対策に係る考え方や留意点等の検討を行うため、令和6年（2024年）7月から「首都圏における広域降灰対策検討会」（以下「検討会」という。）が開催されている。
- 検討の結果は、「首都圏広域降灰対策に関するガイドライン（仮称）」として、取りまとめる予定となっている。

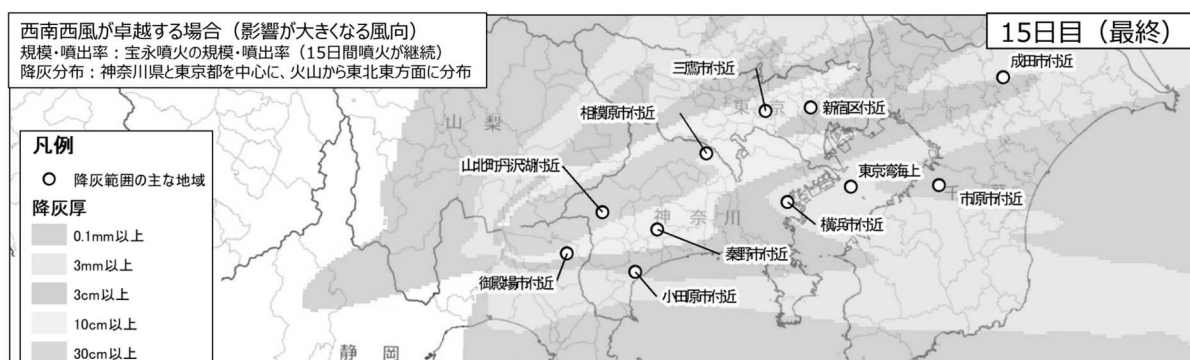
6 噴火降灰による対策の前提

(1) 対策の前提

- 本計画では、最悪のケースを想定し、国が設置した大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループが、令和2年4月に公表した「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策― ～富士山噴火をモデルケースに～（報告）」で示された、首都圏への影響が最大となるケースをモデルとしたシミュレーション結果を対策の前提とする。
- 一方、国が設置した「富士山ハザードマップ検討委員会」が平成16年（2004年）6月に示した被害想定（降灰可能性マップ）については、更新がされていないことから、その位置づけについて、引き続き国の動向を注視していく必要がある。

(2) 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループの想定結果

- 中央防災会議「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が令和2年4月に公表した「大規模噴火時の広域降灰対策について―首都圏における降灰の影響と対策― ～富士山噴火をモデルケースに～(報告)」の「【別添資料】降灰シミュレーションのパラメーターと計算結果」において、富士山の噴火のうち、火砕物が主である噴火の中で最大の噴火で、噴火・降灰の実績が研究により最もよく判明している宝永噴火の実績を用いて、降灰分布が大きく依存する風向風速については、過去10年の気象庁データから設定した、降灰シミュレーションを報告している。本シミュレーションでは、西南西風が卓越し、噴火が15日間継続した場合、都内には1.2億 m^3 の火山灰が降り積もることが想定されることに加え、降灰が多摩地域をはじめ、区部の大部分で2～10cm程度以上の降灰が発生することにより、道路等の交通網の混乱や停電の発生など、首都機能の麻痺に直結する被害が生じ、社会経済活動に甚大な影響が生じることが想定されている。



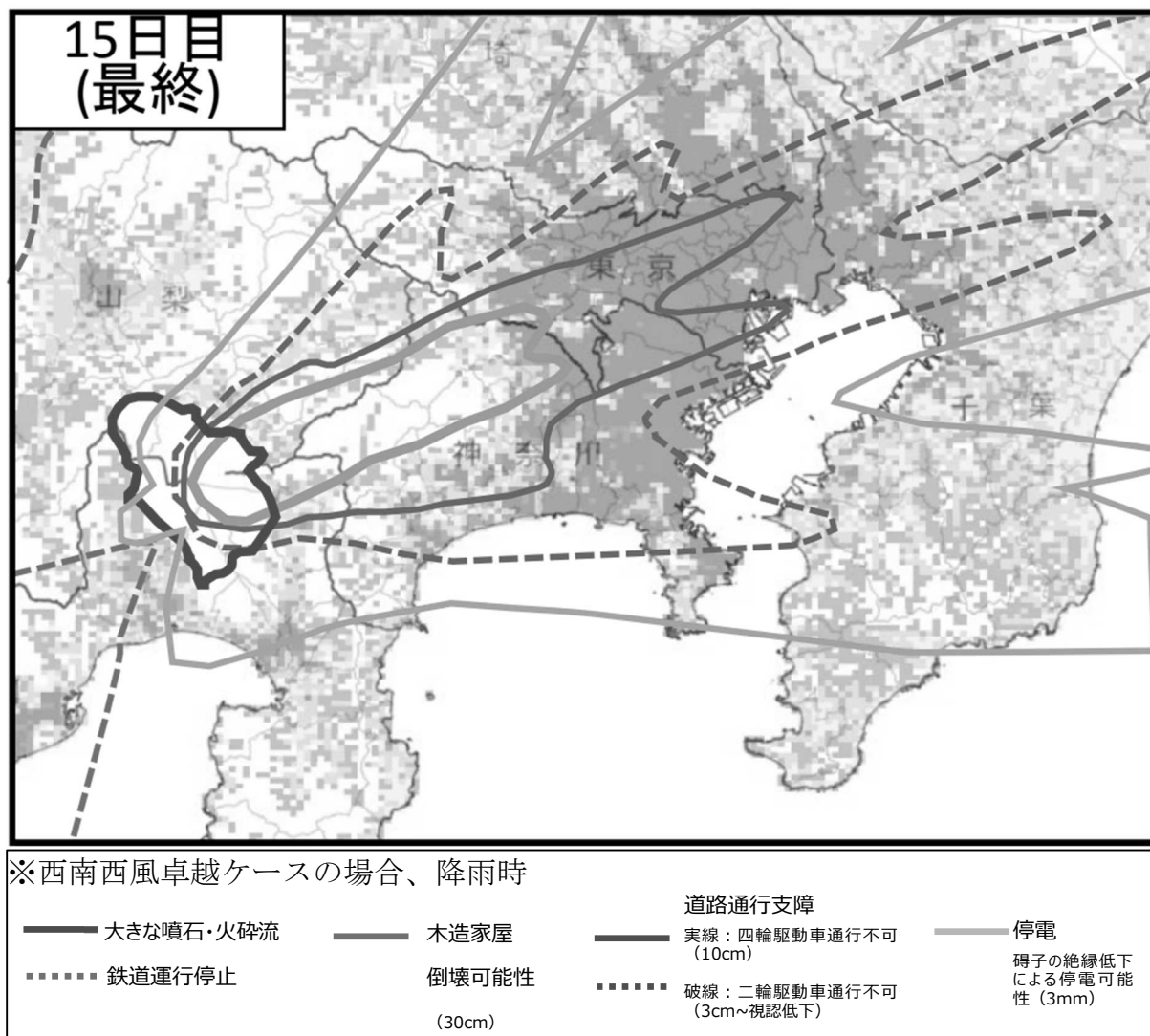
出典：首都圏における広域降灰対策検討会（第1回）令和6年7月 資料2
※現在、国で開催されている同検討会においても、上記シミュレーションを前提として、検討が進められている。

(3) 想定される影響

- ・ 鉄道：微量の降灰で地上路線の運行が停止する。大部分が地下の路線でも、地上路線の運行停止による需要増加や車両・作業員の不足、地上部にある車両基地への入出庫等が困難となることなどから、輸送量の低下や運行停止が発生する。また、停電エリアでは、地上路線、地下路線ともに運行が停止する。
- ・ 道路：乾燥時 10cm 以上、降雨時 3 cm 以上の降灰で二輪駆動車が通行不能となる。当該値未満でも、視界不良による安全通行困難、道路上の火山灰や、鉄道停止に伴う交通量増等による、速度低下や渋滞が発生する。
- ・ 航空：降灰が 0.4 mm 以上になると滑走路等の除灰が検討され、2 mm 以上になると除灰が必要とされ、除灰作業が行われるまでの間、滑走路が利用不可となる。大気中に火山灰が存在する空域では、航空機は迂回等の措置が必要となる。
- ・ 船舶：降灰中は東京湾の特定の航路における視界不良により、巨大船、危険物積載船等の特定の船舶の航路外待機が必要となる。停電が発生した場合には、港湾の荷役機械が使用不可に至る。海面に火山灰が浮かんでいる場合には、冷却水管やエンジンフィルタの目詰まり、可動部分の摩擦が発生する。
- ・ 物資：一時滞留者や人口が多い地域では、少量の降灰でも買い占め等により、店舗の食料、飲料水等の売り切れが生じる。交通支障が生じると、物資の配送困難、店舗等の営業困難により生活物資が入手困難となる。
- ・ 人の移動：鉄道の運行停止とそれに伴う周辺道路の渋滞による一時滞留者の発生、帰宅・出勤等の移動困難が生じる。さらに、道路交通に支障が生じると、移動手段が徒歩に制限される。また、空路、海路の移動についても制限が生じる。
- ・ 電力：降雨時 3 mm 以上の降灰で碍子（がいし：電線等を支える器具）の絶縁低下による停電が発生する。数 cm 以上の降灰で火力発電所の吸気フィルタの交換頻度の増加等による発電量の低下が生じる。電力供給量の低下が著しく、需要の抑制や電力融通等の対応でも必要な供給力が確保できない場合は停電に至る。
- ・ 通信：噴火直後には利用者増による電話の輻輳が生じる。降雨時に、基地局等の通信アンテナへ火山灰が付着すると通信が阻害される。停電エリアの基地局等で非常用発電設備の燃料切れが生じると通信障害が発生する。
- ・ 上水道：原水の水質が悪化し、浄水施設の処理能力を超えることで、水道水が飲用に適さなくなる又は断水となる。停電エリアでは、浄水場及び配水施設等が運転停止し、断水が発生する。
- ・ 下水道：降雨時、下水管路の閉塞により、閉塞上流から下水があふれる。停電エリアの処理施設・ポンプで非常用発電設備の燃料切れが生じると下水道の使用が制限される。
- ・ 建物・附帯設備：降雨時 30cm 以上の堆積厚で木造家屋が火山灰の重みで倒壊するものが発生する。体育館等の大スパン・緩勾配屋根の大型建物は、積雪荷重を超えるような降灰重量がかかると損壊するものが発生する。5 cm 以上の堆

積厚で空調設備の室外機に不具合が生じる。

- ・ 健康被害：目・鼻・のど・気管支等に異常を生じることがある。呼吸器疾患や心疾患のある人々は症状が増悪するなどの影響を受ける可能性が高い。
- ・ 農作物・水産物：農作物に対する商品価値の低下や収穫不能が生じる。降雨時 10 cm以上の降灰で森林の幹の折損、生育不良や枯死が発生する。水産物の漁獲量や養殖への影響が生じる可能性がある。



出典：中央防災会議 大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ「大規模噴火時の広域降灰対策について一首都圏における降灰の影響と対策―～富士山噴火をモデルケースに～」令和2年4月 図2-2a 道路、鉄道及び避難に関する影響の閾値の範囲【ケース2（西南西風卓越）】

7 現状・課題

1 富士山噴火降灰対策の現状

- 都は、富士山の大規模噴火時、人口や交通網等が集中する東京の特性を踏まえ、都市活動を維持する対策を講じるとともに、平常時からの備えを強化するため、今後の対策の方向性を令和5年12月に「大規模噴火降灰対応指針」としてとりまとめた。

2 課題

降灰状況の把握

- 気象庁が発表する降灰予報に加えて、関係機関が都内の降灰の堆積状況をエリアや時間ごとに把握できる仕組みの構築が必要である。

交通インフラ対策

- 降灰等により都内の広い範囲で道路や鉄道等の交通インフラへの甚大な影響が想定されているため、交通機能の早期回復に向けた予防、応急復旧策を充実させていく必要がある。

ライフライン対策

- 停電や通信への影響等、降灰によるライフラインへの影響が想定されるため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策の強化が必要である。

火山灰処理

- 大規模噴火が発生した場合、都内で約 1.2 億 m³の降灰が想定されるため、都市機能の早期回復に向けた迅速な降灰処理が必要である。

避難

- 降灰時における避難のタイミングや具体的方法など、降灰特有の課題を踏まえた避難計画を具体化する必要がある。

物資供給

- 降灰が一定期間継続した場合にも、都民等が生活物資を入手できるよう、対策を講じる必要がある。

情報発信

- 都民や外国人を含めた観光客等に対し、降灰時に必要な情報を確実に届けられる体制を整備していく必要がある。

自助共助の取組

- 発災時に都民等が適切な行動をとれるよう、降灰に対する意識を醸成し、自助の備えを強化するとともに、共助の取組を推進していく必要がある。

8 対策の方向性

降灰情報の把握
○ 初動体制の迅速化に向けて、計測した降灰厚の情報を一元化し、地図上で降灰情報を視覚的に分かりやすく表示する仕組みを構築 ○ 国や関係自治体と連携し、広域的な降灰情報を収集し、共有する体制を整備
交通インフラ対策
○ 緊急車両等の通行を早期に回復するため、優先的に除灰する拠点や道路を指定するとともに、道路除灰の手順を定め、訓練等を通じて、実効性を向上 ○ 降灰の初期段階から迅速に道路除灰できるよう、関係団体との協定締結に加え、国・他県との連携等により、広域的な資機材確保のための体制を構築 ○ 各道路管理者が連携し、火山灰処理を想定した道路啓開計画を策定
ライフライン対策
○ 降灰によるライフラインへの影響を最小限にとどめるため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策を推進 ○ 都とライフライン事業者の平常時の連携を密にし、訓練等を通じて情報連絡体制を強化
火山灰処理
○ 区市町村等と連携して、仮置き場の候補地を選定 ○ 国の指針を踏まえ、火山灰処理の各主体の役割分担や実施体制等を具体化し、処分先を確保
避難
○ 在宅避難を基本としつつ、大量の降灰に伴い、都市機能の回復が長期化する可能性にも留意し、降灰時の住民等の避難行動の基準を設定 ○ 国や区市町村等と連携し、広域避難も含めた降灰時の避難計画を策定
物資供給
○ 在宅避難を継続するため、都民・事業者等の備蓄を促進するとともに、平常時物流を継続するための仕組みを構築 ○ 降灰時の物資輸送方針を策定するとともに、国や他県と連携し、広域的な物資輸送体制を構築
情報発信
○ 災害のタイムラインに応じて必要な情報を把握し、国や報道機関等との連携により、降灰時特有の情報を都民等に確実に届けるための体制を整備 ○ 外国人等に配慮した情報発信を推進
自助共助の取組
○ SNSやイベント等を通じて普及啓発を充実し、災害リスクや必要な備えへの理解を促進 ○ 女性・青年も含めた防災人材の育成等を通じて、消防団や自主防災組織等の活性化を促進するとともに、災害ボランティアの受入れ体制を整備

第2節 都・区市町村及び防災機関の役割

1 東京都

- 1 東京都防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- 5 政府機関、他道府県、公共機関、駐留軍、海外政府機関等に対する応援の要請に関すること。
- 6 警備、交通規制その他公共の安全と秩序の維持に関すること。
- 7 緊急輸送の確保に関すること。
- 8 被災者の救出及び避難誘導に関すること。
- 9 人命の救助及び救急に関すること。
- 10 消防及び水防に関すること。
- 11 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 12 外出者の支援に関すること。
- 13 応急給水に関すること。
- 14 救助物資の備蓄及び調達に関すること。
- 15 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 16 区市町村による防災市民組織の育成への支援、ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 17 公共施設の応急復旧に関すること。
- 18 災害復興に関すること。
- 19 区市町村及び防災関係機関との連絡調整に関すること。
- 20 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 21 事業所防災に関すること。
- 22 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 23 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

2 区市町村

- 1 区市町村防災会議に関すること。
- 2 防災に係る組織及び施設に関すること。
- 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。
- 4 緊急輸送の確保に関すること。
- 5 避難指示等及び誘導に関すること。
- 6 消防(特別区を除く。)及び水防に関すること。
- 7 医療、防疫及び保健衛生に関すること。
- 8 外出者の支援に関すること。
- 9 応急給水に関すること。
- 10 救助物資の備蓄及び調達に関すること。

- 11 被災した児童及び生徒の応急教育に関すること。
- 12 ボランティアの支援及び過去の災害から得られた教訓を伝承する活動の支援に関すること。
- 13 公共施設の応急復旧に関すること。
- 14 災害復興に関すること。
- 15 防災に係る知識及び技術の普及啓発に関すること。
- 16 防災市民組織の育成に関すること。
- 17 事業所防災に関すること。
- 18 防災教育及び防災訓練に関すること。
- 19 その他災害の発生及び拡大の防止のための措置に関すること。

3 指定地方行政機関

名 称	内 容
関 東 総 合 通 信 局	1 非常通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営 2 災害時テレコム支援チーム（MIC-TEAM）による災害対応支援 3 災害対策用移動通信機器、臨時災害放送局用設備及び災害対策用移動電源車等の貸出し 4 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため、無線局の開局、周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置（臨機の措置）の実施 5 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供
関 東 財 務 局	1 地方公共団体に対する資金の融資のあっせん及び金融機関の業務の監督（災害時における緊急措置等を含む。）に関すること。 2 国有普通財産の管理及び処分に関すること及び行政財産の総合調整に関すること。
関 東 信 越 厚 生 局	1 被害情報の収集及び伝達に関すること。 2 関係機関との連絡調整に関すること。
東 京 労 働 局	1 産業安全（鉱山保安関係を除く。）に関すること。 2 雇用対策に関すること。
関 東 農 政 局	1 農業関係、卸売市場、食品産業事業者等の被害状況の把握に関すること。 2 応急用食料・物資の支援に関すること。 3 食品の需給・価格動向の調査に関すること。 4 飲食物品、油脂、農畜産物等の安定供給対策に関すること。 5 飼料、種子等の安定供給対策に関すること。 6 病虫害防除及び家畜衛生対策に関すること。 7 営農技術指導及び家畜の移動に関すること。 8 被害農業者及び消費者の相談窓口に関すること。 9 農地・農業用施設及び公共土木施設の災害復旧に関すること。 10 被害農業者に対する金融対策に関すること。
関 東 森 林 管 理 局	1 国有林野の保安林、保安施設（治山施設）等の維持、造成に関すること。 2 災害復旧用材（国有林材）の供給に関すること。

第3部

第1章 総則

第2節 都・区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
関 東 経 済 産 業 局	1 生活必需品、復旧資材等防災関係物資の円滑な供給の確保に関する こと。 2 商工鉱業事業者の業務の正常な運営の確保に関すること。 3 被災中小企業の振興に関すること。
関 東 東 北 産 業 保 安 監 督 部	1 火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガス等危険物等の保安 の確保に関すること。 2 鉱山における保安に関すること。
関 東 地 方 整 備 局	1 防災上必要な教育及び訓練に関すること。 2 公共施設等の整備に関すること。 3 災害危険区域等の関係機関への通知に関すること。 4 官庁施設の災害予防措置に関すること。 5 災害に関する情報の収集及び予警報の伝達並びに災害対策の指導 及び協力に関すること。 6 水防活動、土砂災害防止活動、避難誘導等に関すること。 7 建設機械の現況及び技術者の現況の把握に関すること。 8 緊急輸送に必要な船舶の情報に関すること。 9 災害時における復旧資材の確保に関すること。 10 災害発生が予測されるとき又は災害時における災害応急対策及び 復旧対策に関すること。 11 災害時における緊急輸送道路の確保に関すること
関 東 運 輸 局	1 船舶、船舶用機械及び船舶用品の安全に関すること。 2 災害時における輸送用船舶のあっせんに関すること。 3 鉄道及び軌道の安全保安並びにこれらの施設及び車両の安全保 安に関すること。 4 災害時における輸送用車両のあっせんに関すること。
東京航空局 (東京空港事務所)	1 災害時における航空機による輸送に関し、安全を確保するため の必要な措置に関すること。 2 指定地域上空の飛行規制とその周知徹底に関すること。
関 東 地 方 測 量 部	1 災害時等における地理空間情報の整備及び提供 2 復旧及び復興のための公共測量に関する指導及び助言 3 地殻変動の監視
東 京 管 区 気 象 台 (気 象 庁)	1 気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び発表を行う。 2 気象、地象（地震にあつては、発生した断層運動による地震動 に限る）及び水象の予報並びに警報等の防災気象情報の発表、伝 達及び解説を行う。 3 気象業務に必要な観測、予報及び、通信施設の整備に努める。 4 地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言を行 う。 5 防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発に努める。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	1 火山災害に関する情報の確認及び収集に関すること。 2 海難救助に関すること。 3 海上交通安全の確保(船舶交通の整理整頓・指導・制限等、航路障 害物の除去、航路標識等の復旧)に関すること。 4 海上における治安の維持に関すること。 5 その他、火山災害応急対策に必要な事項
関 東 地 方 環 境 事 務 所	1 有害物質等の発生等による汚染状況の情報収集及び提供 2 廃棄物処理施設等の被害状況、がれき等の廃棄物の発生量の情 報収集

名 称	内 容
	3 行政機関等との連絡調整及び被災状況、動物救護活動の状況等に関する情報収集、提供等
北 関 東 防 衛 局	1 災害時における所管財産の使用に関する連絡調整に関すること。 2 災害時における自衛隊及び在日米軍との連絡調整に関すること。

4 自衛隊

名 称	内 容
陸 上 自 衛 隊 (第 1 師 団)	1 災害派遣の計画及び準備に関すること。 (1) 防災関係資料の基礎調査 (2) 災害派遣計画の作成 (3) 東京都地域防災計画に整合した防災に関する訓練の実施 2 災害派遣の実施に関すること。 (1) 人命又は財産の保護のために緊急に行う必要のある応急救援又は応急復旧 (2) 災害救助のため防衛省の管理に属する物品の無償貸 付及び譲与
海 上 自 衛 隊 (横須賀地方総監部)	
航 空 自 衛 隊 (作戦システム運用隊本部)	

5 指定公共機関

名 称	内 容
国 立 病 院 機 構	1 国立病院機構の医療の提供に関すること。 2 災害医療業務の実施に関する連絡統制に関すること。
水 資 源 機 構	1 水資源開発施設の新築(水資源機構移行時に着手済の事業等に限る。)又は改築の実施に関すること。 2 水資源開発施設の保全(施設の管理)に関すること。
日 本 銀 行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑な確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請
日 赤 東 京 都 支 部	1 災害時における医療救護班の編成及び医療救護等(助産及び死体の処理を含む。)の実施に関すること。 2 災害時における避難所等での救護所開設及び運営に関すること。 3 こころのケア活動に関すること。 4 赤十字ボランティアの活動に関すること。 5 輸血用血液製剤の確保及び供給に関すること。 6 義援金の受付及び配分に関すること(原則として義援物資については受け付けない。) 7 災害救援物資の備蓄及び配分に関すること。 8 日赤医療施設等の保全及び運営に関すること。 9 外国人安否調査に関すること。 10 遺体の検案協力に関すること。 11 東京都地域防災計画に整合した災害救護に関する訓練の実施に関すること。

第3部
第1章 総則
第2節 都・区市町村及び防災機関の役割

名 称	内 容
日 本 放 送 協 会	1 報道番組(気象予警報、被害状況等を含む。)に関する事 2 広報(避難所等への受信機の貸与等を含む。)に関する事 3 放送施設の保全に関する事
東 日 本 高 速 道 路	1 管理する道路、施設等の建設及び維持管理に関する事 2 災害時の輸送路の確保に関する事 3 管理する道路、施設等の災害復旧工事に関する事
中 日 本 高 速 道 路	
首 都 高 速 道 路	1 首都高速道路等の建設及び保全に関する事 2 首都高速道路等の災害復旧に関する事 3 災害時における緊急交通路の確保に関する事
J R 東 日 本	1 鉄道施設等の工事計画、これらの施設等の保全に関する事 2 災害時における鉄道車両等による救助物資及び避難者輸送の協力に関する事 3 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関する事
J R 東 海	
J R 貨 物	1 災害時における鉄道車両等による救助物資輸送の協力に関する事
N T T 東 日 本	1 電気通信設備の建設、及び保全に関する事 2 重要通信の確保に関する事 3 気象予警報の伝達に関する事 4 通信ネットワークの信頼性向上に関する事 5 災害時の電気通信設備の復旧に関する事
日 本 郵 便	1 郵便業務及び窓口業務の確保に関する事 2 郵便物の運送施設及び集配施設の整備に関する事 3 災害時における郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策に関する事
東 京 ガ ス	1 ガス施設(装置、供給及び製造設備を含む。)の建設及び安全保安に関する事 2 ガスの供給に関する事
日 本 通 運	1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資の輸送に関する事
福 山 通 運	
佐 川 急 便	
ヤ マ ト 運 輸	
西 濃 運 輸	
東 京 電 力 グ ル ー プ	1 電力施設等の建設及び安全保安に関する事 2 電力需給に関する事
K D D I	1 重要通信の確保に関する事 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関する事
N T T ド コ モ	1 災害に強い通信施設構築、及び信頼性向上に関する事 2 災害時における重要通信の優先的疎通確保及び通信サービスの復旧に関する事
N T T コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン ズ	1 国内電話等の通信の確保に関する事 2 災害時における通信の疎通確保及び通信設備の復旧に関する事

名 称	内 容
	と。
ソ フ ト バ ン ク	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関すること。
楽 天 モ バ イ ル	1 重要通信の確保に関すること。 2 災害時における電気通信の疎通の確保及び被災通信設備等の復旧に関すること。

6 指定地方公共機関

名 称	内 容
東 武 鉄 道	1 鉄道施設等の安全保安に関すること。 2 利用者の避難誘導及び駅の混乱防止に関すること。 3 災害時における鉄道車両等による救助物資、避難者等の輸送の協力に関すること。
東 急 電 鉄	
京 成 電 鉄	
京 王 電 鉄	
京 急 電 鉄	
西 武 鉄 道	
小 田 急 電 鉄	
東 京 地 下 鉄	
東 京 モ ノ レール	
ゆ り か も め	
北 総 鉄 道	
東 京 臨 海 高 速 鉄 道	
多 摩 都 市 モ ノ レール	
首 都 圏 新 都 市 鉄 道	
東 海 汽 船	1 船舶並びに旅客及び貨物のための施設の安全保安に関すること。 2 災害時における船舶による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都 ト ラ ッ ク 協 会	1 災害時における貨物自動車(トラック)等による救助物資及び避難者等の輸送の協力に関すること。
都 医 師 会	1 医療に関すること。 2 防疫の協力に関すること。
都 歯 科 医 師 会	1 歯科医療活動に関すること。
都 薬 剤 師 会	1 医薬品の調剤、服薬指導及び医薬品の管理に関すること。
東 京 都 立 病 院 機 構	1 所管する病院の医療救護活動に関すること。
献 血 供 給 事 業 団	1 血液製剤の供給に関すること。
都 獣 医 師 会	1 動物の医療保護活動に関すること。
T B S ラ ジ オ	1 災害時における広報活動及び被害状況等の速報に関すること。 2 放送施設の保全に関すること。
文 化 放 送	
ニ ッ ポ ン 放 送	
ラ ジ オ 日 本	
エ フ ェ ム 東 京	
J ・ W A V E	
日 経 ラ ジ オ 社	
I n t e r F M	
日 本 テ レ ビ	

名 称	内 容
T B S テ レ ビ	
フ ジ テ レ ビ ジ ョ ン	
テ レ ビ 朝 日	
テ レ ビ 東 京	
T O K Y O M X	
東 京 バ ス 協 会	1 バスによる輸送の確保に関すること。
東 京 ハ イ ヤ ー ・ タ ク シ ー 協 会	1 タクシー及びハイヤーによる輸送の確保に関すること。 2 発災時の災害情報の収集及び伝達に関すること。
都 個 人 タ ク シ ー 協 会	1 タクシーによる輸送の確保に関すること。
日 本 エ レ ベ ー タ ー 協 会 関 東 支 部	1 震災時のエレベーターに閉じ込められた人の迅速な救出（危険の伴わないものに限る。）に関すること。 2 エレベーターの早期復旧に関すること。

7 住民等の役割

- 日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、予報、降灰予報等を理解しておく。
- 降灰による影響に対する理解を深め、安全確保に努める。
- 水、食料、衣料品、携帯ラジオ等非常持出用品の準備をしておく。
- マスクや目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品の準備をしておく。
- 降灰を屋内に侵入させないための対策や、家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット等で配信する降灰予報などの情報を確認する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除くなどの対策を協力して行う。
- あらかじめ家族で災害時の連絡方法、避難場所及び避難経路の確認を行う。
- 都又は町村が行う防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- 町会、自治会等が行う、地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 要配慮者がいる家庭では、事前に住民組織、消防署、交番等に情報提供する。

8 事業所の役割

- 事業所は、その社会的責任を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
- 社屋内外の安全確保及び防災資器材、食料等の備蓄等、従業員及び来客の安全確保に努める。
- 事業活動を維持することが、被災地内外の社会経済の安定及び早期復旧につながる。そのため、防災計画、事業継続計画(BCP)及び非常用マニュアルの整備等の事業活動の中断を最小限にとどめるための対策等を事前に準備するとともに、これらの計画について、点検及び見直しの実施に努める。

○ 事業所の持つ資源及び特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災市民組織等との協力等、地域社会の安全性の向上に努める。

第2章 災害予防計画

第1節 各防災機関の予防業務及び役割

1 目的

- 富士山噴火に伴う降灰による被害は、都市においては、少量の火山灰であっても、社会的影響が大きい。本章では、降灰の影響をあらかじめ予測し、災害の発生をできるだけ軽減するために、火山災害の特性を踏まえて災害予防計画を策定する。
- 予防計画の実行に当たっては、各防災機関等との連携のみならず、地域に根ざしたボランティア等の市民団体、防災市民組織、あるいは、それらの相互の連携・支援を通して、個人と組織、団体と団体等のつながりを育成・強化し、地域全体で火山災害に取り組むといった地域体制を組み立て、それを維持していくことも重要であり、区市町村とともにこれらの進め方について検討していく。

2 予防業務

○ 各機関の主な予防業務は次のとおりである。

機関名	予 防 業 務
都、区市町村、 各 防 災 機 関	1 災害対策本部体制の整備に関すること。 2 防災情報の収集体制の整備に関すること。 3 防災訓練に関すること。
都 総 務 局	1 災害予防計画の調整、統括に関すること。 2 動員体制の整備に関すること。 3 災害通信体制の整備に関すること。 4 災害広報体制の整備に関すること。 5 避難所管理運営体制の整備に関すること。 6 食料供給体制の整備に関すること。 7 生活必需品の供給体制の整備に関すること。
都 政 策 企 画 局	1 災害広報体制の整備に関すること。
都 財 務 局	1 緊急輸送体制の整備に関すること。
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	1 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 2 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。
都 環 境 局	1 ごみ等の処理体制の調整に関すること。
都 福 祉 局	1 避難所管理運営体制の整備に関すること。 2 要配慮者対策に関すること。
都 保 健 医 療 局	1 避難所管理運営体制の整備に関すること。 2 給水体制の調整に関すること。 3 医療救護体制に関すること。 4 防疫・保健衛生体制の整備に関すること。
都 産 業 労 働 局	1 食料供給体制に関すること。 2 事業資金の融資等に関すること。 3 労務供給体制の整備に関すること。
都 中 央 卸 売 市 場	1 食料供給体制に関すること。
都 建 設 局	1 都市施設等の防災構造化に関すること。 2 緊急輸送路確保のための体制の整備に関すること。
都 港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、都営漁港施設及び都営空港施設の保全に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路等の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。
都 水 道 局	1 給水体制の調整に関すること。
都 下 水 道 局	1 下水道施設の復旧に関すること。
都 教 育 庁	1 避難活動体制の整備に関すること。

機関名	予 防 業 務
	2 防災教育に関すること。
報 道 各 社	1 災害報道体制に関すること。
N T T 東 日 本	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
N T T ド コ モ	
NTT コミュニケー シ ョ ン ズ	
K D D I	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
ソ フ ト バ ン ク	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
楽 天 モ バ イ ル	1 通信施設の防災構造化及び復旧に関すること。
東 京 電 力 グ ル ー プ	1 電力施設の防災構造化及び復旧に関すること。
道 路 管 理 者	1 道路施設の防災構造化及び復旧に関すること。
鉄 道 事 業 者	1 鉄道施設の防災構造化及び復旧に関すること。

第2節 火山観測等

1 富士山における火山観測体制

○ 富士山における国の火山観測体制

気象庁	東京大学地震研究所	防災科学技術研究所	国の他の機関
・地震計 6	・地震計 8	・地震計 6	国土地理院が地殻変動観測、水準測量等の観測を実施している。
・GNSS 3	・傾斜計 1	・傾斜計 6	
・空振計 2	・歪計 1	・雨量計 4	
・傾斜計 2	・体積温度計 1	・気圧計 4	
・監視カメラ 1	・全磁力 1	・GNSS 6	

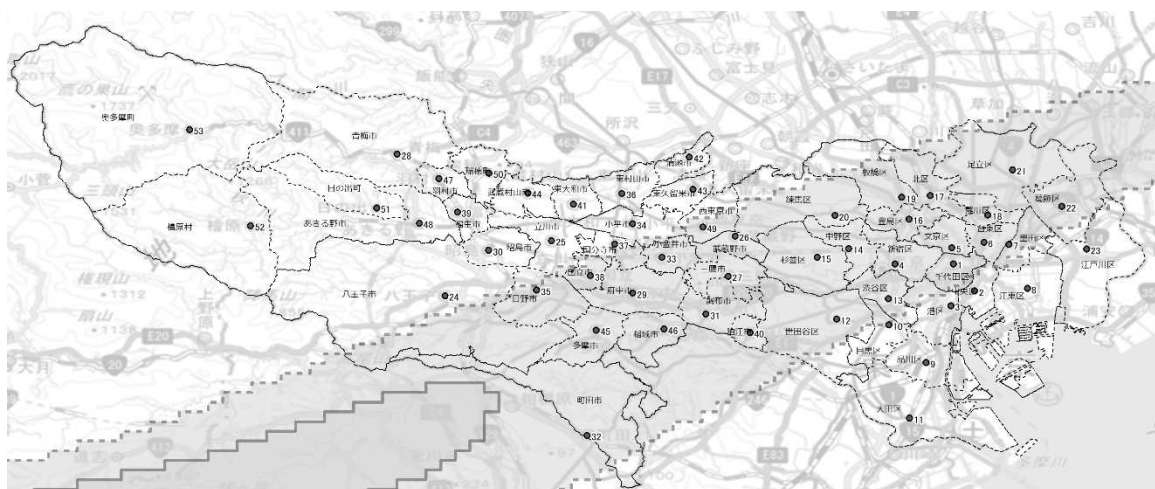
○ 気象庁の実施する火山観測

区 分	内 容
震 動 観 測	地震計により、火山及びその周辺に発生する火山性地震、火山性微動を観測する。
地 殻 変 動 観 測	GNSS、傾斜計等により、マグマの活動等に伴って生じる火山地域における膨張、収縮、傾斜変化等の地殻変動を観測する。
表面現象の観測	監視カメラ等により、噴煙の状態、噴出物等の観測を行う。 また、空振計により、火山噴火等に伴う空気振動を観測する。
そ の 他 の 観 測	火山活動に変化があった場合には、火山機動観測班による、熱観測、火山ガス観測、関係機関の協力の下ヘリコプターによる機上観測等を行う。

2 降灰厚情報等収集の方向性

- 降灰厚情報等を災害時においても迅速に収集するため、収集した情報を関係機関が入力・反映できるシステムの構築が重要である。
- このため、区市町村など各関係機関と連携し、降灰情報等を収集する場所（施設）の選定など情報収集体制を事前に構築する。
- 収集情報は発災時に迅速に行う観点から過大なものにならないように配慮するとともに、位置情報や入力時刻などは自動で入力される機能を東京都災害情報システム（DIS）に追加するなど、作業手順の簡素化に努める。
- 関係機関から収集した情報については、東京都災害情報システム（DIS）を再構築し、都内の降灰厚や降灰範囲を地図上に分かりやすく表示する。
- また、国や他県等と連携し、国の火山観測データ一元化共有システム（JVDN）等を活用した、広域的な降灰情報を収集できる体制を構築する。

〈降灰厚情報等収集のイメージ〉



第3節 安全な交通ネットワーク等の確保

1 道路・橋梁

(1) 対策内容と役割分担

ア 道路・橋梁の安全確保等

- 道路整備事業の推進や、道路・橋梁の安全確保とともに、非常時の情報収集体制の充実や障害物除去（※）用資機材の確保等を進める。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 除灰に必要不可欠な資機材等の確保に向けた体制を整備 ○ 降灰用資機材の備蓄促進 ○ 道路除灰に関する関係団体との協定の締結
都 建 設 局 都 港 湾 局	○ 東京都緊急輸送道路ネットワーク計画の見直しを実施 ○ 情報収集用資機材や、障害物除去用資機材を確保 ○ 初期段階から迅速に道路除灰を開始できるよう、降灰状況に応じた手順等を定めた方針を策定
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 交通の安全と円滑に資する情報の提供
警 視 庁	○ 降灰時の交通情報収集方策の検討 ○ ITS を活用した降灰時の交通情報発信の検討

※（道路）障害物除去

災害時に道路損壊、崩土、道路上への落下倒壊物、放置された車両などの交通障害物により通行不可能となった道路において、それらの障害物を除去、簡易な応急復旧の作業をし、避難・救護・救急対策等のための初期の緊急輸送機能の回復を図ること。道路啓開ともいう。

(2) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 降灰の初期段階から迅速に道路除灰を開始できるよう、除灰に必要な不可欠な資機材等の確保に向けた取組を支援する。
- 降灰が大量かつ広範囲に及び、都内のみで除灰に必要な資機材等が不足する場合に備え、国や他自治体と連携し、降灰域外など、広域的に資機材を確保する体制を構築するとともに、これら資機材が降灰時に参集できるよう、集結拠点を確保する。

《都建設局・都港湾局》

- 日常的な巡回点検などにより、道路の維持管理を着実にやっていく。
- 被災時における円滑な交通を確保し、応急対策や早期復旧を迅速に行うため、道路・橋梁等の安全確保を図っていく。
- 迅速な道路障害物除去に向け、火山灰等の撤去に不可欠な重機類、資機材等の確保のため、関係団体と協定を締結し、訓練等で連携を図る。
- 優先除灰道路（※1）については、防災拠点等の見直しを踏まえて設定している。

（別冊資料●「優先除灰道路路線図」）

- 職員に対して、定期的に参集等の初動対応訓練を行うなど情報収集体制の充実を図る。また、警視庁等の関係機関と連絡調整を図る。
- 初期段階から迅速に道路除灰を開始できるよう、優先除灰道路等の通行が確保できる体制を強化し、降灰状況に応じた手順等を定めた方針を策定するなどソフト面からも道路の噴火降灰対策を図る。

《都生活文化スポーツ局》

- （公財）日本道路交通情報センターと協定を締結し、同センターが運用する災害時情報提供システムを活用し、交通の安全と円滑に資する情報を提供する。

《警視庁》

- 降灰発生時には、車両感知器のみでは交通情報の収集が困難となる可能性があることから、インターネットの活用など、交通情報の収集方法の多様化等により、降灰時においても必要な情報が的確に収集・活用できる方策について検討する。

《道路管理者》

- 各道路管理者が連携し、火山灰処理を想定した道路啓開計画を策定する。
- 道路・橋梁等について、噴火降灰対策の取組を推進する。

※1 優先除灰道路

応急対策及び輸送路管理の中核となる機関・施設及び降灰時の住民の生活維持等に関する施設を「降灰時に除灰を優先する重要拠点」とし、それらと連絡する路線

2 鉄道

(1) 対策内容と役割分担

- 降灰用備蓄の推進や、BCPの作成等により早期復旧に向けた対策を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都 交 通 局 各 鉄 道 事 業 者	○ 作業員のマスク、ゴーグル等の配備 ○ デッキブラシ、竹ぼうき、ブロアー等の日常的に利用している道具を除灰時に活用できるよう確認・備蓄 ○ 火山を対象としたBCPの作成

(別冊資料●「鉄道施設の現況」)

(2) 詳細な取組内容

《都交通局》《各鉄道事業者》

- 作業員の健康被害対策として、マスク・ゴーグル等の降灰用備蓄品を配備する。
- 日常的に利用している道具を代用して鉄道施設の除灰ができるよう、デッキブラシ、竹ぼうき、ブロアー等の数量や保管場所を確認し、備蓄する。
- 降灰からの早期復旧や事業継続に向け、火山を対象としたBCPを作成する。

3 港湾・空港施設等※

※富士山噴火降灰編では、空港施設に東京ヘリポートを含むものとする。

(1) 対策内容と役割分担

- 資機材の備蓄、設備・施設の整備等により、災害を予防するとともに、発災時に対応できる体制を整える。

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 海岸保全施設、港湾施設、空港施設（調布飛行場及び東京ヘリポート）の整備等
第 三 管 区 海上保安本部 (東京海上保安部) (東京湾海上交通センター)	○ 救難防災用資機材を整備 ○ 海上交通安全の確保
東 京 航 空 局	○降灰除去に必要な機材の配備（東京国際空港）

(別冊資料●「空港施設の現況」)

(2) 詳細な取組内容

《都港湾局》

- 東京港の岸壁、護岸、ふ頭と既存の緊急輸送道路を結ぶ道路等の港湾施設等を整備する。
- 火山噴火等の災害発生時における迅速な復旧活動が行えるよう、港湾・空港施設の防災力を向上させる。
- 東京港の防災対応力強化を図るため、DXを活用していく。

《第三管区海上保安本部（東京海上保安部、東京湾海上交通センター）》

- 救難防災用資機材の調達・整備に努める。
- 東京湾における海上交通の安全のため、航行管制及び情報提供を行う体制の充実に努める。また、航路標識の整備等、航路の安全確保を実施する。

《東京航空局》

- 降灰除去に必要な機材の配備（東京国際空港）

4 緊急輸送ネットワークの整備

(1) 対策内容と役割分担

- 降灰時の緊急輸送を円滑に行うため、指定拠点と他県及び指定拠点相互間を結ぶ緊急輸送ネットワークの整備を行う。

機 関 名	対 策 内 容
各 防 災 機 関	○ 優先除灰拠点を指定
都 各 局	○ 各防災機関が指定した拠点について、緊急輸送ネットワークを整備

(2) 詳細な取組内容

- 都内の広い範囲で降灰が発生し、啓開が必要な道路が多いことが想定されることから、迅速な道路啓開を行うためには、降灰時に優先的にアクセスを確保する必要がある拠点と、それらをつなぐネットワークの絞り込みが必要である。

【降灰時に除灰を優先する拠点及び道路の指定の考え方】

- 地域防災計画（震災編）の「緊急ネットワークにおける指定拠点」を踏まえつつ、このうち、応急対策及び輸送路管理の中核となる機関・施設（一次拠点）及び降灰時の住民の生活維持等に関する施設（二次拠点）を「降灰時に除灰を優先する重要拠点」とし、それらと連絡する路線を「優先除灰道路」として指定する。また、降灰の特性を踏まえ、都民の生活維持にかかわる施設等、地域防災計画（震災編）の指定拠点に含まれていない施設についても、新たに重要拠点として追加する。

なお、降灰時には、優先除灰道路の上下各1車線を確保することを原則とする。

- 物資輸送に関する機関や施設等（三次拠点）をつなぐ道路についても、優先除灰道路の啓開後、順次道路除灰作業を実施する。
- あらかじめ決めた優先除灰道路に限らず、人命に関わる緊急対応、ライフライン途絶等への対応時は各機関からの要請等に応じ、柔軟に除灰作業を実施する。

《各防災機関》《都各局》

- 輸送路の多ルート化を図るため、陸・海・空・水上・地下にわたる輸送ネットワークを整備する。
- また、水上輸送基地についても、関係機関と連携して、必要な整備等を図る。

【優先除灰道路における指定拠点】

区分		指定拠点の種類	優先除灰拠点	機能
都・区市町村		・都庁本庁舎、立川地域防災センター ・区市町村本庁舎	○	一次
輸送路管理等	道路管理等	・関東地方整備局、国道事務所 ・警視庁（本部庁舎） ・都建設事務所 ・東日本高速道路、中日本高速道路 ・首都高速道路	○	一次
	鉄道管理等	・鉄道本社	○	一次
	空港管理等	・東京航空局東京空港事務所、東京空港整備事務所（東京国際空港） ・東京都調布飛行場管理事務所（東京都調布飛行場） ・東京都東京ヘリポート	○	一次
	港湾管理等	・東京港管理事務所、東京港建設事務所、高潮対策センター、第二高潮対策センター ・関東地方整備局、東京港湾事務所	○	一次
	河川管理等	・荒川下流河川事務所 ・（※）都建設事務所、都江東治水事務所、水門管理センター	○	一次
放送		・放送局	○	二次
主要初動対応	防災拠点	・基幹的広域防災拠点	○	一次
	自衛隊	・陸上自衛隊駐屯地 ・航空自衛隊基地	○	二次

第3部

第2章 災害予防計画

第3節 安全な交通ネットワーク等の確保

主要 初動 対応	警 察		・(※) 警視庁（本部庁舎）、多摩総合庁舎、新橋庁舎 ・機動隊、自動車警ら隊、交通機動隊、高速道路交通警察隊 ・方面本部 ・警察署	○	二次
	消 防		・東京消防庁（本庁舎） ・消防方面本部・訓練場、即応対処部隊 ・装備工場、幡ヶ谷庁舎、航空隊江東航空センター、航空隊多摩航空センター ・消防署 ・稲城市消防本部（消防署）	○	二次
	医 療	病院等	・災害拠点病院 ・日本赤十字社本社 ・日本赤十字社東京都支部	○	二次
		医薬品等 備蓄倉庫	・(※) 立川地域防災センター ・備蓄倉庫 ・都薬剤師会医薬品・情報管理センター ・医薬品卸売販売業者倉庫 ・医療用ガス販売業者倉庫	○	二次
		血液センター	・東京都赤十字血液センター ・献血供給事業団	○	二次
		保健所等	・保健所、保健センター	○	二次
	救出救助 拠点	救出救助 拠点	・大規模救出救助活動拠点（告示済箇所） ・医療機関近接ヘリコプター緊急離着陸場 ・河川等船着場（災害拠点病院近接）	○	二次
		その他	・都建設局公園緑地事務所	○	二次
	ライフライン		電信電話 ・NTT 東日本、KDDI、NTT ドコモ、NTT コミュニケーションズ、ソフトバンク、楽天モバイル	○	二次
			電気 ・東京電力グループ	○	二次
			ガス ・東京ガスグループ	○	二次
			水道 ・水道局支所等、給水管理事務所 ・浄水場	○	二次
			下水道 ・下水道事務所、流域下水道本部 ・水再生センター、浄化センター、スラッジプラント、ポンプ所	○	二次
輸 送 拠 点	広域 輸 送 基 地	陸上 輸 送 基 地	・(※) 立川地域防災センター、多摩広域防災倉庫 ・トラックターミナル		三次
		航空 輸 送 基 地	・(※) 東京国際空港 ・(※) 東京都調布飛行場 ・(※) 東京都東京ヘリポート	○	一次

	海上輸送基地	<緊急物資輸送対応施設> ・大井食品ふ頭、芝浦ふ頭、辰巳ふ頭、10号地その1多目的ふ頭、品川ふ頭（内貿）、中央防波堤内側内貿ふ頭、東京国際クルーズふ頭 <幹線貨物輸送対応施設> ・大井コンテナふ頭、中央防波堤外側コンテナふ頭、中央防波堤内側内貿ふ頭 <緊急物資輸送等対応施設> ・竹芝ふ頭、日の出ふ頭、晴海ふ頭、品川ふ頭、フェリーふ頭、10号地ふ頭、青海コンテナふ頭、大井コンテナふ頭、中央防波堤外側コンテナふ頭 <島しょ部の緊急物資輸送対応施設> ・大島（岡田港岸壁（-7.5m））、利島（利島港岸壁（-7.5m））、新島（新島港岸壁（-7.5m））、式根島（野伏漁港-7.5m 岸壁）、神津島（神津島港岸壁（-7.5m））、三宅島（阿古漁港-7.5m 岸壁）、御蔵島（御蔵島港岸壁（-7.5m））、八丈島（神湊港岸壁（-7.5m））、八重根漁港-5.5m 岸壁）、青ヶ島（青ヶ島港岸壁（-6.0m））、父島（二見港岸壁（-7.5m））、母島（沖港岸壁（-5.0m））	○	一次
			○	一次
				三次
				三次
	水上輸送基地	・河川等船着場（その他）		三次
	地域内輸送拠点	・区市町村庁舎等		三次
	その他	・駅 東京、秋葉原、上野、日暮里、池袋、新宿、渋谷、品川、赤羽、蒲田、錦糸町、大崎、新橋、立川、八王子、三鷹、国分寺、北千住、京王多摩センター、浅草、テレコムセンター、八王子、隅田川、東京貨物ターミナル（JR 貨物） ・高速道路 PA、SA（首都高、中央高速） ・都中央卸売市場		三次
	車両基地	・都交通局自動車営業所 ・その他車両基地		三次
	備蓄倉庫	・備蓄倉庫（直営倉庫） ・（※）備蓄倉庫（兼用倉庫）		三次
	その他	・火葬場		三次

（注）※印は対象施設に重複があることを示す。

（別冊資料●「指定拠点一覧表」）

第4節 安全なライフライン等の確保

- 降灰によるライフラインの機能不全という最悪のケースを回避するため、ライフライン事業者による予防・応急復旧策を強化していく。
(本計画に定めのない部分は、東京都地域防災計画震災編第2部第4章に準じて対応する)
- また、都は、ライフライン対策の一層の強化に向けて、引き続き国に対し、ライフライン施設等の都市基盤への影響に係る調査研究の実施や具体的な対策の提示を行うとともに、ライフライン事業者等が行う降灰対策に関する対応指針を示すよう、要望していく。

1 水道

(1) 対策内容と役割分担

- 水道施設のバックアップ機能の強化対策等を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
都 水 道 局	○ 噴火に備えた BCP や応急復旧計画等の策定 ○ 降灰時に浄水場等の機能が維持できる体制の整備 ○ 作業員の防塵マスク・ゴーグルの備蓄 ○ 施設・設備の吸排気等の点検 ○ 浄水施設の屋内化 ○ 自家用発電設備の整備 ○ 降灰時におけるライフラインの早期復旧体制の強化（復旧作業資機材の配備、復旧作業の定期的な訓練、応援体制の確立）

(2) 詳細な取組内容

《都水道局》

- 噴火時に備え、BCP（事業継続計画）や応急復旧計画等を事前に策定するとともに、これらの計画について点検及び見直しの実施に努める。
- 降灰被害に備え、特に防護の必要のある施設においては、作業員の防塵マスク、ゴーグル等の所要の資機材を備蓄する。
- 平時より、降灰の流入による施設の機能低下が生じないように、施設・設備の吸排気等を点検する。
- 降灰も含めた異物混入対策として、浄水処理の最終工程である急速ろ過池の覆蓋化を実施し、全ての浄水場で完了している。加えて、降灰時に水質基準値を超えるおそれがある浄水場については、沈殿池にシート型の覆蓋を設置している。今後は、浄水場の更新などに併せて、浄水施設の屋内化を進めていく。
- 停電時においても安定的に給水を確保できるよう、浄水場等に自家用発電設備を新設・増強し、必要な電力を確保する。

2 下水道

(1) 対策内容と役割分担

下水道施設のバックアップ機能を強化する。

機 関 名	対 策 内 容
都 下 水 道 局	○ 噴火に備えた BCP や応急復旧計画等の策定 ○ 作業員の防塵マスク・ゴーグルの備蓄 ○ 施設・設備の吸排気等の点検 ○ 降灰時に水再生センター等が稼働できる体制の整備 ○ 非常用発電機の整備、燃料の多様化 ○ 降灰時におけるライフラインの早期復旧体制の強化（復旧作業資機材の配備、復旧作業の定期的な訓練、応援体制の確立）

(2) 詳細な取組内容

《都下水道局》

- 噴火時に備え、BCP（事業継続計画）や応急復旧計画等を策定するとともに、これらの計画について点検及び見直しの実施に努める。
- 降灰被害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、作業員の防塵マスク、ゴーグル等の所要の資機材を備蓄する。
- 平時より、降灰の流入による施設の機能低下、施設・設備の吸排気等を点検する。
- 灯油と都市ガスのどちらでも運転可能なデュアルフューエル発電設備を導入するなど、電源と燃料の多様化を推進していく。
- 降灰時に水再生センター等が稼働できる体制を整備していく。

3 電気・通信等

(1) 対策内容と役割分担

- 都、区市町村及び災害応急対策に係る機関は、災害時に公共施設、拠点施設や避難所等の機能を維持するために、非常用電源の導入や LP ガスの活用等必要な電力確保策を図り、保有する電源設備等について、安全性の確保や平常時からの点検、操作訓練等に努める。

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ	○ 噴火に備えた応急復旧計画等の策定 ○ 復旧要員の防塵マスク・ゴーグルの備蓄 ○ 施設・設備の吸排気等の点検 ○ がいし清掃装置の配備 ○ 設備更新に合わせて降灰影響を受けにくい設備に交換 ○ 火力発電所への予備フィルタ設置 ○ 降灰時におけるライフラインの早期復旧体制の強化（復

機 関 名	対 策 内 容
	旧作業資復旧作業の定期的な訓練、応援体制の確立) ○ 電力を供給する設備の優先順位の整理
各 通 信 事 業 者	○ BCP や応急復旧計画等の策定 ○ 復旧要員の防塵マスク・ゴーグルの備蓄 ○ 施設・設備の吸排気等の点検 ○ 非常用発電機の燃料確保及び給油体制の構築 ○ 重要局舎の吸排気口カバー設置検討 ○ 空調設備の対策（交換機施設における空調設備のバックアップ構造化など） ○ 復旧作業資機材の配備 ○ 復旧作業の定期的な訓練 ○ 応援体制の確立 ○ 人口密集地及び行政機関の通信確保に向けた対策に取り組む
N T T 東 日 本	○ 降灰時においても機能を維持する設備構築 ○ 非常用電源の長時間化 ○ 通信網の多ルート・中継拠点分散化

（２）詳細な取組内容

《東京電力グループ》

- 噴火時に備え、応急復旧計画等を事前に策定するとともに、これらの計画について点検及び見直しの実施に努める。
- 降灰被害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、復旧要員の防塵マスク、ゴーグル・がいし清掃装置等の所要の資機材を備蓄する。
- 平時より、降灰の流入による施設の機能低下に備える。
- 設備更新に合わせて降灰影響を受けにくい設備に交換していく。
- 降灰時に備えて、火力発電所に予備フィルタを設置する。
- 電力系統は、発電所から連係する放射状の送電線からの電力供給を、首都圏の周囲に張り巡らした二重三重の環状の送電線で一旦受け止め、そこから網の目のようなネットワークを使い電力供給するよう構成されている。
- 送電線は変電所で接続変更できるため、万一、一つの送電ルートが使用できなくなっても、別のルートから速やかに送電することができる。
- 電気の供給信頼度の一層の向上を図るため、災害時においても、系統の切り替え等により、早期に停電が解消できるよう系統連系の強化に努める。

《各通信事業者》

- 噴火時に備え、BCP（事業継続計画）や応急復旧計画等を事前に策定するとともに、これらの計画について点検及び見直しの実施に努める。

- 降灰被害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、作業員の防塵マスク、ゴーグル等の所要の資機材を備蓄する。
- 平時より、降灰の流入による施設の機能低下に備える。
- 電気通信設備及び附帯設備の防災設計を実施するとともに、通信施設が被災した場合においても、応急の通信が確保できるよう通信設備の整備を行う。
- 都庁、区市町村役場等災害対策拠点、医療機関、人口密集地等の重要エリアの通信を確保するために、基地局等において、非常用発電機による無停電化やバッテリー長時間化に取り組む。
- 避難者や移動困難者が多く発生する可能性のある地域での通信確保等、柔軟で迅速なサービス復旧を行うため、移動基地局車、可搬型基地局、移動電源車等を配備する。

《NTT 東日本》

- 区市町村が指定した避難所（小中学校、公民館等）のうち各区市町村から設置要望のあった施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで、災害時における避難者の通信手段を確保することを可能とする。
- 自治体が指定した公共施設、オフィスビル、ホテル、コンビニ、駅等の施設に災害時用公衆電話（特設公衆電話）を事前に設置することで災害時における移動困難者の通信手段を確保する。

4 ライフライン事業者の連携体制の構築

（１）対策内容と役割分担

- 平時より、都とライフライン事業者間の連絡・情報共有体制を密にし、災害時の円滑な応急復旧体制を構築する。

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局 各ライフライン 事 業 者	○ 都とライフライン事業者間の相互連携体制の構築

（２）詳細な取組内容

《都総務局》《各ライフライン事業者》

- 都とライフライン事業者間において、適宜連絡協議会を実施するなど平時の連絡を密にするとともに、発災時のタイムラインに応じて想定される活動内容、被害・復旧状況等の情報、要請・依頼事項、連絡手段等をあらかじめ共有するとともに、国や他県等とも連携し、災害時に円滑な復旧活動を行える相互連携体制を構築する。

- また、ライフライン事業者との訓練等を通じて、情報連絡体制を強化する。

第5節 農林水産対策

1 農林水産対策

(1) 対策内容と役割分担

- 降灰に伴う農林水産関係の被害を最小限に防止するため、予防技術対策を農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知徹底を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都産業労働局	○ 農作物等への被害の軽減に向けた事前対策について、技術的指導や予防技術の周知を行う。 ○ 降灰や泥流・濁水による養殖業のへい死の予防技術の周知を行う。
区 市 町 村 (農 業 関 係 所 管 部 署)	○ 農林水産業における被害情報の収集と都への報告を行う。 ○ 都と連携し、予防技術対策の充実と周知を行う。

(2) 詳細な取組内容

《都産業労働局》

- フィルム資材による農産物等の被覆など、農作物等への被害の軽減に向けた事前対策について、技術的指導や被害を予防する技術の周知徹底を行う。
- 降灰、泥流による濁水による養殖魚のへい死等を予防する技術の周知徹底を行う。

《区市町村》

- 都と連携し、予防技術対策の充実を図るとともに、農林水産業団体、農林水産業者等に対し周知徹底を図る。

第6節 訓練及び防災知識の普及・啓発

1 防災広報

- 都の地域に一度降灰があると、大きな混乱が予想される。このため、第2部第2章第4節「訓練及び防災知識の普及・啓発」(P49)によるほか、火山活動に常時対応できるよう、都及び防災機関は、防災知識の周知徹底を図るとともに、防災訓練を実施し、災害時に応急活動が円滑に行えるよう努める。

機 関 名	対 策 内 容
都 区 市 町 村	○ 都民や事業者等の自助・共助の促進に向けて、平素から地域住民、各事業所及び学校の児童生徒を対象にそれぞれに適した方法により、災害のリスクに対する理解をより深めるため、火山・降灰に関する知識の普及活動を行う。 ○ 各防災機関は、必要に応じて下記内容等の広報を実施する。 ・噴火警報、噴火警戒レベル等についての普及啓発 ・各防災機関の火山対策 ・火山活動の異常現象時の対応措置 ・噴火時の対応措置 ・降灰時における火山灰の処理方法（敷地内の火山灰は下水道に流さない） ・降灰による健康被害の防止 ・降灰によるライフライン関係機関及び交通機関への影響 ○ 降灰による影響を自分事と捉え火山噴火に備えられるよう、インターネット、動画やリーフレットなど視覚情報を活用するとともに、やさしい日本語や多言語化なども通じて、こどもや外国人をはじめ誰もが分かりやすい情報発信を行う。 ○ 防災展又は火山防災の日におけるイベントの実施、講演会の開催等を通じ、防災知識の普及を図る。
都 政 策 企 画 局	○ 広報紙・テレビ・ラジオ・ホームページ等における防災情報の提供

第3部

第2章 災害予防計画

第6節 訓練及び防災知識の普及・啓発

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 ○ 多言語や、やさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の改修・ダウンロード促進 ○ 自助・共助の取組向上に向け、性別や世代等の多様な視点を踏まえた調査により、都民の防災意識や取組状況を把握 ○ 防災に係る各種冊子・パンフレットの作成、配布 ○ 各局等が提供する情報をワンストップで入手できるポータルサイトを作成するなど、ホームページやSNS等による分かりやすい防災情報の発信 ○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ Webサイト「東京備蓄ナビ」の運用及び普及広報により都民の日常備蓄の取組を促進 ○ 防災への取組が十分でない若年層に対し、様々なツールを活用し、啓発を実施 ○ 屋外大型ビジョンを活用した平常時の広報の実施 ○ 区市町村等と連携し、都民や地域コミュニティにおける防災対策の取組を促進
都子供政策連携室	○ 子供に対する防災情報の「東京都こどもホームページ」への掲載
都 都 市 整 備 局	○ 大規模な自然災害が発生した際の復興を円滑に進めるため、都民参加型のシンポジウムを開催し、普及啓発を図る
都 福 祉 局	○ 都内の全社会福祉施設等に対し、「防災週間」にあわせ、訓練指針等について周知 ○ 避難行動要支援者名簿の整備、支援者や避難先など避難行動要支援者一人ひとりに対応した個別避難計画の策定など、区市町村の取組に対する支援の実施 ○ 区市町村職員を対象とした災害時における要配慮者対策研修の実施
都 保 健 医 療 局	○ 災害時の医療救護活動等に関する各種マニュアルの作成、マニュアルに基づく研修会（トリアージ研修会、身元確認に関する歯科医師研修会等）の実施 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
都 水 道 局	○ 降灰時の水道局の応急対策・水の備蓄方法及び備蓄が必要な理由に係る広報の実施
都 下 水 道 局	○ 下水道に灰を流さないなど清掃作業時の注意点を普及啓発

機 関 名	対 策 内 容
都 教 育 庁	○ 学校における災害時の対応、教育活動の再開への対応を周知
警 視 庁	○ 防災展、防災訓練、各種会議、講習会等の機会や巡回連絡、防犯座談会等諸警察活動を通じての防災に係る広報活動の実施 ○ 生活安全情報、事件事故情報や各種相談窓口等ホームページへの掲載 ○ 災害情報等、災害対策課への掲載 ○ 降灰発生時等に交通規制の支援を行う交通規制支援ボランティアの確保、教養訓練の実施
東 京 消 防 庁	○ ラジオ、テレビ、新聞等に対する情報提供・取材協力 ○ 「はたらく消防の写生会」の開催及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 防火防災への参画意識を高めるための、防火防災標語の募集及び表彰式を活用した防火防災思想の啓発 ○ 各家庭を訪問し、防火防災対策の普及啓発を行う「防火防災巡回」及び高齢者や障害者を対象に防火防災対策や生活実態を確認し、必要な対策を講じる「住まいの防火防災診断」の実施 ○ 出火防止及び初期消火に関する備えの指導 ○ 「地域の防火防災功労賞制度」を活用した都民の防災意識の普及啓発
区 市 町 村	○ 要配慮者の把握及び避難行動要支援者名簿及び個別避難計画を作成 ○ 防災マップや防災パンフレット等の作成・配布 ○ 災害対策や防災情報のホームページへの掲載 ○ 防災や要配慮者支援に係る実践事例等を学ぶ講習会の実施 ○ 動物の適正な飼養、災害時の備えなどに関する飼い主への普及啓発を実施
東京管区気象台	○ 気象庁ホームページ等を通じて、噴火警戒レベルや降灰予報等の火山防災や降灰に関連する用語や知識の普及に努める。 ○ 防災に関するパンフレット、映像教材等の広報資料の作成・配布 ○ 関係機関と連携した講演会の開催、講師の派遣などによる防災知識の普及・啓発及び防災気象情報の利活用の促進 ○ お天気フェア等の開催 ○ 報道発表、気象の知識、安全教育支援資料等のホームページへの掲載及び利活用の促進 ○ 東京都教育庁と連携した安全教育の支援

第3部

第2章 災害予防計画

第6節 訓練及び防災知識の普及・啓発

機 関 名	対 策 内 容
東 京 労 働 局	○ 「第14次東京労働局労働災害防止計画（2023年～2028年）」に基づき「Safe Work TOKYO」の下、官民一体となり第三者災害防止につながる災害防止対策を推進 ○ 東京産業安全衛生大会の開催等により、労働災害防止に向けた国民全体の安全・健康意識の高揚、危険感受性の向上、防災につながる安全知識の普及啓発 ○ 特に建設業等に対しては、地震発生及び強風後の足場等仮設設備の点検等による災害防止を促進
日 赤 東 京 都 支 部	○ 都民、学校等を対象に、救急法等の講習会及び防災・減災に関するセミナーの実施 ○ 東京都赤十字救護ボランティアを対象とする、災害時のボランティア活動に必要な基本的な知識・技術の習得を内容としたセミナーの開催 ○ 各地区奉仕団、各学校、各種団体等における災害時の救護活動及び災害状況等の記録ビデオの活用 ○ 防災情報・救護活動状況等のホームページ等への掲載
N T T 東 日 本	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用体験、防災パンフレット等の配布 ○ 災害用伝言ダイヤル（171）、災害用伝言板（web171）の利用方法等の紹介 ○ 事前設置型災害用公衆電話の運用訓練支援 ○ 公衆電話の利用方法に関する啓蒙活動
N T T ド コ モ	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板の利用方法の紹介、災害対策関連機器の説明、防災パンフレット等の配布
K D D I	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板や、衛星携帯電話、その他災害対策関連機器・サービス等の知識の普及、利用促進 ○ 災害に対する取組や、災害用伝言板サービスの紹介
ソ フ ト バ ン ク	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言板サービスの説明と利用体験機会の提供 ○ 災害対策関連機器・サービスの紹介
楽 天 モ バ イ ル	○ 防災展及び地域防災訓練等における災害用伝言サービス、0000JAPANの説明と利用体験機会の提供 ○ 災害対策関連機器、サービスの紹介
各 放 送 事 業 者	○ 平常時における災害予防に係るキャンペーン番組の編成 ○ 家庭・職場で、火山に備えた取組を進めるための具体的な情報発信
東京ガスグループ	○ 災害時やガスが出ない等の緊急時における対応についてホームページ等を通じて周知する。 ○ 防災・安全対策に関する取組紹介

機 関 名	対 策 内 容
東京電力グループ	○ 停電・復旧情報等のホームページ、携帯サイトへの掲載 ○ 災害に強い設備づくり、万一の災害に備えた復旧態勢の整備等、具体的な防災対策のホームページへの掲載
道 路 管 理 者	○ 降灰による車両走行に係る影響・支障などの防災知識を周知する。
都 交 通 局 鉄 道 事 業 者	○ 降灰による鉄道への影響・支障の可能性を周知する。

2 防災教育

各機関は、幼児期から社会人までの継続した総合的な防災教育の推進により、生涯にわたる自助・共助の精神をかん養する。

防災知識の普及等を推進する際には、性別による視点の違いに配慮し、女性の参画の促進に努めるとともに、女性や青年も含めた防災リーダーを育てる防災教育を実施していく。

また、都民、防災市民組織等を対象とした防災訓練を充実させ、広報等により訓練参加者の増加を図っていく。

さらに、災害教訓の伝承として、過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、各種資料を広く収集・整理し、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 都民を対象とする、災害時における自助・共助の重要性や一人ひとりの備えを周知するための普及イベントを防災機関と連携して開催 ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成 ○ 関東地方測量部、区市町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 各私立学校における防災教育の推進を図るための、必要な情報の提供 ○ 災害対策における男女平等参画の視点の必要性について、区市町村に対し趣旨を普及し、具体化に向けた助言を実施
都 教 育 庁	○ 防災教育デジタル教材「防災ノート～災害と安全～」を活用した実践的な防災教育の推進 ○ 自治体防災課等と連携した都立高校（全日制課程と一部の定時制課程）における地域と連携した防災訓練及び避難所設営・運営訓練 ○ 都立高校生等を対象とした防災リーダーとして活躍できる人材を育成する防災士養成講座の実施

機 関 名	対 策 内 容
	○ 安全教育推進校の指定、「学校安全教室指導者講習」の開催等による教員の資質向上 ○ 東京消防庁等と連携した防災教育の推進
警 視 庁	○ テロ対策のために全警察署（102 署）に展開している地域版パートナーシップを降灰対策に活用した研修会、合同訓練の実施と幼稚園、小・中・高校を対象とした防災教育の推進
東 京 消 防 庁	○ 出火防止等に関する教育の実施 ○ まちかど防災訓練車を活用した初期消火訓練の推進 ○ 都民の自主救護能力の向上に寄与する応急手当普及用資器材の整備・充実 (別冊資料●「応急手当普及用資器材現況」) ○ 都民等に対し、AEDの使用方法を含めた救命講習を実施するとともに、誰もが安心して応急手当を実施できる環境を整備 ○ 一定以上の応急手当技能を有する都民に対する技能の認定等、都民の応急救護に関する技能の向上 ○ 小学生には救命入門コース、中学生には普通救命講習、高校生には上級救命講習の受講を推奨 ○ 町会・自治会本部を中心に、民生児童委員、町会員等と連携した避難行動要支援者の安否確認要領及び救出救護要領の確認を取り入れた防災訓練の実施
区 市 町 村	○ 防災市民組織の育成指導 ○ 要配慮者、家族、地域住民等が合同で実施する避難訓練への支援 ○ 各避難所運営主体による避難所運営訓練や総合防災訓練等への要配慮者と家族の参加に対する支援 ○ 各家庭における地震時の身体防護・出火防止等の徹底を図るための防災教育の推進 ○ 実践的な防災訓練を通じた都民の防災行動力の向上の推進 ○ 関東地方測量部、都と連携した自然災害伝承碑の取組推進
関東地方測量部	○ 都、区市町村と連携した自然災害伝承碑の取組推進

3 外国人支援対策

(1) 対策内容と役割分担

各機関は、在住外国人及び外国人旅行者等に対し、平常時から、防災知識の普及や地域行事を利用した防災訓練の実施等を推進していく。

機 関 名	対 策 内 容
都	○ 「やさしい日本語」を含む多言語での在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及・啓発等
都 総 務 局	○ 防災ブック「東京くらし防災」「東京防災」多言語版等により、女性・要配慮者等の視点、災害関連死対策の観点等を踏まえた防災対策について、普及啓発を推進 ○ 多言語ややさしい日本語を使用するなど、誰もが使いやすい「東京都防災アプリ」の改修・ダウンロード促進 ○ 東京都防災ホームページ等で多言語による防災知識の普及・啓発を実施
都 政 策 企 画 局	○ 在京大使館等との連絡体制の確保
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 在住外国人のための防災訓練や区市町村及び国際交流協会の職員等に対する災害時の外国人支援等に係る研修の実施 ○ 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用した外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練及び東京都防災（語学）ボランティアに対する研修や訓練の実施
都 産 業 労 働 局	○ 観光関連事業者等のための外国人旅行者対応マニュアルの配布
東 京 消 防 庁	○ 東京消防庁ホームページ等で119番通報要領を周知
区 市 町 村	○ 在住外国人及び外国人旅行者等への防災知識の普及を推進 ○ 避難道路標識等の外国語標記の推進 ○ 地域の防災訓練に参加する外国人への支援

（２）詳細な取組内容

＜都＞

- （公財）東京都つながり創生財団と連携し、「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及・啓発に努める。
- 東京都防災（語学）ボランティアシステムを活用し、外国人災害時情報センターの設置・運営等の訓練を実施するとともに、東京都防災（語学）ボランティアに対して研修や訓練を行い、スキルアップを図る。
- 防災に関する動画を「東京動画」等においてインターネット配信し、情報提供を行う。
- 都及び区市町村は、在住外国人向けメディア（エスニック・メディア）や外国人支援団体に対し、連絡会等の場を活用し、平常時から情報提供を行う。
- 東京観光情報センター等において、防災情報も掲載したトラベルガイドを配布し、外国人旅行者に対する情報提供を行う。
- 119番通報要領をホームページに掲載し、新規外国人旅行者に対して情報提供を行う。
- 都内観光関連事業者等へ緊急、災害時の対応マニュアルを配布し、外国人旅行者に対する案内・誘導、情報提供等の円滑化を図る。
- ローマ字、英文併記を原則に、道路標識の整備を推進する。

- 外国人への情報伝達を支援するため、在京大使館等との通信訓練を引き続き実施する等、連絡体制の確保に取り組んでいく。

《区市町村》

- 地域の国際交流協会等と連携し、外国人参加の防災訓練や防災講座、防災教室、多言語対応防災マニュアル、防災マップの作成などを通じて「やさしい日本語」を含む多言語での防災知識の普及を図る。その際、外国人が共助の担い手にもなり得ることに留意する。
- 都が作成する防災に関する動画を活用し、外国人が多く集まる場所等で、情報提供を行う。
- 東京都防災（語学）ボランティア等を活用し、地域の防災訓練に参加する外国人への支援を推進する。

第7節 住民等の防災行動力の向上

1 災害に強い社会づくり

(1) 対策内容と役割分担

- 住民、事業所等は、「自らの生命は自らが守る」、「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを防災の基本として、災害に対する不断の備えを進めるとともに、行政、事業所、住民、ボランティア団体等との相互連携及び相互支援を強め、災害時に助け合う地域連携の確立に協力する。

機 関 名	対 策 内 容
住 民 等	○ 噴火警報、降灰予報等の情報収集 ○ 非常持出用品の準備 ○ 防災訓練及び防災事業への積極的参加 ○ 要配慮者に関する情報提供
地 域 組 織 防 災 市 民 組 織	○ 情報伝達、避難等の各種訓練の実施 ○ 資器材等の整備及び保守並びに備蓄 ○ 災害時の支援体制の整備
都	○ 防災市民組織の活性化の促進 ○ 訓練の技術指導、実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材の整備 ○ リーダー育成講習会、防災講習会 等の各種防災訓練の技術指導等に係る支援 ○ 地域相互支援ネットワークの育成の促進 ○ 地域と事業者との連携事例を広報誌、ホームページ等で紹介するなど連携強化の促進支援
区 市 町 村	○ 防災市民組織の結成促進 ○ 活動用資器材の整備 ○ 協議会の設置、防災訓練の充実を通じた防災連携体制の確立 ○ 都、東京消防庁と連携しリーダー育成講習会、防災講習

機 関 名	対 策 内 容
	会等の各種防災訓練の技術指導等に係る支援 ○ 住民への積極的な支援・助言による、防災市民組織の組織化の推進
事 業 者 等	○ 安全確保及び防災資器材、食料等の備蓄 ○ 防災計画、事業継続計画(BCP)及び非常用マニュアルの整備 ○ 地域活動への参加、防災市民組織等との協力
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成 ○ 都内の社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワークの形成 ○ 地域の様々な課題解決に向けた支援を通じて、防災にも寄与する町会・自治会の活動の活性化を図る
都 総 務 局	○ 共助の活動の核となる人材の育成とネットワークづくりの促進 ○ 防災市民組織へ防災の専門家を派遣し、活動を活性化 ○ 区市町村と連携し、都内全域の防災市民組織リーダーを対象とした、実践的な研修の実施 ○ 区市町村や事業所と連携し、地域や職場などで防災活動の核となる女性の防災人材の育成
警 視 庁	○ テロ対策のために全警察署(102署)に展開している地域版パートナーシップを降灰対策に活用した「地域の絆づくり」に向けた取組、地域特性に応じた地域防災力強化の推進
東 京 消 防 庁	○ 都、区市町村と連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会、各種防災訓練の技術指導等を通じた地域連携体制の強化 ○ スタンドパイプ等を活用した実践的な初期消火対策を指導し、防災市民組織等における初期消火体制の強化を推進
東 京 消 防 庁 市町村消防本部	○ 防災市民組織の救出救護班員及び一般都民に対する、救出活動に関する知識及び技術の普及・啓発活動の推進 ○ 区市町村と連携した防災市民組織の活性化の推進
都 水 道 局	○ 消火栓等及び避難所応急給水栓からの応急給水用資器材の貸与等による、区市町、防災市民組織等が自主的に行う応急給水の支援
区 市 町 村 関 係 防 災 機 関	○ 地域、事業所、ボランティア間相互の連携体制の推進 ○ 町会・自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化対策を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促すなど地域防災体制の強化促進

(2) 詳細な取組内容

ア 住民等による平常時の備え

《住民》

- 日頃から報道機関、都、区市町村等を通じて、気象庁が発表する火山の噴火警報、噴火予報、降灰予報等を理解しておく。
- 区市町村が作成するハザードマップ等で自分の住む地域の降灰の予測状況を把握しておく。
- 在宅避難に向け、マスク、目を守るゴーグル、水、食料、衣料品、携帯ラジオ等の非常持出用品や携帯トイレ、簡易トイレの準備をしておく。
- 降灰を屋内に浸入させないための対策及び家族の役割分担をあらかじめ決めておく。
- 降灰が心配される場合は、都又は国がインターネット、携帯電話等で配信する降灰予報等の情報を確認する。
- 降灰が発生した場合の家族の役割分担、避難が必要になった場合に備え、避難方法や連絡方法を確認する。
- 地域で行われる防災訓練及び防災事業に積極的に参加する。
- 町会、自治会等が行う地域の相互協力体制の構築に協力する。
- 降灰が雨水等の流れをせき止めないように、地域ぐるみで側溝の詰まり等を取り除く等の対策を協力して行う。
- 要配慮者がいる家庭では、事前に防災市民組織、消防署、交番等に情報を提供しておく。

イ 防災市民組織等の強化

《防災市民組織》

- 降灰被害に関する知識の普及、避難時の注意事項の周知等の徹底
- 情報伝達、避難等の各種訓練の実施
- 非常食及び簡易トイレの備蓄
- 地域内の危険箇所を点検及び把握し、地域住民に周知
- 地域内の要配慮者及び避難行動要支援者の把握並びに降灰被害発生時の支援体制の整備
- 地域内の企業及び事業所との連携体制及び協力体制の整備
- 行政との連携体制及び協力体制の整備

《区市町村》

- 区市町村は、住民への積極的な指導及び助言により、防災市民組織の組織化を進める。
- 区市町村は、軽可搬消防ポンプ、トランジスターメガホン等の活動用資器材の整備を進めていく。

《都》

- 都は、区市町村と連携し、防災市民組織の活性化を目指して、より一層きめ細かな指導及び助言を行うとともに、未結成地域を解消するよう区市町村に働きかけていく。
- 都は、区市町村に対し、活動用資器材及び防災市民組織の活動拠点の整備の充実を図るよう、働きかけていく。
- 都は、区市町村と連携し、防災市民組織等が行う各種訓練の一層の充実を図るため、訓練の技術指導、実技体験訓練等を行う上で必要な訓練用資器材を整備していく。
- 都は、区市町村、東京消防庁等と連携し、リーダー育成講習会、防災講習会、座談会、各種防災訓練の技術指導等に係る支援を行う。

ウ 消防団の活動体制の充実

(ア) 対策内容と役割分担

消防団は、常備消防、区市町村をはじめとする行政機関と防災市民組織や住民との間をつなぐ存在であり、公助を担う消防機関であるとともに、地域における共助活動の中心的存在でもある。

各機関は、消防団員がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、活動しやすい環境や資機材の整備など、消防団の活動を支援し、その体制の強化を推進する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 市町村の消防防災施設の整備促進
東 京 消 防 庁 市 町 村	○ 消防団員の確保 ○ 消防団員の教育訓練 ○ 消防団資機材・分団本部施設等の整備

(イ) 詳細な取組内容

《都総務局》

- 消防団の存在と活動を知ってもらう広報や女性、学生、会社員などをターゲットにした消防団員の募集広報を積極的に展開し、消防団員の確保策をさらに推進する。
- 都消防協会が実施する消防操法大会の開催を支援するなど、消防団の教育訓練の充実を図り、人材育成面での支援を行う。
- 消防団がより意欲的かつ効果的に活動できるよう、新たな技術を使った技能の向上や女性消防団員同士の交流を深め、入団・定着促進等を行うことで人材を確保する取組など多面的に消防団の活動を支援し、その体制の

強化を促進する。

《東京消防庁及び市町村》

- 女性、学生などの対象に応じたリーフレットや消防団を紹介するホームページの活用など、多様な手法で消防団をPRし、入団等を促進する。
- 消防団活動の拠点となる分団本部施設の整備をはじめ、活動に必要な資機材や車両等を整備する。
(別冊資料●「消防団の現況」)
(別冊資料●「消防団施設・装備の現況[特別区]」)
- 消防団に積極的に協力している事業所を「消防団協力事業所」として認定し、地域防災体制の一層の充実を図る。
- e-ラーニングの活用も踏まえた教育訓練を推進し、消防団員の応急救護技能の向上を図る。

エ 事業所防災体制の強化

《事業所》

- 災害時の企業の果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を果たすため、自らの組織力を活用して次のような対策を図っておくことが必要である。
 - ・ 社屋内外の安全化、防災資器材や水、食料等の非常用品の備蓄（従業員の3日分が目安）等、従業員や顧客の安全確保対策、安否確認体制の整備
 - ・ 災害時等に短時間で重要な機能を再開し、事業を継続するために事前に準備しておく対応方針に係る計画、いわゆる、重要業務継続のための事業継続計画（BCP）を策定し、事業活動拠点である事務所、工場等の耐震化の推進、事業のバックアップのシステムやオフィスの確保、災害に即応した要員の確保、迅速な安否確認などの事前対策の推進
 - ・ 事業所の持つ資源及び特性を生かし、組織力を活用した地域活動への参加、防災ボランティア、防災市民組織等との協力など地域社会の安全性の向上に努める。
 - ・ 要配慮者利用施設においては、介護保険法関係法令等に基づき自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成
 - ・ 東京商工会議所や東京経営者協会など、横断的組織を通じた災害時の地域貢献の促進
- 消防計画の策定・修正時には、降灰に関わる対策を検討し、必要に応じ消防計画に定める。
- 降灰による長時間の停電等により消防用設備等の機能が停止する可能性があるため、必要に応じて対応要領等を定める。

《都総務局》

- 住民に対し、地域と事業所の相互連携の必要性について、研修等を通じ普及啓発を行う。
- 事業所内の防災活動に女性の視点を反映し、発生する多様なニーズを解決できる女性の防災人材の育成を行う。

《都環境局》

- 高圧ガス取扱事業所に対しては、防災計画指針を踏まえた危害予防規程の改正等を指導するとともに、東京都高圧ガス地域防災協議会及びその加盟高圧ガス取扱事業所並びに関係機関等と協力して、実験、基礎訓練及び総合訓練を実施する。
- 高圧ガス保安団体に対し、自主保安体制としての東京都高圧ガス地域防災協議会の充実・強化、及び未加入事業所について同協議会への参加を促すよう指導する。
- 火薬類保管事業所に対しては、平常時に整備しておく保安対策、警戒宣言時にとるべき対応策などについて、自主保安体制の整備を指導する。

《都産業労働局》

- BCP 策定支援に向けた普及啓発パンフレットの配布やセミナーの開催等により、BCP の普及啓発及びBCP 策定に係る取組を支援する。
- BCP の実効性を確保するため、BCP を策定した企業が取り組む対策に係る費用の一部を補助する。
- 安全・安心な東京の実現に向け、都内中小企業等の安全・安心をテーマとする製品等の開発や改良を支援するとともに、ユーザーに向けてその導入を促す仕組の構築を支援する。

《区市町村》

- 広報紙や防災展等で、事業所相互間及び事業所と防災市民組織等の連携の重要性について、広く啓発に努める。

オ 行政、事業所、住民等の連携

(ア) 相互に連携した社会づくり

《都》

- 行政、事業所、住民、地域コミュニティ、ボランティア等が、平常時から相互に連携協力し合うネットワークを形成し、降灰被害に強い地域社会を構築することが必要である。
- 都は、相互に連携協力し合うネットワークを形成するため、次のような対策を推進する。
 - ・ 自治体間の相互支援体制の強化

- ・ 地域、事業所及び行政が連携していく意識の醸成
- ・ 降灰被害をテーマとしたシンポジウム及び講演会の開催

(イ) 地域における防災連携体制の確立

《区市町村》

- 区市町村及び関係防災機関は、地域ぐるみで次の対策を推進し、防災連携体制を確立する。
- 地域の防災市民組織、事業所、ボランティア等が相互に連携するための協議会の設置、情報連絡体制の確保等の連携・協力体制の確立に努める。
- 町会、自治会等の体制強化をはじめとした地域コミュニティの活性化を図り、地域の防災まちづくりへの積極的な参加等を促す。
- 地域住民及び地域の防災機関、防災市民組織、事業所、ボランティア等が合同で行う防災訓練の充実を図っていく。

(ウ) 地域における相互支援ネットワークづくりへの支援

《都》

- 降灰被害時の助け合いを推進するために、住民、町会、自治会、防災市民組織、企業、学校文化活動グループ、ボランティア等の地域で活動している様々な団体等が連携し協力することが必要である。
- 地域で相互に支援し合うネットワークの育成の促進について、情報提供等の必要な施策を講じていく。

《都生活文化スポーツ局》

- 災害時にも情報共有等ができるよう、都内の男女平等参画センター等とのネットワーク形成を図る。
- 災害時に活動が円滑に行われるよう、平常時から社会福祉協議会・市民活動団体等とのネットワーク形成を推進する。

(エ) 地域と事業所との連携強化

《都》

- 都は、東京商工会議所、東京経営者協会等の協力により紹介を受けた、防災について地域貢献意志のある事業所と地域との連携の区市町村を介した推進
- 地域と事業者との連携事例の区市町村、防災市民組織等への積極的なPR及び地域貢献する事業者の広報誌、ホームページによる紹介

(オ) 都民・行政・事業所等の連携

《都》

- 相互に連携協力しあうネットワークを形成するため、次のような各種対策を推進する。
 - ・ 駅周辺の混乱防止協議会等、都、区市町村、事業所及び地域との相互支援を協議する場の設置
 - ・ 防災市民組織における事業者間連携や町会・事業者間等の連携の普及・拡大
 - ・ 自治体間の相互支援体制の強化
 - ・ 行政、事業所、地域との連携の在り方についての基本指針やマニュアル等の作成・啓発
 - ・ 東京商工会議所、東京経営者協会等の協力により紹介を受けた、防災について地域貢献意志のある事業所と地域との連携の区市町村を介した推進
 - ・ 地域と事業所との連携事例の区市町村、防災市民組織等への積極的なPR 及び地域貢献する事業者の広報誌、ホームページによる紹介

《東京消防庁及び区市町村》

- 応急手当の普及促進のため、専門的な知識技能を有する消防団、災害時支援ボランティア等と協働した救命講習の実施を推進する。

2 ボランティア等との連携

2-1 一般ボランティアの活動支援に係る東京ボランティア・市民活動センター、区市町村との連携

《都・町村》

- 大規模災害における被災者のニーズに即した円滑なボランティア活動を支援するため、各機関は平常時より市民活動団体等を含め、相互に連携を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都 生 活 文 化 ス ポ ー ツ 局	○ 東京ボランティア・市民活動センターとの連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置・運営訓練等を実施 ○ 平常時から、東京ボランティア・市民活動センターを中心に市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築 ○ 災害時、東京ボランティア・市民活動センター内に設置する東京都災害ボランティアセンターの代替設置場所を確保

機 関 名	対 策 内 容
東京ボランティア・市民活動センター	○ 都との連携による災害ボランティアコーディネーターの計画的な養成、東京都災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施 ○ 災害ボランティアセンターの円滑な運営を含め、災害時にボランティア活動が円滑に行えるよう、平常時から、市民活動団体等と協働し、区市町村社会福祉協議会をはじめ多様な市民活動団体同士の顔の見える関係づくりを推進 ○ 区市町村社会福祉協議会や市民活動団体等による防災・減災の取組、災害ボランティア講座、災害ボランティアセンター設置・運営訓練等を実施
区市町村	○ 区市町村社会福祉協議会等との連携による区市町村災害ボランティアセンターの設置、運営訓練等を実施 ○ 平常時から、市民活動団体等と協働し、幅広いネットワークを構築

2-2 登録ボランティア等との連携

(ア) 東京都防災ボランティア等

- 都は、平成7年(1995年)5月「東京都防災ボランティアに関する要綱」を策定し、事前に講習又は訓練を実施する登録制度を採用している。

【東京都防災（語学）ボランティア】

所管	資格	業務内容
都生活文化スポーツ局	○ 防災（語学）ボランティア ※ 一定以上の語学能力を有する者(満18歳以上の都内在住、在勤、在学者)	○ 大規模な災害発生時において、語学力を活用し、被災外国人等を支援

【被災宅地危険度判定士】

所管	資格	業務内容
都都市整備局	○ 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号）第22条に規定する土木又は建築技術者	○ 災害対策本部が設置される規模の地震又は降雨等の災害により、宅地が大規模に被災した場合に、被害の発生状況を把握し、危険度判定を実施

(イ) 赤十字ボランティア

- 主に災害発生直後から復旧にかけての期間において、日本赤十字社東京都支部の調整の下に各防災機関と連携し、被災者の自立支援及び被災地の復興支援を目的に行う。
- 日本赤十字社東京都支部は、日頃から市民を対象に防災思想の普及に努め、災害時にはボランティアが組織として安全かつ効果的な活動が展開できるよう体制づくり及びボランティア養成計画等の整備を図る。

機 関 名	要 件	活 動 内 容
日 赤 東 京 都 支 部	《東京都赤十字救護ボランティア》 災害時にボランティアとして活動するために必要な知識と技術に関する研修（赤十字災害救護ボランティア養成セミナー）を修了・登録したボランティア	平常時には、災害救護に関する研修会・訓練等を行い、災害時には、医療救護班の支援活動及び赤十字ボランティアによる救護活動のコーディネートなど、災害救護に必要な諸活動の実施
	《地域赤十字奉仕団》 地域において組織された奉仕団	災害時には区市町村と連携し、避難所及び赤十字エイドステーション等において被災者等への支援活動の実施
	《特別赤十字奉仕団》 学生及び特定の技能を有した者で組織された奉仕団	各団の特色を生かし、避難所等における被災者のケア等の活動の実施
	《赤十字個人ボランティア》 日本赤十字社東京都支部及び病院・血液センター等で活動し、個人登録されたボランティア	災害時には個人の能力・技能、活動希望などにより被災者等への支援活動の実施

(ウ) 東京消防庁災害時支援ボランティア

- 東京消防庁は、平成7年（1995年）7月から、消防活動を支援する専門ボランティアとして「災害時支援ボランティア」の募集、育成を開始した。平成18年（2006年）1月には「東京消防庁災害時支援ボランティアに関する要綱」を制定し、活動範囲を震災以外の大規模自然災害等へも拡大した。
- 降灰時において、各消防署の要請に基づき消防隊の後方支援活動等に従事する。

機 関 名	要 件	業 務 内 容
東京消防庁	災害時支援ボランティアとして登録できる者は、原則として当庁管轄区域内に居住し、勤務し、又は通学する者であり、かつ、当庁を支援する意思がある15歳（中学生を除く。以下同じ。）以上で次のいずれかの要件を満たす者とする。ただし、過去に当庁職員であった者及び当庁職員と同居する15歳以上の家族（3親等の親族及びこれらに準ずる者。）については、要件に関わらず登録することができる。 1 応急救護に関する知識を有する者 2 過去に消防団員、消防少年団員として1年以上の経験を有する者 3 震災時等、復旧活動時の支援に必要となる資格、技術等を有する者	○ 大規模災害発生時にあらかじめ登録した部署に自主的に参集し、東京消防庁管下で行う活動の後方支援を行う。

(エ) 交通規制支援ボランティア

- 警視庁は、災害等の発生時に交通規制を支援する「交通規制支援ボランティア」について、平成8年8月から運用を開始している。「交通規制支援ボランティア」は、警察署長からの要請により、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置などの活動を行い、緊急交通路等の確保や信号機滅灯時の対応の強化を図っている。

【交通規制支援ボランティアの概要】

機 関 名	要 件	活 動 内 容
警 視 庁	警察署の管轄区域内に居住し、又は活動拠点を有している者で、災害等の発生時に、警察署長からの要請により交通規制の支援を行うもの	1 災害等の発生時に、警察官に協力し、交通の整理誘導、交通広報並びに交通規制用装備資器（機）材の搬送及び設置を行う活動 2 平素から、交通規制の内容を表示した案内板、垂れ幕等を保管し、災害等の発生時に、署長が指定する箇所にこれらの設置を行う活動 3 その他災害等の発生時に実施する交通規制に関し署長が必要と認める活動

第8節 通信の確保

（本計画に定めのない部分は、東京都地域防災計画震災編 第2部第7章に準じて対応する。）

1 防災機関相互の情報通信連絡体制の整備

- 関係防災機関、国の現地対策本部、関係省庁等との情報連絡体制を構築する。
- 気象庁が提供する降灰予報（速報・詳細）等を利用し、発災時における危険回避のための対応力を高める。
- 国や関係県と連携し、火山観測データ一元化共有システムを活用し、広域的な降灰情報を把握する情報収集体制を整備する。
- 通信が途絶した場合を想定し、関係防災機関と情報連絡体制を構築する。

2 住民等への情報提供体制の整備

- 東京都防災ホームページの強化や災害情報の充実により、住民への情報提供体制を整備するとともに、報道対応の円滑化を図る。

3 住民相互の情報連絡等の環境整備

- 都民相互に安否確認が取れる環境を整えるとともに、都民が事前にその方法を熟知する。また、災害情報などの入手方法も確認できる体制を整備する。

第9節 物流・備蓄・輸送対策の推進

1 降灰用資機材の備蓄

（1）対策内容と役割分担

- 火山灰は目や肺に入ると健康障害のおそれがあるため、食料・水等の日常備蓄に加え、降灰用資機材の備蓄を促進する。

機 関 名	対 策 内 容
都 総 務 局	○ 富士山火山降灰に係る都民・事業者等が実施すべき備えや、必要な取組について広報し、区市町村・都民・事業者等による降灰用資機材の主体的な備蓄を促進する。 ○ 要請があった場合に備えて、あらかじめ食料・生活必需品・降灰用資機材等の調達体制を構築
区 市 町 村	○ 降灰用資機材の備蓄を促進する。

（２）詳細な取組内容

《都総務局》

- 都民、事業者による備蓄を促進するため、平時から飲料水、食料、生活必需品に加え、降灰用資機材（火山灰対策マスク、火山灰対策ゴーグル、降灰用スコップ、ヘルメット等）を備蓄するよう、ホームページや動画等を通じて、都民に対する普及啓発を行う。
- 物資の調達体制を拡充するため、全国規模のネットワークを持つ物販事業者（小売事業者等）等にあらかじめ協力を依頼する。
- 事業者に対し、非常用発電機や車両用燃料の確保など、降灰時でも業務を継続する上で、必要な資機材等の準備を呼びかける。
- 石油燃料の供給体制を整備する。
- 降灰が一定期間継続することが想定されることから、都民、事業者による備蓄については、1週間分を推奨する。
- 物資調達協定の活用により、発災時に都民等へ物資を届けられる体制を強化する。

《区市町村》

- 他災害でも活用可能な備蓄に加え、降灰用資機材（火山灰対策マスク、火山灰対策ゴーグル、降灰用スコップ、ヘルメット等）の備蓄を促進する。

2 物資輸送体制の整備

（１）対策内容と役割分担

- 降灰時においても、安心して自宅等にとどまれる環境を確保し、継続的に社会活動を維持するために、安定的に物資を供給できる体制を確立する。

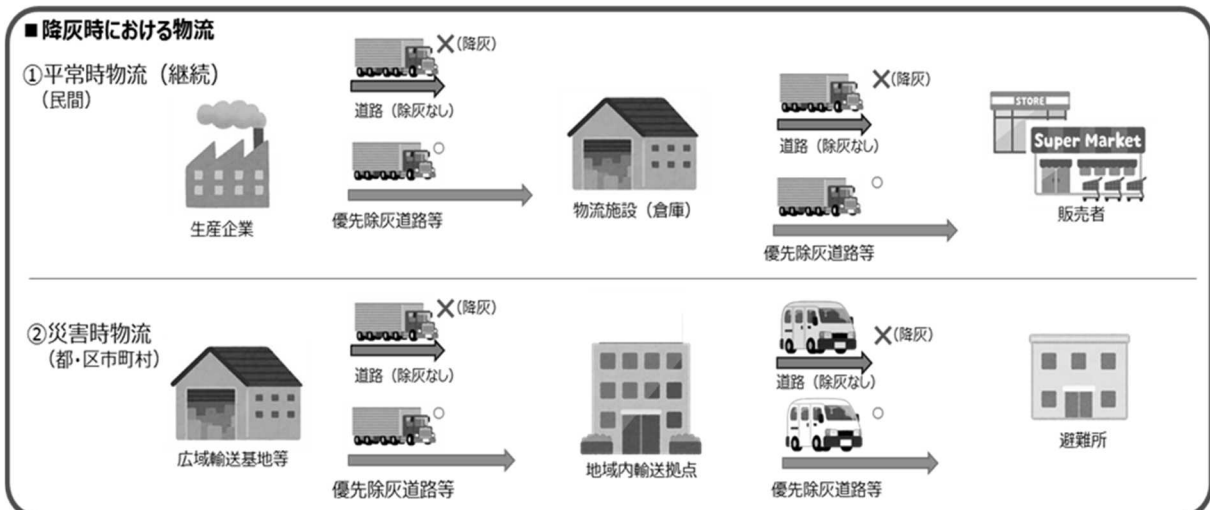
機 関 名	対 策 内 容
都 関 係 局	○ 東京都災害情報システム（DIS）を活用した情報連絡体制の整備 ○ 噴火後も平常時物流を継続できる体制づくり ○ 物資輸送に関する訓練の実施

（２）詳細な取組内容

＜都関係局＞

- 都は、発災時に迅速な情報収集及び連絡調整を可能にするため、東京都災害情報システム（DIS）の整備を進めるとともに、噴火後も都内に安定的に物資を供給できるよう、物流事業者（小売事業者）を主体とした平常時物流を継続するための体制を整備する。
- 物販事業者が噴火後早期に、生活の維持に不可欠な物資の供給を再開できる仕組みについて検討する。
- 降灰状況により、平常時物流の継続が困難な場合、降灰状況に応じて災害時物流に使用する広域輸送基地を選定し、優先除灰道路等を利用して、物資供給を行う。
- 地域内輸送拠点及びそれらに通じる道路の降灰厚が 10cm 以上となり、二輪駆動車の通行が困難な場合は、降灰厚 10cm 未満の地域に立地する地域内輸送拠点を複数選定し、区市町村境を越えて輸送を行う。
- 加えて、噴火後も円滑な物資の搬送調整、車両調達等が行えるよう、物流事業者などの関係機関と連携して、実践的な訓練を実施する。
- 貨物車両等の降灰時の走行性能を把握し、物資や燃料の輸送体制や備蓄などの対策を検討の上、物資輸送方針を策定する。
- 物資を安定的に供給できるよう、国や近隣県等と連携し、広域的な物資輸送体制を構築する。

【降灰時における輸送体制のイメージ】



第10節 消防活動体制の整備

1 活動体制の整備

(1) 対策内容と役割分担

- 降灰時においても、消火・救助・救急活動に万全を期すための体制を整備する。

機 関 名	対 策 内 容
東京消防庁	○ 降灰対策用車両及び資器材の充実強化を図り、消火・救助・救急体制を整備 ○ 消防職員に対する降灰に係る知識及び技術の共有

(2) 詳細な取組内容

《東京消防庁》

- 降灰時に走行可能な車両、除灰可能な車両等を配備する。
- 降灰時において円滑な消火・救助・救急活動等を実施するため、身体防護資器材や降灰の影響を受けにくい資器材を整備する。
- 定期的に火山に関する教養等を実施し、降灰の特性を把握し、消防活動能力を向上させる。

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動体制

- 本章では、富士山が噴火し、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合における、都、区市町村及び防災機関がとるべき活動体制について定める。

1 都の活動体制

- 知事は、都内に降灰による被害が発生した場合、法令及び本計画の定めるところにより、防災機関、他道府県等の協力を得て、災害応急対策を実施するとともに、区市町村及びその他の防災機関が処理する災害応急対策の実施を援助し、かつ総合調整を行う責務を有する。上記の責務を遂行するため、必要がある場合は応急対策本部又は災害対策本部を設置する。

(1) 東京都災害対策本部の設置及び廃止

ア 都本部の設置

- 知事は、都の地域において大規模な降灰が発生し、又は発生するおそれがあると認めたときは、災害対策活動の推進を図るため都本部を設置する。
- 本部長は、知事をもって充てる。
- 都本部を構成する局の局長(以下「局長」という。)は、都本部を設置する必要があると認めたときは、危機管理監に都本部の設置を要請する。
- 危機管理監は、都本部設置の要請があった場合、その他都本部を設置する必要があると認めた場合は、都本部の設置を知事に申請する。

イ 都本部設置の通知

- 本部長(知事)は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を各局長及び国(総務省消防庁)に通知する。また、必要があると認めたときは、次に掲げる者に対して都本部の設置を通知する。
 - ・ 区市町村長
 - ・ 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関の長又は代表者
 - ・ 陸上自衛隊第一師団長、海上自衛隊横須賀地方総監及び航空自衛隊作戦システム運用隊司令
 - ・ 厚生労働大臣及び国土交通大臣
 - ・ 隣接県知事
- 政策企画局長は、都本部が設置されたときは、直ちにその旨を報道機関に発表する。
- 各局長は、本部長から都本部の設置の通知を受けた場合、その旨を所属職員に周知徹底する。
- 都本部が設置された場合は、東京都防災センター又は適当な場所に「東京

都災害対策本部」の標示を掲出する。

ウ 都本部の廃止

- 本部長は、都の地域において降灰の発生するおそれが解消したと認めたとき、又は災害応急対策がおおむね完了したと認めたときは、都本部を廃止する。
- 都本部の廃止の通知は、都本部の設置の通知に準じて処理する。

(2) 都本部の組織

- 都本部は、本部長室、局をもって構成する。
- 本部長室は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。
- 本部長は、災害応急対策のため必要があると認めたときは、現地災害対策本部を置く。

(3) 本部長等の職務

- 本部長は、都本部の事務を総括し、都本部の職員を指揮監督する。
- 副本部長は、副知事、警視総監及び消防総監をもって充て、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 本部員は、局長、危機管理監、危機管理副監及び本部長が都の職員の中から指名した者をもって充て、本部長の命を受け、本部長室の事務に従事する。
- 局長は、本部長の命を受け、局の事務を掌理する。
- 危機管理監は、本部長の命を受け、各防災機関を総合調整するほか、次に掲げる事務を行う。
 - ・ 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。
 - ・ 本部の職員の動員に関すること。
 - ・ 本部における通信施設の保全に関すること。
 - ・ 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。
 - ・ 都本部の運営及び本部長室の庶務に関すること。
 - ・ 各局にまたがる事務及び各局では調整が困難な事項についての総合調整に関すること。
- 危機管理副監は、危機管理監を補佐する。

(4) 本部長室の所掌事務

- 本部長室は、次の各号について本部の基本方針を審議策定する。
 - ・ 都本部の非常配備態勢及び廃止に関すること。
 - ・ 重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
 - ・ 避難の指示に関すること。
 - ・ 災害救助法の適用に関すること。
 - ・ 区市町村の相互応援に関すること。
 - ・ 局長及び区市町村長に対する事務の委任に関すること。

- ・ 自衛隊に対する災害派遣の要請に関すること。
- ・ 政府機関、他道府県、公共機関及び駐留軍に対する応援の要請に関すること。
- ・ 公用令書による公用負担に関すること。
- ・ 災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
- ・ 前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

(5) 本部派遣員

- 本部長は、特に必要があると認めたときは、次に掲げる機関の長等に対し、当該機関の職員が本部長室の事務に協力することを求める。
 - ・ 指定地方行政機関
 - ・ 東京都を警備区域とする陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊
 - ・ 区市町村
 - ・ 指定公共機関又は指定地方公共機関
 - ・ その他災害時における応急又は復旧業務を円滑に実施するため、本部長が特に必要と認める団体
- 本部長は、本部派遣員に対し、資料及び情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求める。

(6) 本部連絡員

- 本部連絡員は、局長が局に所属する課長級の職にある者のうちから指名し、本部長室及び局並びに局相互間の連絡調整に当たる。
- 本部長室には局との連絡のための通信要員を伴い出席する。

(7) 本部員代理

- 本部員代理は、局長が局に所属する者のうちから指名し、災害発生時に本部員である局長が参集するまでの間、本部の指示及び計画に基づく応急対策について職員を指揮する等、本部員の職務を代理する。

(8) 各局等の分掌事務

局 名	分 掌 事 務
都 総 務 局	1 本部長室の庶務に関すること。 2 自衛隊及び関係防災機関との連絡に関すること。 3 区市町村の指導連絡に関すること。 4 被害情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。 5 本部の職員の動員及び給与に関すること。 6 本部における通信施設の保全に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。 8 前各号に掲げるもののほか災害対策の連絡調整に関すること。

第3部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第1節 応急活動体制

局 名	分 掌 事 務
都 政 策 企 画 局	1 災害に関する広報及び広聴に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 報道機関との連絡及び放送要請に関すること。 4 大使館等との情報連絡及び調整に関すること。 5 復興本部会議の運営及び震災復興基本方針策定の準備に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 その他特命に関すること。
都 財 務 局	1 災害対策関係予算に関すること。 2 車両の調達に関すること。 3 緊急通行車両確認標章等の発行に関すること。 4 本庁舎の防災及び維持管理に関すること。 5 野外収用施設の建設工事に関すること。 6 災害時における他の局の応援に関すること。 7 前各号に掲げるもののほか、財務に関すること。
都 主 税 局	1 被災者に対する都税の減免及び徴収猶予に関すること。 2 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。
都スタートアップ・国際金融都市戦略室	1 災害に関するスタートアップとの連携及び国際金融に係る情報収集・発信等に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	1 災害に関する各局のデジタル技術の利活用に係る支援に関すること。 2 基盤システムの維持に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 生 活 文 化 局 ス ポ ー ツ 局	1 災害に関する被災者等からの相談業務に関すること。 2 写真等による情報の収集及び記録に関すること。 3 区市町村及び区市の国際交流協会その他民間団体との外国人に関する情報連絡及び調整に関すること。 4 災害時におけるボランティア等の支援に係る総合調整に関すること。 5 生活協同組合からの応急生活物資の調達に係る連絡調整に関すること。 6 私立学校との連絡調整に関すること。 7 文化施設の点検、整備及び復旧に関すること。 8 災害時における他の局の応援に関すること。 9 男女双方の視点に配慮した取組の推進に関すること。 10 スポーツ施設の点検、整備及び復旧に関すること
都 都 市 整 備 局	1 都市の復興計画の策定に関すること。 2 被災建築物、がけ地等の調査に関すること。 3 災害時における他の局及び区市町村の応援に関すること。

局 名	分 掌 事 務
都 環 境 局	1 高圧ガス、火薬類等による災害の防止のための情報連絡に関すること。 2 ごみの処理に係る広域連絡に関すること。 3 し尿の処理に係る広域連絡に関すること。 4 災害廃棄物の処理に係る調整に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。
警 視 庁	1 被害実態の把握及び各種情報の収集に関すること（他の局に属するものを除く。）。 2 被災者の救出及び避難誘導に関すること。 3 行方不明者の調査に関すること。 4 遺体の調査(検視)に関すること。 5 災害時における交通の規制に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、公安に関すること。
東 京 消 防 庁	1 火災その他の災害の予防、警戒及び防御に関すること。 2 救急及び救助に関すること。 3 危険物等の措置に関すること。 4 前各号に掲げるもののほか、消防に関すること。
都 福 祉 局	1 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者等の救護、安全確保及び支援に関すること。 2 救助物資の備蓄、輸送及び配分に関すること。 3 避難者の輸送及び避難所の設営に関すること。 4 義援金品の受領及び配分に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。 6 前各号に掲げるもののほか、救助及び保護に関すること。
都 保 健 医 療 局	1 医療及び防疫に関すること。 2 遺体の検案及びこれに必要な措置に関すること。 3 地方独立行政法人東京都立病院機構に関すること。 4 災害時における他の局の応援に関すること。 5 前各号に掲げるもののほか、保健衛生に関すること（他の局に属するものを除く。）。
都 産 業 労 働 局	1 救助物資の確保及び調達に関すること。 2 中小企業及び農林漁業の災害応急対策に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 中 央 卸 売 市 場	1 生鮮食料品の確保に関すること。 2 災害時における他の局の応援に関すること。
都 建 設 局	1 道路及び橋梁の保全に関すること。 2 河川及び海岸堤の保全に関すること。 3 砂防、高潮防御及び排水場施設の保全及び復旧に関すること。 4 水防に関すること。 5 河川、道路等における障害物の除去に関すること。

局 名	分 掌 事 務
	6 都市公園の保全及び災害時の利用に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。
都 港 湾 局	1 港湾施設、海岸保全施設、都営漁港施設及び都営空港施設の保全並びに復旧に関すること。 2 輸送経路を確保するための航路、泊地及び臨港道路等の障害物の除去に関すること。 3 輸送拠点となる岸壁、野積場等の確保及び在港船舶の整理に関すること。 4 輸送手段を確保するための船舶、ヘリコプター等の調達に関すること。 5 港湾における流出油の防除に関すること。 6 災害活動に要する海上公園及び未利用埋立地の確保に関すること。 7 災害時における他の局の応援に関すること。
都 会 計 管 理 局	1 災害対策に必要な現金・物品の出納及び保管に関すること。 2 災害救助基金の出納に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 交 通 局	1 都営交通施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 電車、地下高速電車、バス及び日暮里・舎人ライナーによる輸送の協力に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 水 道 局	1 応急給水に関すること。 2 水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 下 水 道 局	1 下水道施設の点検、整備及び復旧に関すること。 2 仮設トイレ等のし尿の受入れ・処理に関すること。 3 災害時における他の局の応援に関すること。
都 教 育 庁	1 被災児童及び生徒の救護並びに応急教育に関すること。 2 被災児童及び生徒の学用品の供給に関すること。 3 文教施設の点検、整備及び復旧に関すること。 4 避難所の開設及び管理運営に対する協力に関すること。 5 災害時における他の局の応援に関すること。

局 名	分 掌 事 務
都選挙管理委員会 事 務 局 都 人 事 委 員 会 事 務 局 都 労 働 委 員 会 事 務 局 都 監 査 事 務 局 都 収 用 委 員 会 事 務 局 都子供政策連携室 都住宅政策本部	1 災害時における他の局の応援に関すること。

(9) 現地災害対策本部の分掌事務等

名 称	分 掌 事 務 等
現地災害対策本部	1 構成員 ア 現地災害対策本部長は、本部長が指名する副本部長又は本部員とする。 イ 同副本部長は、本部長が指名する本部の職員とする。 ウ 現地災害対策本部員は、本部長が指名する者とする。 エ 現地災害対策本部派遣員は、関係防災機関の長が指名する職員とする。 2 分掌事務 ア 被害及び復旧状況の情報分析に関すること。 イ 区市町村及び関係機関との連絡調整に関すること。 ウ 現場部隊の役割分担及び調整に関すること。 エ 自衛隊の災害派遣に係る意見具申に関すること。 オ 本部長の指示による応急対策の推進に関すること。 カ 各種相談業務の実施に関すること。 キ その他緊急を要する応急対策の実施に関すること。 3 設置場所 災害現場、区市町村庁舎等

(10) 都本部の運営

ア 本部長室の運営

- 危機管理監は、都本部が設置されたとき、原則として東京都防災センターに直ちに本部長室を開設する。
- 危機管理監は、本部長室の機能を確保するため、防災行政無線設備の保全等に必要な措置を行う。
- 本部長は、本部長室の所掌事務について審議する必要があるときは、副本部長及び本部員を招集する。
- 本部長は、特に必要があると認めるときは、本部長室の構成員以外の者に

対し、本部長室への出席を求める。

- 局長は、その所管事項に関し、本部長室に付議すべき事項があるときは、速やかに本部長室に付議しなければならない。

イ 本部連絡員調整会議

- 危機管理監は、局相互間の連絡調整を図る必要があると認めたとき、又は本部連絡員から要求があったときは、総務局総合防災部長に命じて本部連絡員調整会議を開催する。

ウ 即時対応会議

- 本部長は、人命の救助、首都機能の維持等、急を要する即時対応案件について迅速な措置をとるため、副本部長、関係する本部員及び本部派遣員で構成する即時対応会議を開催し、対処方針等を決定する。
- 即時対応会議は、本部長が開催の必要を認めた場合に開催するほか、副本部長、本部員が会議の開催を必要と認めた場合、本部長に対して当該会議の開催を求めることができる。
- 総務局長及び危機管理監は協働し、必要な情報を即時対応会議に報告し、本部長の判断を仰ぐ。

エ 国の現地対策本部との連携

- 都は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部又は火山災害現地連絡調整室を設置する場合、都本部は、現地対策本部との連携を密にし、協力して円滑な応急対策等の推進を図る。

オ 都本部と報道機関との連絡

- 都本部の報道機関に対する発表は、政策企画局が都庁記者クラブ又は臨時記者室において行う。

カ 都本部の通信

- 都本部の通信の運用管理は、危機管理監が統括し、総務局総合防災部長が補佐する。
- 局長は、都本部が設置されたときは、直ちに通信連絡態勢の確保を図る。

キ 本部長への措置状況等の報告

- 局長は、次の事項について、速やかに本部長に報告する。
 - ・ 調査把握した被害状況等
 - ・ 実施した応急措置の概要
 - ・ 今後実施しようとする応急措置の内容
 - ・ 本部長から特に指示された事項

- ・ その他必要と認められる事項

ク 本部長室の庶務

- 本部長室の庶務は、総務局総合防災部が行う。

(11) 都本部の運営を確保する施設

ア 東京都防災センター

- 東京都防災センターは、東京都を中核とする防災機関の情報連絡、情報分析及び災害対策の審議、決定及び指示を行う中枢の施設である。
- 東京都防災センターは、次の機能を有する。
 - ・ 情報収集、蓄積、分析及び伝達機能
 - ・ 審議、決定及び調整機能
 - ・ 指揮、命令及び連絡機能
- 総務局総合防災部は、防災センターの機能及び設備の効果的な運用を図るとともに、災害対策の中枢である都本部の円滑な運営を確保するため、必要に応じて応急対策の分野別に関係機関の職員の協力を求め、調整を図る。

イ 東京都立川地域防災センター

- 東京都立川地域防災センターは、東京都防災センターの補完的役割を担うとともに多摩地域の現地災害対策本部及び都庁舎の代替拠点として、情報収集、連絡調整等の機能を有している。
- 災害時は、原則として、併設の災害対策職員住宅の入居職員により運用する。
- 立川市には、国の立川広域防災基地が設置され、国の災害対策本部の予備施設である立川防災合同庁舎をはじめ、陸上自衛隊、海上保安庁、警視庁、東京消防庁、立川市役所等の施設が集積している。こうした特性を生かして、地域の区市町村、防災機関及び国の立川広域防災基地所在の各施設との連携を図るとともに、多摩地域の防災拠点としての立川地域防災センターの機能を高めていく。

(12) 現地災害対策本部

- 知事は、本部設置後、被災の状況から応急対策の規模が増大する場合等必要に応じて、現地災害対策本部を設置し、副本部長又は本部員の職にあるものを現地災害対策本部長に指名するとともに、関係局及び関係機関に派遣員の派遣を指示又は要請する。
- 現地災害対策本部は、被災現地における応急対策の全ての事務を分掌する。

(13) 危機管理対策会議の開催

- 災害情報が発表され、応急対策を講じるための準備行動等を行う必要がある

と認める場合には、都は、危機管理対策会議を開催し、都各局及び各防災機関と連携をとり情報収集を行う。

(14) 災害即応対策本部の設置

- 突発的又は局地的な災害においては、災害対策本部を立ち上げるまでの間又は災害対策本部を設置するに至らない場合への対応として、災害即応対策本部を設置し、一元的かつ機動的な体制を確立する。
- 災害対策本部が設置される前で、次の各号のいずれかに該当し危機管理監が必要と認めたときに設置する。
 - ・ 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。
 - ・ 大規模事故、テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき。
 - ・ 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき。

【災害即応対策本部の組織】

部長	構成員	設置要件	主な役割
危機管理監	○ 危機管理監が指名する局の危機管理主管部長 ○ 時間外は、危機管理監が指名する局の災害対策本部本部員代理等	○ 集中豪雨による局地的な災害が発生したとき。 ○ 大規模事故、テロ等で突発的かつ局地的な災害が発生したとき。 ○ 局地的な災害発生のおそれがある場合で、応急対策本部を設置しないとき。	○ 危機に対処するための対応策の策定 ○ 対応局役割分担の総合調整 ○ 災害情報の共有 ○ 他局又は区市町村の設置する本部等との連携 ○ その他必要な応急対策に関すること

(15) 都本部(各局)の活動態勢

- 都は、噴火災害発生又はそのおそれがある場合に噴火警戒レベル等に応じて態勢表のとおり態勢をとり、迅速な応急対策の準備又は実施を図る。
- また、都本部設置前における応急対策の実施については、危機管理対策会議の合議に基づき、関係各局の判断で実施し、都本部設置後は、都本部が災害救助法、災害対策基本法、活動火山対策特別措置法、その他の関係法令に基づく必要な応急対策を実施する。

2 区市町村の活動体制

(1) 役割

- 区市町村は、降灰による被害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、第一次の防災機関として、法令、都地域防災計画及び区市町村防災計

画の定めるところにより、都、他の区市町村、指定地方行政機関、区域内の公共的団体、住民等の協力を得て、その有する全機能を発揮して災害応急対策の実施に努める。

(2) 活動体制

- 区市町村は、上記の責務を遂行するため必要があるときは、災害対策本部（以下「区市町村本部」という。）を設置し、災害応急対策に従事する職員を配置する。
- 区市町村本部が設置される前又は設置されない場合における災害応急対策の実施は、区市町村本部が設置された場合に準じて処理する。
- 区市町村は、区市町村本部に関する組織を整備し、本部の設置又は廃止並びに非常事態に応ずる配備態勢、職員の配置、服務等に関する基準を定めておかなければならない。
- 区市町村は、区市町村本部を設置し、又は廃止したときは、直ちに、知事にその旨を報告するとともに、警察署等の関係機関に通報しなければならない。
- 区市町村の地域に災害救助法が適用されたときは、区市町村長(区市町村本部長)は、知事(都本部長)の指揮を受けて、法に基づく救助事務を補助する。
- 夜間、休日等の勤務時間外の災害発生に備え、情報連絡体制の確保に努める。

3 防災機関の活動体制

(1) 責務

- 火山災害による災害が発生した場合、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関は、所管に係る災害応急対策を実施するとともに、都及び区市町村が実施する応急対策が円滑に行われるよう、その業務について協力する。

(2) 活動体制

- 指定地方行政機関等は、上記の責務を遂行するため必要な組織を整備するとともに、災害応急対策に従事する職員の配置及び服務の基準を定める。

第2節 情報の収集及び伝達

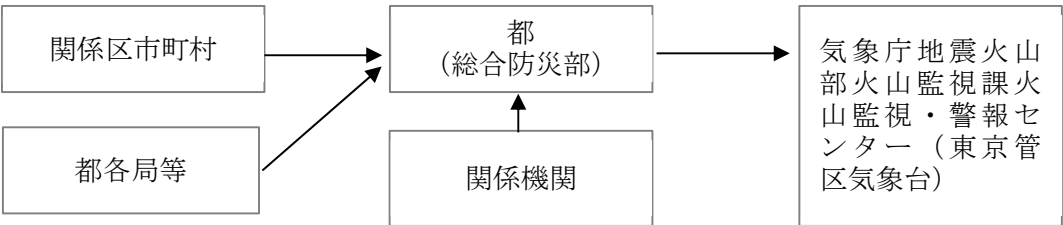
1 火山（降灰）情報

- 降灰による被害時において、円滑な応急対策活動を実施するためには、各防災機関の緊密な連携の下、降灰による被害に関する情報を的確かつ迅速に把握することが必要である。
- 本章では、降灰情報の伝達及び降灰による被害発生時における各防災機関の情報連絡体制、被害状況の把握、火山災害時の広報等について定める。

(1) 降灰情報の集約体制

- 東京都内の降灰の状況は、以下の経路を通じて気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターに集約される。

【降灰の情報連絡】



- 東京都及び各県から収集した降灰の情報は、気象庁地震火山部火山監視課火山監視・警報センターで取りまとめ、「火山の状況に関する解説情報」や「富士山の火山活動解説資料」として公表される。解説情報は、第2部第3章第2節1「噴火警報等の発表及び伝達」(P83)により、都、区市町村及び関係防災機関に伝達される。
- 火山現象及びこれに密接に関連する現象についての観測成果並びにこれに関する状況について、次により速やかに情報の伝達を行う。

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 降灰に関する重要な情報について、気象庁及び関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに管内の公共的団体、重要な施設の管理者、住民の防災市民組織等に通報するとともに、警察機関等の協力を得て住民に周知する。
都	○ 都各局は、都総務局から受けた火山活動に関する情報を直ちに関係する所属機関等に通報する。 ○ 当該火山活動地域に所在する事業所は、収集した情報を各局に通報する。
警 視 庁	○ 警視庁は、気象庁との連絡を密にし、火山情報の収集に努める。 ○ 警視庁は、火山活動に関する重要な情報について、気象

機 関 名	対 策 内 容
	庁、都総務局、その他関係機関から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに地元警察署、駐在所等を通じて、住民に周知する。
東 京 消 防 庁	○ 火山活動に関する重要な情報について、都本部等から通報を受けたとき、又は自ら知ったときは、直ちに消防署等に一斉通報し、各消防署等は、住民に周知する。 ○ 降灰等に関する重要な情報について各消防署等から報告を求め、これを都本部等に報告する。
第 三 管 区 海 上 保 安 本 部	○ 第三管区海上保安本部は、富士山に関する噴火情報又は気象情報を入手したときは、必要に応じ船舶に航行警報を発する等により関係機関に周知する。
東 京 航 空 局	○ 気象庁等から降灰に関する通報を受けたときは、当該火山の上空及び周辺を飛行中の航空機及び関係機関に情報を周知する。

2 降灰予報

(1) 対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
気 象 庁	○ 降灰予報（定時・速報・詳細）の提供

(2) 詳細な取組内容

《気象庁》

- 気象庁は、火山噴火により降灰が予測される場合に、以下の3種類の降灰予報を提供する。

ア 降灰予報（定時）

- 噴火警報発表中の火山で、予想される噴火により住民等に影響を及ぼす降灰のおそれがある場合に発表
- 噴火の発生にかかわらず、一定規模の噴火を仮定して定期的に発表
- 18時間先（3時間ごと）までに噴火した場合に予想される降灰範囲及び小さな噴石の落下範囲を提供

イ 降灰予報（速報）

- 噴火が発生した火山に対して、直ちに発表
- 発生した噴火により、降灰量階級が「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、噴火発生から1時間以内に予想される降灰量分布及び小さな噴石の落下範囲を提供

ウ 降灰予報（詳細）

- 噴火が発生した火山に対して、より精度の高い降灰量の予報を行い発表
- 降灰予測の結果に基づき、「やや多量」以上の降灰が予想される場合に、
噴火後 20～30分程度で発表
- 噴火発生から6時間先まで（1時間ごと）に予想される降灰量分布及び
降灰開始時刻を、区市町村を明示して提供

【降灰量階級及び降灰の厚さ】

降灰量階級	予想される降灰の厚さ
多量	1 mm 以上
やや多量	0.1 mm以上 1 mm未満
少量	0.1 mm未満

3 降灰厚情報等の把握・収集

（1）対策内容と役割分担

機 関 名	対 策 内 容
都 各 局	○ 都内の降灰状況の把握
都 総 務 局	○ 降灰状況に関する情報収集 ○ 都内の降灰状況の集約（地図化） ○ 都内の降灰状況の共有
都 建 設 局	○ 道路等の降灰状況の把握
都 港 湾 局	○ 臨港道路等の降灰状況の把握
都 水 道 局	○ 水道施設の降灰状況の把握
都 下 水 道 局	○ 下水道施設の降灰状況の把握
都 交 通 局	○ 都営交通施設の降灰状況の把握
区 市 町 村	○ 管内の降灰状況の把握、都への報告
東 京 消 防 庁	○ 各消防署管内の降灰状況の把握

（2）詳細な取組内容

ア 降灰厚の測定方法

- 降灰厚の測定方法として、噴火後の条件（情報収集の迅速性、各機関での負担減、降灰範囲が不確定）等の諸条件を考慮し、都府施設管理者や区市町村等と連携し、地上調査による直接計測により降灰厚等の情報収集を行う。

《都総務局》

- 点群データを活用して降灰厚を測定するなど、D Xの活用により、降灰厚の計測・集約をより迅速に行うための仕組みの整備に向けた検討を進めていく。

イ 降灰の調査項目

- 降灰調査項目は、以下のとおりとする。

【調査項目】

- ・ 降灰の有無
- ・ 計測日時
- ・ 計測地点の天候（降雨の有無）
- ・ 計測地点の住所（施設名称）
- ・ 写真撮影（計測地点の画像）（※可能な場合）
- ・ 降灰の厚さ

ウ 情報収集体制の構築

- 降灰状況はその時の気象条件によって変化するため、実際の降灰厚等を把握する体制をあらかじめ整理する必要がある。
- 広域的な降灰情報を地図上で迅速に把握できるよう、東京都災害情報システム（DIS）等に、国の降灰予報の表示を追加するなど、降灰情報の一元化を図る。
- 降灰厚など道路除灰に必要な降灰情報を、「災害対策本部」にて、都各局及び区市町村と連携しながら集約し、東京都災害情報システム（DIS）上で関係機関に共有する。
- 降灰状況をよりの確に把握できるよう、降灰予報の定量化（場所・層厚等）や、降灰の注意報、警報の導入を国へ引き続き、要望していく。

4 情報連絡体制

（1）対策内容と役割分担

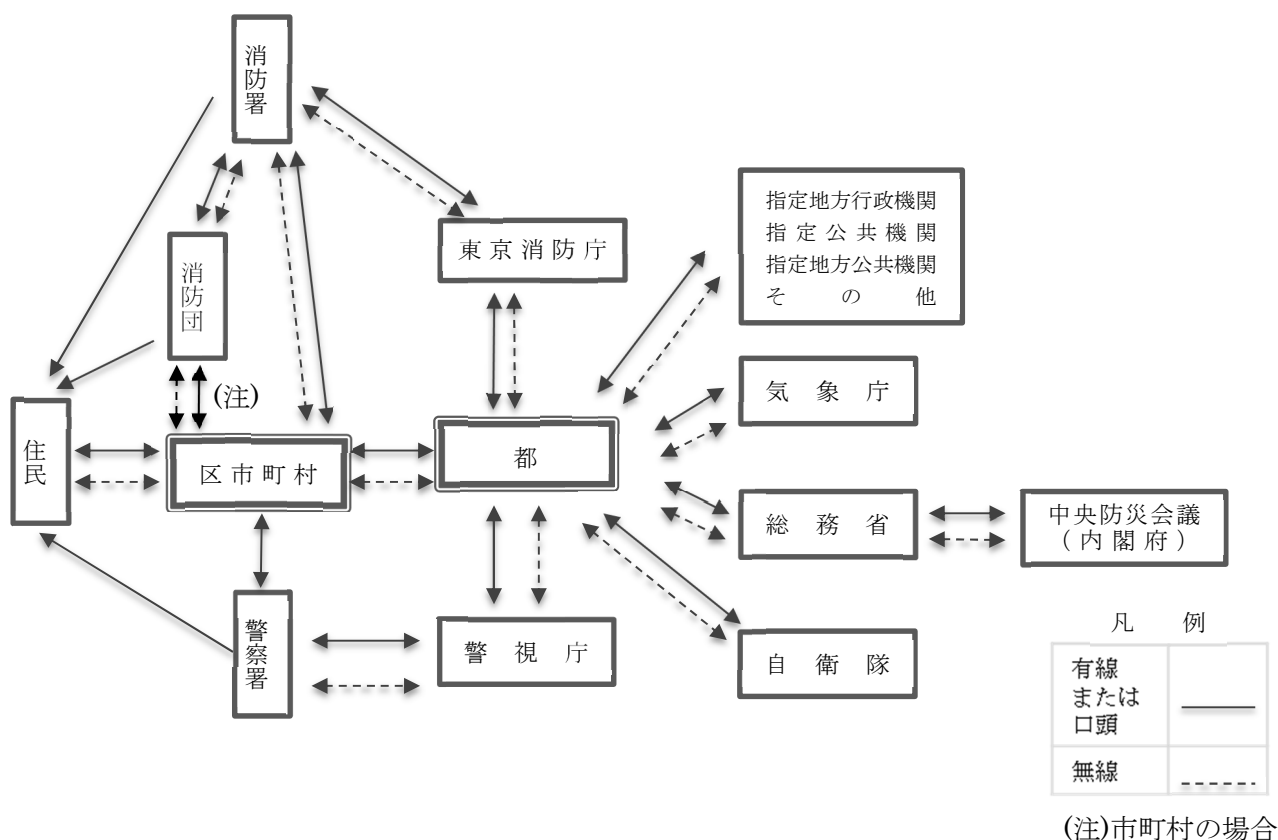
機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 区市町村は、都防災行政無線等を活用して、都と情報連絡を行う。 ○ 区市町村は、保有する地域防災行政無線等を基幹に、又はその他の手段の活用により、区市町村の各機関、都、管内の公共的団体及びその他重要な施設の管理者との間に連絡系統を整備し、災害時の情報連絡態勢を確保する。 ○ 災害に関する情報の収集及び伝達を円滑に処理するため、管内の警察署等の協力を確保しておく。 ○ 緊急を要する通信を確保し、又は有線通信の途絶に対処するため、非常緊急通話若しくは非常緊急電報及び非常無線通信を活用するよう、NTT 及び各施設管理者の協力を確保しておく。 ○ 区市町村は、災害発生とともに、いつでも関係防災機関と通信連絡が行えるよう、必要な連絡態勢を確保する。
都 総 務 局	○ 都防災行政無線を基幹として、都各局保有の無線、有線電気通信設備の利用、電気通信設備の優先利用、非常無線通信の利用等各種の通信連絡手段の活用により都各部局、警察等各防災機関と情報連絡を行う。

機 関 名	対 策 内 容
	○ 気象庁からの通報に基づき、必要に応じ、連絡態勢を確保する。
警 視 庁	○ 無線、警察電話、防災行政無線等により、各方面本部、警察署及び各防災関係機関と情報連絡を行う。
東 京 消 防 庁	○ 消防無線、消防電話及び各種の通信連絡手段を活用し、各消防方面本部、管下消防署、消防団及び各防災機関と情報連絡を行う。

(2) 詳細な取組内容

ア 噴火等の火山災害発生時の情報連絡体制

- 富士山の噴火等による火山災害が発生したときは、円滑な応急対策を実施するため、次のとおり速やかに連絡態勢をとり、迅速かつ的確な情報の収集に当たる。
- 富士山噴火降灰対策における情報連絡の流れは、次のとおりである。



5 被害状況等の調査報告

- 被害状況の迅速、的確な把握は、災害対策要員の動員、応援要請、資器材の調達等、あらゆる災害応急対策の基本となる重要な事項である。
- 区市町村をはじめ防災関係機関は、降灰による被害の発生に際して、速やか

に、管内又は所管業務に関する被害状況等を迅速、的確に把握し、あらかじめ定められた伝達系統により、都等に報告する。

- 各機関における報告内容については、第2部3章第2節3「被害状況等の調査報告」(P99)に定めるほか、次のとおりとする。

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局 都 港 湾 局	○ 都道・臨港道路等の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
都 水 道 局	○ 水道施設の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
都 下 水 道 局	○ 下水道施設の降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
都 各 局	○ 降灰による被害状況及び災害活動状況を取りまとめ、都本部に報告する。
東 京 消 防 庁	○ 各消防署管内の被害状況、各消防署及び消防団が行っている消防活動の状況等について情報を収集し、都本部に報告する。 ○ 主な情報収集事項は、各地の積灰量、災害発生状況及び活動の状況、救急救助発生状況及び活動の状況、避難の必要の有無及び医療機関受入体制、その他消防活動上必要ある事項とする。
第 三 管 区 海 上 本 部	○ 巡視船艇、航空機の使用又は関係機関との緊密な連絡により、港内及び周辺海域における降灰の状況及び降灰による被害の情報を収集し、海上保安庁の関係部署、都及び関係防災機関に通報する。
防 災 関 係 機 関	○ 自己の施設等に降灰の影響がないかを調査し、被害がある場合は、都本部に報告を行う。
警 視 庁	○ 警察署等から情報を収集し、関係機関と情報共有を図る。 なお、主な情報収集事項は、次のとおりとする。 1 被害状況 2 交通規制 3 救出救助及び部隊活動 4 その他必要な事項

6 災害時の広報

- タイムラインごとに起こり得る被害への対策は変化するため、災害の状況を適切に把握し迅速な情報発信を行う。
- 交通・通信等が発達した現代社会では大規模な降灰が生じた事例が少なく、多くの都民が不安を抱えるおそれがあるため、SNSや東京都防災ホームページによる発信だけでなく、各自治体のHPや防災アプリ、Lアラートの活用など、様々な情報伝達ツールを使用し、災害の状況に応じて積極的に情報発信

を行うなど、確実に都民に情報を届けられる体制を強化する。

- 平時から大使館等との連携を一層強化し、大使館ホームページやSNSを通じた情報発信を行うとともに、防災アプリや東京都防災ホームページ等の情報伝達ツールの多言語化を推進するなど、外国人等に配慮した情報発信を推進する。
- 国や報道機関と連携し、発災時に正確な情報を確実に届けられる体制を整備する。
- その他、災害時の広報については、第2部第3章第2節4「災害時の広報」(P101)に定めるほか、以下のとおりとする。
(本計画に定めのない部分は、東京都地域防災計画震災編第2部第7章に準じて対応する)

機 関 名	対 策 内 容
都 本 部	○ 降灰発生直後に行う広報内容
都 総 務 局	○ タイムラインごとの災害状況を適切に把握した迅速な情報発信 ○ 様々な情報伝達ツールを使用した災害状況の情報発信 ○ 車両による移動自粛の呼びかけ ○ 降灰範囲への流入抑制のための広報 ○ 道路除灰の進捗、見込みの情報発信 ○ 日本道路交通情報センターが運用する災害時情報提供システムを活用した情報提供 ○ 火山灰による健康影響や対応策に加え、都民に対する外出の自粛等の呼びかけ
都 建 設 局	○ 道路除灰の進捗、見込みの情報発信
都 港 湾 局	○ パトロール等を兼ねた広報を実施
都 政 策 企 画 局	○ 報道機関を通じた正確な情報提供・広報 ○ 都民に対する正確な情報提供・広報
都 デ ジ タ ル サ ー ビ ス 局	○ 東京都公式ホームページ等へのアクセス集中対策の実施
都 水 道 局	○ 降灰発生直後に行う広報
都 下 水 道 局	○ 下水道施設の被害状況や復旧状況、下水道の使用制限や使用自粛等についての広報
都 環 境 局	○ 大気汚染の常時監視と監視データの公表 ○ 大気汚染に関する法条例の発令基準や国の指針値を上回る際は、注意報等発令又は注意喚起
都 交 通 局 各 鉄 道 事 業 者	○ 鉄道各駅や事業者ホームページ等を通じて、運休や遅延、運行再開の情報を継続的に発信
区 市 町 村	○ タイムラインごとの災害状況を適切に把握した迅速な情報発信 ○ 様々な情報伝達ツールを使用した災害状況の情報発信

機 関 名	対 策 内 容
	○ 車両による移動自粛の呼びかけ ○ 降灰範囲への流入抑制のための広報 ○ 道路除灰の進捗、見込みの情報発信 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施 ○ 道路状況の広報活動 ○ 警察署、消防署等と連携した広報活動
関東地方整備局	○ 道路除灰の進捗、見込みの情報発信 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施
東京消防庁	○ 火山活動においては、消防方面本部、消防署から災害に関する情報を収集及び分析し、関係機関と協力し、次の事項に重点をおいて、積極的な広報活動を実施 ・ 出火防止対策 ・ 降灰による健康被害防止 ・ 噴火警戒レベルに応じた安全情報の提供 ・ 除灰時における転倒等の事故防止 ・ 救急車の適時・適切な利用促進 ・ その他必要な情報 ○ 報道機関の活用をはじめ、印刷物の配布、ホームページ及びSNS等により広報する。
第三管区海上保安本部	○ 降灰が海域に影響すると思われる場合には、視界の悪化等による船舶交通の安全を図るため安全通信を実施し、必要に応じ、無線放送及び巡視船艇の巡回により、航行船舶に対し広報を実施
東京管区气象台（気象庁）	○ 降灰予報（速報）、降灰予報（詳細）を発表し、気象庁ホームページや報道機関を通じて広く提供 ○ 「富士山の火山活動解説資料」等により、降灰調査結果を随時発表し、気象庁ホームページ等を利用した広報を実施 ○ 詳しい状況やその解説、火山現象の見通しや防災上の留意事項などの広報を実施
警視庁	○ 交通情報・交通規制の広報
通信事業者	○ 噴火に伴う通信への影響のおそれがある場合、災害用伝言板へのアクセス先を示す情報発信を強化する。また、報道機関等を通じて災害用伝言板の利用を促す。 ○ 噴火直後より、各通信事業者ホームページ等を通じて、降灰の影響・支障に伴う被災情報を継続的に発信

《各放送機関》

- 放送機関の活動態勢（別冊資料●「各放送機関の主な活動態勢」）
- 災害時の放送（別冊資料●「災害時の放送」）

第3節 応援協力・派遣要請

- 降灰により被害を受け又は受けるおそれがある場合、各防災機関及び住民は協力して災害の拡大を防止するとともに、被災者の救援及び救護に努め、被害の発生を最小限にとどめる必要がある。
- 本節では、これら各防災機関等の行う応援協力及び自衛隊災害派遣計画について、必要な事項を定める。

1 応援協力

- 応援協力については、第2部第3章第4節1「応援協力」(P102)に定めるところによる。

2 派遣要請

- 降灰による被害が発生し、人命又は財産の保護のため必要であると認めた場合は、自衛隊に対し、災害派遣を要請するものとする。なお、要請手続等については第2部第3章第4節2「派遣要請」(P108)に定めるところによる。

第4節 警備・交通規制

- 降灰による被害発生時には、様々な社会的混乱や交通の混乱等の発生が予想される。このため、住民の生命、身体及び財産の保護を図るため、速やかに各種の犯罪の予防、取締り、交通秩序の維持その他公共の安全と秩序を維持し、治安の維持の万全を期することが必要である。
- 本節では、これらの警備、交通規制等についての施策を定める。

1 警備

本項においては、警備態勢及び警備活動について定める。

(1) 警備態勢

- 警備態勢については、第2部第3章第5節1「警備」(P122)に定めるところによる。

(2) 警備活動

- 警備活動については、第2部第3章第5節1「警備」(P122)に定めるところによる。

(3) その他

- 相互協力については、第2部第3章第5節1「警備」(P122)に定めるところによる。

2 交通規制

- 降灰時には、視界不良による衝突事故やスリップ事故等が急増することが予想されることから、適切な交通規制を実施することが必要である。
- 本項においては、警視庁が実施する交通規制について定める。

(1) 交通情報の収集と交通統制

- 降灰の範囲、規模等の具体的な交通情報の収集に努めるとともに、交通障害の実態把握を速やかに行い、その状況を知事(都本部長)に通報する。

(2) 交通規制

- 広域的な降灰による被害発生時には、道路交通法第4条第1項に基づく、東京都公安委員会の決定により必要な措置を講ずる。隣接県に通じる国道その他の幹線道路については、関係県警察本部と連携を密にし、整合性のある速度規制等を実施して、交通秩序の維持に努める。
- 被災地及びその周辺を管轄する警察署長(高速道路交通警察隊長)は、道路交通法第5条第1項に基づき、被災地及びその周辺道路における危険防止、交通の安全及び円滑を図るため、通行禁止、一方通行等の交通規制を実施する。

第5節 避難者等

1 降灰による避難

(1) 避難の方向性

- 都内全域に降灰の影響が及ぶ可能性がある一方、降灰そのものを原因として、直ちに生命に危険が及ぶことはないことから、在宅避難を原則とする。
しかしながら、堆積量や継続時間の予測が困難なため、降灰厚による木造建物の倒壊や土石流、ライフライン等の途絶などのリスクに応じて、避難を検討する必要がある。
- 降灰からの避難については、交通・通信等が発達した現代社会において大規模な降灰が生じた事例が少ないため、今後、新たな知見が得られた場合には、必要に応じて、国等と連携しながら随時、検討していく。
- 降灰が長期間に及び、在宅避難が困難になった場合に備えるため、都は、国や区市町村、他県等と連携し、要配慮者等も含めた避難誘導の手順や役割、広域避難等について検討し、地域防災計画等に反映させていく。
- また、国に対しては、引き続き、降灰時の避難判断に必要な注意報、警報を導入するとともに、避難のタイミングや訪日外国人等への対応など、降灰時における避難のガイドラインを示すよう、要望していく。
- 在宅避難が継続できるよう、必要に応じて、自宅等で屋内退避する住民等が、最寄りの物資集積拠点まで徒歩で移動し、物資を調達できる仕組みなど、降灰による孤立防止策について、検討を行う。

(2) 避難の基準

- 降灰による避難の考え方は、降灰厚に応じて、命の危険度と物資調達の可否、ライフラインへの影響から、域外避難、避難所避難、在宅避難の3つに分ける。
- 区市町村が、避難を検討する範囲、避難を判断する降灰厚の目安は次のとおりとする。

降灰厚	車両影響	避難
【屋内避難エリア※】 2 cm以上 30 cm未満	・速度の低下 ・スリップの発生に留意 ・降灰厚が10 cm以上の場合、二輪駆動車の通行不能	・屋内退避対象エリア（在宅避難等） 降灰厚が30 cm未満と想定される範囲
		・避難対象エリア（避難所等へ避難） 大規模な降灰が生じた範囲のうち、停電、断水、物資の供給が困難なため避難が必要となる地域を噴火の推移や社会的影響などを火山専門家等の助言を踏まえ総合的に判断
【域外避難エリア】 30 cm以上	・四輪駆動車の通行不能 ・木造建物の倒壊のおそれ	・降灰厚30 cm以上が想定される影響域からの避難

※避難先は、自宅若しくは降灰に耐える近隣の堅牢な建物を原則とする。体育館の屋根は重量物に耐えられない構造のものが多く、避難する場合は注意が必要

※降灰厚2 cm以上の範囲において、「何らかの健康被害が発生するおそれ」を考慮する。

※降灰厚30 cm未満は、在宅避難を基本としつつ、ライフライン等の被害状況によって、避難の可否を判断する。

※30 cmに満たなくても降灰後の土石流が想定される地域では、命の危険があるため、避難が必要

- 避難行動要支援者や、降灰により、自宅等での生活の継続が困難になる可能性のある人工透析患者などについては、一般住民より早い段階において避難の必要性が高いため、早めの情報伝達が重要である。特に独り暮らしの高齢者世帯などは情報が届きにくいことが想定されることから、区市町村は、通常の広報のほか避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者名簿を活用した電話、訪問による方法、携帯端末等の活用など複数の手段により情報伝達を行う必要がある。

2 避難所の運営の方向性

- 大規模降灰時は影響範囲が広く、影響を受ける人口が多いことが想定される。避難所の収容人数には限りがあるため、なるべく在宅避難が続けられるような環境整備が必要である。

《区市町村》

- 降灰厚を基準とした避難の考え方や地域の実情に応じた避難方法、避難所の運用要領をあらかじめ計画・想定しておく。また、要配慮者について、避難誘導体制の整備を行う。

《都》

- 「避難所管理運営の指針」に沿って、区市町村にマニュアル等を作成するよう働きかける。

3 車中泊

- 車中泊については、都内では原則認めることが困難である。これは、道路上等での駐車による道路閉塞により、道路啓開や道路徐灰、物資搬送等に致命的な影響を与える可能性、また車中泊による健康被害の懸念があることによる。都及び区市町村は、車中泊者発生抑制に向けあらかじめ都民に普及啓発し、意識の醸成に努める。

4 避難所の開設

- 区市町村は、避難所の開設は物資供給を考慮して、優先除灰道路に近い避難所から優先的に行う。
- 避難所の開設については、第2部第3章第6節4「避難所の指定、開設及び管理運営」(P133)に定めるところによる。

5 衛生管理

- 衛生管理については、第2部第3章第6節4「避難所の指定、開設及び管理運営」(P133)に定めるところによる。

6 要配慮者の安全確保

- 要配慮者の安全確保については、第2部第3章第6節5「要配慮者の安全確保」(P139)に定めるところによる。

7 動物救護

- 動物救護については、第2部第3章第11節6「動物救護」(P204)に定めるところによる。
なお、「第2部第3章第11節6「動物救護」(P204)」にある「町村」は、第3部においては「区市町村」と読み替えることとする。

8 移動困難者等対策

- 降灰時には、鉄道等が運行を停止することが想定され、首都圏では自力で帰宅することが困難な移動困難者が大量に発生する可能性がある。
- 特に、多くの人が滞留し、混乱等が発生することが予想されることから、群集事故等の二次災害から移動困難者等の安全を確保する必要がある。
- このため、降灰時の移動困難者等対策は、今後の国の方針も踏まえて検討していく。

第6節 消火・救助・救急

- 本節では、降灰による被害及び降灰中の災害発生時の消火・救助・救急活動について定める。

1 消火・救助・救急

- 消火・救助・救急活動については、基本的には、通常体制における活動を実施するが、降灰時という視点も踏まえ、以下の点にも留意する。

機関名	内 容
東京消防庁	○ 降灰に伴う消防水利使用不可時に対応した資器材を活用し、消火活動を実施する。 ○ 災害に対応した部隊、車両、救助・救急資器材等を活用して、消防団等と連携し、組織的な人命救助・救急活動を行う。 ○ 救助・救急活動に当たっては、行政機関、医療機関、東京DMAT等と連携し、救急資器材を有効に活用して、傷病者の救護にあたる。 ○ 傷病者を適応する医療機関へ迅速に搬送する。 ○ 区市町村本部に参画し、消防的見地から情報提供や助言等を行う。
第三管区海上保安本部	○ 降灰の影響により発生した遭難船舶、遭難者の救助に当たる。

第7節 救援・救護

1 医療救護

- 医療救護については、必要に応じて第2部第3章第7節2「医療救護」(P149)に定めるところにより、活動を行う。

2 防疫

- 防疫については、第2部3章第7節3「防疫」(P154)に定めるところによる。

第8節 船舶及び航空機の安全確保対策

- 降灰時には、海上及び上空とも視界不良になり、又航空機においては、火山灰をエンジンに吸い込むことにより、重大な事故につながることもある。
- このため、本節においては、船舶及び航空機の安全確保対策について必要な事項を定める。

1 船舶

- 船舶は、一度に大量の人員及び貨物を輸送しており、火山の噴火による降灰被害を受けた場合、航行中の船舶に多大な危険が生じるのみならず、住民の生活に大きな影響を与えるおそれがある。
- このため、本項においては、各機関の船舶(漁船を含む。)の安全確保対策について定める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	内 容
第三管区海上保安本部	○ 第三管区海上保安本部は、船舶の安全を確保するための措置を講ずる。
東海汽船	○ 海上保安部及び都等から勧告に従って対処する。 ○ 人命の安全の確保及び損害の極限防止を図る。

(2) 詳細な取組内容

《第三管区海上保安本部》

- 第三管区海上保安本部は、船舶の安全を確保するため、必要に応じ、次の措置を講ずる。
 - 1 降灰の影響が予想される場合は、港内又は沿岸付近にある船舶に対して、港外又は沖合等の安全な海域への避難を勧告する。
 - 2 降灰の影響が予想される海域の船舶交通の規制を行う。
 - 3 船舶の入港を制限する。
- 船舶の安全を確保するため、船舶の安全運航に必要な情報について、無線等により情報提供するほか、船舶交通の整理及び指導を行い、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。

《東海汽船》

- 海上保安部等から勧告があった場合、それに従って対処する。
- 事故処理基準に基づき、事故処理を迅速かつ適切に実施し、人命の安全の確保及び損害の極限防止を図る。
(別冊資料「船舶の運航基準」)

2 航空機

- 航空機は、高速で多数の人々を輸送しており、万一災害が発生した場合、直接人命にかかわる被害を生ずるおそれがある。
- このため、航空機の安全確保に関し、各機関がとるべき措置を定める。

(1) 対策内容と役割分担

機関名	内 容
都港湾局	○ 調布飛行場及び東京ヘリポートを利用する航空機の安全のため、必要な情報提供を行う。
東京空港事務所	○ 航空機の航行の安全のため、必要な措置をとる。

(2) 詳細な取組内容

《都港湾局》

- 火山活動に伴い、調布飛行場又は東京ヘリポートの閉鎖等の事態が発生したときは、飛行中の航空機及び関係機関に対し、情報の周知徹底を図る。

《東京空港事務所》

- 気象庁等から噴火に関する通報を入手したときは、速やかに当該火山の上空及び周辺を航行中の航空機に対し情報を提供し、必要に応じ安全確保のための指示を行う。
- また、火山活動に伴い、空港の閉鎖、航行援助施設の運用停止等の事態が発生したときは、飛行中の航空機及び関係機関に対し、情報の周知徹底を図るとともに、航空機の航行の安全のため、必要な措置をとる。

第9節 交通機関の応急・復旧対策

1 道路

(1) 対策内容と役割分担

- 降灰により、道路、その他の道路施設が被害を受けた場合、特に降灰が多くなる地域を把握した上で、火山専門家や関係機関等と調整しながら、除灰作業前に除灰範囲や除灰方法などについて、各道路管理者等に随時情報共有を行い、優先除灰道路を中心に啓開する。

ア 緊急道路障害物除去

機 関 名	対 策 内 容
警 視 庁	放置車両の車両移動

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局 都 港 湾 局 関東地方整備局 区 市 町 村 東日本高速道路 中日本高速道路 首都高速道路	○ 噴火直後における被害状況や通行可能道路の情報を収集 ○ 道路上の障害物の除去等を実施 ○ 放置車両の車両移動

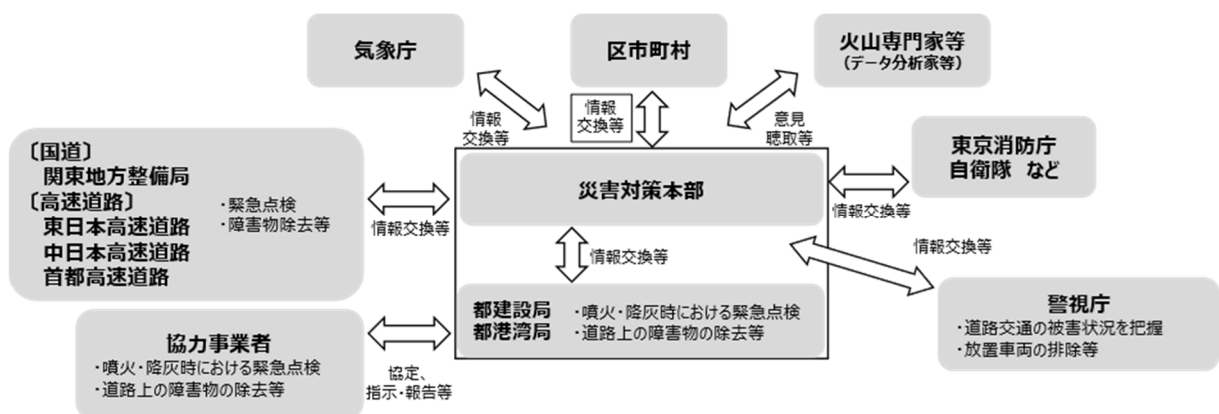
イ その他応急措置

機 関 名	対 策 内 容
都 建 設 局 都 港 湾 局 関東地方整備局 東日本高速道路 中日本高速道路 首都高速道路	○ 発災時における通行止め等の措置など通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施
警 視 庁	○ 発災時における、被災状況に応じた交通規制等の措置など、通行者の安全対策を講じる。 ○ パトロール等を兼ねた広報を実施

(2) 詳細な取組内容

ア 緊急道路障害物除去

- 道路除灰等の作業にあたり、噴火前、噴火直後、降灰後の各段階で、情報収集の上 関係機関への共有を行う。



《道路管理者》

- 災害対策基本法第76条の6に基づき、緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあり、かつ、緊急通行車両の通行を確保するために緊急の必要があると認めるときは、

管理する道路についてその区間を指定して、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件を付近の道路外の場所へ移動すること、その他当該指定をした道路の区間における緊急通行車両の通行を確保するために必要な措置をとることを命ずることができる。

《道路管理者》《都港湾局》

- 噴火直後における被害状況や通行可能道路の情報収集は、緊急点検等により迅速・的確に集約して行う。
- 「災害時における応急対策業務に関する協定」等及び「協力承諾書」に基づき、協力業者が道路上の障害物の除去等を実施する。
- 道路除灰用資機材等の充実
 - ・ 協力業者が災害時に使用できる建設機械等の把握を行うなど、平素から資機材等の確保に努める。
- 各道路管理者は、他の道路管理者と連携してオペレーション計画を立てる。

《都総務局》

- 被害の規模や状況によっては、都知事は関東地方整備局及び自衛隊に支援を要請する。
- 都知事は区市町村に対し、必要に応じてネットワークとして緊急通行車両の通行ルートを確保するために広域的な見地から指示を行う。

《警視庁》

- 道路交通に関する被害状況等については、パトカー、白バイ、交通テレビシステム、警察署等からの報告によるほか、東京消防庁、自衛隊、道路管理者等の関係機関の現場担当者と緊密な情報交換を図り、実態把握に努める。
- 緊急通行車両の通行を確保するため、各警察署、交通機動隊及び高速道路交通警察隊は、道路管理者及び関係防災機関と協力し、道路上の障害物の除去に当たる。

《関東地方整備局》

- 緊急点検及び緊急道路障害物の除去を実施する。
- 直轄国道以外の緊急輸送道路については、各道路管理者からの応援要請等を踏まえ、関係機関と連携し、放置車両の移動及び火山灰の除去を実施する。
- 道路除灰等作業態勢
 - ・ 道路除灰等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が

迅速な連携・協力体制を確立して対応する。

(別冊資料●「緊急道路障害物除去路線等の作業分担」)

- ・道路に倒壊するおそれのある障害物（木造家屋など）がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- ・作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。

《東日本高速道路》《中日本高速道路》《首都高速道路》

- 状況把握のため緊急点検を実施し、道路の損壊状況、道路利用者の被害状況等の把握に努めるとともに、他の関係防災機関と緊密な連携を図る。
- 放置車両や道路上の火山灰の状況を調査し、移動・除去対策を樹立し、関係機関等とも協力の上、所管する道路上の障害物等の除去を実施する。
- 道路除灰等作業態勢
 - ・道路除灰等作業に当たっては、通行可能道路の情報や被害情報を収集し、路線及び区間の優先順位の決定を行うとともに、関係機関及び関係業界が迅速な連携・協力体制を確立して対応する。

(別冊資料●「緊急道路障害物除去路線等の作業分担」)

- ・道路に倒壊するおそれのある障害物（木造家屋など）がある場合は、法令上の取扱いを含めて関係機関が協議して処理する。
- ・作業マニュアルを作成するなど態勢の充実を図る。
- 道路除灰用資機材の整備
 - ・平素から資機材を確保するため、使用できる建設機械等の把握を行う。

イ その他応急措置

《都建設局・都港湾局》

- 被災状況や交通状況を把握し、道路交通を確保するため、通行規制の措置や迂回道路の選定など、通行者の安全対策を行う。

《関東地方整備局》

- 緊急道路パトロール及びヘリコプターや関係機関等からの道路情報の収集に努める。
- 道路被災情報を把握し、応急復旧並びに必要な応じて迂回道路の選定等を行い、緊急輸送路の確保に努める。

《東日本高速道路》《中日本高速道路》

- 噴火が発生したときは、高速道路は消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。
- 噴火発生後、降灰の状況に応じて、警察当局と協力して通行禁止規制を行い、ラジオ、情報板、看板、会社のパトロールカー等により情報を提供

するなどして通行車の安全確保に努める。

- 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- 工事等が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。

《首都高速道路》

- 噴火が発生したときは、消防その他の緊急車両の通行に利用されるため、会社は、都公安委員会の交通規制に協力し、かつ、規制状況等を利用者に広報する。
- 利用者の被災状況を緊急に把握し、消防等関係機関への迅速な情報伝達、出動・協力要請により、被災者の救出救護その他安全確保に努める。
- 道路構造物、管理施設等について、その被害の状況を緊急点検し、必要に応じ応急復旧に努める。
- 工事が必要な箇所については、その被災状況に応じて必要な措置を講じる。

2 鉄道

(1) 対策内容と役割分担

- 降灰により、鉄軌道、踏切、その他の鉄道施設が被害を受けた場合、鉄道事業者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

機 関 名	対 策 内 容
都 交 通 局 各 鉄 道 事 業 者	○ 各社の運行基準や規定の設定 ○ 災害対策本部等の設置による旅客等の安全確保 ○ 運行基準に従い、速度規制等を実施 ○ 必要に応じ避難誘導を実施 ○ 沿線の降灰状況や電力・通信などの影響に関する情報収集 ○ 降灰の状況に応じ、優先度を踏まえたルールや転てつ器等の除灰・仮置きの実施 ○ 運行情報等の継続的な発信

(2) 詳細な取組内容

《都交通局》《各鉄道事業者》

- 各社の運行基準や規定に基づき、降灰時の利用者の安全を確保する。
- 大規模な被害が発生又は発生する可能性がある場合には、災害対策本部等の設置により、迅速な情報収集を行い、旅客等の安全を確保する。
- 各鉄道事業者の運行基準に従い、速度規制又は運転中止を行う。
- 駅での混乱防止や、列車内の乗客の安全確保のため、必要に応じて速や

かに避難誘導を実施する。

- 降灰予報や社員の目視確認等を通じて沿線の降灰に関する情報を収集するとともに、列車運転に影響を及ぼす電力供給・通信など他インフラの状況を収集する。
- 運行への支障がある場合などは、降灰の状況に応じ、優先度を踏まえ、除灰を行う。
- 除去した灰は、空きスペースや線路脇に一時的に仮置きし、行政機関と調整のうえ搬出・運搬する。
- ホームページ等を通じて、運休や遅延、運行規制又は運行再開の情報を継続的に発信する。

3 港湾・空港施設等

- 降灰により、港湾・空港施設が被害を受けた場合、港湾・空港管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

(1) 対策内容と役割分担

ア 港湾施設

機 関 名	対 策 内 容
都 港 湾 局	○ 被害を受けた港湾施設を速やかに復旧し、海上輸送の確保に努める。 ○ 応急的な復旧作業は、関係業界との協定等により、特に広域輸送基地（ふ頭）及び東京港防災船着場を最優先に行い、その後、逐次一般港湾施設の復旧作業を実施
関東地方整備局	○ 被害を受けた港湾施設を関係機関と連携を図りながら、早期復旧、供用に必要な支援を実施

イ 空港施設

機 関 名	対 策 内 容
東 京 航 空 局 (東京空港事務所)	<東京国際空港> ○ 必要に応じて除灰作業を実施する。
東京管区气象台	○ 東京国際空港の以下の応急復旧について、速やかに実施 ・ 気象施設に降灰の影響が生じ航空機の離着陸に重大な支障を与えているもの
都 港 湾 局	<東京ヘリポート> ○ 関係機関と協力し、早期に施設の復旧に努める。 <東京都調布飛行場> ○ 関係機関と協力し、早期に施設の復旧に努める。
関東地方整備局	○ 被害を受けた空港土木施設を関係機関と連携を図りながら、早期復旧、供用に必要な支援を実施

(2) 詳細な取組内容

ア 港湾

- 降灰により、港湾施設が被害を受けた場合、港湾管理者は、速やかに被害状況を調査し、関係機関に周知するとともに、被害を受けた施設を復旧する。
- 特に、公共の安全確保上、緊急に復旧を行う必要のある施設は、次のとおりである。
 - ・ 係留施設の被害で船舶の係留又は荷役に重大な支障を与えているもの
 - ・ 臨港交通施設の被害でこれによって当該臨港交通施設による輸送が不可能又は著しく困難であるもの(他の施設による輸送が著しく困難でない場合を除く。)
 - ・ 港湾の埋塞で船舶の航行又は停泊に重大な支障を与えているもの
 - ・ 外郭施設の被害でこれを放置すると著しい被害を生ずるおそれがあるもの

イ 空港

- 降灰により、滑走路、エプロン及びその他の空港施設が被害を受けた場合、空港管理者は、速やかに被害を調査し、関係機関に周知するとともに、速やかに復旧を図る。

第10節 ライフライン等の応急・復旧対策

- 電気、上下水道、電話等の施設は、日常生活の基幹を成すものであり、これらの施設が被災した場合、その影響は極めて大きい。このため、これらの施設においてそれぞれの活動体制を確立し、応急対策活動を迅速に実施しなければならない。
- 電気、上下水道、電話等の施設の早期復旧に向けては、道路管理者との連携が必要となるため、道路啓開が必要な路線等の情報共有を図る。

1 電気施設

(1) 対策内容と役割分担

- 情報収集、点検、危険予防措置、資機材等の調達、広報活動等を行う。

機 関 名	対 策 内 容
電 力 事 業 者	○ 非常災害対策本部の設置・運営 ○ 各設備の被害復旧の優先順位の設定 ○ 災害状況、各設備の被害状況、各設備の被害復旧の難易度を勘案して、供給上復旧効果の最も大きいものから復旧 ○ 資材の調達・輸送 ○ 事故箇所の現地確認 ○ 応急工事 ○ 降灰時における危険予防措置 ○ 碍子等の清掃

機 関 名	対 策 内 容
	○ 他電力会社に復旧応援を要請 ○ 需給ひっ迫時における電力融通や大規模かつ長期間の停電となる場合における他電力会社に復旧応援を要請 ○ 電力不足時の他地域からの融通

(2) 詳細な取組内容

ア 活動態勢

(ア) 非常災害対策本（支）部の設置

《東京電力グループ》

- 災害が発生したとき、東京電力グループは非常災害対策本（支）部を設置する。
- 本部は本社、総支社、電力所、原子力発電所及び建設所に設置する。また支部は、支社、ならびに指定した第一線機関等に設置する。
- 夜間休日等の緊急呼集及び交通機関、通信の途絶に対応できるよう、要員の選抜、呼集方法、出動方法につき検討し、適切な活動組織を編成する。

(イ) 要員の確保

《東京電力グループ》

- 災害が発生したとき、非常災害対策本（支）部長は、情勢に応じた非常態勢を発令する。
- 非常事態が発令された場合、災害対策本（支）部は請負会社に対し、その旨を連絡し、必要があれば直ちに応援を求める。

(ウ) 情報連絡活動

《東京電力グループ》

- 本社本部は、定期的に諸情報を被害事業所本部から収集する。
- 被害事業所本部は、現地の実態を速やかに把握するため、第一線機関の動員などにより、確実な被害状況の収集に努める。

イ 応急対策

(ア) 資材の調達及び輸送

《東京電力グループ》

- 第一線機関等においては、予備品、貯蔵品等の在庫品を常に把握し、調達を必要とする資材は、次のいずれかの方法により速やかに確保する。
- 第一線機関等相互の流用
- 本社本部に対する応急資材の請求
- 非常災害対策用資機材の輸送は、あらかじめ調達契約をしている輸送会社の車両、船艇等により行う。

第3部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第10節 ライフライン等の応急・復旧対策

- 輸送力が不足する場合には、他の輸送会社から車両、船艇等の調達を対策本部において適宜行い、輸送力の確保を図る。

(イ) 災害時における危険予防措置

《東京電力グループ》

- 水害及び火災の拡大等に伴い円滑な防災活動のため、警察、消防機関等から送電停止の要請があった場合には、送電停止等の適切な危険予防措置を講ずる。

(ウ) 災害時における応援の組織・運営

《東京電力グループ》

- 本社本部及び事業所本部は、被害が多大な被災地の事業所本部及び第一線機関支部のみの災害活動では早期復旧が困難であると判断した場合には、他事業所本部、支部及び請負会社に復旧応援隊の編成を要請し、被害状況及び復旧状況を勘案した上、必要な応援隊を出動させる。

(エ) 応急工事

《東京電力グループ》

- 応急工事の実施に当たっては、原則的に人命にかかわる箇所、復旧対策の中核となる官公庁（署）、民心の安定に寄与する報道機関、避難所等を優先するなど被害状況、各施設の被害復旧の難易等を勘案して、供給上、復旧効果の最も大きいものから行う。

(オ) 災害時における電力の融通

《東京電力グループ》

- 東京電力パワーグリッド本社本部は、各電力会社と締結した全国融通契約及び電力広域的運営推進機関の指示に基づき、緊急災害時においてもこれに準じて電力の緊急融通を実施する。

(カ) その他

《東京電力グループ》

- 災害が極めて大きく、管内の工事力に余力のない場合、又は工事力を動員してもなお応援隊を必要と判断される場合には、本社対策本部は自衛隊の派遣を要請する。なお、この場合の要請は都本部を経由して行う。

ウ 復旧対策

《東京電力グループ》

- 災害復旧を原則とするが、災害の規模、設備の重要度、被害の状況等によりやむを得ないものについては、仮復旧工事を施す。各設備の復旧は、災害状況、被害状況及び被害復旧の難易度を勘案して、電力供給上復旧効果の大きいものから、あらかじめ定めた復旧順位により実施する。

2 水道施設（都水道局）

（1）対策内容と役割分担

- 情報収集及び連絡、点検、調査等を行う。
- 被害が生じた場合は、速やかに応急対策及び復旧対策を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 水 道 局	○ 給水対策本部の設置・運営 ○ 水道施設等の点検・被害調査を行い、被害状況を把握 ○ 被害箇所の復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合及び被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を実施 ○ 浄水施設は、降灰による水質への影響を踏まえた対応等を行うなど速やかに応急活動を実施 ○ 浄水場等の吸排気等の除灰・清掃 ○ 送水管ネットワークによる他浄水場からのバックアップ ○ 都本部からの要請を受けた場合の応急給水

(2) 詳細な取組内容

ア 活動態勢の整備

(ア) 職員の活動態勢

《都水道局》

- 職員は、発災時には、その所属する部署において、あらかじめ指定された応急対策に従事することを原則とし、状況に応じて、必要な職員を確保する。
- 夜間、休日等の勤務時間外に災害が発生した場合は、局の災害対策職員住宅に入居している職員、あらかじめ指定された管理職員、待機職員、交替勤務職員等の初動要員により初動態勢を確保する。
- 都水道局職員で不足する人員は、他の水道事業体のほか、都本部を通じて都各局に応援を求める。

(イ) 給水対策本部の設置

《都水道局》

- 災害の発生により、水道施設に甚大な被害が発生した場合など、一定の要件に該当する場合は、局内に局長を本部長とする給水対策本部を設置し、応急対策諸活動を組織的に進める。

(ウ) 情報連絡活動

《都水道局》

- 復旧活動、応急給水活動等を適時適切に行うため、あらかじめ情報連絡の系統、手段等を定め、正確な情報を迅速に収集及び伝達する。
- 発災時の情報連絡の手段として、水運用専用電話等の音声と、システム等のデータ通信とを併用する。

(エ) 広報活動

《都水道局》

- 都本部と連携しながら、被害及び復旧の状況等を適時適切に広報し、混乱を防止するように努める。

イ 応急対策

(ア) 被害情報の把握

《都水道局》

- 降灰発生後、速やかに浄水場、給水所等のポンプ運転状況、管路に設置されたテレメータやスマートメータ等の記録等から異常箇所の情報を把握するとともに、水道施設及び工事現場等を点検し、被害状況を把握する。
- 貯水、取水、導水、浄水施設及び給水所等の被害調査は、速やかに施設ごとに行う。

- 浄水場における原水の水質悪化や浄水処理への影響、水運用への影響等について速やかに把握する。
- 管路については、あらかじめ定めた重要点検箇所の巡回点検を実施し、管路の水圧低下等の有無及びその程度のほか、地上構造物にあっては被害の程度等の把握に努める。
- お客さまセンターが、水道施設や給水に関する異常等の情報を、住民等から寄せられる通報によって把握する。

(イ) 貯水施設

《都水道局》

- 水道水源林が被災した場合は、被災箇所の調査を実施する。

(ウ) 浄水施設

《都水道局》

- 火山灰の混入による原水の水質変化を監視し、浄水処理や排水処理への不具合が生じないように、薬品注入の強化等の措置を行う。
- 浄水場の処理能力低下など被害が発生した場合は、送配水ネットワークを活用することにより、比較的被害が少ない他の浄水場からバックアップを図る。
- 浄水場等の吸排気等の除灰・清掃を実施する。

(エ) 管路等

《都水道局》

- 断水区域を最小限にとどめるため、速やかに水配調整を行う。
- 水配調整作業は、浄水場から給水所への送水及び主要幹線機能の確保を優先し、各路線の上流側から順次進める。

(オ) 応急給水

《都水道局》

- 断水等の発生時には、災害時給水ステーション（給水拠点、車両輸送及び避難所等）による応急給水活動を行う。
- 応急給水活動は、給水状況、住民の避難状況、水道施設の復旧状況等必要な情報を迅速かつ的確に把握し、応急給水に係る計画を具体的に定めて行う。

ウ 復旧対策

(ア) 水道施設

- 水道施設の被害については、速やかに復旧活動を行う。

(イ) その他

- 都営水道となっていない市町村の復旧活動等については、その市町村の地域防災計画による。

3 下水道施設

(1) 対策内容と役割分担

- 降灰時には、汚水及び雨水の流下に支障のないように必要な措置を講じる。
- 下水道局災害対策本部を設置し、下水道施設の調査、点検を行い、被害状況を把握する。

機 関 名	対 策 内 容
都 下 水 道 局	○ 下水道局災害対策本部の設置・運営 ○ 下水道施設等の点検・被害調査 ○ 水再生センター・ポンプ所等におけるポンプ及び諸機械の運転を継続 ○ 管きょ内に降灰が流入しつまりが生じた場合は管きょ内清掃等の実施、水再生センター等で異常が確認された場合は速やかに復旧活動を実施 ○ 水処理施設に降灰が流入し、沈砂池が埋積等した場合は、除砂などの実施 ○ 復旧までの間、二次災害発生のおそれがある場合、被害の拡大するおそれがある場合の応急措置を講じるとともに、工事現場の応急対策を実施

(2) 詳細な取組内容

ア 降灰による被害発生時の活動態勢

《都下水道局》

- 被害の状況に応じ、職員の配置を行い、下水道施設の降灰被害に対し、迅速に復旧活動を行う。
- 被害が大規模で、復旧に緊急を要する場合に協力を得ることができるように、都下水道局では民間団体等と応急復旧業務に関する協定及び細目協定を締結している。

イ 応急・復旧対策

(ア) 災害復旧用資機材の整備

《都下水道局》

- 迅速に復旧活動を実施するため、災害時の応急復旧に関する協定を締結している民間団体等に対し資機材の備蓄について協力を求める。

(イ) 管きょ

《都下水道局》

- 管きょ内に降灰が流入し、つまりが生じた場合は、管きょ内清掃等必要な措置を講じる。
- 工事中の箇所においては、受注者に被害を最小限に止めるよう指揮監督するとともに、必要に応じて現場要員及び資機材の補給を行わせる。

(ウ) 水再生センター・ポンプ所

《都下水道局》

- 降灰の流入による施設の機能低下を防止するため、施設を点検し、異常が確認された場合は、必要な措置を講じる。
- 建物その他の施設には、火山災害に備え、特に防護の必要のあるものに対しては、所要の資機材を備蓄する。
- 万一機能上重大な被害が発生した場合は揚水施設の復旧を最優先する。これらと並行して各施設の損壊箇所を直ちに処置し、流下機能の確保と揚水、簡易処理、消毒、放流などの機能の回復を図る。
- 停電が発生した場合、ディーゼル発電機、ガスタービン発電機等の非常用発電機及びエンジン直結ポンプによってポンプ運転を行い、揚水機能を確保する。
- 非常用発電機と電力貯蔵型電池を組み合わせることなどにより、電源の信頼性向上を図る。
- 停電が続く場合には、非常用発電設備の燃料油について、石油会社との優先供給協定により、確保に努める。

(エ) 下水道の復旧計画

《都下水道局》

- 被害が発生したときには主要施設から漸次復旧を図る。
- 復旧順序については、まず水再生センター、ポンプ所、幹線管きょ等の主要施設の復旧に努め、その後、枝線管きょ、柵・取付管の復旧を行う。
- 速やかに復旧活動のための拠点を設置し、下水道管の被害状況及び高潮防潮扉の操作状況など、防災上重要な施設について重点的に被害状況及び措置状況を集約する。

(オ) 市町村等との役割分担

《都下水道局》

- 単独公共下水道及び流域関連公共下水道の復旧活動等については、その市町村の定める地域防災計画による。都下水道局は、必要に応じて市町村への技術支援を実施する。

- 市町村の要請に応じて、相互支援の調整を行う。また、被害状況に応じ、都下水道局による支援を行うほか、関東ブロック各県等への支援要請を行う。

4 電話施設等

(1) 対策内容と役割分担

- 災害における通信の途絶を防止するため、各種通信施設の確保、復旧等についての応急対策の確立が必要である。各機関の対策は次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
各 通 信 事 業 者	○ 災害対策本部の設置・運営 ○ 災害対策用機材、車両等の確保 ○ 重要通信の確保及び被災した電気通信設備等の復旧 ○ 被害状況、通信施設の疎通状況等の情報収集 ○ 自治体への通信障害・復旧状況等の情報共有、及び自治体要望・活動状況の情報収集 ○ 重要局舎、基地局等の除灰 ○ 通信が途絶えたエリアの通信確保 ○ 通信回線の確保や通信の途絶防止などの応急対策 ○ 被災した電気通信設備等の復旧 ○ 災害用伝言ダイヤル、災害用伝言板等の運用や公衆電話、通信サービスの状況等に関する広報

(2) 詳細な取組内容

機関名	内容
NTT 東日本 NTT コミュニケーションズ NTT ドコモ	【活動態勢】 1 災害対策本部の設置 ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において必要があると認められるときは、別に定めるところにより災害対策本部又はこれに準ずる機関を設置する。 ・ 災害対策本部は、被害状況、通信の疎通状況及び重要通信並びに災害用公衆電話の疎通確保、設備の復旧、広報活動その他の業務を行う。 2 社員の動員計画 ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、業務の運営あるいは応急対策及び応急復旧に必要な動員を円滑に行うため、次の事項について定める。 (1) 社員の非常配置 (2) 社員の非常招集方法

機関名	内容
	(3) 初動時の駆けつけ要員の確保 (4) グループ各社間相互の応援要請方法 3 情報連絡 ・ 災害の発生又は発生するおそれがある場合は、情報連絡体制を確立し、情報の収集及び伝達に当たる。 ・ なお、気象業務法に基づき、気象庁から FAX による伝達予警報等については、関係する区市町村等に速やかに通報する。 【応急対策】 1 通報及び連絡 ・ 各対策組織相互の通報、連絡は情報を統括する組織を窓口として行う。 2 情報の収集及び報告 ・ 災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、及び被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。 (1) 気象状況、災害予報等 (2) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況 (3) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況 (4) 被災設備、回線等の復旧状況 (5) 復旧要員の稼働状況 (6) その他必要な情報 3 警戒措置 ・ 災害予報が発せられた場合、報道された場合、又はその他の事由により災害の発生が予想されるときには、その状況に応じて、次に挙げる事項について警戒の措置をとる。 (1) 情報連絡用回線を作成するとともに、情報連絡要員を配置すること。 (2) 異常事態の発生に備えた監視要員を配置し、又は防災上必要な要員を待機させること。 (3) 重要回線、設備の把握及び各種措置計画の点検等を行うこと。 (4) 災害対策用機器の点検及び出動準備又は非常配置並びに電源設備に対し必要な措置を講ずること。 (5) 防災のために必要な工事用車両、資材等を準

機関名	内容
	備すること。 (6) 電気通信設備等に対し必要な防護措置を講ずること。 (7) その他、安全上必要な措置を講ずること。 4 重要通信の疎通確保 - 災害等に関し、次により臨機に措置を取り、通信ふくそうの緩和及び重要通信の確保を図る。 (1) 応急回線の作成、網措置等疎通確保の措置をとること。 (2) 通信の疎通が著しく困難となり、重要通信を確保するため必要があるときには、電気通信事業法第8条第2項及び電気通信事業法施行規則第56条の定めるところにより、臨機に利用制限等の措置をとること。 (3) 非常、緊急通話又は非常、緊急電報は電区通信事業法第8条第1項及び電気通信事業法規則第55条の定めるところにより、一般の通話又は電報に優先して取り扱うこと。 (4) 警察、消防、その他の諸官庁等が設置する通信網との連携をとること。 (5) 電気通信事業者及び防災行政無線等との連携をとること。 5 被災地特設公衆電話の設置 - 災害発生時においては避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。 6 携帯電話等の貸出し - 災害救助法が適用された場合等には、指定行政機関、地方公共団体等からの要請に基づき避難場所、現地災害対策本部等への携帯電話の貸出しに努める。 7 災害用伝言ダイヤル等の提供 - 災害発生により著しく通信ふくそうが発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。 【復旧対策】 - NTT 東日本、NTT コミュニケーションズ及びNTT ドコモは、災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに緊急度を勘案して、迅速かつ適切に実施する。 1 被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第

機関名	内容								
	一義として速やかに実施する。 2 必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員、資材及び輸送の手当てを行う。 3 復旧に当たっては、行政機関及びライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。 4 災害等により被災した電気通信設備の復旧については、あらかじめ定められた次表の順位に従って実施する。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>順位</th><th>修理又は復旧する電気通信設備</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td><td> ・ 気象機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 水防機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 消防機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 災害救助機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 警察機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 防衛機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 電力の供給に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの </td></tr> <tr> <td>2</td><td> ・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 選挙管理機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 国又は地方公共団体との機関との電話サービス契約に関わるもの（第1順位となるものを除く。） </td></tr> <tr> <td>3</td><td> ・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの </td></tr> </tbody> </table>	順位	修理又は復旧する電気通信設備	1	・ 気象機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 水防機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 消防機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 災害救助機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 警察機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 防衛機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 電力の供給に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの	2	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 選挙管理機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 国又は地方公共団体との機関との電話サービス契約に関わるもの（第1順位となるものを除く。）	3	・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの
順位	修理又は復旧する電気通信設備								
1	・ 気象機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 水防機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 消防機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 災害救助機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 警察機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 防衛機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 輸送の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 通信の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 電力の供給に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの								
2	・ ガスの供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 水道の供給の確保に直接関係がある機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 選挙管理機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 1に定める基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 預貯金業務を行う金融機関との電話サービス契約に関わるもの ・ 国又は地方公共団体との機関との電話サービス契約に関わるもの（第1順位となるものを除く。）								
3	・ 第1順位及び第2順位に該当しないもの								
KDDI	【活動態勢】 1 災害対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、対策本部を設置する。								

機関名	内容
	(2) 対策本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 社内外の連絡及び調整を行う。 2 災害対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所要員を非常招集する。 (2) 招集された要員は、災害対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 3 情報連絡活動 (1) 被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2) 社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等を用いて行う。 【応急対策】 1 停電 ・ 停電が発生した場合、通常通信設備は自動的にバッテリーで給電される。主要設備はさらに非常用発電機を起動して給電する。携帯電話の基地局、無人中継局等で非常用発電機を持たない場合、停電時間が所定の時間を超える場合は、非常用電源車等を配備し、バッテリーの充電を行うように努める。 ・ 停電が長期化し発電機の燃料が不足する場合は、タンクローリーを派遣し給油するが、自社での調達が困難な場合、東京都等に燃料調達を依頼する。 2 機器故障 ・ 多くの機器故障の場合は、自動切換えが行われるが、万一切り替わらない場合は遠隔操作による復旧を行う。切り替えができず、障害となる場合は至急保守員を現場に急行させ復旧に努める。 3 ケーブル切断（架空部分など） ・ 通常、幹線部分は複数のルートを持ち自動切換え・遠隔手動切り替えを行うが、切り替えできない場合は、保守員を派遣し、代替ルートに切り替える。ケーブルが切断し代替ルートがない場合、端末回線の場合等は、臨時ケーブル敷設等により仮復旧させる。 4 アンテナ等への降灰の影響 ・ 携帯電話基地局アンテナへの降灰による電波への影

機関名	内容
	響が発生したり、各施設の空調設備及びその他の設備への降灰被害が発生し、基地局の機能が停止した場合は、可能な限り他の基地局でエリアカバーを行う。 【復旧対策】 1 停電 ・ 応急対策を継続し、電力会社による給電の復旧を待つ。 2 機器故障、ケーブル切断 ・ 仮復旧後、本復旧の機材が手配できた時点で正規の機器及びルートによる本復旧をする。 ・ この際、被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善が必要な場合は、併せてこれらの対策も実施する。 3 アンテナ等への降灰 ・ 降灰による交通、人体への影響がなくなった時点で、清掃及び修理を行う。 【注意事項】 ・ 応急復旧及び本復旧のため保守員を派遣する場合は、降灰による影響が人体及び交通への危険のない状況下において実施する。
ソフトバンク	【活動態勢】 1 対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、対策本部を設置する。 (2) 対策本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 社内外の連絡及び調整を行う。 2 災害対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所定要員を非常招集する。 (2) 招集された要員は、災害対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 3 情報連絡活動 (1) 被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2) 社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等を用

機関名	内容
	いて行う。 【応急対策】 1 通信疎通の管理、制御等 - 通信の疎通状況を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートの迂回措置、代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急に実施する。 2 災害用伝言板等の運用 - 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板等の運用を行う。 3 災害対策資機材の利用 - 災害対策用資機材として、移動基地局車、移動電源車、可搬型移動基地局等のほか、対策要員の活動のための装備品等を使用して対応する。 4 通信サービスの利用制限 - 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 5 携帯電話等の貸出し - 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、貸出し用携帯電話の貸出に努める。 【復旧対策】 1 復旧工事の計画・設計 (1) 応急復旧工事 被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。 (2) 本復旧工事 被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧工事を実施するほか、被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な本復旧工事を実施する。 【注意事項】 - 応急対策又は復旧対策のため対策要員を派遣する場合に、降灰による影響が人体及び交通への危険のない状況下において実施する。
楽天モバイル株	【活動態勢】

機関名	内容
株式会社	1 対策本部の設置及び運営 (1) 災害が発生し、通信を確保するための応急復旧活動等が必要であると判断された場合は、対策本部を設置する。 (2) 対策本部は、情報の収集、通信の疎通確保、復旧に関する対策等を組織的かつ統一的に指揮する。 (3) 社内外の連絡及び調整を行う。 2 災害対策要員の招集と任務 (1) 実施する応急復旧の内容に応じて、あらかじめ定めておく所要員を非常招集する。 (2) 招集された要員は、災害対策本部長の指揮の下で所定業務を遂行する。 3 情報連絡活動 (1) 被害状況の収集はテレビ、ラジオ、インターネット、電話会議、社内通信システム等により収集する。 (2) 社内及び社外関係機関との連絡及び調整は、社内通信システム、衛星電話、電話、インターネット等を用いて行う。 【応急対策】 1 通信疎通の管理、制御等 - 通信の疎通状況を24時間体制で監視し、異常が発生すれば通信疎通の制御、疎通ルートの迂回措置、代替回線の設定等あらかじめ定めた措置を早急を実施する。 2 災害用伝言板等の運用 - 災害発生時の運用基準に従い、災害被害者の安否確認の手段として災害用伝言板等の運用を行う。 3 災害対策資機材の利用 - 災害対策用資機材として、移動基地局車、移動電源車、可搬型移動基地局等のほか、対策要員の活動のための装備品等を使用して対応する。 4 通信サービスの利用制限 - 災害の発生により通信の疎通が著しく困難な状態になった場合には、重要通信の確保を前提に、通信の利用を一部制限する場合がある。 5 携帯電話等の貸出し - 指定行政機関、地方公共団体等から要請を受けた場合、貸出し用携帯電話、衛星携帯電話等の貸出に努め

第3部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第10節 ライフライン等の応急・復旧対策

機関名	内容
	る。 【復旧対策】 1 復旧工事の計画・設計 (1) 応急復旧工事 被災した通信設備等については、機能維持に必要な補強整備工事等の応急措置を実施する。 (2) 本復旧工事 被災した通信設備等については、機能等において被災前の状態に復旧工事を実施するほか、被害の再発を防止し、設備機能の充実又は改善を施した本格的な本復旧工事を実施する。 【注意事項】 ・ 応急対策又は復旧対策のため対策要員を派遣する場合に、降灰による影響が人体及び交通への危険のない状況下において実施する。

第11節 宅地等の降灰対策

1 宅地等の降灰除去

(1) 対策内容と役割分担

- 火山噴火によって降灰が長期間続いた場合は、宅地、公園等に大きな被害を与え、ひいては地域の経済活動及び市民の社会生活に著しい障害をもたらす、地域の活力を失うこととなる。
- このため、降灰によって被害が発生した場合は、早急な復旧対策を行い地域の活力を取り戻す必要がある。
- そのため、各関係機関は、平時から緊密な情報交換を行う必要がある。
- 宅地に降った火山灰は、所有者又は管理者が対応することが原則である。しかし、一般の住民では対応が困難な対策については、区市町村が対応する。
- 各機関の対応は、次のとおりである。

機 関 名	対 策 内 容
区 市 町 村	○ 降灰予報及びその他火山情報の把握 ○ 降灰の集積場所の確保 ○ 集積場所からの宅地の降灰の運搬 ○ 収集した降灰の処分 ○ 降灰厚等の測定 ○ 被害額の算定及び報告
都 総 務 局	○ 降灰予報及びその他火山情報の把握についての指導
都 都 市 整 備 局	○ 測定手法、被害額の算定等についての指導 ○ 国に対する被害状況、被害額等の報告
国 土 交 通 省 都 市 局	○ 都及び区市町村から被害状況等の報告に基づく復旧対策の助成措置

(2) 詳細な取組内容

《区市町村》

- 区市町村は降灰予報及びその他の火山情報を把握し、住民に対し家屋等の火山灰等の除去に関する啓発、情報提供を行うものとする。家屋等に積もった火山灰等の除去は原則として所有者・管理者が実施するものとするが、区市町村は、避難行動要支援者の世帯等について必要に応じ近隣住民、自主防災組織、ボランティア等に対して火山灰等の除去作業の協力を呼びかけるものとする。
- 区市町村は、適当な場所に住民が除去した火山灰の集積場所を確保するものとする。
- 宅地内等の降灰については、原則として住民及び土地所有者等自らが除去し、区市町村が指定する集積場所に搬出することとする。区市町村はこれらを収集・運搬・処分する。

《都総務局》

- 降灰予報及びその他火山情報火山情報の把握について指導を行う。

《都都市整備局》

- 測定手法、被害額の算定等について指導を行うとともに、国に対して被害状況、被害額等の報告及び進達を行う。

《国土交通省都市局》

- 都及び区市町村からの降灰による宅地、公園等の被害状況等の報告に基づいて、復旧対策の助成措置等を講ずる。

2 農林水産施設

(1) 対策内容と役割分担

- 農林水産業における施設被害状況を把握し、事後対策等の技術指導を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都 産 業 労 働 局	○ 区市町村を通じて被害状況の把握を行う。 ○ 復旧対応について、国及び関係機関との調整を行う ○ 農地、農林水産施設等に対し、火山灰の除去や施設復旧を行う。 ○ 生産施設の倒壊防止や、火山灰による排水路等の閉塞防止等に向けた技術的指導を行う
区 市 町 村	○ 被害状況を把握し、都へ報告等を行う。

(2) 詳細な取組内容

《都産業労働局》

- 区市町村を通じて農林水産業における被害状況を把握し、関係機関等へ情報提供を行う。
- 国への被害状況や被害額等の報告及び進達、復旧対応に関する調整を行う。
- 降灰被害の大きい農地、農林水産業施設等に対し、火山灰除去や施設復旧等を図る。
- パイプハウス等の生産施設の倒壊防止や、火山灰による排水路等の閉塞防止に向けた事後対策等の技術指導を行う。

《区市町村》

- 被害箇所の復旧方法等について、都及び土地所有者と連絡調整等を行う。
- 各区市町村（農業関係所管部署）は、被害の情報を収集し、都農業振興事務所又は都支庁を通じて、都産業労働局（農林水産部農業振興課）に報告し、被害の拡大、二次災害を防止するための応急措置を速やかに実施する。

3 営農指導

(1) 対策内容と役割分担

- 火山灰が農作物や施設に付着すると生育に悪影響を及ぼすため、事業者等が迅速な除去をはかれるよう指導、支援する。また、火山灰が土壌に混入すると土壌成分に影響し作物の生育に支障が出るため、成分分析や土壌改良の指導、支援を行う。
- 畜産農家には火山灰付着を防ぐ対策を促す。また、河川や養魚池への降灰による水質悪化に対応するため、被害状況の把握や技術指導を行う。

機 関 名	対 策 内 容
都産業労働局	○ 火山灰の除去に係る事業者等への技術指導、支援
都産業労働局 関係機関	○ 被災した農林漁業関係者に対する生活支援策を、迅速に実施する ○ 株式会社日本政策金融公庫による融資 ○ 経営資金等の融通 ○ 特別対策資金の融通 ○ 農林漁業団体に対する指導

(2) 詳細な取組内容

《都産業労働局》

- 農作物や被覆施設に火山灰が付着すると、光合成の阻害等により農作物の生育に悪影響を及ぼすため、付着した火山灰を、できるだけ速やかに除去するように支援する。
- 火山灰が多量に土壌に混入すると、土壌酸度、塩基置換容量、リン酸吸収係数等に大きな影響を与え、作物の生育に影響をもたらすことがある。そのため、土壌の成分分析、土壌改良資材等の混和や除灰等の的確な指導を行う。
- 畜産農家に対して、放牧のとりやめや屋外にある牧草等をシートで被うなどにより、火山灰が付着した飼料等を食べさせないよう注意喚起を行う。
- 河川や養魚池への降灰による水質の悪化による魚のへい死の恐れがあるため、被害状況を把握するとともに、養殖業者に対する情報提供と技術指導等を行う。
- 被災農林漁業者に対し、利用可能な制度融資の案内等を行う。
- 株式会社日本政策金融公庫は、農林水産業施設等の災害復旧資金及び被災農林漁業者等の経営維持安定に必要な資金について融資を行う。
- 都は、農林水産物の被害が一定規模以上である場合においては、国の天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法（昭和38年法律第136号）の適用を受けて、被害農林漁業者等に対する経営資金等の融通等の措置を講じる。

- 都は、農林漁業対策上必要と認めるときは、被害農林漁業者等に対する特別対策資金の融通等の措置を講じる。
- 都は、災害時において、被災農林漁業者等が緊急に必要なとする資金の融通等に関し、農林中央金庫、関係金融機関等に対し、つなぎ資金の融通の依頼その他被害の実情に即し適切な指導を行う。

第12節 火山灰の収集・運搬及び処分

1 火山灰の取扱い及び処理の方向性

- 国の指針が示されるまでは、火山灰は自然物として処理する。
- 都は、国に対し、仮置き場の指定方法も含めた大規模降灰時の火山灰除去・処理指針の提示を要望するとともに、国のガイドラインを踏まえ、火山灰処理に係る各主体の役割分担や実施体制を具体化し、収集から運搬、処分までの体制を構築する。

【法令上の火山灰の取扱い】

- ・ 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」における「廃棄物」に該当しない。
- ・ 「土壌汚染対策法」の対象外
- ・ 「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」における「廃棄物」に該当し、船舶等からの海洋への廃棄は原則禁止
- ※ 大量の降灰があった場合などにおいて、「環境大臣が緊急に処理することが必要と判断した場合」は、海洋への廃棄が認められる可能性がある。

「内閣府：大規模噴火時の広域降灰対策について」より

2 火山灰の広域的な処分体制整備の方向性

- 「大規模火山災害対策への提言」によると、「国は、都市に多量の火山灰が堆積する時に、降灰除去機材の確保、優先的に除灰する道路や施設の選定、除灰作業への機材や人員の投入などを施設管理者や関係機関と速やかに調整する仕組みを構築すべきである。」とされている。
- また、「国、地方公共団体は、大規模な降灰に備えて火山灰処分場の確保や降灰除去機材の調達などを検討する火山防災協議会を超えるより広域な枠組みを検討すべきである。」とされている。
- 大規模降灰時に想定される火山灰量（中央防災会議降灰WG報告書ケース2：都内約1.2億 m^3 、全体約4.9億 m^3 ）は、処分までに相当の期間を要することが想定されるため、広域的な処分方法等について国や他自治体等との連携による検討を行い、処分先を確保する。
- 処分等には多額の費用が発生するため、費用分担についても検討する必要がある。また、処分等の費用について、活火山法等において、都道府県分の負担軽減策を位置付けることも引き続き要望していく。

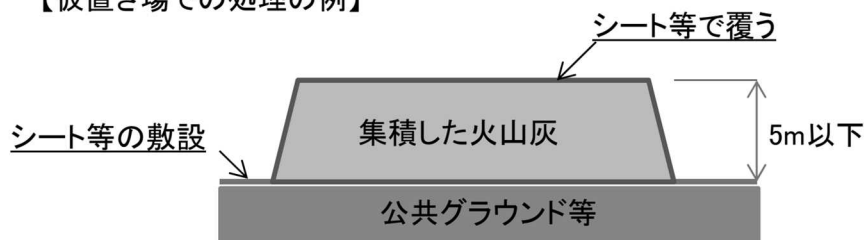
- 都内で想定される降灰は大量で広範囲に及ぶことが想定されるため、海上投棄に対する柔軟な対応など、広域的な処分方法を引き続き要望していく。

3 仮置き場の候補地選定基準

- 中央防災会議降灰WG報告書では都内で最大1.2億m³の火山灰発生が想定されるため、道路その他施設の火山灰の除去作業後、地域内及び近隣に一時的に集積する場所を確保することが必要である。
- 仮置き場の候補地については、以下の基準に基づき、区市町村と連携して候補地を選定する。

1. 公有地等（公園やグラウンドなど）を抽出	
2. 条件	
敷地面積について一定の面積を有しない場所を除外 （「一定の面積」の目安：100m ² 程度以上）	諸法令（自然公園法、文化財保護法、土壌汚染対策法等）による土地利用の規制がない
平坦な場所（火山灰の移動、流出を防止）	長期間、仮置き場として利用可能
ダンプトラックの往来が可能な場所（後日、処分場へ移動）	敷地内にダンプ・トラックが搬入可能な出入口があること
	ダンプ・トラックの搬出入ルートを確保できること
3. 傾斜地や河川・水路近傍の場所を除外（万が一、流出時の被害防止のため）	
4. 上記の条件に合う場所を候補地とする。（名称、所管、有効面積等を整理）	

【仮置き場での処理の例】



【火山灰を仮置き作業を行う場合の留意事項】

- シート等を敷設するなど、用地の現状への回復や処分場への運搬がしやすい工夫を行う。
- 仮置きした火山灰をシートで覆うなど、風による飛散防止を行う。
- 火山灰を仮置きしたスペース周辺に排水溝を設置するなど、降雨による火山灰の流出を防止する。
- 火山灰盛土の崩壊防止のため、積み置く高さを5m以下とする。
- 東京都は広いスペースが限られるため、土のう袋を活用した積上げなど確保した仮置き場の面積によって置き方を変更し、スペースを最大限活用できるよう効率化を図ることが重要である。
- 火山灰の仮置き作業にあたっては、防塵マスクやゴーグルを着用するなど、粉じん対策を行う。

第3部

第3章 災害応急・復旧対策計画

第12節 火山灰の収集・運搬及び処分

4 火山灰の収集・運搬

- 火山灰の除灰、収集・運搬は、原則として土地所有者又は施設管理者が行う。
宅地に降った火山灰のうち、一般の住民では対応が困難な対策については区市町村が対応する。宅地以外に降った火山灰については各施設管理者が対応する。

令和7年2月発行

東京都地域防災計画

火山編 本冊 素案

編集発行 東京都防災会議
(東京都防災会議事務局) 東京都総務局総合防災部
〒163-8001 東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
電 話 03 (5321) 1111 (代) 内線 25-017

印 刷 情報印刷株式会社
〒213-0031 神奈川県川崎市高津区下野毛 1-2-19
電 話 044-850-8861



古紙パルプ配合率 70%再生紙を使用しています
石油系溶剤を含まないインキを使用しています